

令和2年2月定例会

文 教 厚 生 委 員 会

予算決算委員会（文教厚生分科会）

会 議 録

長 崎 県 議 会

目 次

(2月25日)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	
《委員会》	
《関係部局所管事項説明》	

(2月26日)

1、開催日時・場所	5
2、出席者	5
3、経過	
《委員会》	
《関係部局所管事項説明》	

(2月26日(経済対策補正審査))

1、開催日時・場所	7
2、出席者	7
3、経過	
《分科会》	
教育長予算議案説明	7
教育環境整備課長補足説明	8
体育保健課長補足説明	9
福祉保健部長予算議案説明	9
長寿社会課長補足説明	10
障害福祉課長補足説明	11
予算議案に対する質疑	11
予算議案に対する討論	19

(2月29日)

1、開催日時・場所	21
2、出席者	21
3、経過	
《委員会》	
《新型コロナウイルス感染症への対応等について》	

(第1日目)

1、開催日時・場所	51
2、出席者	51
3、審査事件	51
4、付託事件	53
5、経過	
(総務部)	
《分科会》	
総務部長予算議案説明	53
決議に基づく提出資料の説明	54

予算議案に対する質疑	54
予算議案に対する討論	70
《委員会》	
総務部長総括説明	70
学事振興課長補足説明	72
議案に対する質疑	73
議案に対する討論	75
決議に基づく提出資料の説明	76
議案外所管事項に対する質問	77

(教育委員会)

《分科会》

教育長予算議案説明	90
決議に基づく提出資料の説明	91
予算議案に対する質疑	91
予算議案に対する討論	114

(第2日目)

1、開催日時・場所	117
2、出席者	117
3、経過	

(教育委員会)

《委員会》

教育長総括事項説明	117
総務課長補足説明	120
高校教育課人事管理監補足説明	121
学芸文化課長補足説明	121
県立学校改革推進室長補足説明	122
議案に対する質疑	125
議案に対する討論	137
決議に基づく提出資料の説明	139
陳情審査	140
議案外所管事項に対する質問	150

(第3日目)

1、開催日時・場所	175
2、出席者	175
3、経過	

(福祉保健部・こども政策局)

《分科会》

福祉保健部長予算議案説明	175
こども政策局長予算議案説明	177
決議に基づく提出資料の説明	179
予算議案に対する質疑	180

《委員会》

請願審査	201
------------	-----

《分科会》

予算議案に対する質疑	2 0 4
予算議案に対する討論	2 1 4

《委員会》

福祉保健部長総括説明	2 1 4
こども政策局長総括説明	2 1 6
福祉保健課長補足説明	2 1 7
こども未来課長補足説明	2 1 8
議案に対する質疑	2 2 3
議案に対する討論	2 2 6
医療人材対策室長補足説明	2 2 7
医療政策課長補足説明	2 2 9
原爆被爆者援護課長補足説明	2 3 2
こども家庭課長補足説明	2 3 3
決議に基づく提出資料の説明	2 3 5
陳 情 審 査	2 3 6

(第4日目)

1、開催日時・場所	2 4 3
2、出席者	2 4 3
3、経過 (福祉保健部・こども政策局)	
《委員会》	
議案外所管事項に対する質問	2 4 3
4、審査結果報告書	2 6 7

(配付資料)

- ・分科会関係議案説明資料（経済対策補正・教育委員会）
- ・分科会関係議案説明資料（経済対策補正・福祉保健部）
- ・分科会関係議案説明資料（総務部）
- ・委員会関係議案説明資料（総務部）
- ・分科会関係議案説明資料（教育委員会）
- ・委員会関係議案説明資料（教育委員会）
- ・分科会関係議案説明資料（福祉保健部）
- ・委員会関係議案説明資料（福祉保健部）
- ・分科会関係議案説明資料（こども政策局）
- ・委員会関係議案説明資料（こども政策局）
- ・委員会関係議案説明資料（追加1：こども政策局）

2 月 25 日

(関係部局所管事項説明)

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年2月25日

自 午後 2時 0分
至 午後 3時 50分
於 委員会室 2

義務教育課長(参事監)	木村 国広 君
義務教育課人事管理監	高鍋 洋 君
高校教育課長	鶴田 栄次 君
高校教育課人事管理監	本村 公秀 君
高校教育課 児童生徒支援室長	立木 貴文 君
特別支援教育課長	分藤 賢之 君
生涯学習課長	山口 千樹 君
新県立図書館整備室長	吉田 和弘 君
学芸文化課長	草野 悦郎 君
体育保健課長	松崎 耕士 君
体育保健課体育指導監	小柳 勝彦 君
教育センター所長	林田 和喜 君

2、出席委員の氏名

委 員 長	深堀ひろし 君
副 委 員 長	石本 政弘 君
委 員	中山 功 君
〃	外間 雅広 君
〃	堀江ひとみ 君
〃	中村 和弥 君
〃	川崎 祥司 君
〃	松本 洋介 君
〃	大場 博文 君
〃	下条 博文 君
〃	赤木 幸仁 君

総 務 部 長	平田 修三 君
学 事 振 興 課 長	門池 好晃 君
福 祉 保 健 部 長	中田 勝己 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

教育委員会教育長	池松 誠二 君
教育委員会政策監	島村 秀世 君
教 育 次 長	本田 道明 君
総 務 課 長	中尾美恵子 君
県立学校改革推進室長	小野下和宏 君
福 利 厚 生 室 長	竹中 望 君
教育環境整備課長	日高 真吾 君
教 職 員 課 長	上原 大善 君

6、審査の経過次のとおり

— 午後 2時 0分 開会 —

【深堀委員長】 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

まず、委員席でございますが、お手元に配付いたしております、委員配席表のとおり、決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

また、本日、冒頭の理事者の出席について、平田総務部長は、総務委員会に出席しているため、総務部の概要説明の時に、出席いただくことにしておりますので、ご了承ください。

それでは、議事に入ります前に、選任後初めての委員会でございますので、一言ごあいさつ

を申し上げます。

【深堀委員長】このたび、文教厚生委員長を仰せつかりました、深堀ひろしでございます。

石本副委員長をはじめ、各委員や理事者の皆様方のご指導、及びご協力を賜りながら、公正かつ円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

さて、本委員会の所管は、「教育」、「福祉・保健・医療」「子育て」と広範囲の分野に渡っており、県民の一人ひとりに直接 関わりとともに、「人口減少対策」、「健康長寿日本一」など、県の最重要課題に対する取り組みを担っているものと認識しております。

教育分野では、少子化の影響や、働き方改革などによる教育のあり方、地域の実情に沿った教育施策及び環境整備、また、私立学校への支援や、魅力ある県立大学づくりについて、福祉・保健・医療の分野では、地域包括ケアの早期構築や、医療提供体制の整備、高齢者の健康づくりへの取り組みについて、子育て分野では、結婚・妊娠・出産・育児までの一貫した切れ目ない支援、幼児教育や保育事業の推進など、数多くの課題がございます。

本委員会では、このような様々な課題に対し、限られた予算の中で、最大限の効果をもたらすためには、どのような施策を打てば、県民一人ひとりがいつまでも健康で、生きがいを持って活躍していただけるような長崎県になっていくのか、理事者の皆様方と一体となって考えてまいりたいと思っております。

石本副委員長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、積極的に論議を深めていただき、また、理事者の皆様方には ご理解・ご協力をいただきながら、進めてまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、ご挨拶とさせ

ていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

それでは、私から副委員長並びに委員の皆様方をご紹介いたします。

〔各委員紹介〕

以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

【深堀委員長】次に、理事者側の紹介を受けたいと思います。

【池松教育委員会教育長】教育長の池松でございます。委員会の開会に当たりまして、理事者を代表して、一言ご挨拶を申し上げます。

令和2年度は、「長崎県総合計画 チャレンジ2020」が最終年度を迎え、基本理念であります「人、産業、地域が輝く たくましい長崎県づくり」の実現に向けて、これまで以上に具体的な成果が求められる大変重要な年であると受け止めているところでございます。

このため、まず教育行政におきましては、今年度からスタートしました第三期長崎県教育振興基本計画に基づき、「長崎の明日を拓く人・学校・地域づくり」を目指し、各種施策を着実に進め、本県教育の一層の充実を図ってまいります。

さらに、長崎県立大学においては、高い社会人基礎力を有する人材の育成や、グローバル化、情報化に対応した教育に取り組むとともに、私立学校における、建学の精神に基づいた特色ある教育を推進してまいります。

福祉保健行政におきましては、「第4期長崎県福祉保健総合計画」に基づき、県民一人ひとりの尊厳が保たれ、ともに支え合い、誰もが安心して健やかで生きがいのある生活を送ることができる地域の実現を目指し、

また、全国を上回るペースで進行する人口減少と高齢化に対応できるよう、保健・医療・介

護・福祉施策の充実を図ってまいります。

次に、子育て支援・少子化対策分野におきましては、「長崎県子育て条例行動計画」に基づき、安心して子どもを生み育てることができ、子どもが生まれてきてよかったと感じられる社会となるよう、県民総ぐるみの子育て支援を推進するとともに、結婚、妊娠・出産、子育てに関する意識醸成と社会全体の機運醸成など、各種施策を展開してまいります。

また、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策にも関係部局間の連携を図りしっかりと取り組んでまいります。

今後、深堀委員長、石本副委員長をはじめ委員の皆様方のご指導、ご協力を賜りながら、各施策の推進に全力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日出席しております幹部職員を紹介させていただきます。

〔各部局長紹介〕

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

【深堀委員長】 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

まず、会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録職員名委員は、大場委員、赤木委員のご両人をお願いいたします。

今回の議題は、文教厚生行政所管事務について。第91号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第7号）のうち関係部分、について。令和2年2月定例会における本委員会の審査内容等について、であります。

次に、審査の方法についてお諮りいたします。

お手元に配布しております審査順序のとおり、本日は委員会を協議会に切り替えて、教育委員会、総務部、福祉保健部、こども政策局の所管

事務の概要について説明を受け、明日の分科会で国の経済対策に伴う補正予算について審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 なお、所管事務の概要説明についてのご質問等につきましては、今回は特に理解しにくかった点についての質問にとどめ、具体的な質問につきましては、各課へ個別に質問していただくか、3月9日からの委員会のなかで行うことにしたいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

準備のため、しばらく休憩いたします。

— 午後 2時 4分 休憩 —

— 午後 3時49分 再開 —

【深堀委員長】 委員会を再開いたします。

本日の委員会はこれにてとどめ、明日は、午前10時から委員会を開催し、引き続き、関係部局の概要説明を受けることとし、終了次第に分科会による経済対策補正予算の審査を行うことといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 3時50分 散会 —

2 月 26 日

(関係部局所管事項説明)

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年2月26日

自 午前10時 0分
至 午前11時55分
於 委員会室2

薬務行政室長	本多 雅幸 君
国保・健康増進課長	小田口裕之 君
国保・健康増進課企画監 (健康づくり担当)	永峯 裕一 君
長寿社会課長	峰松 茂泰 君
長寿社会課企画監 (地域包括ケア担当)	山口 美紀 君
障害福祉課長	桑宮 直彦 君
原爆被爆者援護課長	橋口 俊哉 君

2、出席委員の氏名

委員長	深堀ひろし 君
副委員長	石本 政弘 君
委員	中山 功 君
〃	外間 雅広 君
〃	堀江ひとみ 君
〃	中村 和弥 君
〃	川崎 祥司 君
〃	松本 洋介 君
〃	大場 博文 君
〃	下条 博文 君
〃	赤木 幸仁 君

こども政策局長	園田 俊輔 君
こども未来課長	濱野 靖 君
こども家庭課長	今富 洋祐 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

福祉保健部長	中田 勝己 君
福祉保健部次長	安永 留隆 君
福祉保健課長	渡辺 大祐 君
福祉保健課企画監 (福祉保健総合計画 ・企画予算担当)	岩崎 次人 君
監査指導課長	磯本 憲壮 君
医療政策課長	伊藤 幸繁 君
医療人材対策課長	石田 智久 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開議 —

【深堀委員長】 委員会を再開します。

なお、外間委員から委員会への出席が遅れる旨の連絡がっておりますので、ご了承をお願いします。

昨日に引き続き、関係部局の所管事務の概要説明を受けることといたします。

委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

— 午前10時 1分 休憩 —

— 午前10時54分 再開 —

【深堀委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、所管事務の概要説明を終了いたします。この後、国の経済対策に伴う補正予算の先議分の審査を行います。準備のためしばらく休憩いたします。

— 午前10時55分 休憩 —

2 月 26 日

(経済対策補正予算審査)

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年2月26日

自 午前11時 9分
至 午後 零時21分
於 委員会室 2

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	深堀ひろし 君
副委員長(副会長)	石本 政弘 君
委 員	中山 功 君
"	外間 雅広 君
"	堀江ひとみ 君
"	中村 和弥 君
"	川崎 祥司 君
"	松本 洋介 君
"	大場 博文 君
"	下条 博文 君
"	赤木 幸仁 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

教 育 長	池松 誠二 君
教 育 次 長	本田 道明 君
総 務 課 長	中尾美恵子 君
教育環境整備課長	日高 真吾 君
義務教育課長(参事監)	木村 国広 君
高 校 教 育 課 長	鶴田 栄次 君
特別支援教育課長	分藤 賢之 君
体 育 保 健 課 長	松崎 耕士 君

福 祉 保 健 部 長	中田 勝己 君
福祉保健部次長	安永 留隆 君
福 祉 保 健 課 長	渡辺 大祐 君
福祉保健課企画監 (福祉保健総合計画 ・企画予算担当)	岩崎 次人 君
長 寿 社 会 課 長	峰松 茂泰 君
障 害 福 祉 課 長	桑宮 直彦 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前11時 9分 開議 —

【深堀委員長】 委員会を再開いたします。

【深堀分科会長】 第91号議案「令和元年度一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分の審査について、分科会による審査を行います。

理事者の出席範囲につきましては、付託議案に関係する範囲とし、お手元に配付しております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

予算議案を議題とします。

教育長より、予算議案の説明をお願いいたします。

【池松教育長】教育委員会関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第91号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」に沿って、1月30日に成立した国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は、国庫支出金5億7,164万4,000円

の増、歳出予算は、教育総務費8億6,521万2,000円の増、特別支援学校費2億7,621万4,000円の増、保健体育費2億6,618万円の増、合計14億760万6,000円の増となっており、国の補助金を活用し、全ての県立学校への高速通信ネットワーク環境整備に要する経費、佐世保特別支援学校北松分校整備工事外2校の整備・改修工事に要する経費、及び県放虎原ラグビー場人工芝張替改修に要する経費を計上しております。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

今回補正予算に計上しております事業については、年度内に適正な工期が確保できないことから、すいすいスクールネットワーク整備事業費8億6,521万2,000円、特別支援学校施設整備費2億7,621万4,000円、体育施設管理運営費2億6,618万円について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

以上で教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【深堀分科会長】次に、教育環境整備課長より補足説明をお願いいたします。

【日高教育環境整備課長】教育環境整備課の補正予算につきまして、補足してご説明いたします。

お手元の「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第7号）補足説明資料」をご覧ください。

本課では2つの事業を計上しております。

まず、すいすいスクールネットワーク整備事業費についてでございます。

本事業は、国が新たに打ち出した「GIGAスクール構想の実現」にかかります補助金を活用し、全ての県立学校に教育用の高速通信ネットワーク環境及び無線LAN環境を整備するものでございます。

資料中段の図をご覧ください。

学校には校務用のネットワークと教育用のネットワークがあり、現状といたしまして、どちらの回線も教育庁のサーバーを経由してインターネットに接続されております。

本事業では、教育用のネットワークを現状の伝達速度が100メガの回線から10ギガの回線へ全面的な敷設工事を行うだけではなく、物理的に校務用ネットワークと教育用ネットワークを切り離し、教育用ネットワークを直接インターネットに接続することにより回線容量不足を解消し、校内ネットワークの高速化を図ることとしております。

また、本事業を実施することにより、資料の下段に記載のとおり、遠隔授業や動画視聴、EラーニングなどのICTを活用した教育活動をスムーズに行うことができるようになります。

事業費は、今回の経済対策補正予算で8億6,521万2,000円、このほかに令和2年度当初予算において、ネットワーク設定費用といたしまして4,187万5,000円を計上いたしております。

資料の裏面をご覧ください。

次に、特別支援学校施設整備費についてであります。

本事業につきましては、国の経済対策の一部としまして学校施設の改築、改修等にかかる補正予算が成立したことを受けまして、児童生徒の安全確保を図るために、老朽化対策として令和2年度に実施を予定しておりました特別支援学校3校の整備改修事業につきまして、約1～2カ月程度早く工事に着手することが可能になること等から、このたびの補正予算の対象として実施しようとしているものであります。

3校の事業内容でございますが、佐世保特別支援学校北松分校整備事業につきましては、令

和3年度開校予定の佐世保特別支援学校の分校として、佐世保市田平中学校の校舎の一部を借り受け、改修しようとするものであります。

また、島原特別支援学校空調改修工事は老朽化した空調の改修工事を、大村特別支援学校外部改修工事は老朽化した外壁等の改修工事を行うものであり、事業費の内訳は記載のとおりでございます。

これらの事業につきましては、経済対策の主旨に鑑み、議決いただいた後には実施時期の前倒しに努めてまいります。年度内の適正な事業期間が確保できないことから、今回の補正予算と併せまして繰越明許費の設定についてもお諮りしております。

補足説明は以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【深堀分科会長】次に、体育保健課長より補足説明をお願いします。

【松崎体育保健課長】体育保健課所管の関係予算について、補足してご説明いたします。

お手元にお配りしております資料、右肩上に令和2年2月26日付、「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第7号）補足説明資料（県放虎原ラグビー場人工芝張替改修について）」をご覧ください。

本事業は、新たにラグビー競技が実施できるスポーツ施設の整備が国の補助金の対象になるとともに当該予算が国の補正に計上されたことを受け、前回改修から14年が経過し老朽化が見られる人工芝について、国の補助金を活用して張替改修を行うというものであります。

なお、当該事業につきましては、先ほど教育長からもありましたとおり、年度内には適正な事業期間の確保ができませんので、予算計上と

併せまして繰越明許費の設定についてもお諮りをしております。

補足説明は以上でございます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

【深堀分科会長】次に、福祉保健部長より予算議案の説明をお願いいたします。

【中田福祉保健部長】福祉保健部関係の議案について、ご説明いたします。

「予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料【令和元年度2月補正予算（第7号）】」の福祉保健部をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第91号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」に沿って、1月30日に成立した国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

1ページの中ほどをご覧ください。

歳入予算は、福祉保健部合計で1億5,152万2,000円の増、歳出予算は福祉保健部合計で1億9,252万2,000円の増となっております。

なお、各課目につきましては記載のとおりであります。

補正予算の内容につきましては、介護福祉士修学資金等貸付事業費について。

介護福祉士を目指す学生の介護現場への就労や介護職員の介護福祉士資格取得による職場定着等を促進することを目的とした学費や実務者研修受講料等の貸付に要する経費として、6,000万円の増を計上いたしております。

2ページの上段をご覧ください。

特別養護老人ホーム等整備費について。

令和元年8月豪雨により被災した介護サービ

ス等事業者の設備等の復旧に対する助成に要する経費として、245万円の増を計上いたしております。

障害福祉施設整備費について。

社会福祉法人等が行う児童発達支援センターや共同生活援助施設の整備及び障害分野の介護ロボット等の導入に対する助成に要する経費として、1億3,007万2,000円の増を計上いたしております。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

今回補正予算に計上しております国の補正予算に対処するための事業については、年度内に適切な事業期間を確保することができないことから、障害福祉施設整備費1億3,007万2,000円について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

以上をもちまして福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【深堀分科会長】 次に、長寿社会課長より補足説明をお願いします。

【峰松長寿社会課長】 長寿社会課関係の2事業につきまして、補足してご説明をさせていただきます。

まず、お手元の補足説明資料「介護福祉士修学資金等貸付事業について」ご説明をさせていただきます。

この事業につきましては、介護福祉士の資格取得を目指す学生や介護職員、介護現場への再就職を希望する者に対して、それぞれその学費や実務者研修受講料、再就職に向けた準備経費等の費用を貸し付け、一定期間介護業務に従事した場合は返済を免除する介護福祉士修学資金等貸付事業の貸付原資等を、事業実施主体であ

る長崎県社会福祉協議会へ補助するものでございます。

この貸付原資に対する補助率は、②に記載のとおり、国が10分の9、県が10分の1となっております。

この貸付原資の10分の9の6,000万円を予算計上しておりますが、本年度一括して県社会福祉協議会へ交付することとしております。

貸付原資の残りの10分の1の県負担分につきましては、貸付実績に応じまして、その貸付年度に補助を実施することといたしております、令和2年度事業費につきましては、下段の表中の事業費合計⑤の1億2,620万円の10分の1に当たります1,262万円を令和2年度の当初予算として計上いたしているところでございます。

④のこれまでの経過でございますが、下段の表に記載しておりますとおり、平成27年度の補正予算によりまして貸付原資としまして3億5,760万4,000円を確保いたしまして介護福祉士修学資金等貸付事業を創設しており、平成28年度から貸付事業を実施しております。

平成27年度及び平成30年度に措置しました貸付原資が減少したことから、今回の国の補正予算を活用いたしまして、貸付原資の積み増しを行うというものでございます。

なお、令和3年度以降につきましても安定的に事業を実施できますよう、貸付原資の確保につきまして引き続き国に対して強く要望してまいりたいと考えております。

続きまして、補足説明資料「特別養護老人ホーム等整備費について」をご覧ください。

この事業は、令和元年8月豪雨によりまして被災されました介護サービス等事業者の設備等の復旧にかかる経費につきまして補助をするものでございます。

令和元年8月の豪雨につきましては、8月26日未明から8月30日早朝にかけて、平戸市で総雨量626ミリを計測しております。

総事業といたしまして441万2,000円、補助額といたしまして国の上限額の245万円を計上いたしております、国の方から事前着手可ということで示されておまして、既に復旧工事を実施したのに対して補助をするものでございます。

被害及び対応の状況といたしまして、施設は令和元年8月27日に被災されており、被害場所は平戸市、「社会福祉法人愛和会 特別養護老人ホーム わだつみの里」の居室7部屋が浸水しており、被害の内容といたしまして、当該施設裏の畑からの流水により施設の床上浸水が起りましてカーペットの張替が必要となりまして、工事日といたしまして令和元年8月28日から9月24日までに行われた経費につきまして補助をするものでございます。

以上をもちまして長寿社会課の説明を終わらせていただきます。

【深堀分科会長】次に、障害福祉課長より補足説明をお願いします。

【桑宮障害福祉課長】 それでは、第91号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち、障害福祉課関係部分について、お配りしております補足説明資料に基づいてご説明申し上げます。

まず、1の社会福祉施設整備費補助金の概要です。これは、国の補助金を活用し、社会福祉法人等が整備する施設の創設、増改築、大規模修繕等に要する費用の一部を県の予算の範囲内で助成するものであり、補助率は4分の3以内で、国が定める補助基準額が上限となっております。

次に、具体的な整備内容としては、③の施設

整備予定一覧にありますように、今回、国の経済対策補正を活用し、第5期長崎県障害福祉計画、第1期長崎県障害児福祉計画において重点的に取り組むこととしております障害児支援の中核機関となる児童発達支援センターの創設が1件、また、障害者の地域移行の受け皿となるグループホームの創設が2件、計3件の施設整備に対する補助金として1億2,300万円を計上いたしております。

次に、「2. 障害分野介護ロボット等導入事業の概要」です。これは、国の補助金を活用し、社会福祉法人等が障害者支援施設、またはグループホームにおいて介護ロボット等を導入する際の経費を助成するものであり、補助率は10分の10となっております。

対象となる機器は、資料の裏面にございます③に記載しているとおりの5種類で、対象となる県所管の事業所に意向を確認した結果、④に記載しているとおりの希望がありました者に対し計707万2,000円を計上いたしております。

以上をもちまして補足説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【深堀分科会長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、予算議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】 まず、教育委員会の「すいすいスクールネットワーク整備事業費」について質問いたします。

今回の補正は8億6,000万円ですが、8億6,000万円という額は、担当課に試算をしていただきましたが、現在の長崎県内の小学校は35人以下学級になっていない学年があるので、その学年も含めて全ての学年を35人以下学級にします

と、あと107人の先生を増やして、約8億6,000万円あれば長崎県内の小学校全てが35人以下学級にできるという、それだけ貴重な財源だと思っています。その財源を今回、補正で使うわけですから、長崎県にとってもぜひとも必要だと、そういう使い方をしてほしいという思いで質問したいと思います。

補足説明を課長からしていただきましたが、高速通信ネットワークの容量が大きくなれば、それはもちろん早くスムーズにというのは素人でも理解できるんですけど、教育用ネットワーク活用例は現在でもやっていると思うんですが、容量を大きくすることによって、今どこが不具合、不便で、大きくすることによってこうした活用例がスムーズにというだけでなく、もっとどういうふうに活用できるのか、変わるのかということについても、さらに説明をいただきたいと思います。

【日高教育環境整備課長】 今現在、学校のネットワークシステムにつきましては、校務支援システムと教育用支援システムを1本の回線で、教育庁のサーバーを通じて外部のインターネットにつないでおります。

今回、教育用ネットワークを校務用と物理的に外しますので、それで早くなります。

現在、学校でインターネットに複数台同時接続できますのは、パソコン教室だけでございます。これを全部の普通教室に無線LANの接続ポイントを設定いたします。

今現在、学校の普通教室には電子黒板を設置いたしております。パソコンについては3人に1台ございますので、そのパソコンと電子黒板とをつなぐこともできるようになりますので、今まで以上にICTを活用した教育の推進ができるものと考えております。

【堀江委員】 今までだとパソコン教室だけでした使えなかったものが、全ての普通教室で使えるということ。

現場の先生の声聞きますと、途中で音声止まったりということがあるので、今回、容量を大きくすることとは、そういったこれまでの不具合がなくなるんだという理解でいいですか。

【日高教育環境整備課長】 今までは、遠隔授業等をする時に音声途絶えたりとか画像が乱れたりしたと。今までは100メガの通信速度の回線を使っておりましたが、今度は10ギガ、理論上は100倍の速さの通信速度の回線になりますので、そういう音声の途切れとか画像の乱れとかがなくなるものと考えております。

【堀江委員】 それと、今回、全ての県立学校ですよね。

こうしたパソコン整備とかには、例えば特別支援学校とかには国の補助があったりするんですけど、今回のように普通学校にこうした補助が出るというのは今まで私としては記憶がないんですが、これは今回うまく活用できる措置ということになりますか。

【日高教育環境整備課長】 今までは、特別支援学校の施設整備等につきましては国の補助がございましたけれども、高等学校の施設整備につきましては国の補助が全くございませんでした。

今回、国のGIGAスクールでは、高速大容量無線LANの設置につきましては国が2分の1の補助、それからその補助率につきましても補正予算債という形で充当率100%、交付税が後年度60%負担、ですから実質県の負担は20%で済むような大変有利な補助制度を国につくっていただきましたので、今回これを利用して整備しようと思っております。

【堀江委員】 そうしますと、今回の経済対策で国の予算を活用するというのはもちろんですが、補助率の2分の1だけにとどまらず県債、残りの半分の部分についても長崎県にとっては有利な補助を活用して、現場で今どうしてもしてほしいという高速通信ネットワークの整備ということで理解をいたしました。

続いて、福祉保健部のことで質問いたします。介護福祉士修学資金等貸付事業です。

県の社協はいろんな貸付事業をしているんですが、通常は、貸し付けて償還金を償還していただいて、それを貸付事業に充てて行うという仕組みが大方なんですけど、この介護福祉士修学資金等貸付事業は、先ほど補足説明で課長が言われましたように、介護業務に従事した場合は返済が免除、返済が免除されるということは貸してそのままですね。

そうすると、この事業の資金そのものは、いわゆる原資の積み増ししかないわけですけど、これは補正予算でしか原資の積み増しができないのか。これだけ大事と、これだけ件数も増えていくということは求められている貸付事業だと思うので、当初予算で積むということにならないのかという疑問があるんですが、今後の動きも含めて、その点はどうか。

【峰松長寿社会課長】 貸付原資につきましてのご質問でございます。

補足説明資料の下段の表を見ていただきまして、先ほどご説明いたしましたように、左側に貸付原資と記載しているんですが、平成27年に国から、カッコ書きで示しております3億2,184万5,000円を制度創設ということで当初予算で措置をされておりました。3年間の事業実施ということで、平成28年から3年間事業を実施させていただきました。

委員ご指摘のとおり、原資を償還するというスキームではございませんので、ほぼ使ってしまうという形になっていきますので、国の方から平成30年もしくは令和元年に、経済対策ということで積み増しをさせていただいております。

ただ、これはもう全国的に同じような状況でございますので、国の方に確認をいたしますと、国の方も、どこの県も同じような状況になっていて、原資不足になりつつあるというところもございますので、令和3年に向けては当初予算で編成できないものかということも含めて検討をいたしたいというお話はございました。

【堀江委員】 ぜひ、もう使い切ってなくなってしまったということにならないように、とりわけ介護の問題につきましては、いかに人材を育てるかということで今、長崎県もさまざまな施策をとっていると思うので、こうした事業も継続ができるように要望していただきたいと思っています。

もう一つ、最後に、障害福祉施設の整備について。補足説明資料の「2. 障害分野介護ロボット等導入事業の概要」、この文面だけを読むと、人型のロボットが利用者を抱えて移動するかなのような事業に見えるんですけど、裏面の補助対象機器を見ますと、結局いわゆるリフトであったり、そういった導入の経費を補助するという理解でいいですか。

【桑宮障害福祉課長】 補足説明資料の裏面をご覧いただきたいと思います。

今回補助予定の施設の機器種別として、見守りと移乗介護と排泄支援の3種類がございます。

見守りににつきましては、機器のイメージとしては、ベッドの下に敷くセンサーで、寝ている間の動き、覚醒して立ち上がるといった動きとか、あるいは心拍数とか呼吸を把握することで

急な行動とか急変をセンサーで感知するような形になっております。

移乗介護につきましては、車いすからベッドに移る、またその逆の移動をする時にリフト型の器械で移動させるようなイメージの器械と考えていただければと思います。

3つ目の排泄支援ですが、障害者の方には、ご自分で自立排泄が困難な方もいらっしゃると思います。そのような方の排泄のタイミングを予測して、そろそろ排泄をされる時間ですよというのをお知らせするようなシステムということで、人型のロボットというよりはセンサーとか駆動系の器械を活用した機器のイメージで捉えていただければと思います。

【堀江委員】それで、今回の補助率は10分の10で、これは昨年も導入の制度があったということですが、昨年度と今回の経済対策の導入と、この補助に関わっての条件というか、これが何か変わりましたか。件数が多いなと思って。

【深堀分科会長】 暫時休憩します。

— 午前11時37分 休憩 —

— 午前11時37分 再開 —

【深堀分科会長】 分科会を再開いたします。

【桑宮障害福祉課長】 障害福祉分野の介護ロボットの支援事業につきましては、今年度の9月補正で初めて計上させていただいております。その時点では、1都道府県当たり30万円の上限がございました。希望が3カ所からございましたので、10万円ずつを交付したという状況でございます。

今回の制度につきましては、補足説明資料の2の①にございますように、補助率については10分の10と変わらないんですが、1機器当たり10万円以上30万円以下という額の設定と、限度

額につきまして、障害者支援施設については150万円、グループホームについては60万円と設定されております。

【深堀分科会長】 ほかにありませんか。

【川崎委員】 すいすいスクールネットワーク整備事業費についてお尋ねいたします。

I C T教育がスタートして、もう随分時間もたっておりまして、その効果も認められて、随分普及をしているものと承知をいたしております。

そういった中において、音声、画像がスムーズに伝わるようにというインフラ整備と理解をいたしております。100メガから10ギガ、約100倍ということで、随分とスムーズにいくのでしょうか。

この整備について全く異論はありませんが、一方、使うための端末について確認をさせていただきたいんです。パソコンというぐらいですから、1人に1台というのが理想だと思いますが、現在どの程度整備をされているのか、お尋ねいたします。

【日高教育環境整備課長】 現在、県立学校の生徒数は2万4,000人ほどございまして、教育用パソコンにつきましては、パソコン室のパソコンも含めまして9,200台程度整備しております。

【川崎委員】 2万4,000人いらっしゃるって9,200台、ぱっと計算ができませんが、1台に2.5人ぐらいでしょうか。

今回の補正は県立学校と承知をしておりますが、小・中学校も入れた数字はわかりませんか。

【木村義務教育課長】 平成30年度の調べで、4.2人に1台の割合でございます。

【川崎委員】 これは義務教育機関だけの（発言する者あり）じゃあ、全体で4.2人あたりに1台ということでした。

我々が仕事をやっても、1台のパソコンを2名以上で使うというのは非常に非効率でありますし、学習で同じ時間に「せーの」で使うということではないんでしょうけれども、さまざまな個人的な設定とかも考えていくと1人に1台が望ましいと思うんですが、今回、国の対策においては、パソコンの整備も範疇にあったのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

【日高教育環境整備課長】国のGIGAスクール構想の実現につきましては、令和2年度までに高速無線LANを整備すること、それから義務教育段階の児童生徒たちに令和5年度までに1人にパソコン1台の整備をするという形が盛り込まれております。

【川崎委員】では、令和2年度までには、今おっしゃったところで今回の補正を使いながら整備をしてインフラを整え、その後にパソコンを整備しながら教育環境をさらに高めていくと、そういった理解でよろしいでしょうか。

【日高教育環境整備課長】そのようでございます。

【川崎委員】もう1点、特別支援学校の施設整備費についてお尋ねをいたします。今回、3校において改修等が組まれているようでございますが、島原特別支援学校の空調改修工事費です。

昭和53年設置ですから、随分老朽化したものの改修と思いますが、体調的にも変化があるようなお子様方が多くいらっしゃる中において、空調について、今どこにもあるような風を出すような空調ではなく、一般質問で以前したことがあるんですが、輻射式といいまして風を出さずに気温をコントロールできるような新しい設備があるんです。こういったところもぜひ配慮をして、新しい技術を入れながら、いい環境で

教育ができるような、学べるようなところもぜひ検討いただきたいんですが、ご見解をいただければと思います。

【日高教育環境整備課長】今回、島原特別支援学校につきましては、17教室の空調整備を考えております。島原特別支援学校の空調につきましては、今までは中央で一括して管理をしていたものですから、温度設定ができませんでした。今回は、17教室それぞれに温度設定ができるような形で、児童生徒さんたちの体調管理に今まで以上に貢献できるものと考えております。

【川崎委員】そこまでおっしゃったので申し上げますけど、こういうことが聞こえてくるんです。場所によって風が直接当たって、それがたらくて体調を崩すと、一方では全くそういったところがなくて、逆に暑いときは暑い、寒いときは寒いと。

そういうことがあるので、教育施設においても、今申し上げますような新しい技術を持った空調設備を整えている地域があると。これは長崎ではないですよ。佐賀県の小城市だったですかね、かなり積極的に取り組まれていると伺っております。

せっかく更新をするんだったら、そういったところまで配慮していただいた方がよろしいんじゃないかというご提案でございますので、いま一度ご検討をいただけるかどうか、お尋ねいたします。

【日高教育環境整備課長】島原特別支援学校の空調整備につきましては、既に今年度に設計を終了いたしておりまして、来年度すぐ工事に取りかかるという段取りにしておりましたので、今回は今までの設計どおりの空調で設置したいと考えております。

委員提案の部分につきましては、今後の空調

整備の中で検討できるところは検討してまいりたいと思っております。

【松本委員】 私も関連して、すいすいスクールネットワーク整備事業について質問いたします。

先ほどから話がありましたとおり、100メガから10ギガ対応になると100倍になるということで、大変環境がよくなることは事実でございます。

しかしながら、8億6,000万円の公金を使う。国庫が半分入って実質2割負担としても大変大きな財源を投入するわけでございまして、環境がよくなって非常に多くの状況がつかれるということではありますが、それをどう使うかが大事だと思うんです。

先ほどの説明資料の中に教育用ネットワーク活用例がありますけれども、具体的に77校に配備された後、授業とかカリキュラムにどのように活かしていくのか。今までこういうことができなかったけど、こういうことをやりますとか、ただ入れるだけではなくて、入れたものをどう活用するかについてのご見解をお尋ねします。

【鶴田高校教育課長】 ネットワークが整備された後にインターネットをどういうふうに活用して授業ができるのか、ネットワークの接続方法、トラブルシューティング、それからスカイプ・フォー・ビジネスによる遠隔授業の利用法について教育センターと連携しながら研修をしたいと考えております。

【松本委員】 申し上げたいのは、8億6,000万円使って整備をしたとしても、使う教員側がどのような授業に取り組んでいくかということが大事だと思うんです。それも、来年度から無線LANが各教室に入りますよといった中で、こういうふうに状況が変わるから、カリキュラムを生徒、児童がやりやすいように、このような

ものを入れましょうと。

例えば、離島半島が多い中で、授業の遠隔受配信といったもの。また、ここに書いてあるような、ネットワーク環境が整備されれば国内外の大学等の専門的な講義など、そういったものが活用できますとありますけれども、実際にそれを現場に落とし込んで使う先生たちが活用しなければ結局無駄になってしまうので、その辺も併せてですね。

配備することが目的ではなくて、配備したものをどう使うかが大事ですので、そちらも併せて、来年度以降、この事業を活用してこういう成果が出ましたというのも併せて報告をいただければと思います。

もう一つは、ラグビー場の人工芝張替改修ということでございます。

大村市にありますので、私もいろいろお話を伺います。報道等でも、今回ラグビーワールドカップで大変に人気が上がったということでございますが、スポーツ自体としては非常に人口が少ないということが課題になって、そういうことを背景に国の方も支援をしていると伺っております。

実は大村でもラグビー教室がこのラグビー場で行われておりまして、大変期待するところでございますが、そうは言っても2億7,000万円を使うわけでございまして、今までの稼働率がどうだったのか。

また、せっかく張り替えたのであれば、新設されるわけですから、今後ラグビー人口を増やすために、活用されるために、いろいろな活用策をラグビー協会等とも話していると思うんですけれども、その辺の状況についてお尋ねいたします。

【松崎体育保健課長】 今現在の放虎原ラグビー

場の活用は、委員ご指摘のとおり、大村市内のラグビー協会とかラグビースクール、あとは県の高校の例えば新人戦、高総体、花園の予選とか、さまざまな大会で活用しております。

実はラグビー協会の方からも、人工芝がご存じのとおり14年経って劣化をしておりますので、張替えの要望が以前からあっております。その中で、今後どのような大会を誘致していくのか、長期的スパンで見ながら、ラグビー協会と協議のうえ、競技人口を増やしていきたい思っております。

【松本委員】ラグビー教室の入会者が今どんどん増えていると大村で話を聞きまして、すごくいいことだと思いますし、新たに人工芝が変わることによって、さまざまな大会を誘致することもできると思うんです。そういったところも協会にぜひお願いをして、活用していただきたいと思います。

【中山委員】このたびの補正予算、14億円とかなり大きいと思います。先ほどから教育行政上のメリットについては話があったようですが、これは総合経済対策という観点から一つお聞きしたいと思います。

この14億円の予算の中で、県の経済対策としての本県への経済波及効果等については試算したことがあるのか、そういう考え方があるのかどうか、その辺で検討した結果があれば教えてください。

【日高教育環境整備課長】経済への波及効果につきましては、試算はしておりません。

【中山委員】教育的な問題ばかりではなくて、経済対策でありますので、経済波及効果等についても、よくよく検討をしておく必要があると思いますので、今後取り組んでほしいと思います。

そこで、ちょっとお聞きしますが、高速通信ネットワーク整備事業で8億6,000万円程度あります。事業費の内容を含めて、この発注方法です。教育委員会で直接やらないと思いますが、発注については、県内の事業者が発注できるようなものがあるのかどうか、教えていただきたいと思います。

【日高教育環境整備課長】今回のすいすいスクールネットワーク整備事業、高速通信ネットワークシステムの整備につきましては、第1段目としまして、各学校でLANの配線工事をいたします。これは電気通信工事業者でできます。これにつきましては各県立学校で発注をしたいと思っております。技術的には県教委から支援をしたいと思っております。

ケーブルの敷設が来年の11月から12月ぐらいに終了いたしますので、その後、無線のアクセスポイントの設定工事は県教育委員会から一括で発注したいと考えております。いずれにしても、県内の事業者が発注したいと考えております。

【中山委員】できれば、その額がどの程度になるのか。

それと、説明資料に変更事業実施後という形で教育用LANから「新」が入って「新教育用LAN」という形になっているので、この辺の変更というか、中身がどういうふうに変わってくるのか、数が変わっていくのかどうか、それを含めて教えてください。

【日高教育環境整備課長】まず、配線配管等設計工事費で5億7,000万円ほど、それから無線LANのアクセスポイントの設定で2億8,000万円ほどという形で考えております。

それから、新LANにつきましては、今まで校務用LANと教育用LANが1本の回線でつ

なっていたものですから、これを教育用LANにつきまして今回新たに敷設をいたしまして、各学校からそれぞれ直接インターネットにつながるようにいたしますので、高速回線でインターネットにつながりますので、今まで以上に速くなるという形でございます。

【中山委員】 この8億7,000万円のうちの5億7,000万円については県内に発注できるということでありましたから、経済波及効果もあるんじゃないかと思います。あくまでもこれは経済対策ですから、その中で組み上げているわけですから、それも含めて、今後よくよく検討していただくことを要望しておきたいと思います。

【中村(和)委員】 障害福祉課に、今回、介護ロボットの導入ということで予算措置がされているんだけれども、これは補助率が10分の10ということで、非常に介護事業者にとってはためになるような支援策だと思うんだけれども、今回、11の施設が要望されていますね。

ちょっと調べたら、介護ロボットの導入については県の方が随分頑張っているようで、セミナーなども開催したようです。もちろんセミナーで実際のロボットを、多分、介護施設の方たちが見て触って実感を持ったと思うんですけども、その上での申し込みがこの11者ということではよろしいんですか。

【峰松長寿社会課長】 委員ご説明のセミナーの件ですが、セミナーにつきましては、介護事業所に限ってのセミナーをさせていただいております。介護事業所がお使いになる介護ロボットにつきまして展示したり、介護ロボットに関する有識者のご説明をさせていただいております。

今回補正で障害福祉課が出しておりますのは障害分野の介護ロボットというふうになってお

りますので、その分野につきましてはセミナーでは展示いたしておりませんでした。

【中村(和)委員】 そうしたら、これだけの事業、これからも多分展開されると思うんだけれども、皆さんもご存じのとおり、今、介護施設では人材が非常に不足していますね。ところによれば、人材の引き抜きなどもたくさんところでやっています、いろんなクレームがきているんです。私たちもそれに対処しているんだけれども。

そういう中で、このロボット化というのは非常に大事なことだと思うんだけれども、当然私たちとすれば、先ほど中山委員が言われたように、長崎県の経済効果を期待するわけです。

そうした時に、現時点で、この長崎県で介護ロボットをつくっている製造会社というのはあるんですか。

【峰松長寿社会課長】 現時点で私が知り得る範囲で、県内で介護ロボットを製造されているところは、私としては認識をしておりません。

【中村(和)委員】 そこは足りないのかな。産業労働部などと提携をしながら、いかに長崎県の介護人材が不足しているか、それに対して介護ロボットをいかに導入していくか、それによって介護のレベルが上がっていくかというところを検討しなければならない時代にきていると思うんです。当然私たちも、あちこちのロボット工場を、県内の工場も見に行きましたけれども、まだそこまで入っていないのかなと思ったから、今確認したんだけれども。

関係の部署と協議をしながら、介護ロボットの導入については、非常にレベルが高いものもありますけれども、ぜひ、長崎県にもそういう製造工場を設置するべきだと私は思うんです。

今後のためには、そういうところを共に協議をしながら、介護人材の不足、加えて介護のレ

ベルを上げるために、もう一步踏み込んでいただいて頑張っていたいただければと思いますので、よろしくお願いしておきます。

【深堀分科会長】 暫時休憩します。

— 午前 11時59分 休憩 —

— 午前 11時59分 再開 —

【深堀分科会長】 分科会を再開いたします。
ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀分科会長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第91号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

予算議案の審査結果について整理したいと思いますので、しばらく休憩します。

— 午後 零時 0分 休憩 —

— 午後 零時 0分 再開 —

【深堀分科会長】 分科会を再開いたします。

これをもちまして、分科会の審査を終了いたします。

【深堀委員長】 この後、委員間討議を行います
が、理事者退席のため、しばらく休憩します。

— 午後 零時 1分 休憩 —

— 午後 零時 9分 再開 —

【深堀委員長】 委員会を再開いたします。

これより、令和2年2月定例会の審査内容等についての委員間討議を行います。

審査の方法についてお諮りいたします。

委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩します。

— 午後 零時10分 休憩 —

— 午後 零時20分 再開 —

【深堀委員長】 委員会を再開します。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、修正案のとおり決定されましたので、この後、理事者に正式に通知することといたします。

これをもちまして、委員会を終了します。

大変お疲れさまでした。

— 午後 零時21分 閉会 —

2 月 29 日

(委員会)

(新型コロナウイルス感染症への対応等について)

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年2月29日

自 午前10時 2分
至 午後11時58分
於 委員会室 2

教 育 次 長 本田 道明 君
総 務 課 長 中尾美恵子 君
義 務 教 育 課 長
（ 参 事 監 ） 木村 国広 君
高 校 教 育 課 長 鶴田 栄次 君
特 別 支 援 教 育 課 長 分藤 賢之 君
体 育 保 健 課 長 松崎 耕士 君

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長） 深堀ひろし 君
副委員長（副会長） 石本 政弘 君
委 員 中山 功 君
" 外間 雅広 君
" 堀江ひとみ 君
" 中村 和弥 君
" 川崎 祥司 君
" 松本 洋介 君
" 大場 博文 君
" 下条 博文 君
" 赤木 幸仁 君

福 祉 保 健 部 長 中田 勝己 君
福 祉 保 健 部 次 長 安永 留隆 君
福 祉 保 健 課 長 渡辺 大祐 君
医 療 政 策 課 長 伊藤 幸繁 君
障 害 福 祉 課 長 桑宮 直彦 君

こども政策局長 園田 俊輔 君
こども未来課長 濱野 靖 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

山田 朋子 君
浅田ますみ 君
前田 哲也 君
中島 浩介 君
山下 博史 君
中村 泰輔 君

5、県側出席者の氏名

学 事 振 興 課 長 門池 好晃 君

教 育 長 池松 誠二 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 2分 開会 —

【深堀委員長】 ただいまから、委員会を開会いたします。

本日の議題は、「新型コロナウイルス感染症への対応等について」であります。

そのため、理事者の出席範囲については、議題に関連する範囲とし、お手元の配席表のとおり決定したいと存じます。

審査は、お手元に配付しております審査順序のとおり、関係部局からの説明を受けた後、質問を行うこととしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

まずはじめに、福祉保健部長より説明をお願いいたします。

【中田福祉保健部長】 まず、福祉保健部長より説明させていただきたいと思います。

お手元の資料、「県民の皆様へのお願い」という資料をご参照いただければと思います。

県といたしましては、昨日、臨時部長会も開催いたしまして、県内各部局の状況をしっかりと確認しながら、同日16時30分より、知事からの記者会見において、県民の皆様へのお願いとして、このようなメッセージを発出させていただいた次第でございます。

この資料に記載のとおり、現在、新型コロナウイルス感染症対策につきまして、関係機関と連携しながら、相談窓口設置、予防対策等の情報提供、また、医療提供体制・検査体制の整備等に力を注いできたところでありまして、現在、県内の感染者は確認されていない状況にありますが、国内では感染者は増加傾向でございまして、2月25日に発出されました「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」などに示されておりますとおり、まさに今が健康被害を最小限に抑える上で極めて重要な時期であります。新型コロナウイルス感染症が大きく流行するか否かを決定づける転機を迎えているということもございまして、以下の点について、県民の皆様のご理解とご協力をお願いする意味で、メッセージで発出させていただいた次第でございます。

1番目には、まずは、県民の皆様お一人おひとりに、引き続き感染予防対策にしっかりと取り組んでいただきたいというふうに考えております。したがって、以下の4点について、改めて協力をお願いしたところでございます。

1つ目といたしましては、手洗い、咳エチケット等の対策を徹底していただきまして、人混

み、閉鎖空間など、感染しやすい環境に行くことは避けていただくことです。

また、2つ目は、風邪・発熱の症状がある方は外出を控えていただきまして、症状が続く場合には、受診する前にかかりつけ医、「帰国者・接触者相談センター」に相談してから受診していただくということをお願いしております。これは、連絡をしないで医療機関にかかると、本人の感染のリスクも高まってしまうというおそれもありますので、事前に、受診する前に、きちんとかかりつけ医等に確認してから受診していただきたいという趣旨でございます。

3つ目は、感染拡大を防ぐためには、体調が悪い時には出勤を控えていただくことと、あとは事業者、従業員が休みやすい環境づくり、テレワークや時差出勤など、働き方の工夫をお願いさせていただいております。

また、4つ目といたしましては、地域、企業がイベント等を主催する際には、感染拡大防止の観点から、開催の必要性を精査し、不要不急なものについては、中止または延期も視野に入れた検討をお願いしております。

2ページ目をご覧くださいと思います。

また、県民の皆様に対しましては、今後も随時、正確でわかりやすい情報の提供に努めてまいりたいと考えておりまして、不正確な情報に惑わされず、引き続き、冷静な対応をお願いさせていただきます。

また、3番目にありますとおり、さまざまな点でご心配、お悩みがあらうかと思っておりますので、その際には、最寄りの保健所の相談窓口、また、県の福祉保健課にも総合的な相談窓口を設けておるところでございますので、こちらで受け付けさせていただいているということを周知させていただきます。

また、4番目といたしまして、県が主催するイベント等についての考え方をまとめさせていただいております。県が主催するイベント等につきましては、原則として、当面の間、これは3月15日まででございますが、開催の中止・延期、または規模縮小等の対応を行うこととしております。

県教育委員会におきましても、県立学校については、原則として、3月2日から3月24日まで臨時休業とし、市町立学校等についても、この旨通知のうえ、協力を要請することとしております。

また、そのほか、長崎県美術館、歴史文化博物館等におきまして、イベント等については、当面の間、中止するというところでございます。

また、5番目にありますとおり、新型コロナウイルス感染症に関連し事業活動に支障が生じる中小企業の皆様に対しましては、円滑な資金繰り支援のための制度資金を3月2日に発動することとしており、県産業労働部や商工団体、金融機関に相談窓口を設置していることを周知させていただいております。

最後に、県では、今後とも、各関係機関と緊密に連携いたしまして、感染症対策に万全を期してまいりたいということで、県民の皆様のご協力を賜るために、メッセージとして発信させていただいた次第でございます。

以上で説明を終わります。

【深堀委員長】次に、教育長より説明をお願いいたします。

【池松教育長】おはようございます。

教育委員会の対応について、ご説明をいたします。

配付資料、「新型コロナウイルス感染症への対応について」をご覧ください。

2月27日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、内閣総理大臣より、子どもたちの健康・安全を第一に考え、多くの子どもたちや教職員が日常的に長時間集まることによる感染リスクにあらかじめ備える観点から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が示されました。

また、翌28日に、新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について、資料3ページから7ページのとおり、文部科学事務次官通知がございました。

これらを受けまして、県教育委員会といたしましても、児童生徒の感染リスクにあらかじめ備える観点から、県立学校について一斉臨時休業の対応をすることといたしました。

具体的な内容といたしましては、資料1ページの（1）のとおりに、県立学校、これは県立中学校、高等学校、特別支援学校でございますが、県立学校につきましては、原則3月2日（月曜日）から3月24日（火曜日）まで臨時休業することとして、休業中の学習内容の伝達など、学校運営上やむを得ない場合は、遅くとも3月4日（水曜日）からは臨時休業とすることといたしました。

また、政府において、感染拡大防止に極めて重要な時期とされた、ここ1～2週間を経過した3月16日（月曜日）以降は、終業式などの最小限度の教育活動を実施するため、各校長が必要と判断した場合は、臨時に登校日を設定することは可能としております。ただし、臨時登校日を設定する場合は、可能な限り時間の短縮、児童生徒の分散化、時差登校等の感染防止のための措置を行うこととしております。

こうした方針については、昨日、各学校に通知したところであり、その内容については、資料8ページから9ページのとおりであります。

市町立小・中学校、義務教育学校、高校に關しましては、昨日、県立学校での対応内容を市町教育委員会宛て通知し、臨時休業について要請いたしました。その内容については、10ページのとおりであります。

資料2ページをご覧ください。

県教育委員会が所管する佐世保青少年の天地等の県立青少年教育施設5施設、総合体育館等の県立体育施設5施設、県立図書館についても、感染リスクにあらかじめ備える観点から、児童生徒の利用を停止することとしております。期間については、記載のとおりであります。

これら一斉臨時休業等の対応につきましては、県内での感染状況や国の今後の対応等の状況等により、必要に応じて見直すなど、状況変化に速やかに対応してまいります。

最後に、これまでの対応策として、県立学校及び特別支援学校における卒業式及び令和2年度長崎県公立高等学校入学選抜における対応について、ご説明いたします。

卒業式につきましては、式全体の時間短縮や、在校生の全部または一部の出席見合わせなどの対応を、また、入学選抜につきましては、新型コロナウイルス感染症への感染者及び濃厚接触者への受検機会の確保のため、感染等により、本検査・追検査の受検が困難な者への調査書等による選抜を行うこととしております。

県教育委員会といたしましては、休業期間中の児童生徒や保護者の皆様の支援にも努めてまいりたいと存じますので、県議会をはじめ県民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

【深堀委員長】次に、こども政策局長より説明をお願いします。

【園田こども政策局長】私からは、幼稚園・保育所等における新型コロナウイルス感染症への対応について、ご説明をさせていただきます。

お手元に配付しております、こども政策局の資料をご覧ください。

まず、国からの要請内容でございますけれども、ご承知のとおり、幼稚園、保育所、認定こども園、放課後児童クラブは、原則として開所。なお、放課後児童クラブは、夏休み等の長期休暇における開所時間、原則1日につき8時間でございますけれども、それに準じた対応ということになっております。

2番目でございますが、要請についての課題といたしましては、放課後児童クラブにおける時間延長や受け入れ児童の増加に対応するための職員確保が課題であると考えているところでございます。

これに対応した国の通知内容では、職員の確保が困難な場合は、法人間の連携や市町村における放課後児童クラブ等関係団体への協力要請等を通じて、他の児童福祉施設等から職員の応援が確保されるよう、必要な対応を行うよう要請がっておりますけれども、県といたしましても、関係団体、市町、教育庁とも連携しながら、万全な対応を図ってまいりたいと考えております。

要請により新たに発生する費用は、国において交付予定となっております。

1枚めくっていただきまして、添付資料の1ページをご覧ください。

「学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応について」という通知でございますけれども、

もう一つめくっていただいて、2ページ目「保育所について」でございます。中ほどの2段落目に書いておりますけれども、保育所については、保護者が働いており、家に一人であることができない年齢の子どもが利用するものであることや、春休みもないなど、学校とは異なるものであることから、感染予防に留意した上で、原則として開所していただくよう要請が来ているところでございます。

中ほどの放課後児童クラブにつきましても、同様に、共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している子どもを対象としており、特に、小学校低学年の子どもは留守番をすることが困難な場合があると考えられ、学校とは異なるものであることから、これもまた、感染の予防に留意した上で、原則として開所していただくようお願いする旨の要請となっております。

次に、5ページ目をご覧ください。

学校の臨時休業に関連しての幼稚園の対応でございます。中ほどに記載しておりますけれども、幼稚園については、保育所と同様、家にいることができない年齢の子どもが利用するものであることや、保護者の就労等により、保育の必要性がある子どもの受け皿になっていることから、今回の要請に至ったということでございます。

次に、7ページをご覧ください。

「保育所等において、子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」という通知を参考として添付させていただいております。これは県内で発生したということになりますので、県として対策本部を立ち上げて対応することになると存じますけれども、参考として添付させていただいております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【深堀委員長】次に、学事振興課長から説明をお願いいたします。

【門池学事振興課長】学事振興課の対応について、ご説明させていただきたいと思います。

資料については、教育委員会が配付されている3ページの文部科学省の通達をご覧ください。

学事振興課におきましては、1月23日以降、文部科学省からの新型コロナウイルスに関連した感染症対策の通知等について、私立の小学校、中学校、高等学校等への周知、注意喚起を行ってまいりました。

その主な内容は、児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応、感染拡大防止の措置などであり、配慮すべきことや注意喚起を含めて指導を行ってきたところでございます。

また、昨日は、資料3ページにあります文部科学事務次官の「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」の文書を受けて、速やかに私立学校に通知をしたところでございます。

また、併せて、今回、県立学校等の対応についての情報提供を行って、通知の趣旨の理解を図ったところ、県内全ての私立の小・中・高等学校から、休校を実施するという回答を得たところでございます。

今後も、私立学校に対しては必要な情報提供を行うとともに、状況の把握に努め、児童生徒の感染拡大防止を図ってまいりたいと考えております。

説明は以上になります。

よろしくご審議をお願いいたします。

【深堀委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、各委員の方からご質問をお受けしたいと思います。

ご質問はございませんか。

【松本委員】 こういった事態になりまして、臨時で委員会对応に応じていただき、また、日ごろより県教委、福祉保健部、こども政策局の皆様には迅速な対応をしていただいたことに感謝を申し上げます。

私は、小学生と中学生の娘が実際おりまして、昨日から電話が鳴りやまないほど、保護者の方からさまざまな不安や質問をいただきました。代弁者として、やはりその県民の声というものを行政にお伝えして、そして、県民の方々の不安を払拭する、また、適切な対応をとることが、この委員会の責任だと思っておりますので、6項目ありますけど、簡潔に答弁いただければと思います。

まず、確認しておきたいことなんですが、文部科学省より、休校期間におきましては、地域や学校の実情を踏まえ、設置者の判断を妨げないという通達が来ています。つまり、休校にはしたけれども、その中身、内容については、地域や学校の実情、そして設置者の判断を妨げない、つまり、自分たちで判断してもいいという認識だと思います。

それともう一つ、厚生労働省からは、今度は逆に、保育所や学童保育については、原則として開くよう求めるということで、保育所、学童は開いてほしいと、これも国からの通達であることを認識しております。

3月4日から24日、県内で12万人の児童生徒が休校するわけですが、まず、第1点なんですが、そもそも感染者が出ている熊本県は、3月2日から3月15日までと2週間の休校にいたし

ました。そして、その後、3月15日に延長もあり得るという判断を感染者がいるのにされたということ。本県が3週間の休校にした根拠、離島は感染リスクも低いという中で3週間にしたのか。そして、また、例えば3週間の中で、終息したら、それを短縮することもあり得るのか。熊本県が2週間にしたというのは、要は、地域の実情に合わせて判断してほしいという文部科学省の通達に準じて、熊本県は2週間にしたと思うんですが、そういったところの考え方をまずお尋ねいたします。

【池松教育長】 リスク判断をどうするかということは、それぞれ地域等々の実情によって違うと思います。

今、「離島」というお言葉がありましたけれども、離島が安全だということは言えないと思うんです。隔離といいますか、閉鎖しているならですけれども、例えば、大人の人たちは仕事で本土に渡ったり、福岡に行ったり、東京に行ったりしているわけですから、私は、日本全国、感染のリスクというのは、たまたま、今、長崎県に出てないだけであって、リスク管理という観点からは同一ではないかという判断をいたしました。現に、たまたま陰性ですけれども、検査を受けておられる方も県内に数十人いらっしゃるということでもあります。

また、北海道等におきましても、十代の罹患者が出ているということでありますので、まず、全世代にわたって感染のリスクがあるという前提の中で、先ほど申し上げたとおり、総理大臣、それから文部科学事務次官の方から、休業することの要請を受けました。基本的には、春休みまでということでありました。その中で、おっしゃるように、設置者の判断ということでありましたので、私どもは春休みまでの臨時休業と

いう判断をし、なおかつ、先ほど申し上げたとおり、16日に一定の状況を見て、臨時登校等の手法によって、いえば、学習があったり、終業式があたりということを柔軟に対応できるようにしたつもりであります。

ですから、熊本県の打ち出しとして、16日からまた再度するかもしれないという話と、先に決めておいて、もしかしたら、短縮もあるかもしれないというその打ち出しの違いだけではないかというふうに判断をしております。

【松本委員】 わかりました。

次に、教育委員会の感染症の対応の4ページのところでございますが、教育課程に関するところというところでございます。

まず、3週間学校が休みになる、特に義務教育の段階では、義務でございますから、学習のカリキュラムが全部終了しないままに休みになるということ。そして、年度が4月から変わって、担当も変わるということで、そこの足りない部分の学習のロスという部分はどこかで埋めないといけない。それを、じゃ、夏休みにするのか、振り替えというのはどのように判断するのか。

それと、もう一つは、3週間の長期の休みの場合は、家庭学習をするための課題等を夏休みでもいたしますが、そういった課題をちゃんと市教委等に通達をして、ある一定の課題が対応できるように、家庭学習の機会をつくるように対応しているのか、現状についてお尋ねいたします。

【木村義務教育課長】 まず、前段の履修の件でございます。卒業生と在校生に大きく2つに分ける必要があると思います。

まず、在校生でございます。小学校で言えば5年生まで、中学校で言えば2年生までにつきま

しては、3月に未履修の部分があれば、その内容を的確に把握しまして、今の状況では、春休みまでは学校に来ないことになりますので、新年度、その内容について新たに指導を加えるということになると思います。

その内容と量にあわせて、各市町で、例えば夏季休業中に学校に登校する日を加えるか、また、土曜日等を生かすかということにつきましては、来年度、各学校、市町で検討することだと思います。

一方、卒業生につきましては、幸いなことに、3月からの臨時休業になりましたので、各市町に確認したところ、履修内容というのはおおむね終わっております。

ただし、小学校、中学校のまとめという時期になっておりますので、このあたりは、今、委員からもありましたように、課題を適切に与えることで対応していくということで、各市町教育委員会にも通知しております。

【松本委員】 保護者の間では、この3週間分の振り替えがどうなるのかというのが、非常に関心があるし、また、学習機会が減ることに対しての保護者としての対応というものの相談もたくさんいただいておりますので、そこは、やはり市教委と連携をしながら適切に対応していただきたいと思います。

次に、学童保育についてでございますが、保育所や学童保育の受け入れが急増することが想定をされます。今までは放課後だけでよかったものが、急遽、夏休みのように終日ということになります。

ただ、一部言われているのは、感染しないために学校を休校しているのに、学童保育にたくさんのお子さんが集まったら、また同じことではないのかという質問が私のところに来ました。

ですから、ここで大事なことは、まず、学童保育で感染の対応が、マスクであったり、消毒であったり、そういうものが徹底してなかったら、せっかく休校にしたことの意味がなくなってしまうと思うんですが、その感染マニュアルの徹底はしっかりできているのかということが、1点。

それと、学童の職員が対応できるのか。結局、春休みの時は人員確保をしているけれども、今は、放課後だけで人員確保をしているから、終日対応するための人員が足りない。そうしたら、たくさん児童が来ても、見る人がいないという状況になった時に、これはまた大変なことになってしまいます。その中で、保護者の方から意見があったのは、例えば学校に併設している学童がございます。これを見たら、5ページに、教員は普通どおり出勤をするということですから、足りない部分を教員の方の応援をお願いするとか、そういった学校との連携はできないのか、お尋ねいたします。

【濱野こども未来課長】 まず、1点目の放課後児童クラブのマニュアルの関係でございます。

放課後児童クラブにおきましては、厚生労働省が策定をしております「保育所における感染症対策ガイドライン」、これに基づいて感染予防に日頃から努めているところでございますが、今般の小学校等の臨時休業に伴って、国の方から感染予防の関係の各種通知が来ておりますので、それは随時、市町を経由して、それぞれの学童保育の方に通知し、感染予防については徹底をお願いしているところでございます。

それと、もう一点、長期休暇のような取り扱いで、今回、指導員の人材不足という懸念があるが、その辺で学校関係について協力の要請ができないかというお尋ねでございます。

昨日も、県の学童保育連絡協議会の会長ともお話をしましたが、いろんな人材不足の対応の方法はあろうかと思いますが、まずは、地域の中で、学童保育の連携の中でやる、同じ社会福祉法人の中での人材の回しをやるという中で、今、委員からお話がありましたような、地域にいらっしゃる学校の先生のご協力はどういうお話も協議の中で出まして、本日、厚生労働省の方から通知をいただいたところですが、臨時休校となった場合の学校の教諭に関して、放課後児童クラブでの協力はお願いできないかということに関しては、対応は可能であるという通知が来ております。

実際、ある市町の方にも確認しましたら、市の中では、既に市の教育委員会等とお話をしながら、学校の先生にも協力をお願いするというお話でしたので、できるだけ人材不足が起きないように、そこは、受け皿として開所すると決めた以上は対応していきたいと思います。

【松本委員】 ありがとうございます。

やはり縦割りにならないように、学校が教育委員会と連携をするように、市町にも促していただきしたいと思います。

次に、5ページですが、「障害のある幼児・児童生徒に関するところ」というところです。

こちらにも相談がございました。障害をお持ちのお子さんなどは特別支援学校に通っている場合が多いです。しかし、児童生徒の共働きの夫婦の場合は、やはり対応に対してどうなのかというところで、ここでは「地域の障害福祉サービスを活用」となっております。

しかし、他県では、特別支援学校で、授業はしないけれども、受け入れている県もあります。また、県によっては、特別支援学校を除いて休校しているところもございます。やはり一番弱

い立場の障害を持ったお子さんの対応というのはすごく重要になってくると思いますが、特別支援学校の対応の考え方について、どうしても預けることができないという場合にはどのような対応をとるのか、お尋ねいたします。

【分藤特別支援教育課長】特別支援学校も含めた今回の臨時休業でございます。

そういう中で、まずは厚生労働省より、福祉サービス等での積極的な受け入れ等の対応についての通知がありました。休業期間が、夏休みのように長期間になってしまいますので、各市町の福祉サービス事業所にはご協力をいただかなければいけません。

よって、昨日、障害福祉課長と特別支援教育課長連名で、各市町の障害児支援担当課長宛てに、対応の要請について文書を発出したところでございます。

とはいえ、そういう中で、施設の人員等の関係から、どうしても受け入れが難しい場合もあるかと思います。そういった場合には、保護者からの相談を受けながら、学校の方で、柔軟な受け入れをするよう、昨日、各特別支援学校長宛てに私から要請をさせていただいているところでございます。

【松本委員】やはり受入先がない場合に、学校側で断るようなことが絶対にないように、柔軟に対応していただいて、そこはしっかりお願いをしたいと思っております。

次に、障害児ではなくて、先ほど言いました、共働きで両親ともに仕事が休めない、核家族で、おじいちゃん、おばあちゃんが近くにいない、そして、学童には入れないという、一番どうしようもないケースになった場合、これも実際、相談がございました。どうしたらいいでしょうかという相談を受けました。「もうどうしよう

もない場合は、勉強は自習という形で学校で預かっていただくことはできないんでしょうか」という相談がありました。こういったものも、では、低学年の子を一人で家に置いておいていいのかというところで、義務教育の範疇でございますから、本当にどうしようもない場合というのは、臨機応変に、これも柔軟に学校で対応できるのかできないのか、市町教育委員会の見解もあわせてお尋ねいたします。

【木村義務教育課長】例えば低学年とか、一人で過ごす子ども、また、特別な配慮が必要な子どもへの対応だと思いますけれども、昨日の段階で、既に一定のラインで学校での対応をするとの態度を決めた市町も幾つかあります。

そこで、明後日の月曜日には、実際の臨時休業の期間と各市町の対応を聞き取るようにしております。これをまずは集めまして、その情報提供をしながら、各市町に対しましては、こういう児童生徒に対して、ぜひ学校で対応の協力をしていただきたいという要請をしたいと思っています。

【松本委員】今、ちょっと答弁にありました、臨時の対応をしている市町もあるというふうにおっしゃいましたけれども、具体的にどこでしょうか。

【木村義務教育課長】私が知っている範囲であれば、例えば長崎市、1年生から3年生及び障害のある児童で見守る方がいない場合には、学校の受け入れも検討すると聞いております。また、佐世保市も同様の立場の中で、感染防止のための配慮を行ったうえで対応していきたいと聞いています。また、幾つかの市町が、検討しているということですが、明後日、各市町に聞き取りをすることにしておりますので、各市町にその情報を提供するという形で、私どもとしては

話をしたいと思っています。

【松本委員】 今、答弁では、長崎市と佐世保市は実施するという方向で検討しているということですが、ほかに19市町ございますので、もちろん強制ではございませんけれども、そういう事例があること、そして、できるだけ受け入れていただくように、県教委からも要請をお願いしていただきたいと思います。

【木村義務教育課長】 これに関しましては、市町での態度というのがとても重要なポイントとなります。

念のため申し上げますが、当然、市町の福祉関係の機関と、市町が独自に検討もしておりますので、そここのところのバランスをとりながら、市町が学校でこういう対応をするという情報を集め、可能であればというところで要請をさせていただきたいというのを、念のため申し上げます。

【松本委員】 最後、福祉保健部の方に質問いたします。

以前からマスク不足で、ドラッグストアの前には長蛇の列ができていうことで、昨日からはトイレットペーパーや紙おむつまで不足しているという状況、社会現象になっております。これも問い合わせが多くて、行政としてマスクや消毒液の備蓄はしているんでしょうかと。そういうのがあった場合は、どのタイミングで県民や医療機関や福祉施設に配布をするんでしょうかと。実際、名古屋市では、24万枚のマスクを高齢者福祉施設に配布したという事例がありますが、本県の危機管理として備蓄の状況と、備蓄しているものをどのタイミングで、どこに、どのように配布をするのか、見解をお尋ねいたします。

【伊藤医療政策課長】 福祉保健部では、感染症

の感染拡大に備えまして、一定のマスク等の備蓄をしております。

感染拡大のためという目的がございますので、今現在、新型コロナウイルスの感染の拡大が想定される事態になっております。今、感染症指定医療機関を中心に対応していただいておりますが、この県の備蓄しておりますマスク等につきましては、今週から、実際に対応している医療機関に対して提供を始めたところでございます。

【松本委員】 その具体的なマスクの数量や実績等、計画等、お尋ねいたします。

【伊藤医療政策課長】 実際、マスク等につきましては、県の感染症対策の部分で、約30万枚の備蓄がございます。

ただ、この感染拡大に伴い、どのくらい感染が拡大するかということで、需要がどのくらい発生するかというところがなかなかわからない状況でございますが、今、実際に感染症に対応していただく医療機関の数も増やしているところでございますので、今のところ、感染症に対応していただく医療機関に対してのみ提供していくということで考えております。

【松本委員】 もちろん、医療機関が優先ではありますけれども、やはり不安を抱えている方がたくさんいらっしゃると思いますので、そこに関しても、まずは医療機関から、そして、今後どのような計画で備蓄を配布するのか。そもそも備蓄があるということもお知らせをしなければいけないと思っておりますし、そういったところも含めて、今後、しっかり情報発信をしていただいて、そして、おかしい情報が流れてしまって、トイレットペーパーがなくなるということ、それぐらい県民の方々は不安を抱えておりますので、そこはしっかりとした正しい情報を適切に

流していただいて、対応していることを発信していただきたいと思います。

以上で終わります。

【深堀委員長】 ほかにございませんか。

【赤木委員】 お疲れさまです。日々の活動、県民の安全・安心のためにこれまで活動してきていただいたことに、心より敬意を表します。

松本委員の質問に関連する部分はあるんですが、私も絞って質問させていただきます。

先ほど松本委員からマスクのお話がありましたけれども、医療機関の方から配っていく、適用していくというのは、これはしかるべき対応だと思いますが、教育現場に関しまして、終業式等に関しては、対応をしっかりしてから臨時登校日を設定して来ていただくようにということ、こちらの感染症対応について書いてあります。

となると、やはり消毒液やマスク等の配置というものが学校現場においても必要になってくると思いますが、そういった県の備蓄等は、教育現場の方にも配っていくと、そういうことも検討されているのか、どういう考えを持っているのか、そういうことをお伺いしたいと思います。

【伊藤医療政策課長】 マスクの備蓄につきましては、医療政策課におきましては感染症対策ということで備蓄をしております。

県庁の中のそれぞれの部署で、それぞれの目的に応じた備蓄をしているかと思いますが、今、30万枚ということをお話をいたしました、この分につきましては、基本的に感染症対策に使っていきたくております。

【中田福祉保健部長】 マスクの不足については、委員からのご指摘のとおり、相談窓口を開設する中で、一般の住民の方からのご相談が非常に

多い件と認識しております。

私どもは、先ほど医療政策課長から、最後のとりでとなる医療機関で患者を診ていただくという使命がありますので、そのために備蓄しているマスクでございます。今後の発生動向を見ながら、きちんと医療機関が困らないようにすることは、まず、第一前提として考えていかなければいけないことだと思います。

また、一方で、県全体のマスクの需給状況については、私どもの担当からも、県の卸業者、また、県の大手のドラッグストアチェーンとかの企業にも、逐次、入荷状況の確認をさせていただいております。その状況につきましては、これは長崎県だけの問題ではなくて、全国的にも問題になっているんですけれども、例えば医療機関が希望した発注量が全量入ってくるという状況ではありません。もともと卸にも残しておいた在庫も、医療機関に偏らないように、例えばある一定の機関に偏らないような工夫で、今、在庫をうまく調整して提供いただいているということで、まず、非常に数少ないマスクの中で、なるべく多くの偏りがないような形で需給調整ができないかという観点で、私どもも対応させていただいております。

また、今後、この感染の拡大等がどうなっていくのかというのは、逐一見極めていかなければいけないと思っております。その際に、やはりどうしても必要だということであれば、私どもも部の枠を超えて、しっかりと情報を共有して対応するのは言うまでもないことでありますので、そういった際には、我々の部だけではなくて、全体でしっかりと判断して対応していくものと理解しております。

【赤木委員】 福祉保健部のご意見はわかりました。

教育現場のお話ですけど、教育庁の方でもマスクの備蓄は、ある程度はあるということになるんでしょうか。

【松崎体育保健課長】 県としては、マスクの備蓄はしておりません。それは各々の市町の方で対応していくものと考えております。

【赤木委員】 市町の方の対応になるということで、理解をいたしました。

今回、教育現場は一斉休業ということなんですけれども、これはわかりやすく言えば、夏休み、春休みのようだという事、ニュアンスとして伺ったんですけれども、その場合、部活等の考え方、先生はいらっしゃるんですけれども、春休み、夏休み等は部活等もされております。今回の一斉休業に対しての部活動の考え方について、お伺いします。

【松崎体育保健課長】 今回の措置は、子どもたちの健康、それと安全を第一に考えた措置であります。基本的には、子どもたちは自宅の方で待機ということになりますので、部活動は一斉に行わないということになります。

【赤木委員】 わかりました。子どもたちの安全・安心のために、部活動も自粛をしていただいて、それが全国大会とかにつながるような部活動であっても、これは一律の要請ということで、最後、確認でよろしいですか。

【松崎体育保健課長】 委員ご指摘のとおりでございます。

【赤木委員】 わかりました。

あと一点です。情報発信のあり方で、昨日、知事の記者発表でも、適宜しっかり情報発信をしていきますということがありましたし、質疑の中でSNS等での発信について、今、デマというものがものすごく広まっておりますし、私の方にも、数々の情報というものが寄せられて

おります。知事がおっしゃるように、一つひとつに対して答えるというのはなかなか難しい状況ではあるんですけれども、今後、SNS等の発信をやはりしないといけないのではないかと。ホームページでの発信はされているかもしれませんが、SNS等での発信も、県としてしっかりした情報を出すべきではないかと思いますが、今の見解をお伺いします。

【中田福祉保健部長】 ただいまのSNSの活用につきましては、ご指摘のとおり、ホームページでの情報更新もその都度、なるべくリアルタイムでやっていくのは、当然対応していきたいと思っております。

また、SNS等での発信につきましては、例えば地域で流れているような誤った情報が、という頻度でどういうふうに流れているのか、それを逐次把握するのは、技術的に難しい点もあるところではございますけれども、より迅速でリアルタイムな情報発信の手段として、そういったSNS等をどのように使ったらいいか、よく検討していきたいと思っております。

【赤木委員】 そうですね、今のデマの状況を見ると、この場所でコロナが出たというような情報がすごく拡散されやすい状況になっております。なので、県として、この時間に感染者はおりませんと、それだけで大分変わってくると思っております。県としてのしっかりした発信として、例えば時間、5時なら5時でも構いませんけれども、その時間に、今までの中で感染者はおりませんでしたというのを逐次、毎日発信していく。それは一回だけではなくて、多い方がいいと思っておりますけれども、そういった検討をしっかりといただければ、大分デマというのは広がらないような形になると思っておりますので、ぜひとも対応をお願いします。

以上です。

【川崎委員】 連日、お疲れさまでございます。

マスクの件でお尋ねをいたします。やはり長蛇の列ができるドラッグストアが出ているというようなことを鑑みて、本当に正しい情報がどうなのかということ、ちょっと疑問を持たざるを得なくて、要は、マスクの効能という表現でいいんでしょうか。マスクそのものが感染症に対してどういった効果を発揮しているのかということ、正しく情報として発信をしていただきたいんです。

要は、予防にきちんと資するものなのか、感染拡大のためにするという点についてはわかるものの、こういうところがきちんと情報として流れていくことによって、随分と市中の混乱というか、事が正しく理解されることによって、混乱が幾ばくかでも軽減されるというふうに思っております。要は、正しい情報をきちんと流していただきたいんです。マスクについての見解を求めます。

【中田福祉保健部長】 委員ご指摘のとおり、まず、マスクの効能といたしましては、当然、咳などの症状が出ている方には、拡散防止という点では非常に大事な機能というものと理解しております。

また、感染の予防という観点につきましては、今、専門家の見解ですと、当然ウイルスはマスクのメッシュの密度よりは小さいものがウイルスでございますので、ブロックするという意味では、当然マスクでは防ぐことはできないというものでございますので、そういう意味での防止する効果はないものと考えておりますが、例えば近距離でお話しになった時に、どうしてもつばが飛んでしまうとか、しぶきが飛んでしまうと、それが自分の顔にかかるのを防ぐことに

よって、結果として、そういう感染リスクを減らすというものも当然あるかと思います。

では、マスクはどういう時に有効なのか。また、仮にマスクが手に入らなかった時、咳エチケットをする時にはどういうふうにするか、例えばハンカチを使う、袖を使うとか、そういうのを県民に対してしっかりと理解していただくことで、少しでも安全につながるのではないかと考えております。

今いただきましたご提案については、私どもとしても、情報提供を積極的にさせていただきたいと思い、専門家にも、効能についてきちんと確認した上で、県民に対してしっかりと啓発、広報していきたいと考えております。

【川崎委員】 まず、そういった基本的なことを明確にきちんと、正しい情報を隅々まで行き渡るように工夫をしていただきたいと思います。そのことによって、随分と不安も取り除かれるんじゃないかと思いますので、ご努力をお願いしたいと思います。

今朝方、県のホームページを確認させていただきました。教育機関における一斉休業の要請から、実際に行動を起こされることによって、やっぱり不安というのは非常に高まっているわけですが、要は、いろんな人たちがいろんな思いを持って、誰に相談をすればいいのかということに関しては、公的には保健所等があるかと思います。保健所の相談体制ということにつきましては、ほとんどのところが平日、日中の時間の相談ということになっているんですが、このような状況において、この対応で十分なのか。私はもう少し、皆さんも大変かとは思いますが、24時間、何か絞ってでも電話が受け付けられるような体制を強化してほしいと思いますが、ご見解を賜ります。

【伊藤医療政策課長】 今現在、県内の全保健所に相談窓口を設置いたしております。

ホームページに掲載しております対応時間といたしましては、それぞれ勤務時間を書いておりますが、緊急の場合につきましては、当然、24時間、ご連絡をいただければ対応いたしますということでの対応を行っているところでございます。

今後の状況を踏まえながら、検討してまいりたいと思います。

【川崎委員】 ぜひそういったところも、本当に県民の皆様の側に立って、今の情報もきちんと明示していただくことが、また大事かと思いますので、至急、また更新をしていただきたいと思います。

最後に、入試のことなんですが、県立大学の対応のことでお尋ねをいたします。

入試については予定どおり行うということになっておりまして、感染対策を行ったうえでやりますよという説明であります。県立の高校は、以前から、インフルエンザの時には別の日程を、追試の日程を予定していて、今回は、それでもカバーできない方は中学校での成績を評価して決めるというところになっています。

県立大学においても、要は、自分の責任で受けられないということではなくて、まさにこういったことで、罹患をして、例えばもう受験ができないということがあるということは十分に想定をして、考えていただきたいと思います。その点については、今どのような準備をなさっていますでしょうか。

【門池学事振興課長】 県立大学の入試についてでございますけれども、前期試験が先日行われて、今度、3月12日は後期試験ということになっております。

後期試験については、今のところ予定どおりということで実施をする予定にしておりますけれども、そういった発熱等でどうしても当日受験ができない方等については、今のところ、対応するという考えは持っておりませんが、今、委員がおっしゃった意見を大学の方に伝えて、また検討していきたいと思っております。

【中山委員】 先ほど教育長の方から、感染リスクにあらかじめ備える観点からということで、児童生徒の感染リスクにあらかじめ備える観点から一斉に休業するというものでありましたが、私自身、この決定については英断をもってしたということで理解をしますけれども、一方で、唐突感と、長いなという感じがします。

そこで、お聞きしたいのは、児童生徒が、これでいくと、対象が12万人以上いるわけですね。そうすると、この休校の意義について、この12万人以上の児童生徒にどのようにこれを理解させようとしているのか、児童生徒はどのように理解しているのか、現時点では教育長はどう考えていますか。

【池松教育長】 休業に入る前に、当然、各学校で今回の休業の意味ということについては、縷々、説明をすることになると思います。

それで、その前提となる新型コロナウイルスのことについては、ニュース報道等がなされておりますので、児童生徒、低学年がどうかというのは、ちょっと自信がありませんけれども、少なくとも県立学校の高校生については、その素地はできていると思いますので、その感染予防のためであるということ、だからこそ自宅待機をやってくれということについては、休業が始まる前に、十分各学校で説明をすることになるというふうに考えております。

【中山委員】 これについては、教育長から、今

話がありましたけれども、連日連夜、テレビ等で報道していますので、それを受けても、感染リスクに対する恐怖というか、ここまでやらないといかんという理解が、私も含めてその辺がなかなか納得しがたい部分もちょっとあるんだけれども、その12万人の児童生徒が、一回ぐらい先生が講堂で話したぐらいで、実感として、なかなかそれは理解しにくいんじゃないかなと思っています。その辺は、ぜひ、詳しく、頭じゃなくて心から感じるというか、そういう理解のさせ方をしてほしいなと思うんです。

なぜなら、私が一番心配するのは、長いということで、3週間自宅で、今までの生活リズムを、12万人の子どもが、その生活リズムをどう維持していくのか。今までは学校に行ったり、クラブに行ったりいろいろして、その中で大勢でやってきたことを、一人か二人で家の中にいて、よそには遊びに行くな、友達ともできるだけ遊ぶな。家の中にいて生活を維持するということになると、市町をはじめ、いろいろ考えていくからと言うけれども、児童生徒がその理解をきちんとしておかないことには、生活リズムの、物事の一つのそういう魂の部分というか、意義の部分についてきちんと押さえておかないと、なかなか難しいんだろうという発想のもとで、そういう意見を述べたわけであります。

そうすると、この間の生活リズムを維持するために、市町なりがいろいろ手当てはすると思うけれども、それに対して、県としてはどういう形で支援をしていこうとしているのか。先ほど意見を聞きながらという話もあったけれども、実質的にどのような形で、人的な問題を含めて、相当の人が要るだろうと思いますけれども、それを含めてどういうふうに考えていますか。

【木村義務教育課長】 委員ご指摘のとおりであ

りまして、まず、日々の暮らしをどう見守っていくか、また、日々の暮らしの中で、仮に、児童生徒に事故や、コロナに関しては感染症ということで予防できているわけですが、その他の病気も含めて起きたことに対してどう学校が関わるかというところがとても大切なところだと思います。

まず、現時点で私どもから市町教育委員会を通して各学校にお願いしているのは、冒頭お話がありました、なぜ休業になるのかという背景をしっかりと子どもたちに伝えてほしい。また、小学校の場合は低学年がおりますので、保護者にしっかり伝えてほしい、地域に伝えてほしいということをお願いしています。

もう一つは、そうやっていろんなことが起きますので、それが確実に学校に、迅速に報告、連絡、相談がくるような体制づくりにもまず努めてほしいという話をしているところであります。

初めての経験で、スタートしたのが昨日ということで、なかなか具体的な話はできませんけれども、市町教育委員会は、臨時休業に入る前の何日間かは、市町教育委員会や校長会、学校の先生たちが直接協議する場というのもお互いつくっておりますので、その中でまた何かあれば決めていただくという方向で、共通理解をしていきたいと思っています。

【中山委員】 それは理解しますけれども、それじゃ教職員の勤務状況と役割について、この間どのように考えておりますか。

【鶴田高校教育課長】 教職員につきましては、基本的に学校での勤務ということになっております。

【中山委員】 そうすると、学校の先生は平常勤務で学校におると。児童生徒は家庭におると、

家におると。そこら辺の関わり方について、どのような形で取り組もうとしているのか、その辺について、先生の役割について教えていただきたいと思います。

【鶴田高校教育課長】 委員のご指摘のとおり、自宅学習中に生徒がどうしているのかということについては、やはり教職員も当然ながら心配をすると思っています。

県立高校については、例えば心配な生徒については家庭訪問を実施したり、あるいはスクールカウンセラーは通常どおり勤務しますので、スクールカウンセラーが来ている日は個別に相談のために登校することも可能にしております。

いずれにしましても、勤務中も、心配な生徒については電話で状況を確認したり、そういったことについては当然ながら実施をしたいと考えております。

【中山委員】 ぜひ教職員と児童生徒との、こういう機会是一对一の関係性を強くする機会でもあるわけですね。平常勤務であるなら、やはり担任あたりについては手分けして、1クラス多くても35～36人しかおらんわけだから、やはり毎日確認をして、どういう状況にあるのか、その辺を徹底して把握に努めていただいて、その中で今言ったように家庭訪問が必要であれば家庭訪問をするとか、場合によっては、その生徒に学校に来てもらって話をするとか、そういう形で、この機会に児童生徒と先生との信頼関係がある意味で強くする機会でもあるわけでありますから、ぜひそういう意味からしまして、先生たちの子どもに対する関わり方について、ひとつ前向きな取組を促していただきたいなと思いますけれども、最後にもう一回お答えいただきたいと思います。

【鶴田高校教育課長】 委員のおっしゃるとおり

で、教員も一人一人受け持っている生徒のことについて、この臨時休業期間中、気にするというのは当然のことだと思いますので、電話なり家庭訪問等でそういった生徒の動き、それからしっかり家庭学習ができているか、そういったことについて確認をすることで信頼関係の構築をさらに強くさせていきたいと考えております。

【中村(和)委員】 ご苦労さまでございます。

今回、国が急遽、一斉休業という方針を出したために、全国でざわついておりますけれども、今回、政府が出したこの一斉休業という方針は、私は的確だったと判断しています。ただし、唐突だったために、これだけ混乱が起きているわけですね。本来であれば、先日、北海道の部分を休校にしたと思うんですけども、あの時点ぐらいから、全国的にも一斉に休校にする可能性はあるよというものを少し前触れの的をもっていっておけばここまでならなかったのかなということをやちょっと心配しておりました。

ただ、今回、学校は休校にもっていった。しかしながら、学童保育はそのまま継続ですよという考えを出されたんですけども、これが非常に困ったもんだなと思うし、また、恐らく県の方もこれから、どうしても学童保育を今使っていない子どもたち、保護者の方たちがどうしても面倒見られない、また、企業に申し出をしても休みが取れない、こういう方が出てくると思うんですね。恐らくこれに対しては、現在、県の方も把握してないと思うんだけど、現在の把握状況、どのくらいの子どもたちがあぶれるという言葉は悪いですけども、学童保育にも通えない、保護者にも見てもらえない、そういう数がどれくらいいるのかというのは把握できていますか。

【濱野こども未来課長】 今、委員がおっしゃっ

た、いわゆる今度の小学校等の一斉休業に伴って、通常の放課後児童クラブを利用されている方より、どのくらい増えるかという観点について、市町の方に確認したんですけれども、今現在のところ把握はできてないと。市町の方は、いわゆる開所というのが、朝からの開所が本当にできるかどうか、その点についての確認を今しているというところでございます。

【中村(和)委員】 本当にそうだと思いますね。今までは放課後だけですからね。それに対して朝からも対応しなければならぬ可能性も出てくるわけですね。そうした時に、本当に大丈夫かなと心配しています。

国の方は、急遽、職員の数を増やしてでも対処を考えているわけでございますけれども、現状でいけば恐らくこれは無理だと思いますね。今、現状として保育園、幼稚園と一緒に学童保育をやっているところがあるんですけれども、そういうところは何とか対応できるのかなと。しかしながら、そういうところに急遽、今から子どもたちを預けるということはなかなか難しいと思うし、職員を新たに採用するのもなかなか難しいと思うんですね。

そういった時に、国は、学童保育はたくさんの生徒が、学校みたいにかくさんの生徒が一堂に集まらない。そしてまた、休憩時間なんかを使っただけの接近した遭遇がないということで学校休業ということに話をもっていったと思うんですが、考え方によれば、学校も学童保育並みの人数、また、距離を置いて、休み時間、そういうものに関して、そばに寄って接する時間を少なくしたりと考えていけば、何とか学校でも対応できるんじゃないのかな。学童保育にできて、なぜ学校でできないかなという考えも私自身はあります。

ただ、しかし、それは国の方針としてそうなったから仕方ないんだけど、逆に考えれば長崎県独自の施策として、こういうこともやってみる、可能性はあるんじゃないかということ。これは、間違いなく双方で、保護者と学童保育が対応できない子どもたちは恐らく出てくると思うんです。そうした時にどうするかという対応を今のうちに練っておかないと、恐らく大変なことになると思う。その辺についてはどうですか、対応は。今後、検討されますか。

【濱野こども未来課長】 今、委員がおっしゃったように、どのくらい利用者の方が増えて、それによってどのくらい受け入れることができない子どもが発生するかというのは、ちょっと現時点では正直まだ把握はできていない、見当はついていないんですけれども、ただ、一方では、人材の手配の関係でいきますと、先ほども言いましたように、これは各教育委員会の職務命令に基づいて業務についていただかないとだめなんです。地域の小学校の先生などにご協力を願うとか、あるいは保護者の方の協力をいただくとか、あるいは域内の放課後児童クラブ同士での人のやりくりとか、こういった形の中で、できるだけ多くの方を受け入れられる体制をしたいということをまず考えていきたいと。

国の通知も、通常、今、委員がおっしゃったように、大体小学校と同じくらいで40人ぐらいを一つの支援単位としておりますけれども、受け入れが当然増えることが見込まれるので、新たにその支援単位を増やしていくことは当然いいですよと、それに伴う費用についても国の方で費用負担をしますということですので、受け入れが可能な限りできるよう人材の確保等について対応していきたいと考えております。

【中村(和)委員】 確かに、今からその部分に入っていくと思うんだけど、先ほど言われたように学校だけでなく、例えばいろんな公共機関、施設があいていますよね。そういうところに保護者を活用したりとか、そしてまた、教職員を活用したりとか、そういうことをして急遽対応する可能性も検討していく必要があるんじゃないかなろうかと私は思っています。

ただ、なかなか難しいと思うんだけど、それを何とか体制を整えておかないと、実際預けられない子どもがたくさん出てきた。しかしながら、企業に相談しても企業が乗ってくれない。そうした時にはどうしようもないわけですよ。ということは、その子どもたちだけ家に残して、もし事件、事故、いろんなものが起きた時には、結局どこかに責任がくるわけです。だから、そういうところはぜひ対応していただきたい。

それともう一点、本来ならば、ここに産業労働部が入ってないから言えないんだけど、しかし、企業の方たちにも、やっぱり皆さんたちからもお願いをする必要があると思う。そうしなければ保護者の方たちは休みが取れないわけです。その辺は、多分産業労働部とも話をしていると思うんだけど、その辺の体制についてはどうですか。

【中田福祉保健部長】 私から回答させていただきます。

これらの取組につきましては、まさに産業労働部を含めて全体で対応して、各部局にお願いしていかないと考えております。

昨日も臨時部長会を開催しまして、全部局が課題を共通認識して、しっかりと対応していこうという共通認識のもとで行っておりますので、引き続き、当然のことながら、我々も産業労働

部と協力して企業にもしっかりとお願いをしていく所存でございます。

【中村(和)委員】 ぜひそれをお願いしたいと思います。パート職員も含めて、いろんな方たちが急遽休みを取るというのはなかなか難しいと思う。皆さんたちもご存じのとおり、今、景気が少し低迷していますよね。そういう中で中小企業の方たちが急遽休暇を取られた時には、会社の運営が成り立っていない。たまたま、今回、国の方もいろんな方針を考え、県の方針も考えて、いろんな補助的なものを政策をとっていますけれども、恐らくそれじゃ対応できない業者もいると思うんです。ですから、そういうところは、ぜひ産業労働部とも話し合っていて、企業の方にできるだけ学童保育、そしてまた、いろんな施設を使えない保護者のためにお願いをしていただきたいと思います。

とにかく、今回、幸いにして、まだ長崎県には患者が出ておりません。今回、この2週間ぐらいが勝負ということがいろんな機関から出ています。ぜひこれを対応していただいて、この長崎県からは一人もコロナウイルスに対する患者を出さない。そしてまた、死亡者を出さないということをぜひ皆さんたちで結束していただいて、いろんな対策を、残された期間、そしてまた、これからも推進をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いしておきます。

【堀江委員】 この全国一律休業について、特別支援学校に通う生徒の保護者からは、「とにかく人が集まることを避けようとしているのはわかるけど、学校を休校にしても親は休めないの、結局どこかの集団に預けざるを得ないのが現状です。障害児の児童デイサービスも、夏休みや冬休みの対応と同じように朝から見てくれるようですが、さすがにお出かけもできないで

しょうから、結局、学校より狭い部屋での集団生活が強いられると思うと、本末転倒のような気がします。」こういう声をいただきました。

縷々、論議にありましたが、学校を休校にするということは、見る場所があればいいけど、見られなかった場合はどうするか。種々の対応がとれるということですが、感染リスクにあらかじめ備える観点で、今回、全国一律休業について実施をするわけですが、改めてこのことについての見解を求めたいと思います。

安倍総理が、全国一律に小中高の休業を要請したのは27日、翌日の国会審議で安倍総理は、「要請に過ぎず、法的拘束力はない。各学校、地域で柔軟にご判断いただきたい」というふうに国会で回答しています。

感染症予防を目的とした休業の決定の権限は、私が申し上げるまでもなく、公立は各自治体の教育委員会、私立は学校法人にあります。毎年のインフルエンザの対応を踏まえれば、各自治体などは臨時休校はあり得ると準備を始めていたはずであって、北海道などでは既に休校、休業を決定していました。

要は、現場の判断で対応すべきですから、対応できるものを、全国一律に休業という要請そのものが押しつけではないかと。合理的な根拠がないではないかという意見もあるんですが、改めて、今回の全国一律休校についての見解を求めたいと思います。

【池松教育長】全国一律の見解というのは、私は特に持っておりません。政府の方からそういう要請があったことを受けて、県教育委員会では、そのリスクをどう判断するかということでもありますので、先ほどご答弁申し上げましたけれども、まだ感染者は出ておりませんが、十代の子どもたちも感染するリスクがあるというこ

とでありますので、予防措置として、いわゆる密接な、距離が狭まった空間の中にいることがリスクが高いという判断で、政府の方で学校の休業を要請をされ、特に、ここ1～2週間が勝負であるというようなお話もあったものですから、それを受けて、県立学校においては学校行事等を含めて休業できるという判断をしたということとであります。

【堀江委員】長崎県としては、感染リスクにあらかじめ備える観点ということで言われておりますが、長崎県も国と対応が同じように、小中高全部、特別支援学校まで休校にしますという対応をとりましたね。

そこで、言われるように学童保育とか、いろんなところに預けるんだけど、親が家庭で見ざるを得ないという場合に、例えば、これまでの質疑の中で、学校の先生は通常勤務だと言われました。そうすると、自宅で子どもを見るために休まざるを得ない場合の扱いはどうなるのかというのが一つ。

それからもう一つ、先ほど中村(和)委員も言われましたが、パートをしていて、でも子どもが小さいので預けるところがないから自宅で見るとなった時に、さまざまな学童保育の人的措置は、国は交付金としてすると言いますけど、でも実際そのシングルマザーであったり、親が働けない、パートに出られないという時の休みのこの補償はないんでしょう。この2つ、教えてください。

【池松教育長】私どもの権限を越えたご質問だというふうに思っております。それにつきましては、私どもがマスコミで知り得る限りにおいては、適切な対応を政府において行うという首相のご発言があったように記憶をしております。

それと、もう一つのご質問、先生が子どもを

見るために休む、それは通常の休暇ということ
で対応することになると思います。

【堀江委員】教育委員会の範囲を越えた質問を
して申しわけないと思います。

そこで、学童保育の問題ですが、学童保育の
先生にお話を聞くと、結局、体温計を準備しな
きゃいけない。子どもたちが学童に来た時に何
度あるかと、まず検温しなきゃいけない。それ
から、もし子どもたちがあったら、加湿器とか、
空気清浄機とか、例えばもっと細かく言えば除
菌アルコール、マスクも手に入らないんだけど、
除菌アルコールもなかなか手に入らない。子ど
もたちがドアを触ったりとか、そういうのもこ
まめにやりたいんだけど、除菌アルコール
そのものも手に入らないという現場の先生の痛
切な声があります。

マスクのことは、今いろいろ明らかにされま
したが、こういった学童で、これから朝から開
所になるよという時の人的確保もそうですけれ
ども、そういう細かい備品といいますか、ここ
についての確保とか、あるいは予算というのは
どういうふうになるのかというのを把握してお
りましたらご答弁ください。

【濱野こども未来課長】放課後児童クラブでの
マスク、あるいは除菌用のアルコール等々の備
品等の購入に関する手当てについてのご質問で
ございますが、先ほどの質問の中でもお答えし
ましたけれども、今、市町の方でずっと各クラ
ブと説明会をしたり、今おっしゃったような、
まさしくマスク、あるいはアルコール、あるい
は施設自体の消毒液、そういったものがちゃん
と備蓄が足りているのかといったところまでの
確認等を行っていただいておりますので、今後、
その状況を私どもも聞いたうえで、市と一緒に
なって対応していきたいと考えております。

【堀江委員】今の学童保育の除菌アルコールと
か、細かい備品の話を私が取り上げたのは、も
ちろんそれぞれの各自治体の判断、その対応に
なると思うんですが、結局、県教委からの臨時
休業という要請を受けて、自治体もその対応を
したわけですから、今、こども未来課長として
は一緒になってというお話がありましたけれど
も、そういう備品を揃えるというそこまでも私
は一緒になって対応していただきたいと思って
この質問をしているので、ぜひよろしくお願い
をしたいと思います。

ご存じかもしれませんが、長崎市立仁田佐古
小学校の子どもたちは、2月25日から新しい校
舎で学校生活が始まりました。校長先生は、「児
童は、新しい校舎での学校生活に一段とやる気
を高めています」と、保護者の方にお便りを出
しています。長崎市が3月4日から休校とします
から、仁田佐古小学校6年生の子どもたちは、
新しい校舎で6日間学んだだけというふうにな
ります。そういう意味では、子どもたちのここ
で学びたいと思う気持ちが、不測の事態とはい
え、なかなか叶わなかったことは、本当に切な
い思いをいたします。

それを含めて感染リスクにあらかじめ備える
観点で今回の休校は実施されるんだと思います。

そこで、細かい問題なんですけれども、1つ、
卒業式はどうなるのか、2つ、通知表はいつ配
るのか、3つ、持っているものを持ち帰らせる
のはどうなるのか、わかっていたらお答えくだ
さい。

【木村義務教育課長】24日まで臨時休業、そ
のまま春休みに入るというのを前提として申し
上げますが、冒頭教育長からもありましたよう
に、2週間の臨時休業、リスクが一番多い期間
を越えたところでは、感染防止をしながら必要

に応じて臨時の登校日を行うこととしています。よって、卒業式、終業式は、各学校、各市町の判断ではありますが、臨時登校日として、できる範囲の中で、卒業生を送り、また1年の終業をする、その中で先生から通知表も渡すというような、一般的にはそういう運びになると思います。

【堀江委員】最後にしますが、高校の場合は、3学期はまとめの時に、進級判定会議があるというふうにお聞きいたしました。出席日数が足りない時はもう手だてが取れないんですけれども、ある意味成績がぎりぎり、もう少し補講して、あるいは補習して理解をさせて、そのうえで進級を認める場合もあるというふうに聞いております。こうした補講の時間が、休校、休業になるととれないんですけれども、こういう場合の進級判定会議というのはどうなるのかということも教えてください。

【鶴田高校教育課長】委員のお尋ねにつきましては、文部科学省の通知に「各学年の課程の終了及び卒業の認定等に当たっては、弾力的に対処し、進級、進学等に不利益が生じないように配慮すること」と記載があります。

今回、家庭学習ということで課題を出すようにしておりますので、そういったものを見て評価をしながら、進級についての判定をするよう、各学校に通知をしたいと考えております。

【下条委員】皆様、お疲れさまでございます。

まず、先に川崎委員からご質問があったところで確認なんですけれども、相談窓口の対応について、24時間でという話がありましたが、このいただきました知事のペーパーの3番目の相談窓口、県保健所または県福祉保健課とありますが、これは対応はどうなっていますか。例えば、本日は土曜日ですが、土日の対応であった

り、夜間の対応であったりですね、その現状をまず確認したいと思います。

【伊藤医療政策課長】相談窓口につきましては、一般的な相談、あるいは、感染が疑われる方につきましてはの相談窓口ということで、いずれも保健所の方に設けております。

本日の場合は土曜日ですので、この対応につきましては、県立保健所の場合は各保健所ではなくて、福祉保健部の方に窓口を設置して対応をいたしております。

長崎市、佐世保市につきましては、それぞれの保健所で対応しております。

【下条委員】もう一度確認ですが、土日の休み、祝日も含めて、また夜間も受け付けをできるということでしょうか。

【伊藤医療政策課長】夜間につきましても、現状といたしましては、緊急の場合ということでホームページには表現をしておりますけれども、対応できるような体制にはしております。

【下条委員】わかりました。どなたかが対応していただけるということで認識をいたしました。

先に、各委員の皆様からさまざまなご質問がありましたので、私からは重複をせずに、絞ってご質問をしたいと思います。

今回、公立学校の一斉休業ということがされて、本当に対応が大変な状況だと思いますけれども、私のところによく問い合わせがきていますのは福祉施設です。また、この施設もさまざまな形態がありまして、例えば、そこにステイをされる施設であったり、そこに通われるデイサービスであったり、また、在宅介護、看護、こういった出向いていく場合であったりと、さまざまな福祉施設の形態がございます。

一概に言えませんが、ご高齢の方が重症化をしている傾向があるという報道も一部見られ

まして、本当にこの経営をされている、運営をされている施設の皆様は、非常に危機感といいますか、強い思いを持って仕事をされていると思います。今、この介護施設にはさまざまな形態がありますが、この状況を県が今把握をされている、新型コロナウイルス対策について、介護施設がどのような状況にあるのか、教えていただきたいんです。

【中田福祉保健部長】 ご指摘のとおり、今回の新型コロナウイルスで重症化されている方は高齢者の方が多いという全国的な状況になっています。この対応については、厚生労働省の方から、今週の月曜日、祝日にもかかわらず、いろいろ指示がきておりまして、まずは高齢者施設への蔓延防止対策をしっかりと徹底するようにという通知もきております。

私どもとしましては、これまでもしっかりと連携してやっておりましたが、改めて厚労省からの通知を踏まえて、各団体を通じまして、各施設の感染防止対策を改めて徹底をさせていただいたところでございます。

私の思いとしては、やはり何か異変があった場合には速やかに関係機関、または保健所等に相談していただくということが非常に重要ではないかと思っていますので、そういう何かあった場合の動線、こちらについても対応する必要があると考えておりまして、そういった意味で今後の対応を徹底していきたいと思っております。

【下条委員】 ありがとうございます。やはり皆さん不安に思っておりまして、急に、これはもう国の方針であったり、さまざまな状況がありますから、一概に県としてどうかということはないと思うんですけれども、やはり学校が一斉休業になった時に、いきなり現場が混乱したと

いう経緯があります。やはり介護施設の皆さんも、さまざまな業務形態の中でどうすればいいのかと、自主規制をしていくのか、どのような形でやっていくのかということで不安に思われていますので、ぜひ随時、今のような情報を流していただきたいと思いますと思っております。

最後ですが、これは赤木委員からも言われましたけれども、SNS等で県として情報を配信してもらいたいということがありました。確認ですけれども、県のホームページは毎日私も確認しております。県がこういった新型コロナウイルス対策で情報を発信するようなSNSというものは、今現在、あるんでしょうか。

【中田福祉保健部長】 今回、SNSというのは、こういう感染症に特化したものということは持っていないのでございまして、それについては広報の観点から、例えば我々の部だけでおさまるものじゃなくて、もうちょっと広い範囲でのSNSがいいのかとか、そういったところを検討したうえで、どういうふうなタイミングで発信すればいいのか、先ほどの答弁のとおり、しっかりと検討したいと思っております。

【下条委員】 どうしてもインターネットの性質上、ホームページというのは検索をしないと、また検索をしても県のホームページは膨大な資料がございまして、自分がほしい情報にたどり着くまでに結構時間がかかって、なかなかそういったものが確認できないということがあります。

SNSの特徴としましては、こちら側がアップをした場合に受信できる、もしくは通知がくるというようなことがございます。また、端的に短く、要点だけを発信するということもできます。また、これも本当大変ですが、双方向性ということもございます。コメント、またさら

なる質問ということですね。

本当に、私も議員としまして、こういった新型コロナウイルス対策の時に、どういう情報を皆さんに出すのか、本当に慎重に文言を考えておりますので、よくわかってはいるんですけども、ぜひ双方向も含めて、積極的な情報配信をしていただきたい。

そして、県としまして、こういった時にどのようなSNS、また情報発信をするツールをやっていくのかということも、ぜひ検討していただいて、適切に情報を発信していただきたい。これが県民の皆様の安心につながると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

終わります。

【大場委員】本当に大変な中でお疲れさまでございます。

昨日、島原市長とも少しだけ、短い時間ではありましたが、お話を伺いました。

島原市としては、県の方針どおり、できる限りの対応をとっていくという方針を出されておられて、ただ、市長とすれば、一日一日、刻々と情報が変わっていくと。ですので、今でも、2日前に協議をしたことが、今日になったらもうそれが当てはまらないようなことが出てきているということで、その辺で非常に大変だというお話をされていました。

その裏腹として、現実、2日からいろいろな形で対応をとられますけれども、その中で出てきた案件が、もうその時にならないとわからないというのが現実だろうと思うんですね。今、想定できていることに対応することは可能ですが、いざやってみた時に、想定外のことが発生した。言いましたら、そういった対応も含めての協議も必要かと思います。島原市長はそういうことも含めて言われたのじゃないかと

思います。いざ問題が発生した時の県の体制ですね、今こういうふうに議論をして、そういった体制はとれるかもしれませんが、いざ、想定外の問題が発生した時の対応の体制、そういったものについてはどのようにお考えでしょうか。

【中田福祉保健部長】 まだ、県内では新型コロナウイルス感染症の患者は確認されていない状況ですが、委員ご指摘のとおり、今後、何があるかわからないという前提で準備を進めていかないといけないと考えております。

私どもとしましては、今回の新型コロナウイルス感染症の事例の前に、新型インフルエンザ対策という、もともとベースとなっている感染症の大きな体制がありますので、まずはそういった計画で整備したインフラを使いながら、今現在、感染症指定医療機関とか、そういったところの受け入れ態勢は確保しております。

ただ、今後、どんどん拡大した場合については、特に医療については病院に受け入れ態勢の限界がくるのではないかとということもきちんと想定しなくてはならないと思いますので、今、私どもとしては、やはり最悪の事態になったら最重症の方をきちんと受け入れるという観点が重要ですので、例えば人工呼吸器の設置状況、台数とか、それを受け入れる病床はどこにするんだと。逆に軽症の方は、なるべく自宅で待機していただきつつも、一般の医療機関にも協力を願ってきちんと診療していくと、恐らくそういうフェーズまでしっかりと考えていかなきゃいけないと思っています。

今、私どもとしては、そのフェーズについて、長崎大学の専門家の先生とか、あとは県医師会の方にも協力いただいて、そういった準備を、検討を進めている状況になっております。

【大場委員】 ありがとうございます。

今のは、もう仮に発生した場合ということでの答弁だったと思うんですが、その前の段階ですね。本日、委員の皆様からもいろんな、児童の対応の問題とか、学校の問題、そういった問題が出てきて、そこで市が対応しきれない。また、こういうふうな諸問題が発生してきたという時の、そういった対応能力というか、そういったことも含めて、県はバックアップ体制をしっかりとっていただきたいと思います。

市としても、やれることはやるという考えをお持ちですが、そこでどうしても対応できないことが恐らく出てくるんだろうと思いますので、そういった時には、やはり県と市が一緒になって、ともに乗り越えていく、そういったことでの今回の措置だと思しますので、ぜひそういった体制づくりをよろしく願いたいと思います。

それと、先ほどから情報発信という意味で出ておりますが、新型コロナウイルス、皆さんに言っても、このウイルス自体どういうウイルスなのかというのをわかってないというのが現実だと思います。私もいろんな方のお話を伺って、このウイルスは一体どういうウイルスなのかと。皆さんの話を聞くと、非常に怖い未知のウイルスで、わけがわからないと。新聞、テレビニュース等で出される時には、その名前と、要は罹患者といいますか、患者が増えて死者が何名になりましたと。そういうふうなことで恐怖心ばかりあおられて、実際このウイルスについて私たちは何もわからないので、現実としてどういうものなのかというのを知りたいという声があります。

県のホームページを確認しても、要はウイルスにかかった時の症状自体とか、その対応とか、一部ほかのウイルスに比べて、インフルエンザ

に比べてこういう時は重症化するようなことを7～8行で書かれておりますけれども、現実的にこのウイルスについて、国の見解も含めて、正式に皆さんにこういうものですよと発表できるようなものはお持ちでしょうか。

【中田福祉保健部長】このウイルスが人に対してどういう影響を及ぼすものなのか、そういったことをわかりやすくお示しする必要性は、私としても十分認識しているものの、今、国の方でも、全体でも乗船者数を除いて大体200人ぐらいの症例をもって判断しているという状況です。国の専門家でも、限られた情報の中でも、その感染力の評価とか、今実際に行っているところと承知しています。

どうしてもそういう情報が限られている段階の中で、かつ正確な情報提供にも努めたいというふうには思いつつも、今はしっかりと緊張感を持って対応していくことも一方では重要なと思ひまして、まずは私どもの思いとしては、しっかりとこの予防対策を徹底していただきたいという思いで今は取組を進めているところでございます。

また、このウイルス自体の正確な情報についても、しっかりと国の情報を確認しながら、情報提供にも努めていきたいと思っています。

【大場委員】ぜひお願いしたいと思います。やはり皆さんはその点が心配ですね。実際どういふもので、実際にかかったらどうなるのか。大丈夫なのか、おおもとのそこがわかっていなくて、ただただ、不安をあおられるという状況が続いていると思いますので、今本当に、だから新型と言われるんでしょうけれども、わかった範囲内で、公表できる範囲内でそういう情報を得た場合には、速やかに県民の方にもお知らせいただきたいと思っています。

以上です。

【深堀委員長】ほかにありませんか。

ないようでしたら、委員長を交代します。

【石本副委員長】委員長、どうぞ。

【深堀委員長】私も1点だけ要望させていただきたいと思います。

種々、今、委員の皆さんからいろんなご質疑があって、懸念される内容が確認されておりますけれども、一斉休校の報道があった時に、私が一番最初に感じたのは、一番ナーバスなのは中学3年生、そして高校3年生の方ではないのか。そして、そこの保護者の方もいろんな気をもむんじゃないだろうかというふうに正直感じたところでした。特に、私立の高校の入試は早めに終わっている部分もありますけれども、県立高校の入試は、今度3月10日と11日であります。県内の中学生のおおむね3分の2程度は県立高校を受験すると思われます。

そうなった時に、休校に入っている段階での中学3年生が県立高校を受験をするということ、高校3年生については当然後期の部分の入試のこともあって、それぞれが学校に行けない状態の中で、それぞれどうその期間を過ごすのか。いろんな情報がなかなかいかない場合の混乱とか、そういったところを、ぜひ義務教育課長、高校教育課長、そして学事振興課長におかれては、そういった受験を控えている3年生への対応ということについては、特段の配慮といいますか、学校現場の方からそういった生徒に対するサポートといいますか、連携、例えば1日1回連絡を必ずって状況を確認するとか、そういったサポートが必要ではないのかというふうに私は感じたんですけれども、その点を要望といいますか、もし何か見解があればお尋ねしたいと思います。

【木村義務教育課長】委員長ご指摘のとおりだと思います。

まず、中学校3年の対応につきましては、学校は休業とはなりましたが、学校に来るのと同等の学習ができるように配慮するのが今回の臨時休業に入る前の中3の子どもたちへの対応だと思います。このことについては、全市町、各学校の校長方と一緒に力を合わせてやっていきたいと思います。

【鶴田高校教育課長】高校3年生は、明日卒業いたしますが、国公立大学は前期の合格発表が3月7日前後でございます。残念ながら、そこで落ちた卒業生は後期に臨むということになります。

そういう生徒については、当然、担任が電話等で確認をして、必要な場合は登校させて、激励なり、適切な指導をするよう、高校には既に通知をしているところでございます。

もう一つ、高校入試に関しましても、既に救済措置を発表しておりますが、少し体調が悪かったり、咳がよく出るといった受験生についても、別室で安心して受験できる体制を作るようにしております。

【門池学事振興課長】ただいまの委員長からのお話については、各学校の方にお伝えして、高校3年生の方が安心して受験できるような体制、サポートしていただくようなことを学校の方にお願いしていきたいと思っております。

【池松教育長】今まで、さまざまな一斉休業についてのご意見をいただきました。

実際として、走りながら考えなきゃいけない部分もあるんですが、今、それぞれ委員さんから県民の方々のご心配の声もお聞きしましたので、しっかり対応していきたいと思います。

基本的な考え方としましては、いわゆる集団

でいることがリスクが高いということで、今回、休業に至ったわけですから、個別の困っておられる方への対応については、先ほどの放課後児童クラブの代替のお話もありましたけれども、そこは感染のリスクとの均衡を図りながら、それはもう市町教委もそうでしょうけれども、県教委としても柔軟に対応していきたいと思っていますので、先ほど受験の、例えば高校3年生の後期受験の子どもたちへも、集団ということではなくて、個々人を見て、その場所が学校なのか、家庭訪問なのか、いろいろあると思うんですけど、そこは一律に接触しないということではなくて、その規模なりいろんなことを考慮しながら柔軟に対応していきたいというふうに考えているところでございます。

【石本副委員長】 委員長を交代します。

【深堀委員長】 ここで暫時休憩します。

— 午前11時42分 休憩 —

— 午前11時42分 再開 —

【深堀委員長】 委員会を再開いたします。

ただいま、山田朋子議員、浅田議員、中村泰輔議員より、委員外議員から発言をしたい旨の申し出がありましたが、これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、委員外議員の発言を許可することいたします。

【山田(朋)議員】 質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

大きく2点お聞きしたいと思います。

PCR検査について伺いたいと思います。

県内では1カ所、大村の環境保健研究センターで実施をしていただいていると思いますが、

まず、医療機関から保健所を通して、保健所に何件検査をしたい旨の相談があったか。

そして、保健所からセンターに対して何件相談があって実施をしてきたのか。

あと、佐世保市と長崎市においては各保健所があるかと思いますが、そういったところは独自でPCR検査を行っているのか、そのあたりもしわかれれば教えていただきたいと思います。

【伊藤医療政策課長】 県内におけるPCR検査につきましては、県の大村市にごございます環境保健研究センター、あと長崎市が設置しております環境保健試験所、この2カ所でPCR検査をしているところでございます。

今、お話があったように、医療機関の方から保健所にその検査の依頼がございまして、保健所から医療政策課の方にお話があって、PCR検査を行うという流れになっております。

昨日までに33件、検査をしております。ほぼ医療機関から要望、要請があった検査については実施をしているところでございます。

今までわかっている範囲では、医療機関の先生方と保健所長でありますドクターの調整の結果、医療機関から要請があったうちの1～2件が検査がされなかったというお話を聞いているところでございます。

【山田(朋)議員】 わかりました。報道があるように、他県ではかなり断っているような事例があるようではあります。本県においては、ほぼ、その基準に基づいて医療機関と保健所のドクターの方で話をして検査に回しているという理解でよろしいですね。わかりました。

今後、この検査の体制ですけれども、検査数を増やしたりするとか、計画体制の整備とかを考えているのか、その点について。

【伊藤医療政策課長】 このPCR検査の体制で

ございますが、県の環境保健研究センターにつきましては1月31日から、長崎市の試験所については2月1日から検査ができる体制になっております。このうち、県の環境保健研究センターのPCR検査につきましては、2月14日から、その検査方法をリアルタイムPCR検査ということで、今まで11～12時間かかっておりました検査時間が5～6時間に短縮できる検査の方法に改善をいたしているところでございます。

【山田(朋)議員】 わかりました。

もう一点お聞きしたいと思います。

先ほどからありました学童保育の取り扱いですが、長期休暇と同じような形で長時間、8時間から10時間程度開けていただくことになるかと思えます。

そこで、麻生財務大臣が、学童保育にかかる費用は当然ながら負担するよというお話を、力強いお話をいただきましたが、今、問題となっているのが、通常6,000円、7,000円、1万円程度、毎月の学童保育の費用はそれぞれかかっていると思いますが、長期休暇になると、それにプラスして1万円とか2万円とか負担があります。その負担分に関して、この保護者の負担分に関してはどのような取り扱いになるのか。

併せて、保育所の閉鎖、臨時休業する場合に伴う計画等もありましたが、ファミリーサポートの費用だったり、ベビーシッターの費用とか、こういったものも新たな保護者の負担となると思いますが、こういったことはどのように国の方から通知がきているのか、話が進んでいるのか、その辺を教えていただきたいと思えます。

【濱野こども未来課長】 まず、1点目の麻生副総理のお話については、まだ具体的に、今日いただいている資料の中では、まだ明確にはわかっておりません。

もう一点、ファミリー・サポート・センター取り扱いについてですけれども、この放課後児童クラブが、もともと開所の予定があったものについては、仮に休校した場合は、それはもう開所したものとして、通常どおりの算定の基礎に入るという通知はきておりますけれども。

それと、今日きました通知の中で、今般の対応に伴い追加で生じる放課後児童健全育成事業にかかる費用については、内閣府計上の令和元年度子ども・子育て支援交付金において、小学校の臨時休業に伴い午前中から運営する場合は、これは施設の話ですけれども、1日当たり1万200円、小学校の一斉休業に伴い支援の対応を新たに設けて運営する場合は1日当たり1万8,000円の加算を創設する」ということで、その後に「保護者負担は求めず、国庫負担割合を10分の10として補助することを予定している」という通知がきております。

【山田(朋)議員】 わかりました。新たに、これに伴って、保護者が通常の月謝以上の負担は伴わないということ、そして、保育所の閉鎖に伴う臨時休業とかに伴った場合のファミリーサポートとか、ベビーシッターの分はわからないということですね。わかりました。

であれば、学童のことは保護者の負担がないということは今確認をさせていただきましたので、質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

【濱野こども未来課長】 今々きた通知なので、当初から、3月に利用を予定をされていた方も含めてそれがゼロになるかどうかとか、その辺の詳細については、またちょっと…。

【山田(朋)議員】 あくまでも、春休みまでの分の負担をしていただければいいと思うんです。通常、春休みは春休みで負担をするのは当然や

っていることなので。

【濱野こども未来課長】 基本的には、通常月額でやっておりますので、その辺の取り扱いも含めて、休暇の取り扱いの詳細な部分については確認をしたうえで、また改めて市町等には通知をしていきたいと思います。

【中村(泰)議員】 発言の時間をいただきまして、ありがとうございます。

県民、市民の皆様が一番気になっておられるのは、先ほどから出ております、どうしてもお子様を預けなければならない方が受け入れ施設があるのかということだろうと思います。

そこで、質問というか要望になるんですけども、実際、県としては、市町の部分までは、先ほどお願いであるとかヒアリングといったところでございましたが、ぜひとも各市町の情報を吸い上げていただいて、これは走りながらになってしまうとは思いますが、毎日毎日更新をしていただいて、例えば長崎市の小学校区でこういった施設があり、対象年齢は何歳で、時間は何時から何時までと、問い合わせ先とか、そういった情報をしっかり管理して、一元化し、ぜひとも県民の皆様が届けていただきたいと思います。

今、長崎市と佐世保市が小1から小3まで、可能な限り受け入れたいということを言われておりますが、そういった情報を一つに集約していくことが、県民の皆様が望んでおられることだと思います。

例えば、長崎市がやって長与町がやってないとか、また、どちらかだけが発信をしていたというふうになってしまったら、支援を受けられていない側がナーバスになってしまって、自分のところはどうなるんだということで、恐らくいろんな機関に問い合わせをされるんだろうと

思います。そういったところで、どこを見ればそういった情報があるんだということをしっかり示すことが、県民の皆様の信頼につながると思いますし、政治のリーダーシップだと思いますので、そういったところをお願いできないでしょうか、ご回答をお願いいたします。

【深堀委員長】 暫時休憩します。

— 午前11時52分 休憩 —

— 午前11時52分 再開 —

【深堀委員長】 委員会を再開いたします。

【中村(泰)議員】 放課後児童クラブにしても、民間にしても、NPOにしても、要は一人親の方のお子様などを預かっていただけるような機関ですね。放課後児童クラブもそうですけれども、決してそこに限った話ではありません。

【深堀委員長】 先ほどのいろんな質疑の中で、長崎市、佐世保市が小学校1年生から3年生については、学校でも受け入れを検討しているという報告がありましたね。そういったことを含めてだというふうに判断をしますけれども、一元的な情報の発信といいますか。

【中田福祉保健部長】 すみません。私から十分な回答になるかわかりませんが、代表してお答えさせていただきます。

今のお話は、県民にとっても切実な課題であり、一元的に情報発信していかなきゃいけないというところがご指摘の部分なのかなと思っています。

先ほども、例えば迅速にSNSを通じた情報発信のご提案とか、ホームページを更新するにしても、都度ではなく、きちんと定時性を確保したようなわかりやすいものとか、いろいろご指摘もいただきましたので、改めて広報のあり方の検討の中でそういった点も検討していきたい

いと考えております。

【浅田議員】 質問させていただきます。

今日、高校生、受験生の話が、先ほど委員長からも出ていたんですけども、塾が結構まだ開かれるような状況があるみたいで、ここを教育委員会の方に言うのは大変恐縮なんですけれども、生徒が学校には行けないけれども塾には行けるからみたいな認識の方もいるようなので、そういったところを今後どう協議をなさるのか。塾もやはり民間で、それは経済的な、企業的なものがあるかと思うんですけれども、今現在、どのようなお考えでやられているのか。実態として休みじゃないから行きますというようなお答えをいただいたものですから、教えていただければと思います。

【木村義務教育課長】 まず、塾のことについて、私どもに直接何かの相談とかがあったことはありません。

一方で、一般の方々から塾のことはどうなるんですかと聞かれたことはありました。

私どもとしては、学校、また地域を挙げて感染防止に努めているわけですから、塾に限らず、それぞれの施設もその感染防止に協力をしていただきたいというようなことはお願いすることになると思います。

【浅田議員】 十分理解している上で、高校生の受験生に関してそのような話があったものですから、学校は休んでいるけれども、そういったところに行けばという声が結構あるみたいですので、一定そういったところも学校とも、これは義務教育というよりも高校教育の方でもしっかりとフォローをしていただかないと、やっぱり感染のリスクという最終的なヘッジにならないのかなと思いましたので、改めてお伺いしました。

それと、先ほど学童の方で、学校併設のところに限っては教員の応援もできるみたいな話でしたが、あくまで民間ではなくて、学校併設のところに限ってということですね。確認です。

【濱野こども未来課長】 すみません、先ほどの答弁の中で誤解を生じていたようですけれども、特に併設をした社会福祉法人とか、そういう決まりはございませんで、そこは各市町の福祉部局と各市町の教育委員会の中でご相談をしながら、可能な部分があれば対応していただくということでございます。

【浅田議員】 ありがとうございます。既に学童の方から、その問い合わせがきていて、学校が休みになったのであれば、教育関係の方々のご協力がいただけないのかという質問がありましたので、確認させていただきました。

それと、先ほどから24時間の対応等々をおっしゃってございましたけれども、やっぱりネットとかで見ても、どうしても5時半までの対応とか、情報がたくさん出てくるものですから、どこで24時間の相談ができるのか、その部分だけでも、せめてわかりやすく表記していただけると、県民の方も安心するかと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございます。

【深堀委員長】 ほかにご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 それでは、質問がないようですので、本日の委員会を終了いたしますが、本日の質問において課題となったことなどは、今後の委員会審査の中で議論を行いたいと思います。

なお、引き続き、刻一刻といろんな状況が変化すると思いますので、適切な情報提供を重ねてお願いをいたしまして、本日の文教厚生委員

会を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

－ 午前１１時５８分 散会 －

第 1 目 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年3月9日

自 午前10時 0分
至 午後 4時49分
於 委員会室 2

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長）	深堀ひろし 君
副委員長（副会長）	石本 政弘 君
委 員	中山 功 君
〃	外間 雅広 君
〃	堀江ひとみ 君
〃	中村 和弥 君
〃	川崎 祥司 君
〃	松本 洋介 君
〃	大場 博文 君
〃	下条 博文 君
〃	赤木 幸仁 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

総 務 部 長	平田 修三 君
学 事 振 興 課 長	門池 好晃 君

教 育 長	池松 誠二 君
政 策 監	島村 秀世 君
教 育 次 長	本田 道明 君
総 務 課 長	中尾美恵子 君
県立学校改革推進室長	小野下和宏 君

福 利 厚 生 室 長	竹中 望 君
教育環境整備課長	日高 真吾 君
教 職 員 課 長	上原 大善 君
義 務 教 育 課 長 （ 参 事 監 ）	木村 国広 君
義務教育課人事管理監	高鍋 洋 君
高 校 教 育 課 長	鶴田 栄次 君
高校教育課人事管理監	本村 公秀 君
高 校 教 育 課 児童生徒支援室長	立木 貴文 君
特別支援教育課長	分藤 賢之 君
生 涯 学 習 課 長	山口 千樹 君
新県立図書館整備室長	吉田 和弘 君
学 芸 文 化 課 長	草野 悦郎 君
体 育 保 健 課 長	松崎 耕士 君
体育保健課体育指導監	小柳 勝彦 君
教育センター所長	林田 和喜 君

6、審査事件の件名

○予算決算委員会（文教厚生分科会）

第1号議案

令和2年度長崎県一般会計予算（関係分）

第2号議案

令和2年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別
会計予算

第13号議案

令和2年度長崎県国民健康保険特別会計予算

第77号議案

令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）
（関係分）

第88号議案

令和元年度長崎県国民健康保険特別会計補
正予算（第1号）

7、付託事件の件名

○文教厚生委員会

（1）議 案

第18号議案

長崎県手数料条例の一部を改正する条例（関係分）

第20号議案

職員のサービスの宣誓に関する条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

第21号議案

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第32号議案

長崎県公立大学法人の役員等の損害賠償責任の一部免除の額を定める条例

第33号議案

長崎県無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例

第34号議案

長崎県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例

第35号議案

長崎県業務関係手数料条例の一部を改正する条例

第36号議案

長崎県子育て条例の一部を改正する条例

第37号議案

長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

第38号議案

市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条

例

第39号議案

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

第40号議案

長崎県文化財保護条例等の一部を改正する条例

第41号議案

長崎県立対馬歴史民俗資料館条例を廃止する条例

第60号議案

長崎県公立大学法人が徴収する料金の上限に関する定めの変更の認可について

第75号議案

長崎県子育て条例行動計画について

第76号議案

第三期長崎県立高等学校改革基本方針について

（2）請 願

「長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例」改定を求める請願書

（3）陳 情

- ・長崎県立世知原少年自然の家の運営存続について（お願い）
- ・海運・船員の政策諸課題に関する申し入れ
- ・長崎県壱岐病院の精神科病棟の早急な再開（開床）を要望します
- ・長崎県立世知原少年自然の家の運営存続について（要望）
- ・要望書（県内企業（単体又は共同企業体）での発掘調査の実施について）
- ・厚生労働省による「地域医療構想」推進のための公立・公的病院の「再編・統合」に抗議

し、地域医療の拡充を求める陳情書

・長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情書VI

・ユニバーサルデザインタクシー車両導入補助金助成制度新設に関する陳情書

・県立高校における有資格の学校司書の配置の継続・拡大を求める陳情

8、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開会 —

【深堀委員長】 おはようございます。

ただいまから、文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第18号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」のうち関係部分、ほか15件であります。

そのほか請願1件、陳情9件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を文教厚生分科会において審査することとなっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、ほか4件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は、従来どおり分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、部局ごとにお手元にお配りしております審査順序のとおり、総務部、教育委員会、こども政策局を含む福祉保健部の順に行うことといたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 ご異議がないようですので、そのように進めることといたします。

これより、総務部関係の審査を行います。

【深堀分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

総務部長より、予算議案説明をお願いいたします。

【平田総務部長】 総務部関係の議案についてご説明をいたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第77号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分であります。

説明資料の3ページをお開きいただきたいと思います。

はじめに、第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明をいたします。

総務部所管の歳入予算総額は、国庫支出金44億603万4,000円であります。

歳出予算総額は、130億819万8,000円を計上いたしております。

この歳出予算の主な内容は、長崎県公立大学法人に対する運営費交付金、県立大学佐世保校の建替えや情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）の新設のための施設整備事業費補助金等の経費として、大学法人費29億9,693万円、私立学校の教育条件の維持向上、施設の安全性の確保及び保護者負担の軽減を図る経費として、私立学校助成費99億2,023万1,000円を計上いたしております。

次に、令和3年度以降の債務負担を行うものについてご説明いたします。

県立大学佐世保校建設整備に伴う建設工事関連経費について、令和3年度から令和4年度までに要する経費として、県立大学佐世保校建設整備事業費7億2,701万3,000円、SNS等を活用した相談業務委託について、令和3年度に要する経費として、私立学校振興事務費105万円を計上いたしております。

次に、第77号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

補正予算額は、歳入予算1億180万8,000円の減であります。

歳出予算は、3億3,547万8,000円の減であり、この主なものは私立学校振興費にかかるものとなっております。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

県立大学佐世保校建設整備において、地盤状況が想定以上に悪く、設計工法等の検討に不測の日数を要したため、県立大学佐世保校建設整備事業費5億5,836万1,000円について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

最後に、令和元年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承賜りたいと存じます。

令和元年度の予算については、今議会に補正をお願いいたしておりますが、今後、年間の執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じることから、3月末をもって令和元年度の予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【深堀分科会長】 ありがとうございます。

次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料、『政策的新規事業の計上状況』」について、説明をお願いいたします。

【門池学事振興課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本分科会に提出しました総務部関係の資料についてご説明いたします。

今回、ご報告いたしますのは、政策的新規事業の計上状況についてであります。

資料の1ページをお開きください。

1ページの上から1つ目の県立大学情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）整備事業費の1事業でございます。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

【深堀分科会長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【松本委員】 おはようございます。

それでは、予算議案、先ほどありました3ページ、「情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）」について質問をいたします。

まず、確認ですが、新たな取組として、産学共同研究センターとありますが、産学ですから、具体的にどのような企業とどういふことを研究するのか。そして、その具体的な内容についての計画が、今どういったものがあるのか、お尋ねいたします。

【門池学事振興課長】 現在もIT企業等との共同研究というのは実施しておりまして、サイバー攻撃の手法とか、フィッシングサイトの早期

発見とか、そういった情報セキュリティに関するテーマを扱っているところがございます。

企業についてはIT企業を想定しているんですけれども、このセンターを設置することによって、企業との連携がとりやすくなって、企業が持つ最先端の技術、それから大学の知見を活用した研究ができるものと考えております。

【松本委員】 新たな取組で、大学側だけで研究するのではなくて、企業と連携することによって社会のニーズもあるということで、非常に注目をするし期待もしているんですけれども、実際、その部分で研究をしましたと。そのところで企業側がそこにニーズがあるのかというところで、企業との連携をしっかりとっておかないと、ただ、「産学共同」と名前はしているけれども、大学だけで研究して、企業側がそこに入っていないと、せっかくの効果が薄くなると思うんですが、その辺で何社ぐらいの企業を検討しているとか、実際に引き合いがあっているのか、その状況についてお尋ねいたします。

【門池学事振興課長】 今回の施設の整備に当たっては、事前に産業労働部にお願して県内企業のニーズを把握しておりまして、長崎県立大学に情報セキュリティの演習室というのがあります。これが実際のサイバー攻撃をもとにした防御を学ぶような施設ですけれども、そこについて使いたいという声が結構寄せられたというのがございます。

想定している企業というのは、現在3企業、ラボに入っていただくことを想定しているんですけれども、現在も企業から幾つか問い合わせがあっているような状況でございますので、一定ニーズはあるものと考えております。

【松本委員】 3社ということでありましてけれども、やはりこれは全国でもなかなか例がない、

県立大学の特色だと思うんですね。ですから、これは県内外からも人が集まってくるような技術とか情報セキュリティ、また民間も非常に注目していると思うんですね。

ですから、この事業内容をどんどん発信していただいて、企業も3社じゃなくて、県内を中心に、もちろん県外の企業も、産業に関しては企業誘致にもつながる、そして、大学の周知も認知も上がってくると思うんですね。ですから、そういったところの発信を、せっかく7,000万円使って、しかも建設費も概算で15億円、設備費も4億円ということで、令和3年を目指しているわけですから取り組んでいただきたいのと、もう一つ気になるのは、そういったのも背景にあって、定員を令和3年に40名から80名に倍増するということですよ。そうすると、単純に、建物は建てればいいでしょう。しかし、大事なものは講師だと思うんですね。それを教える講師が優秀な方がいないと、もしくは人数が増えたことでコマ数も増えるわけですから、その講師の対応というのはどのように考えているんでしょうか。

【門池学事振興課長】 講師の対応につきましては、入学定員が増加するので、大学の設置基準からしても教員は増員する必要があると考えておりまして、増員する予定にしております。

講師の選定については、やはり実務ができる方が非常に大事だと思っておりますので、そういった方々を現在、大学の方で探すようにしております。

【松本委員】 時間は、令和3年といってもあつという間ですので、この講師次第で内容というのも変わってきますし、優秀な方を民間からしっかり招致できるように取り組んでいただきたいと思います。

もう一つ、せっかく県立大学でそういった技術を学び、人材もいるということであれば、やはり最近では、先ほどおっしゃったように県内でのサイバー犯罪も増加しております。サイバーセキュリティが民間でも見直されている中で、県警や県庁内のサイバーセキュリティに関しても、県立大で得た技術や知識というものを、県や県警とも連携をすべきだと思うんですが、その辺はどのようにお考えですか。

【門池学事振興課長】 長崎県警とは、長崎県サイバーセキュリティに関する相互協定というのを結んでおりまして、これは県内外の産学官の14の機関で締結をしているんですけれども、その中に県警も入っておりますし、県立大学も入っております。そういった関係で連携体制というのはとれております。その中で情報の共有とか、サイバー人材の育成など、そういった協力体制を目指すようにしております。

ちなみに、今年度、情報セキュリティ学科から最初の卒業生が出るんですけれども、そのうちの1名が長崎県警に就職するようにもしております。

【松本委員】 県警の方もそういった部署を新たに設立して対応していくという動きもありますので、ぜひ連携して取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

【下条委員】 おはようございます。

松本委員の質問に関連して、私は「県立大学情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）」の設備の方について少しお尋ねしたいと思います。

先日、行われました予算総括質疑でも触れたんですけれども、サイバーセキュリティ、また情報セキュリティのこういった世界は、かなり

最先端の技術や設備が競われるといえますか、大切な要素になっていきます。

先般も、県庁のロビーでCTF（CAPTURE THE FLAG）というのがありました。これは、県立大学と県警、そして長崎県の情報政策課、この3者がサイバーセキュリティの技術を競うための競技、キャプチャー・ザ・フラッグといいまして、相手が高度に仕掛けたわなを見抜いて、どれだけの短時間でそのフラッグ、相手の一番の陣地を取るかというのを競いながらスキルを上げていくといった催しが行われました。

こういったものに使われる時に、どうしても解析をするパソコンというものが大変重要な要素になっていきます。つまり、スーパーコンピューターであったり、相手がさらにそれ以上のものを使っていると、こういった争いで互角の戦いができないという要素が大きくあります。今、せっかくこのような共同研究センターというものができますので、導入をしていく設備について、何かご予定があれば教えていただきたいと思います。

【門池学事振興課長】 委員ご指摘のとおり、こういうITの世界、最近の技術というのは日進月歩であるということもございますので、令和4年度までにその施設を整備することにしておりますけれども、その中では、可能な限り最新の設備を導入していきたいと考えております。

【下条委員】 最新の設備ということで、私が少し予算決算委員会の総括質疑で言わせていただいたのが、量子コンピューターというのがあります。今現在は、その量子コンピューター自体の実現化というのは、基本的にはできているんですけれども、これが実用化まではまだ至っておらず、例えば市場価格でいけば1台17億円と

か、全く導入コストに関して言えば現実的なお話ではないんですが、5Gが導入をされるという検討をされまして、約半年ぐらいの期間で大きく技術が革新をされ、日本ではなかなか情報がなかったんですけれども、海外ではあっという間に実用化されました。そういった場合に、大きく様相が変わっていきます。

こういった量子コンピューターについても、当然、導入コストの面であったり、実現的なものというのは差がありますけれども、準備までの3年間にかなり動くと思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

【門池学事振興課長】量子コンピューターについては、ご指摘のとおり17億円と、かなりの高額ということで、簡単に導入することはできないとは思っておりますけれども、そういった量子コンピューターが今後普及していくということとを踏まえた上で、それを念頭に置いたサイバーセキュリティをどういうふうにしていくのかというところを、今後の大学としての研究につなげていければとは思っております。

【下条委員】最後になりますが、2点、私の方から要望といいますか、提案をして終わりたいと思います。

1点目が、まずこの設備が素晴らしいということは、単純に情報セキュリティの世界観において、要するに戦ったり守ったりをするような構造になります。その時に、当然人的なスキルを上げないといけないですけれども、この使う設備によって、かなり結果が変わってくるという要素が強いですので、ぜひともこの側面を重要に捉えていただきたいというのが一つ。

もう一つが、せっかくこういった形で産学官共同研究センターをつくりますと、素晴らしい企業との連携、また人材の育成の場ということ

になります。こういったところに、もし仮に、日本で初めて量子コンピューターを設備として入れたら、量子コンピューターは一つのシンボルですけれども、最先端の設備を投入したということになりますと、一気に全国で注目を浴びると思います。これは皆さんの計画されているこの中の非常に大切な要素になってくるんじゃないかと思います。

そこに、さらに優秀な生徒、また先生、さまざまな人材が集まってきていただきたいのと、そういったこと2つを提案させていただいて終わりたいと思います。ありがとうございました。

【深堀分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【中村(和)委員】おはようございます。

久しぶりに文教厚生委員会に戻ってきまして、ここ数年間の間にどのように変わったかというのを知りたかったものですからお聞きいたします。

今回も私立学校の助成費として3ページの方に約99億円あります。ここ数年間、ずっとこの私立高校の助成費に対しては金額を増額されていると思うんですけれども、ここ数年間の増額の幅がわかれば教えていただきたいんです。

【深堀分科会長】暫時休憩いたします。

— 午前10時17分 休憩 —

— 午前10時17分 再開 —

【深堀分科会長】再開いたします。

【中村(和)委員】表にしていいただければ助かります。

それと、私どもは議員として、私立学校の方から、とにかく支援金の額面をもう少し上げていただきたいということをこれまでもずっとお願いをされて、私たちも相談に乗ってきてやってきたんです。

しかし、ご存じのとおり、今回は国の施策によりまして、所得額によって変化はありますけれども、私立高校にも公立高校と同様な支援を受けられるようになったわけです。

ただ、今後、生徒数が減少していく中で、私立高校と公立高校の間に生徒の争奪戦が、言葉は悪いんですけども、そういうことも起こりかねないと思うわけですね。最終的にどちらが生き残るかというような場面まで出てくる可能性もあると思うんです。

そういう中で、現在の県内の私立高校、主に私立高校の経営状況というのはどうなんでしょう。これは、各校の数値は出てこないと思うんですけども、担当課としてどういう状況まで把握されているのか、把握されている部分で結構でございますので、ご報告をいただければと思います。

【門池学事振興課長】先ほどの私学の関係の予算の推移については、後で表をお渡ししようと思いますけれども、ちなみに、昨年度が81億7,982万3,000円、平成30年度は83億3,230万2000円ということで、平成30年度、平成31年度は減少しておりまして、今年度、就学支援金等の拡充等がございまして、99億2,000万円ということで増額したということでございます。

もう一点の私立学校の経営の状況ですけれども、個別という話ではなくて、全体で話をさせていただきたいんですが、長崎県内の私立学校の生徒一人当たりの納付金収入が約50万円ということで、九州平均よりも3万円高く、九州では5位となっております。一方で、経常費等の補助金は約38万円で九州平均よりも高い状況にあります。ここが大きな収入の要素になっているんですけども、そういう意味では生徒納付金の収入が低いということで、収入全体

が低いということになっております。

それから、今度経費ですけれども、生徒一人当たりの人件費は約66万円で、九州平均よりも3万円高く九州3位ということと、生徒一人当たりの教育研究経費も約32万円で、九州平均よりも約2万円高く九州3位ということで、こういった意味では一定教育内容についての充実を図ろうとしている状況ではないかと考えております。

ただ、生徒一人当たりの経常収支の差額がマイナス5万円ということで、九州平均よりも約6万円低く九州最下位というような状況で、収入が低くて費用が高いということで収支が悪化しているという状況でございます。

赤字を解消するためには、経費を節減するか、収入を増加させる必要があるということでございますけれども、教育の質の確保をするためには、経費の節減というのはなかなか難しいのかなとも思っておりまして、そういう意味では学校において生徒の納付金とか、補助金の収入を確保するためにも、魅力的な学校づくりをしていただいて生徒を集めていただくように、そういう努力をしていただく必要があるのではないかと考えております。

【中村(和)委員】最近では、公立高校に負けないような学力を私立高校も持ってきていますし、また各校、先ほど言われたように魅力的な学校をつくるということで、いろんな支援をされながら、生徒たちが本当に私立高校に通いたいという願望をもってできるような体制は今できたと思うんです。

しかし、私が思うには、先ほど言ったように、これから先はもっともっと競争率が高くなってくると思うんですけども、私立高校が経営状況が厳しい中で頑張っているのはわかるんだけ

れども、そういう厳しい中で多くの生徒を呼び込むような、それ以上の努力ができるのかなという心配もあるわけですね。

そこで伺いますが、今、県内の私立高校の入学金と授業料ではどのくらいの差がありますか、大きいところと言ったら。

【門池学事振興課長】県内の私立高校の入学料の単純平均ですけれども、令和元年度でいけば11万7,090円、平均額です。一番高いところが15万円、一番低いところが9万円となっております。

授業料につきましては、平均が3万340円、最高のところが4万3,900円、最低のところが2万5,200円となっております。

【中村(和)委員】各校頑張ってやっているんだけれども、実質的にいけばこれだけの入学料と授業料の差があるということなんですよ。ということは、各校がこれだけの入学料のベースアップしなければならない、授業料のベースアップをしなければ、なかなか経営が成り立たない状況である学校もあるということです。そこを聞いたかったものですから、今聞かせていただいたんです。

ただ、私立高校に関しては、私たち議員にも経営内容が全く伝わってこないんですね。それは法律に定められているということでそうなっているんですけれども、これまでも数回、この委員会の中でも、そしてまた、自民党の中でお聞きしたことがあるんですけれども、なかなか出てこないんです。

私たちも私立高校のためには、どうしても支援額をもっともっと上げていただきたいという考えはあるんだけれども、しかし、その内容自体が伝わってこないものだから、どういうところに足りないから、どういうところを上げてい

ただけないかというところが綿密に私たちに伝わってくれば、もっともっと私たちも一緒に協力ができると思うんですね。ただ、そこがちょっとできないのが残念です。

ただし、今までは私立に対しては公立と同じような国の補助もなかったので、なかなか厳しかったんだけれども、今回は国の施策によって、とにかく所得額によっては変わってきますけれども、何らかの形で支援策ができたということで、保護者にとっても、そしてまた、生徒たちにとってもすばらしい内容の体制ができてくるんじゃないかなと思うわけです。

ただし、やっぱり担当課として、各校の経営状況というのは、把握できる部分までで構いませんので把握していただいて、本当に子どもたちが行きたい学校というのを残さなくてはいけないし、そしてまた、生徒数も確保しなければいけないと思うんですね。だから、そういう意味で、先ほど言ったように入学料や授業料の格差はあるけれども、どうしても子どもたちが選ぶ学校というのは子どもたちの能力に合ったところになると思うんだけれども、これから先、公立、私立、いろんな意味で競争をしていくと思うんだけれども、ぜひとも、私立高校もこれまで頑張ってきた経緯を踏まえれば、これからも同様に、公立高校と一緒に経営をしていただきたいと思うし、子どもたちの夢をそのまま継続させていただきたいと思うので、担当課長、そしてまた、部長におかれましては、各私立高校の経営状況には十分に注視をされ、これからも頑張ってくださいと思います。できる範囲で構いませんので、私たちにも情報提供をしていただければ幸いですと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上で終わります。

【深堀分科会長】 暫時休憩いたします。

— 午前10時27分 休憩 —

— 午前10時30分 再開 —

【深堀分科会長】 再開いたします。

【外間委員】 私立学校助成事業に関連をして質問いたします。

先ほどの国の拡充政策によって、昨年度よりも大幅に予算が増えて、今、中村委員から確認をしてもらったら、昨年からすると81億円から一気に助成費を99億円ということで、前回よりも18億円の増額になっていると。その国の拡充政策と、県がそれに対しての単独補助事業も含めてどのように予算化されたのか、ご説明をお願いいたします。

【門池学事振興課長】 国におきましては、これまで就学支援金ということで、所得に応じて段階的に加算をしていたと。所得の低い方になるべく手厚く加算をしていたというのがございますが、今回、今度の4月から、年収590万円未満の世帯については、一律月額3万3,000円の就学支援金を支給するというふうに変わっておりまして、590万円から910万円までの世帯については、従前どおりの月額9,900円ということで制度がつくられているんですけれども、ここの590万円を境に未満の人と以上の人、590万円未満、590万円以上の人に対しての差額が月額で2万3,100円あるということでございます。その格差があるというのもございまして、県の方では590万円から910万円の半数に当たる世帯の720万円未満世帯に対して、月額6,600円の上乗せを単独措置で実施するように、今回予算を上げているところでございます。

【外間委員】 ありがとうございます。

年収720万円未満の世帯が半数を占めるとい

うことで、その部分について、590万円未満と以上の格差2万3,100円の穴埋めをするべく、その世帯に6,600円を支給するというご説明と理解してよろしいですね。わかりました。

そうすることによりまして、県単独の補助と合わせて、国の拡充政策で私学の助成は、今回は大幅に増やされたということでありますけれども、単純にこのことによって公立高校と私学の公私間格差というのがどれくらい縮まったのでしょうか。それを数値に表現することができますでしょうか。

【門池学事振興課長】 公立高校においては、年収910万円未満の世帯までの方々は、全て国の就学支援金月額9,900円で授業料が賄われておりますので、授業料の負担はその所得世帯の方々に対してはないということでございますが、私立高校においては、590万円未満の世帯に対しては、どこの高校も、4校ちょっとオーバーする高校はあるんですけれども、それを除いたところでいけば、ほぼその上限の3万3,000円の範囲内でおさまっておりますので、その方々に対しては公立とほぼ同じような条件になるということでございます。

ただ、590万円以上910万円未満のところについては、負担が一定残りますので、そこについては差が生じているというところでございます。

【外間委員】 今まであまり聞いたことがない、常に公私間格差は縮まることなく、ずっと推移をしてきたものですから、今回の拡充政策によって、一定、ただいまのようなある部分についての差がないということを初めて聞いたもので、大変了としたいと存じます。

さらに、今ご説明いただいたのは就学支援金であるとか、高校授業料の補助金であるとか、今回の議案が承認をされれば、もう4月にでも

実施をされるということでよろしいんですね。

【門池学事振興課長】今議会で予算が承認されましたら、4月からの施行になります。

【外間委員】ありがとうございました。ぜひとも、家庭の状況にかかわらず、学問を志す子どもたちのために、こういった年収590万円未満世帯を対象とする就学支援金、あるいは国の大幅なる拡充政策については、大変ありがたいことですので、ぜひとも実施に踏み切っていただきたいということをお願いして終わります。

【深堀分科会長】 暫時休憩いたします。

— 午前10時36分 休憩 —

— 午前10時38分 再開 —

【深堀分科会長】 再開いたします。

【中山委員】 大学法人費29億9,693万円は自主財源だと思いますが、人件費というか給与費も入っているんじゃないかと思います。職員と教職員、正規・非正規含めて数字を出していただきたいと思います。

【深堀分科会長】 暫時休憩いたします。

— 午前10時39分 休憩 —

— 午前10時39分 再開 —

【深堀分科会長】 再開いたします。

【門池学事振興課長】 大学法人への運営費の交付金の中に、当然人件費にかかる部分も含まれておりますけれども、交付金の考え方自体が、大学法人の運営にかかる経費から、自主的に集めている生徒の納付金とかを除いた分の残りを運営費交付金という形で交付するようにしております。

大学が学校の運営に対して必要な経費として上げている中で、人件費については全体の33億

7,000万円のうちの20億7,000万円という形になっております。

【中山委員】 20億7,000万円、結構大きいわけですが、そこで教職員と職員、教職員の中の正規・非正規の数、20億7,000万円の内訳をお伺いします。

【深堀分科会長】 暫時休憩いたします。

— 午前10時40分 休憩 —

— 午前10時41分 再開 —

【深堀分科会長】 再開いたします。

【門池学事振興課長】 人件費の中の教員と職員の内訳というのは、今、数字がないんですけれども、人数でいけば、令和元年5月1日現在で教員が150名、事務職員が52名、合計202名になります。これは、正規・非正規問わず、教職員の数になります。

【中山委員】 ぜひ、教員の150名のうち正規・非正規を含めて、後で報告いただきたいと思います。

なぜ最初にこれを聞いたかというのを今から述べたいと思いますが、県立大学を文教厚生委員会で過去に2回ぐらい調査に行っております。その折、学長は確実にいたと思いますし、理事長がいたかどうかわかりませんが、学長の方から経営方針が示されて、地域に貢献できる人材を育成しようというような大きな問題と、もう一つは県内就職率を、今、三十数%になっているけれども、これを四十何%にもっていくという意欲的な話がありましたので期待をしていたわけですね。

私は、その場で30%台から40%台へと10%上げるとするのは簡単じゃないと、容易じゃないと思うが、何か具体的な方策があるんですかと聞いたら、その時は具体的な方策は示されませ

んでしたけれども、それだけ学長が堂々と言うならばということで期待していたわけです。

ただ、今回、愕然としているんですけれども、通常のレベルの34.9%から7.7ポイントも減少したということで、大変私は衝撃を受けているわけであります。

そういう中で、学長を含めた教職員、これが一体となって地元の人材を育成しようとか、特に目標であります県内就職率を上げようという意志統一ができていいのかなど。これをもっと高めていく必要があるんじゃないかと直感したのだから少し聞かせてもらいたいと思います。

まず、今回の減の要因についてどのように分析しているのか、お尋ねしたいと思います。

【門池学事振興課長】 1月末現在の県立大学生の県内就職率は27.9%ということで、昨年に比べれば落ちておりますけれども、私どもが要因として考えておりますのが、県立大学の県内出身者の県内就職率が低下したというのがございます。昨年までは、県内出身の卒業生は大体60%ぐらいが県内に就職をしていたんですけれども、今年はそこが約50%まで落ちたということがございます。

その要因ですけれども、学科ごとに見てみると、国際経営学科というのが非常に下がっておりまして、今回、学部学科再編後の最初の卒業生が出るんですけれども、学部学科再編により国際経営学科というのはできたんですが、卒業要件にTOEICが730点以上ということで、英語に非常に力を入れて学生を育成したというのがありまして、英語が得意な学生がグローバルに展開する企業を選択して就職をしたということで、東京の例えば日本電気であったり、日本航空であったり、そういった企業に就職した傾向があるということが一つ。

それから、国際社会学科についても、同じくTOEIC730点以上というのを卒業要件としておりまして、ここの学生たちも英語が活かせる職業に就いたということで、なかなか県内にそういう企業が少なかったというのが一つの要因かなと思っております。

それから、情報システム学科というのがございますけれども、ここの学生たちは映像制作会社であったり、ソフトウェアの開発企業であったり、そちらの方に就職している傾向があるんですけれども、そういった企業が県内には一定ありますけれども、やっぱり県外の方が多くて魅力的だったということで県外に流れたのではないかと思っております。

一方で、情報セキュリティ学科でございますけれども、今年、県内に就職した人が約3割ぐらいいるんですが、それに加えて、県が誘致した企業、例えば京セラコミュニケーションシステムであったり、富士フィルムソフトウェアであったり、そういった企業にも就職をしております。そういったところまで含めると約5割の学生が県内の企業、もしくはそういう誘致企業に就職をしているという状況もありまして、そこは一定明るい材料なのかなとは思っております。

【中山委員】 大きな要因が、県内出身者の県内就職率が低下したということで、これも大変衝撃を受けているんですが、去年だったか、進学者を対象にして、知事はじめ各幹部が学校に向いて、長崎のよさをわかってもらって、できれば長崎に就職してほしいという運動を展開していますよね。そういう最中ですから、そのことを含めてこの辺はよく分析して、見直しが求められるかもしれないと思います。今日はこれ以上問題にしませんけれども、やはり私は、こ

の大学自体が本当に目標を達成しようという意識がどの程度あるのかと、そこに少し疑問を持っているわけです。

そこで、これに直接は関わらないけれども、教職員の150人のうち、長崎出身ということになると長崎のことはよくわかっているし、長崎に人脈もあるし、長崎の学生たちとも話ができるということで長崎に就職という情報がいつているので幾らか違うんじゃないかと思えますけれども、この150人の教員の中で、出身が長崎県内か県外かはわからんでしょうね。そこは調べていないでしょうね。まず、聞いてみようか、わかりますか。

【門池学事振興課長】 現在、ここに資料はございませんので、また、後でお知らせしたいと思います。

【中山委員】 やはり学校の先生についても、できるだけ地元をよく知り、地元で熱意のある先生をどれだけ増やしていくかというのも必要じゃないかなと、そういう視点がありましたので、ぜひ調査をして、委員長、後で報告していただきたいと思います。

それで、委員会の調査の中で学長がはっきり明言しているんだけど、学内で、要するに目標を達成しようということでチーム県立大学ですか、このために教員とどのような形の協議とか、コミュニケーションをやっているのか、その辺が現在どうやっているのか、わかりますか。

【門池学事振興課長】 県立大学においては、中期目標の中で、地域に貢献する大学であったりとか、地方創生を推進する大学であったりとか、県内就職についても目指しているところでございます。そういう意味では、大学の目標として県内就職を掲げておりますので、そういった意

識については一定教員の方にも伝わっているものとは考えております。例えば、そういう意識が高い先生もいらっしゃるし、積極的に県内就職に力を入れられている先生もいるというふうには聞いております。

【深堀分科会長】 中山委員、一応今は予算の分科会の審議ですので、その点でお願いします。

【中山委員】 委員長、教職員の意欲を高めていくということで教員の給与が入っているんだから、ここで、予算の中で少し言っておかないといかんと私は思うんです。

【深堀分科会長】 了解です。

【中山委員】 それでは、一部の先生は熱心に行っている。恐らくそれが事実じゃないか。チーム全体として、150人の先生たちが一丸となって取り組まないとこの目標は達成できないと、私はそういうふうに思うよ。それを高めるための方策をよくよく協議してほしいというのを一つ上げておきたいと思います。

そこで、具体的に2つほど聞きたいと思いますが、中村知事は、この県内就職率の向上に対して、大学の理事長、学長に対してどのような協議をしてきているんですか、今まで。

【門池学事振興課長】 大学の理事長、学長と知事の協議というのは、年間、数回面談する機会がございます。その中でそういう県内就職についてのお話も差し上げているところではございます。

【中山委員】 ぜひ、改めて現状を見てやってもらいたいと思うし、実質の長崎県のリーダーは総務部長だと思うんですよね。総務部長は、今年2年目だろうと思いますが、この大学の学長、理事長に対して、この県内就職率の向上について、何か要請したことはありますか。

【平田総務部長】 ちなみに、まだ1年目でござ

います。

就任当初から、学長、理事長とは意見交換をさせていただいて、私のもっばらのテーマといえますのは、県内就職促進、それから、できるだけ県内から県立大学に進学、そもそも入学していただけるように県立大学の魅力を高めていただきたいと、その2点については事あるごとに意見の交換をさせていただいているところでございます。

【中山委員】理事長、学長とも話したということでありましたけれども、知事も話している、総務部長も話しているという中でこういう結果が出ているということを、よくよくもう一回認識してほしいと思います。

それと、話は変わるけれども、総務部長は前に産業労働部長もしていたのでお聞きしますがけれども、長崎工業高校が県内就職率30%台を今年は60%近くまで、驚異的な数字で上げていますよ。この要因は、どこにあったと思いますか。

【平田総務部長】端的に申し上げまして、地元のものづくりの工業会というのがありますけれども、地元の中小企業の皆さん方と長崎工業との間で情報の交換でありましたり、意思疎通であったりということを繰り返し行ってこられたこと、それから、人的なところでいけば、やはり校長先生のリーダーシップがあったというふうに考えています。

【中山委員】よく言ってくれましたね。校長先生の三好前校長、今度の梅野校長のリーダーシップですよ。

何を言いたいかというと、やはり知事、総務部長が再三にわたって協議しているけれども、これが達成できないどころか7%落ちているということは、理事長、学長のリーダー不足、リーダー力を十分発揮しているのかどうか、その

辺をよくよく精査して、やはりリーダーがその気にならないことには全員なりませんよ。ということで、ぜひ学長を中心に一体となってこの目標に向かっていくように、ひとつあらゆる角度から、総務部長が中心になって取り組んでほしいと思いますけれども、最後に決意をお話しいただきたいと思います。

【平田総務部長】最大限力を尽くしてまいりたいと考えております。

【深堀分科会長】ほかにございませんか。

【川崎委員】先ほど、高校生の授業料のさまざまな支援についての質疑がありましたが、関連です。

まず、全体の学生数があって、大体の割合のことはご説明がありましたが、具体、何名ということでわかりやすくいただきたいんです。

今回の590万円未満までに何名の学生が対象になるのか。720万円未満、そして910万円未満、それ以上と、具体的な数字をご説明いただきたいと思います。

【門池学事振興課長】今回の就学支援金の拡充の対象となっております590万円未満の世帯については、予算の積算としては7,000人程度を見込んでおります。

それから、県単の上乗せの対象となっております590万円以上720万円未満世帯については、約1,600人と見込んでいるところでございます。

【川崎委員】県の支援はないにしろ、720万円以上の方、910万円以上の方もわかりであればお知らせください。要は、全体の構成ですね。

【門池学事振興課長】まず、県の支援の対象とならない720万円以上910万円未満についても、約1,600名、910万円以上については約1,700名というふうに見込んでおります。

【川崎委員】ありがとうございました。全体像

が見えました。おおむねの方がこういった支援を受けながら、公私間格差は随分縮まってきているとは思いますが、ほかにもいろいろテーマがあるということについては、引き続き政策課題として認識をしておきたいと思います。

そこで、まず、国の制度ができましたので、県とすると、県が今年度まで支援をしていた額が、一定国が面倒を見るということになると、当然県費とすると少し楽になった部分があって、それをこの590万円以上720万円未満の方に対する県単独の補助制度をつくって、そして生活保護世帯についても補助制度をつくったと、そういった認識でおりますが、今年度、県として予定をしていた予算、来年度の予算、その差額はどのようにになりましたでしょうか。

【門池学事振興課長】今年度、私立高等学校の授業料軽減補助金の当初の予算額は約1億8,600万円ということでございますが、今回、就学支援金でカバーをされたというところもございまして、県単として今実施しているのは生活保護世帯の国の上限を超えた部分と、それから590万円以上720万円未満世帯の月6,600円の上乗せのところなんですけれども、それに今度高等学校の専攻科についても、今回新しく制度が設けられまして、そこについても半分は県で負担をする必要があるということで、そこまで含めると、合計として約1億5,800万円の県の負担を実施することになります。

それともう一つ、併せまして、今度生徒の通学費補助金についても、低所得世帯に対する拡充というのを実施しておりまして、その拡充分も含めると、約1億7,400万円ということで県の負担を考えているところでございます。

【川崎委員】そうしますと、今年度が1億8,600万円、来年度が1億7,400万円、1,200万円程度

が県とすると少し予算が圧縮できたという認識でよろしいですね。

1,200万円という額は大変大きい額ではありますが、せっかく国がこういった制度を出してきた。そして、県がこのようなことで少し予算を組み直したということであれば、目いっぱい、先ほどの授業料のこともありましたし、さまざまな施設利用料ということもあろうかと思しますので、より有効にこれを使っていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

【門池学事振興課長】今回、そういう意味で昨年度と若干予算の差はございますけれども、全体的に私立高校に通う生徒、保護者についての負担軽減が図られたという意味では、一定よかったとは思いますが、差がある部分については今後努力して予算を獲得して、私立高校の振興に使えるように頑張っていきたいと思います。

【川崎委員】よろしくお願いします。

もう一点、「情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）」についてお尋ねいたします。たくさん質疑もあっていますが、地元の企業の皆様と学生の皆様と一緒に新たな技術を開発といいますか、そういった取組もあっていくんだろーと思います。

先ほど言われた3社は、地元の企業、県内の企業のことでしょうか。

【門池学事振興課長】3社というのは、今回整備するセンターにお試しに入ってくださいラボを設けるようにしておりますけれども、そのラボが3社ということで、そのラボについては県外企業を想定しております。

【川崎委員】スタートしてない中ではありますが、非常に高度な技術であるということは重々承知しているものの、やはり高度な技術を持っているから長崎に企業がないんですよ。そう

すると、そういった技術を身につけた学生は、当然のことながら、また県外にという話になっていくわけで、何かこの辺のところ、地元の企業を成長させつつ、地元の企業に結びつけていくような取組ということをぜひやっていただきたいんです。

皆さんの努力によって、大手の企業がどんどん長崎にもIT系の方が入ってきていただいているのは非常にうれしいことであり、それがまさにそのターゲットになり得るんだろうというふうには思いますが、地元の企業も頑張っているところはたくさんありますので、ぜひ目を向けていただいて、マッチングもやっていただきたいと思いますが、その辺のお考えについてお尋ねいたします。

【門池学事振興課長】このセンターについては、ラボは県外企業を想定しておりますけれども、地元の企業の振興というのももちろん考えておりまして、学生と企業の交流スペースを設けるようにしておりますが、その中で県内の企業についてもそこに来ていただいて学生との接点を持ったり、共同研究につなげていただいたり、あと、先ほどもちょっとお話したんですけれども、情報セキュリティの演習室がございまして、県内企業もそこを使いたいという希望がございますので、今回の整備に合わせて使っていただくように考えているところでございます。

【川崎委員】最後に、先ほど、くしくも交流スペースという話がありました。交流スペースのあり方についても、細かい話になりますが、ぜひ堅苦しいような雰囲気ではなく、アイデアもいっぱい出るような環境づくりということにも心を砕いていただきたいと思いますと思うんです。

長崎にある、県がやっていただいております「CO-DEJIMA」という施設については、

起業家を育てるというところで、堅苦しい雰囲気ではなく、柔らかな雰囲気、知恵も出し合うような、そういった環境づくりをやっていただいています。県の施設だから、砕けた云々ということはあまり許されないのかもわかりませんが、一定そういった柔軟な発想で物事に取り組めるように、もっと企業の皆様と学生の皆様が身近に接して楽しくやっていけるような環境づくりも大事なんだろうと思っておりますが、その交流スペースの在り方についてお尋ねいたします。

【門池学事振興課長】企業と学生が交流する中で新しい発想が生まれたりというのは、確かに今やっている「CO-DEJIMA」の中で実施しようとしているところでありまして、今回の産学共同研究センターの中でも、そういった自由な雰囲気の中から新たな発想が生まれるというのは非常に大切なことだと思いますので、そういったことについてはぜひ実施できるような形の運営をしていきたいと思っております。

【堀江委員】横長資料の3ページ、大学法人費、今、審議されております県立大学情報セキュリティ産学共同研究センター7,000万円、これは当初予算の要求どおりに今回計上されているんですが、主な事業の24ページには総事業費が約20億円というふうに書かれています。

それから、2月25日の文教厚生委員会の説明資料の中では、概算、総事業費は精査中とありますよね。今回、7,000万円を設計費で出されて、今後、建設費、設備費ということで出てくるんだと思うんですが、今の時点、これは文教厚生委員会の説明資料で出された15億円、4億円という感じですか。それとも、これは数字上、上下の移動があるということですか。

【門池学事振興課長】文教厚生委員会の時にご

説明した資料で、建設費15億円、設備費4億円、精査中というふうに書いておりますけれども、額については、まだはっきりした額というのは定まっております。ただ、建設費については、なるべく箱については安く、設備についてはいい設備を入れていきたいと思っておりますので、そういった形で精査が必要だと考えているところでございます。

【堀江委員】 そうしますと、今回、7,000万円を新年度の予算に計上し、総事業費として約を入れて20億円の範囲の中で今回の整備事業を進めるという理解でいいでしょうか。

【門池学事振興課長】 7,000万円については設計に関する経費になっておりまして、それらを踏まえたところで、また事業費を固めていきたいと思っております。

【堀江委員】 同じく横長資料3ページの大学法人費の中の運営費交付金、これは前年度と比較しまして2億7,959万円増えて、今回18億円なんですけれども、大学の運営費の交付金というのは、中期目標を定めて、その目標に沿ってやっているの、議会としては目標の内容も理解をしているし、毎年交付金は一括含めてやると。もちろん、設備費とかは当然違いますけれども、基本的な運営費については大体毎年ほぼ横ばいというのが私の認識であるんですが、新年度、この2億7,959万円を超えて交付金が上がるといのは、特別な理由があるんですか。

【門池学事振興課長】 今回、高等教育の無償化ということで、所得に応じてですけれども、大学生の授業料の減免というのが入っております、その分大学の収入が減額するということになります。その高等教育の無償化にかかる経費については、県費で負担するということになりますので、その分が2億7,000万円乗ったとい

うことでございます。

【堀江委員】 私学助成の高校の部分だけでこれまで論議してきましたけれども、今回の授業料減免というか、その状況というのは県立大学にも影響するということで理解いたしました。

同じく横長資料の4ページの私立学校助成費ですが、今回、前年度と比較して17億円増えていて、その主だった理由は高等学校私立学校助成費の中の7番目の高等学校等就学支援金、今論議をされた内容で12億2,160万円増えているんですけれども、もう一つ、横長資料の5ページの最後の私立専門学校生への経済的支援事業が、前年度と比べて4億7,917万円増えています、この内容についても教えてください。

【門池学事振興課長】 私立専門学校生への経済的支援事業につきましては、これも高等教育の無償化ということで、専門学校について、所得に応じて授業料の減額がなされるということで、今回、長崎県内の13校が対象になっておりますが、そこの軽減に充てる経費が来年度約4億8,000万円必要になったということでございます。

【堀江委員】 私学の高校、要するに専門学校生にも今回の対応がとられるということで理解いたしました。

今、13校と言われましたけれども、これは県内の私立専門校全部ということになりますか。それとも違いますか。

【門池学事振興課長】 私立の専門学校の中で、こういう無償化の基幹要件の認定の対象になるのは27校あるんですけれども、今回、申請があったのが13校ということで、認定を受けるためには要件がございまして、例えば財務状況を公表していることとか、収支が3年連続で赤字ではないとか、定員の充足率を6割以上満たして

いるとか、そういった要件がございまして、そういうものを満たした学校で申請が上がってきた学校が13校だったということでございます。

【堀江委員】 そうしますと、国が高等学校、公私立にかかわらず私学の、それから専門学校も含めて経済的支援をするという中にあって、本来であれば27校が対象なんですけれども、それがクリアできるのは13校しかない。じゃ、それ以外の学校に学ぶ私立専門学校生は、本来であれば新年度から経済的支援が受けられるものを受けられないということになるんですか。

【門池学事振興課長】 高等教育の無償化の対象となるためには、そういった機関要件を認定される必要がありますので、今回、認定されなかった学校については、そういう対象にはならないということになります。

【堀江委員】 認定されなかった学校は対象にならないというのは理解をするんですが、例えばそういうところに、当然いろんな交付金とかをするにはそれなりの条件をクリアしないといけないと思うんですが、現実問題として、これだけ所得に関係なく学ぶ環境をつくろうという中にあって、実際に長崎県内の私立専門学校に通う子どもたちが、27校の中で13校以外の子どもたちは対象にならなかったということは、そのまま条件としては放っておかれる形になるんですが、対応策というのはないんですか、新年度。

【門池学事振興課長】 来年度に向けまして、現在、申請がなされていない学校の中で、申請を行おうとしているのが数校あるというふうには聞いております。ただ、一応国の要件というのが決まっておりますので、そういう条件をクリアしていただく必要があると思います。

我々の方で助言できる部分については、そういったことはやっていきたいとは思っております。

すが、例えば、財務状況の公開であったり、入学定員が基準を満たしていなかったりということは、やっぱり学校が努力してクリアしていただくべきものでありますので、そういったところは学校の方に努力を促していきたいと考えております。

【堀江委員】 例えば、入学定員を満たしていないということにも条件がありますよね。130%、70%。例えば、その数値を緩和してくださいという要望もあるじゃないですか。そういったことも含めて、要は国の制度というのは理解をしますよ。例えば、その補えないところに県が補助するという方法とか、あるいはもっと国の制度を利用できる方向性を検討するとか、そういった動き、要するに27校が対象なんだけれども、14校はその対象にならないという時に、国の制度としての条件をクリアできたところは13校なので、総じて今回4億8,200万円出しますということなんですけれども、学事振興課として、そこをクリアできるようないろんな対応、それから一緒になって考えるといった、そこら辺の方向性をもう少し示してもいいのではないかなと思うんですけれども、その点はどうか、見解を求めます。

【門池学事振興課長】 委員がお話になった130%、70%というのは、これは私立の高校に対する要件になっておりまして、専門学校についてはそういった要件は全く課しておりません。生徒をいかに集めていただくかというのが大事になると考えております。

【堀江委員】 いずれにしても、今回、私立専門学校生への経済的支援事業で、前年度に比べて4億7,917万円増えているというのは、国が今回進めている公立高等学校等の就学支援制度の一環であるということは理解いたしました。

最後にします。同じ横長資料の5ページに私立大学・短期大学外国人留学生支援事業というのがあります。これは留学生の経済的な支援を、特にこれまでは授業料の減免ということですとつくられてきた事業ですけれども、平成31年から令和2年には900万円減りましたし、その前は100万円減りましたし、その前も100万円減っているということで、当初の私立大学・短期大学外国人留学生支援事業に比べると、どんどん予算が減っていくというふうに思っているんですが、これは事業そのものが廃止の方向なのか。それとも、これまでやっていた事業は、ほかに持ち越しというか、ほかの事業に振り替えられていっているのか。あまりにも最初上がった予算からこの数年間ずっと減っているということに、ちょっと私としては危惧を抱くんですが、どう理解したらいいですか。

【門池学事振興課長】この私立大学・短期大学の外国人留学の支援事業については、令和元年度に、それまでやっていた留学生の授業料減免というのを廃止しまして、留学生の受け入れや県内就職にかかる経費を対象とするようにしました。

減免を廃止した理由というのは、結局、各大学が減免をするに必要な経費を見て、それに比べて県の補助金が非常に少なかったと、割合的に少なくなっていたということで補助の効果があまりないのじゃないかということを踏まえて、令和元年度からその制度を見直しております。

今回、受け入れ促進にかかる経費であったり、県内就職にかかる経費であったりを予算化していたんですけれども、令和元年度の実績見込みが約1,100万円程度ということで、大学の方の所要額というのが少なかったというのもありまして、令和2年度はその分を加味して予算化をし

たということでございます。

【堀江委員】もともとこの事業は、外国人留学生を、大きくは授業料の減免で応援しようということで始まった事業だと理解をしているんですが、確かに令和元年ということで、前年度比900万円減っています。そうしますと、外国人留学生にとりましては、授業料減免については各大学で行うので、その他もろもろについても、じゃ、その大学を中心にやるということで、影響としては対応できているという理解でいいですか。

【門池学事振興課長】この補助金が廃止になるということで、各大学の授業料減免に影響はないと聞いておりますので、そこは留学生にとっては不利益になっていないと考えております。

【深堀分科会長】ほかにありませんか。

【大場委員】1点お聞きいたします。

説明資料の中の4ページの一番下、耐震化事業に対する補助ですが、約1億5,000万円、この内訳をお願いいたします。

【門池学事振興課長】私立学校の耐震化の事業費でございますけれども、今回、1億5,000万円予算化しておりますが、この分については来年度4校の実施を予定しておりまして、その部分の積み上げが1億5,000万円になったということでございます。

【大場委員】その4校がありまして、実際、今、県内の私立学校の耐震化率、公立はもうほぼ終わろうとしておりますけれども、その耐震化率はどのような状況になっていますでしょうか。

【門池学事振興課長】平成31年4月1日現在で、私立の小中高の耐震化率は85.8%ということで、全国平均に比べても結構低いような状況、全国平均が91.4%なので、それに比べて低いという状況にございます。

【大場委員】その中でも地道に進んできた方かとは理解いたします。全国平均が91.4%でありますけれども、実際のところ、学校でもそういった耐震化をやりたくてもやれない状況が多々考えられますので、今後残った部分として、学事振興課としては残りの部分をどのように進めようとしているのか、お尋ねをしたいと思います。

【門池学事振興課長】耐震化が進まない学校においては、やはり予算上、なかなかそこに手が回らないとか、そういった状況が多いということでございますけれども、私どもとしては、高校を訪問して、何かあった時の生徒の生命にかかわるような話にもなるので、そこは耐震化について優先した取組をしていただきたいというお願いはしております。

【大場委員】ぜひ対応方をお願いしたいと思いますが、パーセンテージでありましたけれども、後で結構なので、あとどれぐらい残っているのか、数がわかりましたら教えていただきたいと思います。

以上で終わります。

【深堀分科会長】その点、課長、大丈夫ですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【深堀分科会長】ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【中山委員】この議案には賛成でありますけれども、一つ意見を言ってから賛成したいと思います。

大学法人費29億9,693万円のうち、人件費が20億円という大変に大きな金額でありますし、

大学長をはじめ職員が能力を発揮して運営に努めていることについては一定理解はしますけれども、このたびの大幅な県内就職率の低下等を十分分析するとともに、県内就職率の目標達成のために、具体的成果を発現するよう一丸となって取り組んでいくことを要望して賛成討論したいと思います。

【深堀分科会長】ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀分科会長】これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分及び第77号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、各議案については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【深堀委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

総務部長より、総括説明をお願いいたします。

【平田総務部長】総務部関係の議案について、ご説明をいたします。

「文教厚生委員会関係議案説明資料」の1ページをお願いいたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第32号議案「長崎県公立大学法人の役員等の損害賠償責任の一部免除の額を定める条例」、第60号議案「長崎県公立大学法人が徴収する料金の上限に関する定めの変更の認可について」であります。

第32号議案「長崎県公立大学法人の役員等の

損害賠償責任の一部免除の額を定める条例」について、ご説明いたします。

地方自治法等の一部を改正する法律の公布に伴い、地方独立行政法人法の改正が行われ、公立大学法人の役員等がその任務を怠り、損害を発生させた場合は、損害賠償責任を負うことになりますが、その際、善意でかつ重大な過失がない場合は、法人に対する損害賠償責任額の一部を免除できることとなります。

そのためには、地方独立行政法人法第19条の2第4項の規定により、役員等の損害賠償責任の一部免除の額に関する事項を定める必要があることから当該条例を制定しようとするものであります。

次に、第60号議案「長崎県公立大学法人が徴収する料金の上限に関する定めの変更の認可について」について、ご説明いたします。

長崎県公立大学法人が徴収する証明手数料の上限額について変更しようとするものであり、地方独立行政法人法第23条第1項の規定に基づき認可を行おうとするものであります。

続きまして、総務部関係の議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

今回ご報告いたしますのは、私立高等学校新規卒業者の就職状況について、県立大学の一般入試志願倍率及び卒業予定者の就職内定状況について、地方創生の推進についてであります。

まず、私立高等学校新規卒業者の就職状況についてであります。私立高校においては県内就職推進員の配置を支援するとともに、産業労働部や長崎労働局とも連携して、県内企業面談会や名刺交換会への参加を各学校に促すとともに、学校ごとの県内企業説明会や企業見学会を推進するなど、私立高校生の県内就職率の向上を図ってまいりました。

さらに、高校と県工業会や商工会議所商業部会との意見交換会をそれぞれ継続的に開催するなど、関係機関の連携強化にも取り組んでおります。

本県の1月末現在における私立高等学校の就職希望者の就職内定率は89.0%で、前年同期比0.8ポイントの増加となっており、このうち県内就職希望者の内定率は88.6%、県外就職希望者の内定率は90.0%となっております。

また、県内就職内定者の割合は74.1%と、前年同期に比べ6.5ポイント増加しております。

一方、1月末現在の未内定者数は95名となっているため、県といたしましては県内企業等の充足、未充足情報の提供を行った上で、未内定者の多い学校に対し、生徒の状況把握と継続的な支援に取り組むよう指導しております。

今後とも、地元就職の魅力を発信するパンフレットの配付や県幹部職員等による県内定着に関する講演の開催など、県内就職に向けた意識の醸成を図るとともに、1・2年生向けの企業説明会の開催や、保護者の企業説明会等への参加などによる県内企業との交流拡大を推進するなど、私立高校生の県内就職の促進に引き続き取り組み、若者の地元定着を図ってまいります。

次に、県立大学の一般入試志願倍率及び卒業予定者の就職内定状況についてであります。長崎県立大学においては、社会人基礎力、社会のグローバル化や情報化に対応する能力を有する人材育成を目指して、海外での語学研修、地元の企業人による授業、長期インターンシップなどの実践的な教育を実施しております。

また、県教育委員会と連携し、離島の県立高校においてオープンキャンパスを開催しているほか、高校生向けの出前講座、大学教員と事務職員による高校訪問、さまざまな媒体を活用し

た大学のPRなどを実施し、魅力ある選ばれる大学となるための取組を進めております。

その結果、令和2年度一般入試における最終志願倍率は、大学全体では前年比0.1ポイント増の6.3倍となりました。なお、学部別の志願倍率については記載のとおりでございます。

なお、令和2年3月卒業予定者の1月末現在における就職内定率については95.5%で、前年同期比2.2ポイントの増となっております。学部別の就職内定率については記載のとおりでございます。

一方、就職内定者のうち、県内就職の割合は27.9%で、前年同期比7.0ポイントの減となっております。県立大学においては、地域に根差した実践的な教育によって、学生の地元志向を育むとともに、県内企業情報の提供、県内企業を訪問する企業見学会など、学生に県内企業を知ってもらう、学生と県内企業をつなげる取組を積極的に実施してきましたが、1月末時点では前年同期を下回る県内就職率となっております。

若者の県内定着促進については、県の施策における重要な課題でもあり、今後も低下要因を分析しながら、県内就職率向上への取組を推進してまいります。

地方創生の推進について。

地方創生の推進に向けて策定を進めております第2期総合戦略については、去る11月定例会において素案をお示しし、ご議論いただいたところであります。

県においては、素案に対する県議会でのご議論や有識者による懇話会等からのご意見に加え、12月からパブリックコメントを実施するなど、広く県民のご意見をお伺いした上で、市町と緊密な連携を図りながら最終案を取りまとめ、今定例会にお示ししております。

なお、施策体系のうち、総務部部分では、「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」において、地域に根差した実践的な教育の実施や、佐世保校建て替えの推進など、教育環境の整備充実を図り、大学の魅力向上と若者の地元定着推進に取り組んでまいります。

また、「力強い産業を育て、魅力ある仕事を生み出す」において、県立大学に産学連携の拠点となる情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）を整備し、企業と大学による共同研究の推進や専門人材の育成などに積極的に取り組んでまいります。今後、今定例会でのご意見を十分踏まえたうえで、3月までに策定し、公表してまいります。

以上で説明を終わります。

どうぞよろしくお願いいたします。

【深堀委員長】次に、学事振興課長より、補足説明をお願いいたします。

【門池学事振興課長】補足説明資料をご覧ください。

今回提出させていただきました「長崎県公立大学法人の役員等の損害賠償責任の一部免除の額を定める条例」の議案について、補足してご説明いたします。

地方自治法等の一部を改正する法律により、地方独立行政法人法の一部改正が行われ、地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任について規定されました。

今回の地方独立行政法人法の改正内容については記載のとおりでございますが、役員等の損害賠償責任が規定され、さらに損害賠償責任額の全部免除及び一部免除について規定されております。

このうち、法第19条の2第4項に規定される損害賠償責任額の一部免除につきましては、役員

等が職務を行う際に、善意でかつ重大な過失がない場合には、知事の承認を得ることにより一部免除が可能とされておりますが、そのためには条例で免除額等を定めておく必要がございます。

よって、今回、損害賠償責任の一部の額に関する条例を制定しようとするものであります。

なお、条例制定後に、大学法人は条例の規定に従い、業務方法書で一部免除について規定をすることになります。

次に、条例に定める額については、基準報酬年額に役員等の区分に応じた数を乗じた額としておりますが、この乗数は地方独立行政法人法施行令において定められた基準と同様の内容となります。

2ページをお開きください。

次に、承認を得るための手続ですが、大学法人は損害賠償責任額の一部免除を行おうとする場合には、監事の同意を得た上で免除すべき理由や免除額等を記載した申請書を知事に提出することになります。

知事は、一部免除の承認を行った時は、議会へ報告することになります。

理事長の場合を想定したイメージ図を下に付けておりますが、ご覧ください。

知事が一部免除の承認を行った場合、総務省令で定める基準報酬年額に6を乗じた額が損害賠償責任の上限額となり、それを超える額は免除されることとなります。

最後に、本議案につきましては、本議会で審議いただいた後、令和2年4月1日に施行する予定としております。

以上で説明を終わります。

【深堀委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより議

案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】 まず、第32号議案について質問いたします。

これは、一般教職員というか、教職員の損害賠償責任がない、一部免除がないということで質問したいと思います。

これは、地方独立行政法人法の改正ですよ。その地方独立行政法人法の改正は、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴ってですよ。

今議会に地方自治法等の一部を改正する法律の公布に伴ってということで、総務委員会で審議をする第22号議案があります。この中では、知事、副知事、ずっとあるんですけど、「その他職員」というのが定められています。つまり、地方自治法等の中では「その他職員」というのが定められている。それを根拠にし、地方独立行政法人法の改正に伴う今回の県立大学の場合は、いわゆる教職員の場合がないんですが、これは、もちろん法律が違えばそうなんですけれども、どうして一般の教職員がないのかという説明をお願いします。

【門池学事振興課長】 今回の地方独立行政法人法の改正については、地方自治法の改正に伴うものでもあります。国も独立行政法人を持っております。そこに当てはまる国の独立行政法人法、通則法ですね、これにおいても教職員についての規定がなされてなくて、その流れで今回の地方独立行政法人法もそういった教職員の規定がないというふうに向っているところでございます。

法律で定める以上のことを条例で規定するというのはできないので、今回、教職員についての規定がないというところについては、私どもも問題意識というか、課題認識を持っております。

すので、今後、国に対して、そういったところについての働きかけを行っていききたいとは思っております。

【堀江委員】 現実問題、どういう形で想定されるかですが、「善意で、かつ重大な過失がない場合」というのは、言われるとおりの、ここに挙げられて役職の方だけではなく、教職員の方も対象になる場合もあり得ると私は思うんですね。

そういう意味では、確かに法律の改正があるんですが、過去、しかし、私は介護保険の問題とか、長崎市では条例で介護保険単独の横出しとか縦出しとかいう形で使われ、それに応じた対応をした経験もあるんです。

そうしたら、今後、職員の場合は、今のところ見通しはないわけですね。要するに、理事長とか、そういう役職の人は決まるけど、一般教職員については、今後の損害賠償の一部を免除しますよという見通しはないんですか。

【門池学事振興課長】 国の方にも確認してみたんですけども、今のところ、そういう教職員に関する規定が盛り込まれるという話は伺っておりません。

【堀江委員】 なんかすっきりしないですね。そう思いませんか、課長。私はちょっと納得いかないところがあります。

もう一つ、第60号議案について聞きますが、これはいわゆる証明料だから、県立大学が学生からもらう手数料を上げるということですけども、これは新年度4月からやるんですね。周知とかは今回の議会が終わってから、これから周知するんですか。

【門池学事振興課長】 もともと、今回、手数料条例を改正するようにした経過というのは、昨年の2月定例会で県の手数料条例が改正されて

おりまして、その証明手数料が400円ということで改正がなされたんですけども、それを受けて大学の方でも手数料条例を改正する必要があるということで今年まで準備を進めてきておりまして、その中で学生に対する周知、配慮というのを考慮した上で、今回、今の時期に議案を上げたということでございます。

【深堀委員長】 ほかにありませんか。

【川崎委員】 同じく「長崎県公立大学法人の役員等の損害賠償責任の一部免除の額を定める条例の制定について」、お尋ねをいたします。

法律の改正に基づきということではありますが、そもそもこれは何を目的としてこの改正がなされているのか、説明いただきたいと思います。

【門池学事振興課長】 これまで、公立大学法人の役員については、こういう損害賠償の責任の規定というのがなかったということがあって、今回これが制定されることによって、違法行為についての責任が明確になるとか、違法行為の抑制効果があるとか、そういったところを狙って制定されたということでございます。

もともと、この公立大学法人の役員等が通常に事務をやっている中で、例えばミスが起こって大学に損害賠償責任があるということで、通常の事務でそういったことを意識して思い切った事務ができないといったような問題意識があって、今回、こういう改正がなされたと聞いております。

【川崎委員】 最初に違法性云々とありましたけど、違法性、知らなかったから法を犯したというのは許されないわけで、ここに「善意で、かつ重大な過失」、つまり知らなくて、かつ重大な過失がない場合ですから、どんなことが具体的にあるのかなと、なかなかイメージできなかったわけですが、思い切ったことができないと

いうことであれば、法はもちろん犯せませんけれども、政策的に施策を打って、それが結果的に、残念ながら損害を被るようになった。それは知らなかったがゆえに、十分過失ということもないように手を打ったけれども、結果的にこうだったと、そういうことが想定をされるということでしょうか。思い切ってやるということに関しては、将来に関するという認識でよろしいでしょうか。

【門池学事振興課長】通常に事務に当たっていて、将来的に、自分のやったことが結果的に大学に損害を与えてしまっ、それで個人の賠償責任が問われるということで、業務に対してちょっと委縮してしまうようなことも考えられるということがあって、今回、そういう法律で一部免除という規定を設けたということでございます。

【川崎委員】「思い切った」という表現が非常にアバウトな表現ではありますが、産学共同研究センターも新たな課題として取り組んで、そして成果を生んでいこうと。結果的に望むものが出なかったと、目標が達成されなかった場合は、では、問われるのかみたいなことになっていくと、果たして、今回、まさに取り組む産学共同研究センターについてもどうなのかなということも思うわけで、要は、一部免除というのではちょっとかわいそうといえますか、もう少し役員の皆様が思い切ってやるんだったら、もっと手厚く見てあげて、本当に真に思い切ってやれる、そういった環境づくりをして成果を求めていくというのが大事なんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

【門池学事振興課長】一部免除の規定もございますけれども、議会の議決を得た場合は全額免除することができるということで、相応の理由

があれば、議会の議員のご理解が得られて全額免除もできるものと考えております。

【川崎委員】では、そういった理解でおきます。

ちょっと細かい話ですが、条例の制定内容で、一部免除額の乗数、理事長が6、理事が4、監事、また会計監査人が2という乗数ですが、この次のページではそのイメージ図ということで示されていますけれども、理事長の場合には乗数を6倍にして、この四角の絵からいくと、この上の部分が一部免除になると。では、理事の方が4だったら、4のところまで積み上げた残りの部分が免除になる、そういった理解でよろしいですか。

【門池学事振興課長】それぞれの乗数に応じて控除する額というのが決まりますので、そこを超えた部分が免除というふうになります。

【深堀委員長】ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【堀江委員】第32号議案ですが、損害賠償責任の一部免除の額を定めるというのは一定理解をいたしますけれども、いわゆるここで出されている理事長、副理事長、理事、監事、会計監査、いわゆる5つの役職の部分の損害賠償責任の一部免除であって、先ほど数字が出されましたが、教員150名、事務52名、202名の方についての損害賠償責任の一部免除が規定されないというのは、私としてはちょっと納得できないので反対の態度をとらせていただきます。

それから、第60号議案というのは、これは学生にとりましては値上げの負担になりますので、反対の態度をとります。

【深堀委員長】 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了します。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

まず、第32号議案について採決いたします。

第32号議案については、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を願います。

〔賛成者起立〕

【深堀委員長】 起立多数。

よって、第32号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、第60号議案について採決いたします。

第60号議案については、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を願います。

〔賛成者起立〕

【深堀委員長】 起立多数。

よって、第60号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

審査の途中ですが、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開し、引き続き総務部関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

— 午前 11時45分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

【深堀委員長】 それでは、委員会を再開いたします。

提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」についての説明をお願いいたします。

【門池学事振興課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出しま

した総務部関係の資料についてご説明いたします。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、本年度11月から1月に県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、長崎県私立中学高等学校協会会長等からの「私立学校等に対する助成制度の充実について」の1件となっており、それに対する県の対応を2ページから4ページに記載しております。

以上で、資料の説明を終わらせていただきます。

【深堀委員長】 ありがとうございます。

次に、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

【川崎委員】 資料の3ページのICTの環境整備ですが、これだけでは何がどの程度進んでいるのか、よくわからなくてですね。全体の計画があって、どの程度進捗をしているのかということをお願いしたいと思います。

【門池学事振興課長】 すみません、今、資料がございませんので、後でまたご説明を。

【川崎委員】 すみません、事前にご相談しておけばよかったですね。では、また改めて資料をお願いいたします。

同じページの（4）の5行目に、「私立高校の県内就職割合は年々減少しています」というくだりがあって、一方では、先ほどの部長説明で文教厚生委員会関係説明資料の2ページには、これは今年度卒業の方だと思えるんですが、「県内就職内定者の割合は74.1%、前年同期に比べて6.5ポイント増加をしています」というお話がありました。

これは、厳しい環境の中において、施策を講じて増加に転じていると、そういった理解でよろしいのでしょうか。であれば、こういったことが功を奏してこのような取組になっているのか、お尋ねいたします。

【門池学事振興課長】私立高校生の県内就職率については、昨年の3月末時点までは毎年減少傾向にあったというのは事実でございまして、今年度1月末現在で74.1%と前年よりも高くなっているという状況がございます。

この状況については、一つは、県内就職割合が比較的の高い普通科に在籍する生徒の就職希望が昨年よりも増加をしているということで、それで県内就職割合も増加しているというところがございます。

それと、県内就職割合が比較的に低いと言われていた工業科や家庭科においても、県内就職率が、それぞれ前年同期に比べて13.1ポイントとか8.9ポイント高くなっているという状況がございます。

学校から聞き取りをしているんですけれども、こういうふうに上がった要因としましては、早い段階から県内企業の紹介を行ってきたとか、県内、県外で迷っている生徒には、県内就職推進員が三者面談等で繰り返し県内企業の魅力を伝えて県内を選んでいただいたということがあります。

あと、調理などは県外に出る傾向が結構高いんですけれども、県内企業で調理の実習であったり職場見学会を実施したとか、そういったことによって、今回、県内就職割合が高まったのではないかと考えております。

【川崎委員】企業の努力、学校側の努力が実っているということについては理解をいたしました。

くしくも、調理のことが出ましたので、調理の世界もなかなか人材獲得に苦しんでおられるようでして、厳しい世界ではあるものの、魅力を伝えていただければつながっていくと思いますので、引き続きよろしくをお願いします。

次に、（5）全体のテーマで公・私立間の定員の問題についてですが、先ほども委員から触れられたところがありますが、この定員はどのような協議を行いながら決定をされるのか。年度ごとにやられているのか。協議の内容と見直しの単位、これについてお尋ねいたします。

【門池学事振興課長】公・私立間の定員については、来年の中学校の卒業予定者に高校への進学率を掛けまして、そのうちの7割を公立学校の方で定員を決めまして、その残りの範囲内で私立学校の方で定員を決めていくというやり方を毎年しております。

【川崎委員】そうすると、公・私立の7対3の割合は常に変わらない状況で、協議をやって、残り3割については各学校間で独自に調整をされるということですか。最終的には、県下の私立高校がどういうふうに定員を決めていくのか、お尋ねいたします。

【門池学事振興課長】各私立高校の定員については、それぞれの学校において、自分のところの生徒の入学状況等に応じて定員を設定しているところでございます。

【深堀委員長】ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事項に対する質問を行うことといたします。

議案外の所管事項に対する質問はありませんか。

【松本委員】午前中も議論になっておりました

県立大学の県内就職のことで質問させていただきます。

説明資料の3ページのところに詳細が書いてあります。まず、志願倍率は6.3倍ということで、平成29年を調べますと5倍でしたから、県立大学の志望者は増えているということで大変喜ばしいことですが、午前中もありましたとおり、就職内定者の県内就職の割合が今回27.9%と、前年同期比7ポイントも減になっているということでございます。

今回、資料で「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の数値目標をいただきました。総合戦略のKPIの中で、県内就職の率を年次で上げていくということでございます。

資料を見ると、基準値の平成31年の34.4%から、令和2年35.9%、令和3年37.4%、令和4年38.9%、令和5年40.4%、令和6年41.9%、令和7年44%ということで、毎年1.5%ずつ上げる6カ年にわたる計画が出ております。

毎年、必ず上げていく、今回7%も減ったのに、来年以降は、毎年1.5%ずつとはいえ上げていくと。数値目標を上げるのはいいんですけれども、それに対して具体的な取組が必要になってくると思います。

まず、今回7%減った要因に対して、来年度新たな取組、今までどおりやってなかなか成果が上がらなければ、やはり新たな取組をしないといけないと、1.5%といえども増やしていくことは困難と思いますが、そういった数値目標に対しての具体的な取組をお尋ねいたします。

【門池学事振興課長】今回、県立大学の県内就職率が低下した要因は、一つは県内生の県内就職率が下がったというところがありますので、やはり県内企業と学生を早期につなげる取組が必要だと考えております。そのため大学の方で

は、県内企業を訪問するというので、今回、英語が活用できるような職場が県内に少ないというのもございますので、そういった企業の掘り起こしであるとか、インターンシップで企業とつながりを持って県外企業に就職するようなケースもありますので、県内企業に早期にインターンシップができないかという働きかけをやったりとか、あと、県内に就職しているOB、OGと在学生との交流を1・2年生のころから実施していく取組であったり、そういったことをやって、県内企業と学生を結びつける取組を強化して県内就職率を上げていきたいと考えております。

【松本委員】文教厚生委員会に所属していた2年前、同じ質疑をさせていただいて、恐らく同じ答弁だったと思うんです。

午前中に中山委員がおっしゃったのもっとものことで、実際に長崎工業高校は30%台から約60%に上がったと、それは校長先生のリーダーシップだったということでした。

だから、数値目標を上げるのも大事です。しかし、一番大事なことは、現場の先生、教員、そして担当の方々が、どれだけ意識をもってやられるかということじゃないかなと思うんです。

だから、予算のどうこうよりも、今おっしゃった答弁が変わらないということは、やることは多分決まっていると思うんです。その部分をどれだけ積極的に取り組むかというところの差だと思うんです。そこをしっかりと取り組んでいただきたい。

1.5%といったら、人数換算したらわずか9人なので、むちゃくちゃ難しいハードルではないんですよね。そこを具体的にどう取り組むかというところで、次の質問に移ります。

先ほどもありましたが、学部ごとに全然違う

んです。いいところはいいんです。悪いところが極端に悪い。そこで、資料をいただきました。悪いところはどこかという、先ほどもちょっとありましたが、国際経営学科42名中、なんと県内就職は2名ということで8.3%、40名が県外に行っている。それと、これも新しいからかもしれませんが、情報システム学科は内定者30名中4名で13.3%ということです。極端に低いところはいろいろ要因があると思いますが、高いところは非常に高い。平均を上回っています。

この低い学科に対して集中的に取り組むべきだと思いますが、学科ごとの対応に対してはどのようにお考えでしょうか。

【門池学事振興課長】国際経営学科につきましては、午前中もお話しさせていただいたんですけども、英語が堪能な学生が育っているということがあって、グローバルな企業に就職している傾向がある、英語を活かせるような企業に就職しているような傾向があります。そういった企業は県外に多いんですけども、例えば、今年の事例でいけば、長崎倉庫という会社が長崎にございます。そこはクルーズ船の関係で英語が活用できるような職場があります。そこに学生が職場体験で数名、今年行ったら、英語が活かせるということがわかって就職に結びついたケースもございます。そういった取組をもっと強化していきたいとは考えております。

それから、情報システム学科については、映像制作であったり、ソフトウェアの開発であったり、県外にそういう企業が多いというのがあって県外に出ているんですけども、県内にもそういった企業はありますので、そういう県内企業の魅力をもっと伝えて、学生に理解していただくような取組をしていきたいと考えております。

【松本委員】専門的な内容で県内に就職先がないということでしたが、私は逆だと思います。経済学や経営学科というのは、全国どこにでもあるじゃないですか。でも、国際経営学は、要は英語がしゃべれる人材というのはニーズがものすごくあると思うんですよ。特に長崎県はインバウンドが増えていますから、観光関連であったり、今後はIRも取り組んでいきます。今、英語がぺらぺらしゃべれる人が県内にどれだけいるのかという中で、それはすごく貴重な人材であります。

情報システムにしても、午前中に質疑をしたとおり、すごく貴重な人材なんですよ。逆に言えば、その人材がいるから長崎県に本社を置こうとか、企業誘致にもつながるような大変貴重な人材なんです。あとは、そういったところを企業とどうやってつなぐかじゃないかと思うんです。

県立大学にはこれだけ優秀な人材がいますということ、若者定着課もありますから、産業労働部も含めて連携して、県内の企業に知っていただく。これだけの人材がいるので、ぜひ面接してみませんかとか、そこまでつないであげないと。学科をつくりましたと、黙っておって来るかといったら、やはり全国競争なので、その取組をもっと強化して、4.8%、13.3%というのを上げていただくようお願いしたいと思っています。

2点目に、全体では確かに低いんですけども、もらったデータで驚いたのは、県内生、県立大学の卒業生で県内から通っている子の県内就職だけを調べると、全体で49.7%なんです。つまり、県内から県立大学に通っている子は、半分は県内に就職している。それは確かに当然かもしれません。去年は60.4%ということで、

やはり県立大学に県内から通っている子は、県内に就職したいという意識が高いと思うんです。

そこで、確かに入試だから、県内生だけを入れることはできません。しかし、県費が30億円近く入っている県立大学でありますから、県内生に対してのインセンティブというところがあってもいいのではないかと。もしくは、県内生が増えれば増えるほど、県内就職も増える可能性も高まりますし、そちらに対してのお考えをお尋ねいたします。

【門池学事振興課長】県内生が入るインセンティブということでございますが、県立大学では、入学金において県内生と県外生に差をつけておりまして、県内生の入学金が17万6,500円に対して県外生が35万3,000円ということで、そこは一定インセンティブになっているのかなと思っております。

それから、県内生にいかにか県立大学に入学していただくかということについては、昨年から高大連携の学長補佐を置いておりまして、各進学校に県立大学の学部学科再編後のこれまでの成果を、例えば英語のレベルが上がったとか、日経テストで実務的なことをよくわかっているとか、実態経済みたいなものがよくわかっているとか、そういったところのご紹介をするために進学校を回っておりまして、県立大学への入学を考えていただくようお願いしているところでございます。

【松本委員】 入学金が17万6,500円とかなり安い。私も私立だったので、とんでもなく安いなと思います。そういうことも知らない方がいらっしやると思います。こういう経済状況の中で、特に親御さんにとってみればありがたい話です。半額になるということはインセンティブだと思います。学費は変わらないということでありま

すけれども、家から通学できるところもございますし、そういったところがどこまで伝わっているのかというところだと思います。

学校として地域に根差したというのを前面に出しているのであれば、一番大事なところはやはりオープンスクールだと思うんです。県内の高校生は、恐らく、県外の生徒よりも県立大学のオープンスクールには参加しやすいはずで。県外の子がわざわざ夏休みに県立大学まで見に来ることはできませんし。

ということは、県内の高校生にできるだけ、何かのイベントをして、一度でいいから、県の大学ですから県立大学に足を運んでもらうきっかけをつくってほしいと思います。オープンスクールをやりますから来てくださいとだまっているんじゃないくて、何か来なきゃいけないようなイベントとか、1回見てくださいと。

もちろん長崎大学も私立の大学も、ほかの大学もいっぱいあります。やっぱり大学受験する場合、中身を知らない場合には、有名などころなど安易に決めてしまいますから、いかにか県立大学がいいかというところを、夏休みとかになると思いますけれども、学生に足を運んでもらうようなきっかけ、そういったところをもっとつくるべきだと思うんですけれども、お考えをお尋ねいたします。

【門池学事振興課長】大学のオープンスクールにつきましては、県立大学においても佐世保校、シーボルト校、それぞれで実施をしております。

それから、離島の高校生等に県立大学の魅力を伝えるために、離島オープンキャンパスというのを開催しておりまして、毎年、壱岐、対馬、五島を3つ一緒にというわけにはいかないんですが、年度で順番にやっていくような取組もしております。

もう一つ、大学の連携の関係で、県内の大学が合同で、長崎地区と佐世保地区でオープンキャンパスみたいな相談会を実施しておりまして、そういった中で県立大学の魅力を高校生や中学生に伝えていきたいと思っております。

【松本委員】 夏、オープンスクールをするということであれば、ぜひ、何人参加したのかという数字と、そして新しい企画、こういう企画で高校生を集めましたというところ、それと卒業生の声を聞く機会とか、学校の特色がいかに伝わるかというところで受験生の気持ちをつかんでいけるように、そして県内の高校生が増えれば、また県内就職率にも直接影響するデータは出ていますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。以上です。

【赤木委員】 午前中の中山委員、先ほどの松本委員のお話と関連するんですけども、私も県立大学の県内就職率についてお尋ねいたします。

午前中の質疑の中で、分析によると、今、県立大学で育っている人材と県内の産業とのミスマッチが起きていることが大きな要因だという認識を私は受けました。

それで、今の学生がどういった意向をもって就職しているのかという情報が必要になってくるのかなと思いますが、そういった学生の意向、思いというものをどのように吸い上げておられるのか。また、先ほどの分析以外にもどういった声があるのか、そういったのを分かれば教えていただきたいと思います。

【門池学事振興課長】 県立大学では、県内就職を推進するという意味で、実際に就職が決まった学生に対して、どういったところが就職を決めるきっかけになったのかといった声を聞くようにはしております。

その中で、県内生が県外に行っている先で多

いところは、福岡と東京に行っている傾向がございます。

福岡の場合は、長崎に近いけれども、ほどよい都会というか、適度に都会であるとか、すぐに帰って来られるというところもありながら、自分の希望の職種があるとかですね。

東京であれば、スキルアップができるとか、グローバルに働くことを目指しているとか、自分のやりたい仕事が東京でしかできないとか、そういった声は聞いております。

【赤木委員】 長崎にないものを求めているというのが声として上がっているということでした。

ここは先ほどもありましたが、産業労働部との連携のもと、県内就職、県内にもこういった企業があるんだよというのをもっと紹介するというのと、ちゃんと学生の声に耳を傾けながら、体系立てた調査を行って、今の学生がどういった傾向があるのかというのを把握した対策が求められているのかなと思いますので、継続的な調査をお願いいたします。統計的な調査も、できればお願いしたいと思います。

あと1点質問させていただきたいんですが、県立大学のホームページを見ますと、留学生がいると思います。現状、留学生がどれだけ県立大学に通われているのか、教えていただけますでしょうか。

【門池学事振興課長】 2019年10月1日現在での状況でございますが、留学生は全部で30名来ております。内訳としましては、中国から10名、ベトナムから9名、アメリカから4名、タイから3名、台湾から1名、サウジアラビアから1名という内訳になっております。

【赤木委員】 さまざまな国から来られていると思うんですが、なぜこれを聞いたかという、今、新型コロナウイルスのことで世間が大変混

乱しておりますが、私のもとに、長崎から韓国に留学をされている親御さんから連絡をいただきました。報道でもあるとおり、これから外国との行き来ができなくなるような状態になっております。そこで、韓国に留学するお子さんが韓国に行けない状況になると、単位が取れないから卒業ができない。人生に関わってくるような状態があると、人生が変わってしまうというような事態が、今、懸念されているというお声をいただきました。

言いかえると、長崎県立大学においてもそういった事態が起きてはならないと私は思うんです。中国の方が10名いらっしゃるということですね。もしかしたら長崎の方に入国できないとか、帰ってきても、もしかしたら2週間の待機要請になるかもしれません。そういったことで学業への影響が出てはならないと思うんですが、そういった対策等は考えられているでしょうか。

【門池学事振興課長】 県立大学においては、渡航制限については、外務省のホームページに掲載されていることで制限は行っておりますが、現在、1名、中国人の留学生が中国に帰省されております。その学生は、3月中旬にこちらに戻ってくる予定になっているんですけども、先般、政府の方で中国、韓国からの入国制限を設けられたということがありますので、対応については、今、大学の方で検討している状況でございます。

【赤木委員】 検討はされていると思いますが、私としては、この影響によって、その方の人生が狂うことがないように、しっかりと大学でも検討していただいて、対応をよろしく願います。

【深堀委員長】 ほかにありませんか。

【堀江委員】 中途退学の状況をお聞きしたいと

思います。

新年度の予算は、高等学校等就学支援金を大幅に増やしていただいて、いわば経済的負担が理由で学校をやめるということがない状況が国を含めてつくられ、長崎県も努力しているということは承知しておりますが、最近のわかる数字でいいんですけども、県内の私学に学ぶ高校生の中途退学の状況がわかれば教えてください。

【門池学事振興課長】 平成30年度の私立高校における中途退学者の合計数は、全部で161人でございます。

【堀江委員】 県内で161人ですか。県内を教えてください。

【門池学事振興課長】 本県において161人でございます。

【堀江委員】 これは経年的に増えていますか、減っていますか。

【門池学事振興課長】 経年的に見ますと、平成29年が174人、平成28年が236人ということで、近年は減少傾向になっております。

【堀江委員】 161人の中で、進路が変わったというのもあるんですが、学費の滞納によって中途退学という方が何人かというのはわかりますか。

【門池学事振興課長】 学費滞納といいますか、経済的な理由によって退学をされている方が7名いらっしゃるということです。

【堀江委員】 全国の動きの中では、いわゆる経済的理由によって中途退学になる割合は低くなっているというのがあるんですが、長崎の場合の7人という数字は、いわゆる経年的にはどう見たらいいですか。

【深堀委員長】 暫時休憩します。

— 午後 1時59分 休憩 —

— 午後 1時59分 再開 —

【深堀委員長】 委員会を再開します。

【門池学事振興課長】 経年で見ると、去年は同じく7人の4.4%、その前の年はいらっしゃらなかったということです。

【堀江委員】 問題は、国も長崎県も経済的理由によって学ぶことが続けられない状況がないようにということで、新年度の予算にも就学支援金とか大幅に予算を増やしてというのがあるんですが、こうした私学において、いろんな理由によって進路が変更になったりというのがあるんでしょうけれども、今、課長が言われましたように7人の生徒が経済的理由で中途退学ということについて、それぞれの学校の対応はあるかと思いますが、学事振興課としてはこのことについてはどのような見解をお持ちなのか、基本的な見解を教えてくださいと思います。

【門池学事振興課長】 経済的な理由で高校在学を断念されるというのは非常に残念な状況だと思います。

県としても、これまで授業料軽減補助金等で低所得の世帯の方々に対しては支援を行ってきたところでございます。今年4月から国の就学支援金も大幅に拡大されて、また県としても独自の補助制度を設けておりますので、そういったものをしっかり活用していただくことが一番大事であって、県としては、そういうところにしっかり対応していく必要があるのではないかと考えております。

【堀江委員】 ぜひ経済的な理由で、学びたいという思いが環境としては許されない状況をつくりたいように、新年度はさらに努力をお

願いたいと思っております。

もう一つ、男女混合名簿といいますか、卒業式の呼名について質問したいと思います。

今、男女平等とは言いません。ジェンダー平等、性に関係なく一人ひとりが大事にされる世の中をとというのが大きな世界の流れになっていますが、現在わかる資料でいいんですが、卒業式の呼名の状況で、名簿の状況としてはどのようなになっているのか、わかればお示してください。

【門池学事振興課長】 県内の私立の小・中・高等学校で、男女共学になっている学校が23校ありまして、その中で混合名簿を活用されている学校は9校、約4割が活用されています。

【堀江委員】 長崎県の教育委員会は、公立高校に対しまして、新年度から男女混合名簿を、お願いというのか要請というのか、するというふうにお聞きいたしております。

学事振興課としては、それぞれの学校はそれぞれの学校の考え方でやっていくと思うので、長崎県教委としてはこういうふうな動きになっているんですよという情報提供の機会はあるんでしょうか。

【門池学事振興課長】 県教委において、来年度から性別で分けない名簿を使用することを各学校に依頼したという情報は学事振興課でも把握しておりまして、これに合わせて私立学校に対しまして、年3回、校長会、教頭会というのがございますが、昨年、この校長会、教頭会において、そういった名簿の使用を各学校にお願いしているところでございます。

【堀江委員】 そうしますと、実際に実施するかどうかは、もちろん各学校の総意に基づいてと理解をしているんですが、各学校の反応といいますか、見通し的な部分はどうか、そういう流れになろうとしているのか、そうでな

いのかというのがもしわかっていたら教えてください。

【門池学事振興課長】全ての学校について把握しているわけではございませんけれども、こういう私どものお願いを踏まえて、来年から実施する高校も出てきているところでございます。

【深堀委員長】ほかにありませんか。

【中山委員】一つお尋ねします。

長崎県立公立大学法人、長崎県とか地域に貢献しようということで頑張っていることは承知しておりますし、大いに頑張ってもらいたいと思います。先ほど、教員が150名いるということでしたね。教員の持っている力というのは、相当の知的力があると考えております。

そこで、地域への貢献という意味からして、地元の企業や大学等との間で、新しいサービス、新しい技術、新しい商品等を共同開発したり、教職員自らが起業するとか、こういう取組の現状があれば教えてください。

【門池学事振興課長】地元企業との連携というところでは、県立大学においても共同研究を地元企業と実施をしているところがございます。あと、情報セキュリティ学科であったら、例えばサイバーセキュリティの協議会を設けておまして、そこで地元企業と情報共有等を図っている、そういう状況がございます。

【中山委員】ぜひ、地元企業と共同研究してもらいたいと思いますが、現在、実質的にどの程度やられていますか。

【深堀委員長】暫時休憩します。

— 午後 2時 6分 休憩 —

— 午後 2時 6分 再開 —

【深堀委員長】委員会を再開します。

【門池学事振興課長】共同研究でございますが、

地元の企業との区分けはしておりませんが、平成30年度で県立大学においては28件、平成29年度においては22件の共同研究の実績がございます。

【中山委員】ぜひ、この辺を含めて共同研究をもっと積極的に取り組んでほしいということが一つ。

もう一つ、実践経済学科とか、情報システム学科とか、有能な生徒がたくさんいると思いますが、その中で学生起業家がいるのかどうかという問題、それを支援する組織とかチームが大学にあるのかどうか、確認していますか。

【門池学事振興課長】学生の中から起業家がどのくらい出ているのかというデータについては、今は持ち合わせておりませんので、調べてから、またご報告させていただきたいと思います。

【中山委員】大学の知名度を上げるという問題が一つと、地域への貢献ということになると、学生に起業してもらおうということが一つの方法だと思います。

その前提になるのが、今年度から、県教委が、ふるさと活性化キャリア教育充実事業というのを中学校のモデル校6校をもって始めました。その中で高田中学校が立ち上げた株式会社は、校内で梅干をつくり学校祭で販売すると。そのために経営、企画や経理、マーケティングや予算編成などに取り組んでいると。

県教育委員会に、これを全学校でやっていくように働きかけていかないといかんと思うけれども、まさにここなんですよ。県教育委員会が、こういうふうに関心しているわけだから、そうすると大学は必然とこの延長線上にあるわけです。ここで大学生に起業してもらおうということが、相乗効果が両方あるわけです。こういう中学生に対しても影響が出てくるし、

そして地元にも影響が出てくる。今後の県立大学の戦略の一つとして、目玉として、ここら辺をぜひ取り組んでいくように協議をしてもらいたいと思うんだけど、どうなのでしょう。

【門池学事振興課長】県内定着を推進するという意味で、県内で起業するという考えは非常に重要なことだというふうには認識しております。

県立大学においては、しまのフィールドワークというのを必修科目として実施をしております。基本的に1年生が約5日間、全員が壱岐、対馬、五島に行って、現地で課題を見つけて、その課題を解決するような提案をしていく取組を実施しております。

その中で、例えば壱岐牛を使ったライスボールの商品開発であったり、学生の自主製作映画なども出てきておまして、こういった取組の延長線上に起業というのが出てくれば、非常に教育効果としても高いのかなと思っています。

委員が今おっしゃったことは、また学校の方と話をしまして、起業に対する取組について何かできないか考えていきたいと思います。

【中山委員】しまのフィールドワーク、これについて授業をやって、しまに入っているいろいろな課題を探してやっていくということがありますね。そこで終わってはどうにもならないですよ。そこで終わったら何も意味がない。

それで、ここは部長とも相談をして、起業家のための支援事業というか、支援組織というか、この辺、ある程度資金が要るかもしれんし、専門的な民間の経営者がスタッフに要るかもしれんし、これはぜひ事業化してほしいと私は思うんです。それを含めて、もう一歩踏み込んだ取組が必要じゃないかと思いますので、今後の取組の方向性について再度お尋ねしたいと思います。これは総務部長にお願いします。

【平田総務部長】大学のモットーといいますか、方針としまして、地域に貢献する大学、そして学生も地域で活躍できる人材を育成していくというモットーがあるわけでございまして、働き方には多種多様な働き方もありますし、その中の今後の重要な、大きな役割を果たすであろうという意味では起業ということも抜いては考えられない状態にあるだろうと思っています。そういう視点も含めて、今後、どういう体制ができるかということについては、大学ともよく検討していきたいというふうに思います。

【中山委員】これだけ人口減少してくると、県内への若者定着について口酸っぱく言っているわけだから、もう待ったなしですよ。できるだけ大学と協議をして、事業化までこぎつけていただくように努力を期待しておきたいと思います。

【深堀委員長】ほかに質問はありませんか。

【下条委員】午前中にも産学共同研究センターについてご質問したんですけども、県立大学情報セキュリティ学科の卒業生の状況について、ご質問をしたいと思います。

平成28年4月に設置されました情報セキュリティ学科は、約40名が本年度卒業されとお聞きしております。非常にうれしいことに、県警にも1名就職をされたという話を午前中にお聞きしました。また、定員が40名から80名に倍増するというすばらしい取組の話も聞いております。

ここで、まず卒業生の状況について、今把握をされているもので結構ですので、こういったところに、どういう企業や職種に就職をされているか、把握されているところを教えてください。

【門池学事振興課長】情報セキュリティ学科の

就職の内定先は、午前中にもちょっとお話ししましたが、県内企業で約3割、あとは県が誘致したIT企業に7名就職をしているところでございます。そのほか、例えばNECであったり、東京のラックであったり、そういったICT関係の企業に就職されている傾向が強いということです。

【下条委員】 続きまして、県立大学のセキュリティ学科を卒業するに当たりまして、その卒業生が取得する資格についてお尋ねしたいと思います。

セキュリティ系の資格は、名前が結構頻繁に変わったり、状況が変わったりする非常にフレキシブルな資格で、私も把握していくのが大変なのですが、まず、ITの安全な利活用をするための基礎的な資格を「情報セキュリティマネジメント」、そしてITを利活用するための基礎的な資格ということで「ITパスポート」というふうに認識をしております。

この大学の4年間でこういった資格の取得が目標とされているのか。もしくは義務づけされているのか。卒業に当たっての資格の取得について、状況を教えてください。

【門池学事振興課長】 情報セキュリティ学科の卒業要件でございますが、ITパスポート試験に加えて、情報セキュリティマネジメント試験に合格することが卒業の要件となっております。

【下条委員】 では、私が、今、把握しているような基礎的な知識の資格の取得ということですね。これを持ちまして卒業ということになると。

そこから8つの高度な技術、知識という資格がありまして、舌をかみそうなぐらいの名前があります。一部だけ紹介しますと、ITストラテジストやシステムアーキテクト、もしくはプ

ロジェクトマネージャー、ネットワークスペシャリスト、さまざまなスペシャリスト等の名前がつく資格があります。最終的には、システム監査技術者を目指していくような資格体制になっていると思います。

私の認識では、こういった資格の最上位に情報処理安全確保支援士、通称をセキュリティスペシャリスト、「セキスぺ」という名称で呼ばれています。これは国家資格ですね。この認識で間違いないですか。

【門池学事振興課長】 情報処理の技術者試験については段階がございまして、その一番上位に位置するのが情報処理安全確保支援士だと理解しております。

【下条委員】 それでは、今回の4年生が卒業するに当たり、この最上位である情報処理安全確保支援士の資格を取得された卒業生はおられますか。

【門池学事振興課長】 県立大学においては、卒業要件に情報セキュリティマネジメント試験を課しておりますけれども、さらに高い目標を掲げて、そういった上位の資格を取るよう学生に促ししておりますけれども、昨年度においては、この上位の資格を取られた学生はいなかったということです。

【下条委員】 ちょっと確認ですが、これは在学している中で取得可能な資格と思ってよろしいのでしょうか。例えば、実務経験が何年かないと試験を受ける資格がないといった認定の資格もあるんですが、この資格については在学中でも資格取得はできるのでしょうか。

【門池学事振興課長】 それぞれの試験の要件までは把握していないんですけれども、ただ、受験した学生はおりますので、特にその実務を要件としているものとは限らないと考えておりま

す。

【下条委員】なぜ私がこういった質問をしているかといいますと、午前中に松本委員からありました先生の確保というところでございます。

私も、県立大学に情報セキュリティ学科を設立する時に、準備の研究室、また研究会というところから参加をしておりますが、全国で本当にニーズはあるんですけれども、全国規模で先生が本当に足りないという話をよく聞いておりました。

ですので、県立大学の情報セキュリティ学科では、もしかすると将来の優秀な先生になる人材を有することになります。そういったものが、この長崎県に県立大学としてあるという非常に強みがございます。

さらに、最上位である情報処理安全確保支援士に至りましては、本当に人材が足りないんです。国の方としましては、経済産業省が2020年までに3万人超の確保を目指すというふうに言われております。資格を持っている方がどれくらいおられるかということを確認していかなければなりません、3万人という規模で確保をしていきたいと国の方も提起をしております。

情報処理安全確保支援士については、ぜひとも積極的に、加藤先生を中心として県立大学の先生とも話をし、資格の取得をぜひとも目指していけるような体制を整えていただきたい。

それから、今後、こういったさまざまな資格を有して、先生、講師、教える側になっていく。これは、午前中に私も量子コンピューターの話をしたんですが、これに匹敵する素晴らしい資源になると思いますので、ぜひとも確認をお願いしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

【門池学事振興課長】セキュリティ関係の人材

は全国的にも不足をしているということもございます。やっぱり県立大学としても、実務経験のある実学に役立つような教員が必要でございますので、このセキュリティ学科を卒業して企業で経験を積んでいただいて、そういった資格を有している方に講師として戻っていただけるということであれば、それはすごく素晴らしいことだと考えておりますので、そういったことができるように、大学とよく話をしてみたいと思います。

【中村(和)委員】今ちょうど下条委員が、県立大学の卒業生の就職先を聞かれましたけれども、それについて一つだけ聞きたいんです。

今、県立大学の地域創造学部で公共政策学科というのがあると思うんですが、ここから県の職員として就職された方は何人いらっしゃいますか。

【門池学事振興課長】公共政策学科でございますが、公務員に合格されている学生が全部で32名でございます。内定をしているのが、長崎県には、教育関係や警察関係に就職をしている状況でございます。（発言する者あり）32名ではございません。ちょっと休憩をお願いします。

【深堀委員長】 暫時休憩します。

— 午後 2時22分 休憩 —

— 午後 2時23分 再開 —

【深堀委員長】 委員会を再開します。

【門池学事振興課長】 教育関係に1名、警察関係に1名、それから長崎県警に1名、合計3名です。

【中村(和)委員】 私が想像したことと随分違うなと思いますね。この学科は、何とかして長崎県の経済発展全て含めたところで役立つような人材を育てるためにということでやったんじゃない

ないかなと私は思ったんだけど。

数年前に県立大学を訪問させていただいた時に、学長に対して私はちょっと意見をしたんです。とにかく長崎県にもっと優秀な人材が必要なんですと、もちろん県庁も含め県職員として。だから、そのためには必要な学部を設立しなければいけないでしょうということで、これはできたのかどうかかわからないけれども、恐らくそういう時流をもってつくった学部だと私は思うんです。

それなのに、なかなか長崎県に就職をしていただけないというのは、何かのデメリットがあるのかなと思うわけです。

ただ、今日、朝からいろんな委員が、何とか長崎県のために就職をさせるようにということで発案をしていただいています。もちろん長崎県出身の学生は長崎県に就職していただきたいし、逆に県外から来られた学生も、ぜひ長崎に就職をしていただきたい、これが事実だと思うんですね。

そのためには、多くの生徒がこの県立大学に入学をしていただかなければならない。そのためには魅力を発信することが大事だと。

先ほどパソコンで調べたら、県立大学として非常にメリットが高いのは、アメリカ海軍の基地内の大学に留学ができると、これは非常にいい評判ですね。要するに英語を日常会話として楽しむことができる、また学ぶことができるということも書いてありました。また、ゼミによっては中国語も学べると、そういうふうな非常にいい傾向もあります。

そしてまた、情報セキュリティ学科の演習設備は、企業データセンター並みのレベルがあるということで、非常に高いですね。

そういうところをもっと、地元の長崎県内の

生徒、そしてまた県外の生徒に強くアピールする。そうすれば少しでも改善できるんじゃないかなと思いますので、ぜひそこは総務部長、学長とともに、学校関係者とともに、もう少しレベルアップしてコマースリングしていただきたいと思います。

ただし、評判が悪い部分がたくさん残っている。今回、幸いにして旧校舎を建て替えようという内容になっていますので、食堂とか幾分かの部分はクリアできると思うんですが、ただ、若い学生ですから、何かが足りないわけですよ。それは何かというと、私の考えでいきますと立地場所が悪いと。要するに繁華街から離れている。学生とすれば、何らかの形でアルバイトをして学費を求める、また、自分の物を買いたい。そういうことを考えた時に、どうしてもアルバイトをしなくてはいけない。そうした時には、繁華街から離れていたら、なかなかアルバイトの環境が整わないわけですよ。

もう一点は、今回、学部を改変しましたね。その学部の改変によって学習意欲を妨げられたというアンケート結果も出ている。それはどういう意味か、私も詳しくはわからないけれども、いろんな意味で環境を変えればということで県の職員たちは一生懸命に頑張ってやってくれているんだけど、それが逆にあだになっている部分もどこかにあるんじゃないかなという考えもありますから、ぜひ総体的に、もう一度今の時点で調査をかけていただいて、どういうものを県内の高卒の若者、県外の高卒の若者が求めているかというのを実態調査して行って、今の学部編成をぜひ再検討をしていただくべきじゃないかなと思います。もうそういう時期にきているんじゃないんですかね。

要するに、今から生徒の数はだんだん減って

いきます。そうした時に、先ほど言いましたように私学と公立じゃないけれども、どうしても競争しなければならない。そういった時に、やっぱり何かの武器を持たなければ、それぞれの生徒たちは入ってきてくれないわけですから、そういうところを、これからもう一度検討していただいて、若者たちが求めるようなキャンパスとして成り立つようなものにしていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

総務部長、いかがでしょうか。

【平田総務部長】学科の改変をいたしまして初めての卒業生も出て、学校の中での学生の頑張りといいますか、成績、先ほど言いましたように英語のスキルもそうですけれども、さまざまなスキルを身につけて卒業していくということで、確実に大学としてのレベルは上がってきていると思っています。

これは私も含めた事務局の考えでいきますと、実は県外からの評価、県外の高校生の評価というのは確実に高まっています。これが先ほどの入試倍率に反映しているんですけれども。

今、入学生は、県内・県外ほぼ半々なんですけれども、県内は推薦で優先的に入っている分もありますので、実は一般入試でいきますと県外の学生の合格が多いということがあります。これは、県内の志願が少ないという意味ではなくて、県外の学生の合格が多いという結果になっているというところがあります。

そういうことも踏まえて、ここは先ほどからの中村(和)委員のご指摘にあるように、県内の高校生に対して、魅力のある大学としてPRをしていくことが必要であろうと。つまり県内の高校生が「行ってみたい」という大学になることによって、県内の受験生のレベルも上がって、

結局は受験になりますので、これはお互いの成績でどうなるかということになりますから、受験生の、ちょっと言い方は悪いですが、成績のレベルも上がってくることによって一般入試での合格者も増えてくると。こういう状態になってくることが望ましい状態だろうと認識しておりますので、そのために学校の魅力を発信していくことについては、今後とも意を用いていく必要があるとは考えているところでございます。

【中村(和)委員】学校というのは、小学校も中学校も高校も一緒だと思うんだけど、やっぱり地域と一緒にやっていかなければ成り立たないものなんですよ。そしてまた、逆に言えば、学校があるから地域が成り立っているところはたくさんあるわけです。だから、そういうところを考えた時には、今の県立大学の環境、立地環境も含めて、県立大学の付近に今からたくさんの店舗が、大学生たちが喜ぶような店舗が増えていって、多くの方たちがそこら辺に転居していただいて、住民が増えていって、そういう中ですばらしい環境ができていけば、大学というキャンパスを中心としたまちづくりができていくと思うんです。

だから、学事振興課だけ、また教育委員会だけ、総務部だけでは、なかなかこれは一体的にできないと思うんです。だから、全ての課が一緒になって、力を合わせて、県立大学を中心としたまちづくりをやらなければならないと私は思っているんです。

そういうところを、ぜひ、部長を含め、課長を含め、いろんな担当部署と協議をしていただきながら、せっかく長崎県立大学に入学してくれた生徒たちが少しでも喜べるような環境づくりにこれからも努めていただきたいと思います

ので、よろしくお願いいたします。

【深堀委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】ほかに質問がないようですので、議案外の所管事務一般に対する質問を終了いたします。

総務部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩します。

— 午後 2時32分 休憩 —

— 午後 2時32分 再開 —

【深堀委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、総務部関係の審査を終了いたします。

次に、教育委員会関係の審査を行います。

準備のため、しばらく休憩いたします。

再開は14時50分といたします。

— 午後 2時33分 休憩 —

— 午後 2時50分 再開 —

【深堀委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより、教育委員会関係の審査を行います。

【深堀分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

教育長より予算議案の説明をお願いいたします。

【池松教育長】教育委員会関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第77号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分

であります。

予算関係議案の説明に先立ちまして、令和2年度教育行政の基本方針についてご説明いたします。

我が国では、人口減少・少子高齢化の進行やグローバル化・高度情報化の進展などにより、社会が求める人材も大きく変化してきております。そのような中、国においては英語教育の充実や小学校におけるプログラミング教育の導入など様々な教育改革を進めており、予測困難で、変化の激しい社会の中を、たくましく生き抜いていく力を持った人材の育成が求められております。

こうした中、県教育委員会では「長崎県総合計画チャレンジ2020」や「長崎の明日を拓く人・学校・地域づくり」を掲げた第三期長崎県教育振興基本計画に基づき、社会の変化に柔軟に対応しながら、自らの人生を切り拓いていく高い志と意欲を持った人材や、ふるさと長崎県に愛着と誇りを持ち、グローバルな視野を持って社会の発展に貢献しようとする人材の育成を目指すとともに、多様な喫緊の教育課題や社会情勢に対応した諸施策を推進してまいります。

令和2年度の主要事業については、1ページから12ページに記載のとおりであります。

12ページ中段をご覧ください。

第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

教育委員会所管の歳出予算総額は、1,352億9,976万9,000円となっております。

歳入・歳出予算の内訳及び令和3年度以降の債務負担行為を設定するものについては、12ページから16ページに記載のとおりであります。

16ページ中段をご覧ください。

第77号議案「令和元年度長崎県一般会計補正

予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

教育委員会所管の補正予算額は、歳入予算では4億1,030万4,000円の減、歳出予算では20億7,157万5,000円の減であります。

歳入・歳出予算の主な内容は、事業執行見込みの減等によるもので、16ページから18ページに記載のとおりであります。

19ページをご覧ください。

繰越明許費についてご説明いたします。

年度内に適正な工期が確保できないことから、特別支援学校施設整備費1億2,000万円、新県立図書館等整備事業費1億3,312万2,000円、文化財保存費9,673万円、対馬歴史民俗資料館費544万5,000円、体育施設管理運営費1,172万円について、繰越明許費を設定しようとするものであります。繰越理由及び内容については、19ページに記載のとおりであります。

最後に、歳入・歳出予算の確定に伴う整理等を行うため、3月末をもって令和元年度予算の補正を、知事専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、あらかじめご了承を賜りますようお願いいたします。

以上で教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【深堀分科会長】次に、「提出がありました政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料『政策的新規事業の計上状況』」について説明をお願いします。

【中尾総務課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本分科会に提出いたしました教育委員会関係の資料についてご説明をいたします。

今回ご報告しますのは、政策的新規事業の計上状況についてであります。

資料の2ページをお開きください。

教育委員会関係では、上から2つ目のすいすいスクールネットワーク整備事業費以下6事業を新規事業として要求を行い、事務費の精査が4件、事業内容等の精査が2件でございます。

説明は以上でございます。

【深堀分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【松本委員】横長資料12ページの地域との協働による高等学校教育改革推進事業等委託金331万円について質問いたします。

地域との協働、そして高等学校教育改革ということでございますが、端的に、地域と何を協働して何を改革しようとしているのか、趣旨と事業計画についてお尋ねいたします。

【鶴田高校教育課長】地域魅力化型高等学校支援事業についてのお尋ねでございますが、これは文部科学省の委託事業でございまして、いわゆる研究指定事業でございます。

ふるさと教育の内容を一層深めながらスピード感をもって取組を推進させるために、さらなる地元自治体や高等教育機関、産業界等との連携、協働の取組強化やカリキュラムの作成が必要になってきたという背景がございます。

事業の概要としましては、自治体、大学などの高等教育機関、産業界等と連携のためのコンソーシアムを構築し、地域との協働により課題解決型の地域探究学習を実施いたします。また、地域探究学習を各教科、科目等において体系的に実施するためのカリキュラム開発を行います。

これまでも、ふるさと教育を本県は推進をしておりますが、総合的な学習や特別活動の中で

の限定的な取組が多うございました。今後は、さらに、今申し上げたとおり各教科、科目等にもこういった地域連携の学びを取り入れていきたいと考えております。文部科学省の予算を活用しながら、そういった研究実践をしていきたいと思っております。

もっと具体的に申し上げますと、松浦高校が手を挙げておりまして、松浦市、松浦高校一体となって、これまでも取り組んでおりますけれども、さらにその取組を深め、そして、そのノウハウを他の地域の県立高校にも広めていきたいと考えております。

【松本委員】 私が聞きたかったのは、高校教育改革ということだから、何か課題があって、それを解決するために改革をして、これはまた議案外でも質問するんですけれども、今後、高校改革を進めるために、なぜ地域と協働して、地域と協働することによってどういうことができるのか、今までできなかったことをどのように変えるのかというのが教育改革推進だと思うんですが、具体的に何を目的にして、そしてそのことによって何が改革できるということを目指しているのか、もう一回お尋ねいたします。

【鶴田高校教育課長】 端的に申し上げますと、学びの場を地域に求めていくこと、開かれた教育、社会に開かれた教育課程というのが新しい学習指導要領の狙いの一つでもございます。

今まで高校は、学校だけで授業をしていた、学びをしていたという傾向がございました。これを、もっと地域に出かけて、そして地域の方にいろんなことを教えていただく。そういったことが、今、可能になっていますので、そういった学びの場を広げるという意味で改革につながるものと考えております。

【松本委員】 議案外でまた改革の方はやります

けれども、結局、公立高校の定員割れ、特に離島・半島で希望者が減っていく中、それと県内定着率が、先ほどの県立大学でもありましたけれども、県内に就職しないという中で、地域においては、離島・半島においてはどんどん学校が今後なくなっていくんじゃないかと。そういった中で、やはり地域との連携をしていかなきゃいけない。

例えば、地元の高校を選ばない。要は定員割れということはそういうことになりますからね。その部分では、地域といかに連携をしているか。小・中学校時代から地元の高校がいかに連携できているか。そして県内就職においても、地元の高校を出た子が県内に就職してもらうためには、県内の企業との連携もしておかなきゃいけない。そういった意味で、恐らく今後改革をしていくための松浦市でのモデル事業だと思うんです。

だから、その部分は、国からの委託で今度取り組まれるとは思いますが、成功事例として取り組んでいただければ、ほかの離島・半島でも同じようなことができると思うんですね。わずか330万円の委託ではありますけれども、そういった趣旨が最初の答弁には感じられなかったものですから、その部分をしっかり取り組んで、その後、次のステップとして報告をして、ほかの学校でもそれに取り組んでいただけるように、ふるさと教育も別にやってはいると思うんですけれども、活用していただきたいと思います。

次の質問です。32ページです。学力向上のための非常勤講師支援事業ということで一番上に書いてあります。2,231万円ですね。

学力向上のための非常勤講師ということですが、まずニーズについてです。結局、学力を向

上させるには、学力が平均点より下の児童・生徒さんですね。学習塾をやっていたので、よく相談を受けるんですけども、結局、平均より上のお子さんは学校の授業についていけるんですけども、平均より下の学力のお子さんかなかついていけない。そういうところで恐らく先生も、35人学級の中で全員を見ていくのは困難だと、真ん中を見ながらしていくから、そういったところに非常勤講師のニーズは高いというふうに思っております。

実際、資料を求めて調査をしましたら、平成26年には10市町で140名の配置希望があったのが、平成31年は15市町で316名の希望が出ています。だから、倍増しているんです。教育現場の中で、非常勤講師が来てくださることによっての学力向上ができる、それにいかにニーズがあるかということなんですが、今回の議案に出ている2,231万円という予算を見た時に、平成26年は2,748万円でありました。つまり、ニーズは増えているのに予算が減額しているという状況でございます。このことについてのご見解をお尋ねいたします。

【高鍋義務教育課人事管理監】今お尋ねがありました学力向上のための非常勤講師配置支援事業ですが、国の予算をもとに県の予算を立てております。国の予算が減ってきている中で、県の予算が減ってきているということでございます。

【松本委員】 しかしながら、配置希望市町は15市町、そして316名と増加をしているわけですよね。そこの部分で国の予算の枠が限られているから、県としては予算をどんどん減らしている、517万円減額になっていると。

このことに対して、今後も、ニーズは増えているけれども、予算は国に合わせて減額をして

いくという方向なのか、市町からの意見とかも聞いてどういうふうに考えているのか、お尋ねいたします。

【高鍋義務教育課人事管理監】非常勤講師の配置につきましては、国の定数を活用して配置する非常勤もございます。これは教員定数になりますので、こちらの方は確実に増やしながら配置しているところでございます。この事業は市町教委の希望によって配置する非常勤講師の事業でございますので、今後も市町の希望等をお伺いしながら検討していく必要があらうかと考えております。

【松本委員】 特に大規模校というところでは、大村では、県内で1番と2番に児童数が多い竹松小学校と富の原小学校、1,000人規模の小学校がございします。市町の教育委員会だけで対応しきれないというところで、こういった補助を活用して指導しているということですが、あまりにも大規模校だと、転校する時にも望まないと、多過ぎて厳しいから別の地域に転校するという事案も聞いております。

小規模校は小規模校のよさもあるんでしょうけれども、学習支援、学力向上に資するには、やっぱり人材だと思いますので、ほかにも学習支援員やスクールサポートスタッフなど、さまざまな制度もあると思います。学力向上をうたっている上では、確かに予算は毎年厳しいとは思いますが、ぜひ国の予算を活用して、なるべく希望どおりにいけるようにご理解、ご協力いただきたいと思います。

そして、34ページの不登校児童生徒に対する支援でございます。一番下のところです。

不登校について、ちょっと調べてみました。平成30年度の県内の不登校は、小学生が416名、中学生が1,140名、高校生が357名ということで、

全体で1,913名の不登校のお子さんがいるということでございます。

これが増えているのか、減っているのか調べてみますと、平成25年は1,648名でございました。5年間で265名増えていると。少子化で生徒・児童数は減少傾向にあるにもかかわらず不登校のお子さんが増えていると。不登校が将来的には引きこもりとかニートにつながっていくということで、大変重要な課題だと思っております。

国からスクールカウンセラーなどの補助は出ていますから、スクールカウンセラーの予算は非常に大きいんですが、ここに記載されている予算は162万7,000円ということです。この事業がどのような効果があって、どのような取組をしたのか、お尋ねをいたします。

【立木児童生徒支援室長】いじめ不登校対策事業費のうちの不登校児童生徒に対する支援事業費につきましては、主に、不登校の児童生徒が通う、今は教育支援センター、以前から適応指導教室といっているものの県の分を教育センターに置いております。この教育センターにおける適応指導教室の相談員等の経費として充てているものでございます。

適応指導教室、教育支援センターにつきましては、ご存じの向きもあるかと思いますが、県に1つ置いているほか、市町においても14市町が置いてくださっており、そういったところと連携をしながら、不登校の子どもたちのための支援をやっているところでございます。

【松本委員】最初に申しましたとおり、不登校の生徒、児童が増えている状況ですね。今はもう既に1,913名いらっしゃるということ。途中からスクールカウンセラーも大分入って、国から補助もいただいてスクールカウンセラーは増え

ておりますよね。そういった状況の中で、なかなか不登校の生徒、児童が減らないという状況です。

今上がっている162万7,000円という予算で教育支援センターを運営しているということですが、そこが本当に機能しているのであれば不登校の生徒、児童は減少傾向になると思うんですが、予算の金額も含めて、今の状況の中で何か課題があるのか、もしくは、今やっているもので成果は上がっているのか、お尋ねをいたします。

【立木児童生徒支援室長】事業費の名称として、不登校児童生徒に対する支援事業費という形で162万円ほどを計上しておりますけれども、不登校だけを扱っているわけではありませんけれども、今、委員からご指摘いただきましたスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーといった方々の活用とか、あるいは、先ほど申し上げました県内の各市町の適応指導教室の教育相談員の方々と連携した形での研修であるとか、そういったものを総体として、私どもとしては不登校児童生徒のための支援という考え方をしております。その事業費として上がっている、その1項目だけでやっている認識ではございません。

その上で、不登校児童生徒の増加についてですが、委員からご指摘いただきましたとおり、平成25年から平成30年の5カ年で見た時に265名、特に細かく見ていけば、不登校に限らずほかにもそうなんですけれども、全体的な児童生徒の課題というものが低学年、低年齢化してきている傾向がありまして、小学校の方が少し増加率が高うございます。そういった中で私どもとしましては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置の中ででき得るだけ

の支援をしていくという形を考えております。

成果がこういった形でという部分については、なかなか申し上げにくいんですけれども、例えば平成25年から平成30年の5カ年で見た時に、長崎県の児童生徒の不登校の増加率は116%になります。同じ期間の全国の数字を見ますと125%余りということで、増加しているので、我々としてはそれをよしとするものではございませんけれども、さまざまな形で、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについてもこういった形で予算をいただいて支援をしている、そういったことが長崎県の子どもたちの支援につながっているのではないかと、そのように考えております。

【松本委員】結果的には成果は上がっているということですが、依然として人数が多いということですね。

162万7,000円という予算をどう使うかなんでしょうけれども、教育支援センターが県内に15カ所ございますね。大村にも県教育センターがあります。ここが十分に活かしきれているのかなというところに、やはり課題を感じます。

もともと学校に行かないわけですから、そこに出てきてもらうというのもなかなか難しい。カウンセラーの方も常時いるわけではなくて、時間が決まっています。行かなくなったお子さんをどうやって引っ張り出して、学校に行ってもらうようにするためには、なかなか困難ではあると思います。

私も学習塾をやっている時に、学習塾とかフリースクールとかには行けると、ハードルが下がるそうなんです。いろいろな話を聞いた時に、やっぱりきっかけが小1と中1のところの問題ですね。学校が変わった時に適応できていかないと。発達障害の問題もあると思いますが、そ

ういったところは民間とも連携をしていくと。これは学校だけで解決できない、家庭もあることでございます。

そこで、フリースクールというものが、今、県内にも少しずつできていると思うんですが、もちろんフリースクールに通うようになってしまってはよくないので、フリースクールを介して学校にまた戻ってきてもらうような取組も、この中には考えられているんでしょうか。

【立木児童生徒支援室長】予算上の中ということであれば、先ほど申し上げました適応指導教室が県を入れて15カ所ございますけれども、そのうちの各市町の適応指導教室に対しても、来年度からは、いくばくの数になるかと思えますけれども、スクールカウンセラーも適応指導教室にも少し入って、その適応指導教室に通っているお子さんの支援に資するような動きができればということを考えております。

また、フリースクールにつきましては、ご案内のところも多いかと思えますけれども、昨年10月25日に文部科学省の初等中等教育局長通知で、「不登校児童生徒への支援の在り方について」ということで、教育機会確保法ができてから3年ほどたったということでの大きな通知が出ております。その中でもやはり、今ご指摘がありました民間施設との連携ということも出ております。そういったことにつきましては、特に本県の中では、そういった民間施設が多くあり、そしてまた連携も進んでいる長崎市において、長崎市教委が中心となって民間施設との連携の組織をつくっております。そちらに私も参加をさせていただいて、一緒に協議をしながら、民間の施設の方々が求めるあり方、そして私ども行政の立場での、あるいは学校サイドとしての考え方、そういったものを率直に意

見交換をしながら、そこにしか通えない、あるいはそこにだったら通うことができる子どものために何ができるかというのを一緒に考えていく、そういったことを今後とも進めていければと考えております。

【松本委員】 少し気になるのが、今回の新型コロナウイルスの影響で1カ月間学校を休むことになる。しかも、年度が替わって新年度になる。友達も代わってしまうという中で、1カ月間も急遽休みになって家にこもりがちになる。出られないわけですから、そうやって新年度で出てこない、また不登校になる生徒、児童が増えるのではないかとということもちょっと危惧しております。もちろん担任も変わるし。そうすると連携ができなくなりますよね、初めて新しい担任の先生になりますし。その中で、学校で新年度でクラスを組み立てていかなきゃいけない時に手が回らなくなってしまうのではないかといいところもございます。

そういった時に、教育支援センター、そしてフリースクールなどの民間との連携、もちろんPTAや家庭との連携もしっかりして、不登校児童が来年度でぼんと増えないように、そして、その部分もいろいろ話を聞けば、学校の授業についていけなかったからという理由もあるそうでございますので、それはやっぱり先ほどの非常勤講師のことも絡んでくると思います。

不登校になることによって、引きこもりになって就職ができない、これは県内就職以前の問題でございまして、県内の子どもたちがそういった状況にならないように、しっかりと支援をしていただきたいと思います。以上です。

【堀江委員】 幾つか質問したいと思います。

まず、横長資料の35ページ、教育指導費の中の夜間中学設置調査研究事業費の102万円、こ

れは、政策的新規事業の計上状況の中で、当初50万円の要求額に対し、結果として102万円で、事業内容の精査ということですが、具体的にどうということなのか、説明を求めます。

【鶴田高校教育課長】 本事業は、文部科学省の委託事業である夜間中学の設置促進充実事業を活用する予定でございました。その国の事業費が当初1件当たり50万円ということで、その額をもとに予算を組んでおりましたが、国の予算の計上の段階で、この事業そのものがなくなったという事情がございます。

その後、県独自で予算を立てる段階で、協議会メンバーの増加や、国の委託事業では認められていなかった先進地の視察の旅費等を加えたことで、予算額が102万3,000円となった次第でございます。

【堀江委員】 過去、文教厚生委員会の中でも、夜間中学の設置については検討してはどうかというご意見というか論議があったかと思うんですが、そうしますと、これは県民の、関係者の中からの要望もあった上で、今回、調査研究ということで計上されたという理解でいいですか。

【鶴田高校教育課長】 委員ご指摘のとおりでございます。

【堀江委員】 了解いたしました。これは全ての都道府県に設置をというふうな動きもある中で、長崎県への夜間中学の設置調査研究費だと思っておりますので、ぜひよろしく願いをしたいと思っております。

次に、横長資料の37ページ、高校教育課の特別支援学校の教育振興費の中で、今回、新しい時代の特農連携ということが言われています。これは具体的にどういうことなのかということで質問したいと思います。

【分藤特別支援教育課長】 令和元年度に特別支

援学校キャリア教育充実事業が終期を迎えます。

そのような中、国が示した農福連携等推進ビジョンによりまして、SDGsにつながる展開として、障害者が農業分野で活躍する場を創出していく方向性が示されました。本県でも、農業分野における障害者雇用の動きが今後加速することが予想されますので、特別支援学校の生徒の進路選択先の幅も広がりを見せるものと思われれます。

そこで、農業分野に就職を希望する生徒に対して、在学中にどのような力を身につける必要があるのか、高等部で実施する作業学習のあり方をどのように見直す必要があるのか、農業分野の職場実習先の確保を、どこと連携し、どのように進めればいいのか、新規事業を通して農業分野と教育分野とが連携しながら、課題解決に向けた実践研究に取り組んでまいりたいと思います。

【堀江委員】 これまでは、ここの事業はキャリア教育充実事業だったと思うんです。予算が倍加しているので、具体的にどういうふうな事業になるのかということで質疑をいたしました。

これまでの、いわば清掃やクリーニングというふうな働く場所だけでなく、農業法人との連携を図っていくということで了解をいたしましたので、ぜひ、特別支援学校の子どもたちの社会に貢献する場を広げていただきたいというふうに思っております。

同じく41ページの中のミライオン図書館管理運営費で視覚障害者等読書環境整備事業費が計上されております。

これは、先ほど課長が言われた政策的新規事業の計上状況の中で、逆に事務費が8万円減らされているんですね。これはどういうことですか。

【深堀分科会長】 暫時休憩します。

— 午後 3時23分 休憩 —

— 午後 3時24分 再開 —

【深堀分科会長】 分科会を再開いたします。

【山口生涯学習課長】 この事業は、読書バリアフリー法という法律が施行されたことを受けまして、視覚障害をお持ちの方もミライオン図書館で本を利用することができるようにしようというものでございます。

その事業の予算要求段階で、事務費について精査をしている中で8万円ほど削れていったというものでございます。

【堀江委員】 だから、計上内容は事務費の精査、具体的にはどういうことですかと聞いているんです。

【山口生涯学習課長】 精査の内容は4つほどございまして、職員の旅費の精査、筆談ボード等の購入費を計上したこと、研修会にかかる資料印刷費等を計上したこと、それから備品購入費を追加したことでございます。

【堀江委員】 ミライオン図書館は、私も開所の時に行かせていただきましたが、今回、ミライオン図書館の管理運営費の中で、視覚障害者等読書環境整備事業費というのが初めて計上されたと理解をしているんですが、私の認識が間違っていたら指摘をしてほしいんですけど。

結局、今言われたように、障害の有無に関わらず全ての県民の読書環境をつくるということですが、開所された時にそれはできていたんじゃないんですか。そうではなくて、今回さらにまた改めてするということになるのか。

私の認識の中では、筆談ボードとか、そういうものは開館した時にあったのではないかと思っていたのに、また改めて視覚障害者等読書環

境整備事業費で101万円上がっているのですが、これはあったんじゃないのかなと素朴な疑問を持ったのですが、そここの兼ね合いを教えてください。

【吉田新県立図書館整備室長】委員ご指摘のとおり、大活字本とか、そういうものは開館当初から整備はいたしておりました。

今回の新規事業につきましては、障害のある方もない方も読書のバリアフリーということで、サピエ図書館という全国の視覚障害者の団体が運営していますが、そこにデジタルの録音の資料がございます。それを、ミライオン図書館の登録者であれば利用することができるようになるということが新たな部分でございます。

【堀江委員】要するにこの101万円で、開館はもうしているんだけど、新年度に何が変わるのかと、県民に説明する時に。

開館した時に、障害の有無に関わらず、広く県民に利用してほしいということだったと思うので、もう少し具体的に、今回のこの障害者等読書環境整備事業101万円がつくことによって、新年度はミライオン図書館のここが違いますというのではないのか。県民にアピールする、そういうのをもっとわかりやすく、あったでしょうと言えば、「はい、ありました」と言うし、ちょっと答弁がわからない。

【山口生涯学習課長】これは、もともとミライオン図書館には、目が不自由な方がお使いになる部屋とかも整備しておりましたけれども、ミライオン図書館が開館した後、新しい法律ができるという情報がありました。それが先ほど申しました、どんな方も図書館を利用することができるという趣旨の読書バリアフリー法でございます。その法律を受けまして、私たちも、ミライオン図書館に新しい機能を持たせることが

できないかと考えまして、出ましたのが、先ほど言いましたサピエというものです。

これは、インターネット上にある音声情報や点字情報を、利用者が家庭にいてパソコンで使うというものです。ただ、そのサービスを使うためには、ミライオン図書館がサピエに加盟をしまして、ミライオン図書館にユーザー登録をしてくださったユーザーがその恩恵を被るという形でございます。もう一度申しますと、ミライオン図書館を使ったださる方で目が不自由な方が、家に居ながらにして音声データとかをインターネット上から利用するものでございます。これを使うためには、ミライオン図書館がサピエというグループに登録することが必要でございます。まして、まずその予算、それから図書館にサピエを利用する機器とか、今現存している本を、音声とか拡大して使ったりする機器を今回そろえたということがこの101万円の中に入っているものでございます。

【堀江委員】つまり、それは開館した当初はなくて、今回新たに、法律も変わったというのもあるんだけど、そういうふうに広くという理解でいいんですか。

【山口生涯学習課長】そのとおりでございます。

【堀江委員】いずれにしても、障害の有無に関わらずということだけでなく、全ての県民が利用できるミライオン図書館であってほしいというふうに思っておりますので、視覚障害者の方であってもそういう制度がさらに利用できるということをどういうふうに広報するのかという問題もありますので、ぜひ、全ての県民が利用できる対応をしていただきたいということ、あえて申し上げておきたいと思います。

それから、横長資料42ページ、学芸文化課の文化を担う“人づくり”事業費ですが、この中

の子どもの文化活動育成支援事業費1,738万6,000円は、前年と比べますと114万2,000円減っていますね。

子どもの文化活動育成支援というのは、本当に貴重な、子どもたちの映画鑑賞とか、いろんなことをしていると思っているんですけども、100万円が減るというのは私は大きいと思うんですが、どういう事業なのかというのを教えてください。

【草野学芸文化課長】子どもの文化活動育成支援費の114万2,000円を減した主な理由は、高校生が文化芸術に触れる機会促進事業として、1学年2学級以下の離島・半島地域の小規模校14校を対象に芸術文化の鑑賞事業を年間3公演、1公演あたり60万円程度の事業を実施しております。

実際に実績を確認しましたところ、1公演当たり60万円が上限のところ、30～40万円で実施できていましたので、その分で81万5,000円減をさせていただきました。実績に伴って見直しをした分での減でございます。

【堀江委員】114万円減っているでしょう。今言ったのは81万5,000円ですよ。残りはどうなっているんですか。

細かく言って申しわけないんですけど、私は貴重な財源だと思うんですよ。100万円単位の数字ですが、これは舞台、映画など、芸術を鑑賞できるかできないかというのは、私は大きいと思っているのでこだわっているんですが、教えてください。

【草野学芸文化課長】残りの23万5,000円は、職員等の事務費の旅費の減という形で、我々の旅費を見直させていただきました。文化を担う“人づくり”事業費としては114万2,000円と合わせて137万7,000円の減をしております。

【堀江委員】ここには「ながさき“若い芽”のコンサート」とか、子ども舞台芸術鑑賞事業費とか、児童生徒の作品展開催事業費とか、こういうものは含まないのですか。

【草野学芸文化課長】子ども県展やながさき“若い芽”のコンサートは、その中に含まれております。事業費としましては、子ども県展、ながさき“若い芽”のコンサートの減はしておりません。事業で減をしたのは、高校生の芸術鑑賞事業のところだけでございます。

【堀江委員】細かく聞いて申しわけありませんでした。ですが、子どもの舞台芸術鑑賞事業とか、なかなかその機会がない子どもたちが、それこそ感受性が柔軟な時期にさまざまな芸術に触れることは、離島を抱える長崎県としては大事な事業と私は思っているんで、実は100万円でも減らさないでやってほしいと思っているんですが、予算上は減るんだけど、事業の中身としては変わらないと理解をいたしましたので、ぜひこうした事業は減らさずをお願いをしたいと思っております。

それからもう一つ、34ページに戻ります。

先ほど、いじめ不登校対策事業費が議論されましたが、スクールカウンセラー活用事業、スクールソーシャルワーカー活用事業ですが、これは前年度と予算が変わりませんね。ということは、新年度は人員を増やさないということですか。

【立木児童生徒支援室長】予算額については同額でございます。人員というものが、例えばスクールソーシャルワーカー、そしてスクールカウンセラーの実際に活動していただく方の数ということであれば、次年度に向けた採用選考の結果として、若干、実の人員は増の形で進む予定でございます。その方々が複数の学校を見て

いただいたり、スクールソーシャルワーカーであれば各市町であったり学校に行っていただきますので、その活動は別物になりますけれども、実人数としては若干多い方で見ていただくような予定として今は動いております。

【堀江委員】 私、理解力がないんですが、今のお話だと、予算は変わりませんよと、しかし実人数は増えますよというお話ですね。

例えば、スクールカウンセラーもスクールソーシャルワーカーも、国が3分の1、県が3分の2、これが変わるんですか。

【立木児童生徒支援室長】 枠組みとしては変わっておりません。今年度、スクールカウンセラーは105名の方に活動していただいております。105名の方に、配置校としては290校に行っている形になります。ですので、1人平均すると、105人で約300校ですので、約3校弱を見ていただいているような形になっております。

当然スクールカウンセラーは週に何時間という形で勤めていただいておりますので、スクールカウンセラーだけをやっていただいている方であれば、例えば週5日間、3つの学校に2日、2日、1日という形で回っていただいたり、あるいは、ほかの職業と兼務されている方もおられますので、そういう方は週の5日間のうちの2日間だけとか1日だけをスクールカウンセラーとして働いていただいているとか、そういった形になっております。

【堀江委員】 そうすると、先ほどの答弁との整合性が私はよく理解できないんですけど。

要は、内訳として国3分の1、県3分の2は変わらないと、予算も変わらないと。でも人数が変わるということなのか。それとも、105名の方が300校を回っていましたと、それが350校を回

りますということをお願いしたかったのですか。

【立木児童生徒支援室長】 予算の枠組みが変わりませんので、その中で活動していただく方の数が105名だったものが1名増えるのではないかと予定をして、今、計画を進めているところなんですけれども、106名の方で今年と同じ290校であれば、1人か2人かが実際に回る学校の数が少なくなって、そこに入っていただくということです。

【堀江委員】 要は、スクールカウンセラーもスクールソーシャルワーカーも増やしてほしいんですよ。いじめ・不登校対策で一番いいのは、学校の中でそういった要素を発見する目、視点をたくさん持つには、先生たちももちろん大事ですけど、この専門職がいるということがすごく大事。家庭との関係から、こうした専門職がいることによって子どもたちが、学校だけでなく家庭も含めて、どういうふうに学ぶかという環境を整えるという意味では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは私は増やしてほしいと思うんです。

そう思うと、予算が変わらないから、人は増やさないのねと思ったけど、週3回行くか、週2回行くかとなると、それは今まで1人で週3回行っていたところが、週2回行く人と週1回行く人がいると。そうすると実人数が2人になるよという対応ではなく、これは増やしてほしいということを非常に思います。

そのことと関連して、私ばかりで申しわけないので、とりあえず最後にしますが、28ページの会計年度任用職員等経費、これは今まで非常勤職員という人たちを会計年度任用職員というふうにしたので、その給与費ですけど、これが786万円です。前年度に比べますと、ここの部分だけでも1,048万円減っていますね。全体とし

て事務、現業業務の職員も含めて2,739万円前年度比減なんです、これは当然人数が減ということですか。

【上原教職員課長】 委員ご指摘のとおり、昨年度1,800万円が今年度780万円ということで、昨年度は7名の非常勤職員だったんですけれども、今年度は3名ということで予算を計上させていただいております。

内容としましては、ちょっと所属を組み替えたといいますか、実際の人数は変わっていないんですけれども、高校教育課と生涯学習課に予算計上課を組み替えたことで、今回1,000万円、ここの部分で減額という形で出ております。

【堀江委員】 会計年度任用職員とすることによって振り分けた部分がありますということですが、この中には学校図書館職員17名の予算も入っていますか。学校図書館職員17名は、月給制が1人、時給制が16人いるんですけれども、それはこの教職員課の会計年度任用職員に入っていますか。

【上原教職員課長】 学校司書については、教職員課の予算では計上しておりません。

【堀江委員】 では、どこに計上されているのですか。

【本村高校教育課人事管理監】 学校司書につきましては、横長資料の35ページの中ほどにあります教育指導費の丸の上から3番目、教科等教育指導費の中に入っております。

【堀江委員】 35ページの教科等教育指導費3,705万6,000円の中に入っているということですが、そうしますと、教科等教育指導費は前年度の予算と比べて499万1,000円多いんです。これを入れたからじゃないけど、どういうふうになるんですか。学校図書館職員は変わらないと思うんですが、中身は何ですか。

【鶴田高校教育課長】 教科等教育指導費の中の学校司書に関する予算は1,856万6,000円でございます。前年度比15万4,000円増でございます。

【堀江委員】 なぜこれを細かく聞くかという、これは陳情にも出ている内容なので、ちょっと予算のところで確認しようと思って聞いているんです。

要は、私が言いました学校図書館司書の職員費は、教職員費ではなくて高校教育課のところに入っていますよ。その中で学校図書館の職員の費用につきましては1,856万6,000円と言われましたけど、これは私がさっき言った月給制1人、時給制16人、この認識でいいですか。

【本村高校教育課人事管理監】 今おっしゃった17名分でございます。

【堀江委員】 そうしますと、会計年度任用職員と一口に言っても、月給制の人と時給制の人がいるということですね。その認識でいいですか。

【本村高校教育課人事管理監】 ご指摘のとおりでございます。

【堀江委員】 とりあえず質問を終わります。

【深堀分科会長】 ほかに質問はありませんか。

【下条委員】 私は、1点、今、堀江委員からお尋ねがありました特別支援学校教育振興費の特農連携について、少し深くご質問をしたいと思います。堀江委員から概要についてのお尋ねがありましたので、そこは省略をします。

私も、先日の予算決算委員会の総括質疑で農福連携についてお話をさせていただきました。これは、農業分野の人材不足と、障害を持つご利用の方が生きがいや収入等が得られるということで、非常にすばらしい取組だなと思っております。この新しい時代の特農連携についても、同じような意見を持っております。前年度

から比べて本年度が約倍の予算になっておりますが、お尋ねはこの中身なんです。

今、概要をお話いただきました。いろんな学校法人とか、農業法人、農業の関係の方たちとコミュニケーションをとって推進をしていくと。この倍になったことによって、広域にもっともっとたくさんの方たちとそういった接点を持とうとされているのか。それとも、幅は一定保ったまま、例えば事業化だったりとか、もっともっと深くされようとしているのか、これはいかがでしょうか。

【分藤特別支援教育課長】 委員のご質問ですけれども、実際にこの予算が通った暁には、この研究事業に手を挙げていただく特別支援学校を募集しようと思いますが、各特別支援学校が設置されている地域におきまして、例えば近隣に農業高校がある、ない等、いろいろとパターンがあると思いますので、そのパターンを分析した上で、2～3のパターンの中で深く実践していく、そこの実践を他の地域に広げていくような見解を持っております。

【下条委員】 わかりました。段階があるということですね。まずは一つ、深くと。

深くということは、例えば就労支援だったり、B型、A型ありますけれども、そういった事業化も。

【分藤特別支援教育課長】 まず、この事業で取り組むことにつきましては、特農連携協議会というものを立ち上げようと思います。ここに農業法人協会とか、事業対象の特別支援学校の関係者に集まっていただいて、実際に特別支援学校の授業、職場実習から就労までの手続や、また職場実習先の情報の集め方など、仕組みをつくっていききたいと思います。

また、農業アドバイザーの派遣というものを

やっていきたいと思います。指定した研究校に、例えば農業法人から作業学習の改善、充実に向けたアドバイスなどをしていただき、授業改善をしていきたいと思っております。

その他、特農マルシェというものを考えております。畑を耕すだけではなくて、栽培したものを加工したり、また販売したり、そういった中で、障害がある方々一人ひとりが、役割分担などをしっかりと指導していきながら、そういった特農マルシェの開催なども考えております。

もちろん、小学部、中学部からのキャリア教育ということで、小・中学部の農業体験なども考えております。

よって、先ほど答弁しましたが、事業の中のメニューとしては広く取り組んでいくということです。捉え違いをしておりました。訂正させていただきます。

【下条委員】 よくわかりました。ありがとうございます。

なぜ、このような質問をしたかといいますと、要点が2つありまして、1つが、障害を持っている方の親御さんと話をしまして、学校が終わって卒業する時にどうなるのかなというような不安を大きく抱えておられます。やはり障害を持つ方の就労支援というのは大変大きなものであるというのが1点。

それから、私はもともと、パソコンでホームページをつくったり印刷物をつくったりという仕事をしておりまして、この中でなるべく印刷をそういった障害を持たれている方に何とか受注、発注できないかと。

すみません、ここからは私が体験をした話なんですけど、何とかできないかなということで何度かトライをしたことがありますが、お客様に紹介をしていく中で、なかなか事業化というか、

本質的に収益につながるまでが難しかったと。やはり印刷物ですので、ちょっとのずれがあったり、色が出なかったりとか、クレームがありまして、なかなか難しかったというような体験をしております。ですから、単純作業というか、缶をつぶしたりとか、そういったことになっていくんですけれども、やはり就労支援は非常に大切です。しかし、社会とのつながり、本格的な事業化というのが難しい。

ただ、こういった農作物、私、障害を持っている方たちがつくっているものをいただくんですよ。非常においしくいただいております。

私は、これは本当に個人的な見解ですが、この農福連携、特農の連携キャリア、ものすごく大きな可能性を感じております。ぜひ、今ご説明いただいた予算の中で頑張ってください、どんどんどんどん、できれば最終的な就労支援につながり、事業化につながる、そしてより生きがいを持っていただけるというところまで頑張ってくださいと思っています。よろしくお願いします。

【深堀分科会長】 ほかにありませんか。

【川崎委員】 横長資料の32ページ、統合型校務支援システムについてお尋ねいたします。

昨年度は、7,500万円以上を予算化して、何校か取り組まれたということは伺っております。今年度は、その効果的な運用のための検討委員会の設置という予算が計上されています。教育長の説明資料の中でも、非常に効果があるということでありましたが、どのようなシステムで、どのような効果を見出されているのかをお尋ねいたします。

【木村義務教育課長】 まず、どのようなシステムかというお尋ねですが、学校の校務一般をつかさどる統合的な高機能システムであります。

効果といたしましては、最終的には、この2年間の委託の期間で8市町205校に導入いたしました。これは、導入前の1.4%から41.4%まで伸びてきております。

実際に勤務時間の調査をしたモデル校が25校ありますが、その5校によりますと、1日当たり30分から1時間の勤務時間の短縮ができたということであります。

【川崎委員】 相当な効果ですね。働き方改革、大変な重労働である教員の皆様の後方の業務の効率化ということでは、大変すばらしい成果が出ていると思います。

導入をされた学校で使っておられた方が、まだ導入されていない学校に行くと、また元に戻るわけで、一律にやって初めて総合的な効果が、より一層効果が出るんじゃないかと思っているんですが、早く全体に整備をしていただきたいと思います。導入の計画についてお尋ねいたします。

【木村義務教育課長】 まず、結論から申し上げますと、今後、導入市町は確実に広がってまいります。その背景を簡単に説明させていただきます。

もともとの事業の目的は、各市町のシステムの導入費を補助するものではなく、各市町が安価で購入できるように、また、今ご指摘があったとおり県全体で導入効果を上げることができるよう、県内21市町の共同調達、共同運用を核とした事業であります。

具体的には、県が主体となりまして、21市町の意見を取りまとめた長崎県推奨システム、初期仕様設定のための費用、また、システムの導入効果を明らかにするための費用への補助ということであります。

その結果どういうことが生まれたかという、

市町におきましては、初期仕様設定費用がかからない、また、月々の使用料も極めて安価になっております。

国のお金を使って導入した学校、先ほど205校と申し上げましたが、そのうちの32校が整備費、導入費まで国の補助金、委託金を使いましたが、ほかの学校は全て市町の持ち出しで導入しています。つまり、先ほど申し上げました初期設定がかからない、また大変安価になったということが背中を押しております。

先般も導入効果を説明しており、残りの13市町とも、導入に向けて検討を進めていると伺っております。

【川崎委員】もう少し具体的に、13市町がいつまでに全部整備をされるかというところをお聞かせいただければと思います。

【木村義務教育課長】これは、各市町の予算の関係がありますので、具体的にここというのははっきりは言えませんが、導入については、平成29年度に話を始めまして、平成30年度からこの委託を受けました。その時点では、各市町との協議事項の中では5年以内を目標にしようというところで、それぞれ共通理解を図ったところであります。

ただ、申し上げましたとおり市町にはそれぞれ予算の状況がありますので、これは確約ではありませんが、どの市町も今検討していただいているという進捗状況は報告でいただいております。

【川崎委員】平成30年度の時点で5年以内だから、あと3年から4年ぐらいという感じでしょうか。

せっかくここまで効果が見えているということでもありますし、先ほど申し上げました、使っておられた方がそうじゃないところに行くと、

非効率のところに行くというのは非常に、また不満の一つになるうかと思えますし、早期に整備をしていただきたいと思います。いかにせん市町のことであろうかとは思いますが、その有用性をしっかりとアピールして、市町に認めていただいて早期整備ができるよう、引き続きお願いをいたします。

校舎、体育館の改修に関わるることについてお尋ねします。横長資料の26ページにあります。勉強会の折にも細かく資料を頂戴いたしました。

まず、学校の校舎、体育館等の整備、改修や改築等についての考え方ですが、教育委員会が全部主導でやるのでしょうか。それとも、それぞれの現場から上がってくる要望に応じて検討していくのか、どちらなのでしょう。

【日高教育環境整備課長】校舎や体育館の改修等の箇所づけのやり方ですが、まず学校からヒアリングをいたしまして要望書が上がってまいります。その中で劣化の状況とかが激しいものを私どもでピックアップしまして、土木部営繕課等の専門職員にも見ていただきながら、私どもの方で箇所づけをしております。

【川崎委員】現場の声が先ということですね、わかりました。

次に空調の考え方ですが、高校では恐らく全部ついているんだろうという認識ではあるんですが、体育館にも設置をしている自治体が見受けられます。

今の考え方で、体育館にも空調を設置することについては、教育委員会はどうお考えなのかをお尋ねいたします。

【日高教育環境整備課長】長崎県では、今、普通教室の空調が、高等学校56校中、PTAでつけていただいているものが43校、それから降灰対策としまして県費でつけたものが1校、あと

12校は普通教室にはついていない状況です。そのうち1校については、PTAが設置する使用許可の申請が提出されましたので、今年の夏は11校がついていない状況となります。

体育館の空調につきましては、諫早農業高校の体育館にありますウエイトリフティング場、こちらが国体のウエイトリフティング競技の会場になったものですから、その時につけております。

あと、長崎南高校にはダクト式の備品で設置した空調がございますけれども、設備として空調をつけているのは諫早農業高校のウエイトリフティング場だけでございます。

現在、普通教室に県費での空調をという声もございますけれども、そこもままならない状況でございますので、体育館の空調までは、今のところは整備しきれていないという状況でございます。

【川崎委員】体育館までは、普通教室もまだなので及ばないということではありますが、昨今のさまざまな気象状況を考え、また生徒の体調を考えると、これも引き続き検討していただきたいというふうに思います。

もう一点、耐震化ですが、非構造体への耐震化状況です。9年前の3.11の東日本大震災の折には、躯体の耐震もさることながら、窓ガラスや屋根材といった非構造物に対する耐震についても随分議論になったと思っておりますが、長崎県の学校の非構造体への耐震状況についてはいかがでしょうか。

【深堀分科会長】 暫時休憩します。

— 午後 4時 1分 休憩 —

— 午後 4時 2分 再開 —

【深堀分科会長】 分科会を再開します。

【日高教育環境整備課長】 まず、県立学校の非構造部材の耐震化は全て終わっております。

小・中学校につきましては、屋内運動場における天井の落下防止対策等が98.8%終わっております。それから、屋内運動場における照明やバスケットゴールの落下防止柵が81.9%の設置率でございます。

【川崎委員】 ほぼ終わっているということで安心をいたしました。もうちょっとですので、頑張ってくださいと思います。

最後に、県立図書館の郷土資料センターの整備についてです。こちらが進んでいるとは思いますが、現在は設計の段階でしょうね、フェーズはですね。設計の段階なので、確認をいたします。

一般質問をさせていただいて、公文書の取扱いで総務部にお尋ねをいたしました。県立図書館郷土資料センター（仮称）では、公文書コーナーを設けて公文書館と同等の機能を整備するということでありましたが、そういう認識でよろしいですか。

【吉田新県立図書館整備室長】 郷土資料センターにおける公文書館機能ということかと思えます。

郷土資料センターにおきましては、歴史的公文書の保存スペースを確保することと、郷土資料センターと歴史的公文書の利用に関する受付の窓口及び閲覧スペースの供用化というところを郷土資料センターが担うこととしております。

【川崎委員】 つまり設計の段階では、コーナーとしてはきちんと一定のエリアは確保しているということなんでしょうが、公文書コーナーと公文書館との違いということで確認をしたんですが、一般質問では「公文書コーナーは公文書館と同等の機能を持つ」なので、恐らくハード

的にはそうなのでしょうけど、決定的な違いは管理の体制が違ってきます。公文書館は、館長がいたり、専門の職員がいたり、研究に資する、そういったところを公文書館法に基づいて配置をしないといけないということだったんです。同等というのは、単純にハードのところなんだろうと思います。

公文書コーナーと公文書館の違いで、同等ということであれば、今みたいなソフト面を整備すると公文書館になり得るんだろうと思うんですが、ご見解をいただければと思います。

【吉田新県立図書館整備室長】 今、設計中の郷土資料センターにおきましては、先ほど申し上げたように、歴史的公文書の保存スペースの確保と利用に関する窓口、閲覧の供用化というところでのハードの設計を進めているところでございます。

公文書館にすべきではないかという点につきましては、教育委員会としては権限がございませんので、一義的には総務部のご判断になるかと思っております。

【深堀分科会長】 ほかにありませんか。

【中山委員】 第1号議案の中に教職員の給与費が1,200億円程度の予算が組み込まれておりますので、子どもと向き合う時間の確保について、ちょっとお尋ねしたいと思います。

「教員の超過勤務の是正を図るとともに、子どもたちと向き合う時間を確保することが求められています」と、そういうふうになっているんです。

そこで、子どもと向き合う時間というのが一番大事であるし、これをどう確保するかについて今までも質問してきたところでございますが、改めてお尋ねします。

ちょっとこれはわかりにくいなと思っている

んですけれども、子どもと向き合う時間というのはどのような時間なのか、どのような状態を子どもと向きあう時間というのか、まずこの辺を教えてください。

【本田教育次長】 小・中・高・特別支援学校、全てであると思いますが、教職員のいわゆる子どもと向き合う時間ということではありますが、下にありますように部活動とか、あるいは先ほど義務教育課から話がありました統合型校務支援システムを活用した事務的業務の時間を削減することで、実際に子どもとの時間を確保するというふうに定義したものだと考えているところでございます。

【中山委員】 私の質問の仕方が悪かったかもしれませんが、子どもと向き合うというのは、授業で向き合うとか、給食時間で向き合うとか、休み時間で向き合うとか、呼んで、来てもらって話をするとか、家庭に行って話をするとか、向き合い方がいろいろあると思うけれども、これは、そのどれを言っているのかということです。

【本田教育次長】 やはり子どもとの活動時間を確保するというふうに考えております。従いまして、先ほど申し上げた事務的なもの、書類に向き合う時間とか、そういうものを削減していきながら、部活動とか、給食の時間とか、もっと言いますと掃除を一緒にするとか、そういう時間を確保するというふうに考えております。

【中山委員】 恐らくそうだろうと思うし、以前もそういう答弁をしましたよね。

これを読むと、確保が求められているので、現時点では非常に難しい時間で向き合っているんだろうと思います。

そうすると、子どもと向き合う時間の確保という中で、現時点でどの程度の時間を確保され

て、どの程度の時間を確保したいのか。その辺を明確にせんことには、確保と言ったって理解しにくいですよ。目標なり何なりきちんとしておかないことには、確保するのは難しいのでね。この辺を明確に答えることができますか。

【深堀分科会長】 暫時休憩します。

— 午後 4時10分 休憩 —

— 午後 4時10分 再開 —

【深堀分科会長】 分科会を再開します。

【高鍋義務教育課人事管理監】 具体的に何時間ということについては、今ここに数字がないんですけれども、職員が多忙と感じていることについて、子どもと向き合わない時間につきましては、授業準備とか成績処理、校務分掌、会議等外部対応、保護者、PTA、地域との対応というのが大きな割合を占めております。ここをいかに少なくしていくかということと捉えております。

【中山委員】 その辺が明確じゃないんですよね。わかりにくい。子どもと向き合うということは、子どもと先生との信頼関係をつくっていくと、それが一番前提になってくるわけだから、それに的を絞ってほしい。こういうふうに確保というなら、どの程度確保できていますよと、今後どの程度確保したいんですよと、その辺がある程度説明できるようにしておいてほしいということを、これは要望しておきます。まだ今から委員会が何回かありますからね。

そこで、先ほど次長が言ったように、具体的に質問します。部活動指導員を配置することによって、幾らかは効果があると思いますが、部活動指導員の配置事業費と配置人数、それと具体的な効果をどのように見積もっていますか。

【松崎体育保健課長】 部活動指導員については、

今年度から学校に配置をしております。学校の方からは、効果としては、委員からありました子どもと向き合うという視点でいけば、例えば放課後に進路指導や生徒会活動を、本務者がそちらに関わることができるか、そういう時間が確保できたと、そのような声も上がっております。

委員が先ほど言われました時間の確保という点で、我々も、どれぐらい教職員の負担が減るか、部活動指導員1人に対してどれぐらいの負担軽減につながるかというところをこれからも研究していきたいと思っております。

【中山委員】 いや、研究じゃないですよ、急いでやらないと。

今回、文化部を含めて何人配置をして、その結果として、配置校についてはどの程度の軽減ができたか、ある程度きちんとした聞き取り調査をぜひやってほしいと思いますので、今後もありますので、ぜひ調べておいてくださいね。

【松崎体育保健課長】 実は、今年度も一定の数字は調べております。ただ、1人の部活動指導員を体育館に配置したことによって、例えば部活動指導員がバレーで配置されますと、ところが一緒に体育館でする他の部活動、バスケットボールとか卓球とか、生徒指導とか、ほかの教員にどれだけ波及したかというところを、今からもう少し研究していきたいと思っております。

【中山委員】 私の希望は、この部活動指導員を積極的に配置してほしいということなんです。効果が出ていないから配置していないんだろうと、そういうふうにとってもおかしくないわけであってね。効果があるならば積極的に登用してほしいという気持ちがあったものだから質問したので、ぜひ、よく精査して推進に取り組んでいただきたいと思います。

先ほど川崎委員から統合型校務支援システムの効果等については質問がありましたので、これについてはもう聞きませんけれども、補正予算で4,894万円減額していますよね。していないのかな。しているだろう。これはどういう理由で減額したのか。

【木村義務教育課長】国からの委託金の減額によるものです。

もともと当初予算では、平成30年度と同様、統合型校務支援システム、長崎推奨システムの導入費用まで積算し国に求めているわけですが、国が事業そのものが縮小し、主に導入した先のシステム検証のためのランニングコストのみが委託の対象となりまして、委託金が大幅に減額されたということになります。

【中山委員】今説明を受けたらわかりましたけれども、ぜひ川崎委員が質問したように、全校実施に向けて、13市町ということでありましたから、全力挙げて取り組んでいただきますように要望しておきたいと思います。

最後に、子どもと向き合うということは非常に大事だと考えておりまして、一人の先生が向き合う時間を確保することも大事だけれども、学校単位でどう向き合うかというのも一つのポイントになってくると考えておりますので、学校内でのそのための教職員同士の信頼関係の醸成であるとか、連携の強化について、今年度取り組むことがあれば説明していただけますか。

【木村義務教育課長】まず、一人の教員が背負わないというのは、委員がおっしゃるとおりであります。これまでも同様に、そうしないようにチーム学校という考え方で研修及び人員体制を増やしてまいりました。

本年度、新たに事業を増やして人を増やすとか、また、そのための取り立てでの研修という

のはございませんけれども、ご承知のとおり新学習指導要領にしても、不登校対策等生徒指導の問題にしても、教員の横のつながりはもちろんのことながら、スクールカウンセラーとか、今話題になった部活動指導員とか、多くの人間が力を合わせて取り組んでいく学校経営というのは一層重要性を増しておりますので、このことにつきましては、さまざまな研修会で校長及びその担当者に話をしていきながら充実していきたいと、このことは変わらず続けていこうと思っております。

【中山委員】私があえて言ったのは、この前、予算総括で話しましたように、今、教育改革の真ただ中にあるので、皆さん方もそれなりに覚悟を決めて取り組んでいると思うけれども、1万3,000人近くの先生たちは、それにすぐ対応できる人もおろうし、なかなか対応が難しい人もおるだろう。そうすると、校長先生を中心とした学校のまとまりというか、一体感が非常に大事になってくると考えておりますので、さらに特別に取り組むことはないということでありましたけれども、ぜひ、それについてひとつ適宜に指導して、校長先生のリーダーシップを発揮するとともに、チーム学校力を高めるための指導をしていただきますように要望しておきたいと思います。

それと、あと1点、大変いい事業を始めたなというふうに実は私は思っておりまして、ふるさと教育推進対策費の中で、ふるさとを活性化させるキャリア教育充実事業ということで、本年度からでしたか、中学校6校をモデル校にして、これを進めたということで、非常に期待しているわけです。この6校について、いろいろ事例が挙がっていると思いますけれども、どういう成果が上がってきているのか。

そして、今年度、これはまた新たに305万円組んでいますので、今年度はどういう形でこれを進めていこうとしているのか、お尋ねしたいと思います。

【木村義務教育課長】今ご指摘のありました事業につきましては、中学生のふるさとの未来を担おうとする意欲や実践力の向上と、本県産業への正しい理解の促進を目的に今年度から始めました。

内容は、これまでの職場体験学習にとどまることなく、県内で活躍する企業や地域の方々と協力をしながら、例えば模擬会社を設立するなど、主体的、探究的に職業体験学習を行うことによって、ふるさとを愛し、誇りに思う心情と併せて、地域を担う人材としての資質、能力、チャレンジ精神、問題を感じる力、問題を解決していく時の企画力、コミュニケーション力、そして表現、プレゼンテーション、こういう力を身につけさせていくことが重要だと考え、地域を大きく分けて、地域ごとに1校ずつということで、まず6校を指定した次第であります。

幾つか事例を申し上げれば、長与町立高田中学校では、一般質問で教育長も申し上げましたが、学校では梅がとれるわけですが、梅干を地域の方から教えてもらってつくり、そしてそれを商品開発するということで市場調査を行ったりしながら、株式を発行し、お金を集め、そして、もうけたお金は、もちろん決算報告もしながら、さらに何か地域のためにできないかという活動を展開しております。

また、長崎市立野母崎中学校では、イセエビ祭りという地域の祭りがありますので、それを教材化しまして、ここも商工会からお金を借りまして、商品を開発したり売ったりしていきながらお金をお返しするんですが、その過程でも、

屋台のような商売ですので、安全な水のためには保健所に許可を得なければならないとか、さまざま課題を乗り越えてやり遂げております。こういう展開を、それぞれ実態に応じて、各6地域でやっております。

一番いいのは、中学生がすごく意欲的に活躍しているということと、その姿を見ている地元の方が大変喜んでおられる、期待しておられるということです。

予算が増えているんですけども、これは来年度、8地域に中学校を拡大しまして、実践事例をもっと増やしていこうということと、実践事例を県内の全ての方々、中学校に情報発信するためのフォーラムをしたい。また、その次の年以降は全ての学校でチャレンジしていただきたいので、チャレンジするために8校の取組をまとめたマニュアルを作成したい、このあたりを新しい予算として計上しているところであります。

【中山委員】今、課長から力強く答弁いただいて、なおさらうれしくなってきたところでございます。

やはりこれからは、この長崎の状況を見た時に、起業精神を中学生、また小学生時代から、地域と一緒に自分たちが、自分たちの仲間、また先輩と一緒に考えてやっていくということは、その人の将来に大きな力を与えるものだと確信しているわけですので、高田中学校や野母崎中学校のこれは、ぜひ進めてほしいと思います。

高田中学校では、今年、株式会社を設立していますね。来年度、再来年度と、この継続についてはどのような形になっていくんですか。

【木村義務教育課長】まず、結論から申しますと、学年を変えて継続をしていきます。

私が聞いたところによりますと、高田中学校の事例では、来年度決算報告をしまして、株主に対しては梅干を再び返すらしいんですけれども、株主が出資した資金を元に新しい計画を立て、さらに株主に説明をして展開をしていくと伺っています。

このように、それぞれの学校で、学年を変えていきながら、全ての子どもたちが中学校の中で経験できるような学習プログラムをつくっているところでもあります。

【中山委員】 モデル校6校、今年2校をプラスするということでありましたけれども、これを全校に普及というか、活用してもらうように手だてをしていかないといかんと私自身は思うんですが、当初、これは幾らか予算を学校に、モデル校ということで予算を提供しているんだと思うんですが、どの程度提供しているんですか。

【木村義務教育課長】 予算は、1校当たり30万円程度をつけております。

先ほど、長崎県の産業を正しく理解してほしいという話をしましたが、いろんな企業を見て回る交通費とか、いろんなものに使っていただけるよう配当しています。

【中山委員】 それでは、これを全校にする時には、高田中学校ではこういう事例がありましたよと、真似しなさいよというのは、あなたたちの専門ですね、それは、真似しなさいと。

ただ、初期の活動資金の30万円を支給しますよとなれば広がっていく可能性があるけれども、これはもう出しませんよということになるのかどうか、その辺はどうですか。

【木村義務教育課長】 この事業は次年度まででありますので、各学校にお金を出すのは、今のところ次年度までということにしております。

あくまでもモデルをつくるため、また指定校で実践、検証するための予算でありますので、全ての学校で一般化する時には、予算を各学校につける予定にはしておりません。

【中山委員】 その辺を今後、発想の転換をしていかんことには、モデル事業をやった、効果が出た、それを右に倣えでやりなさいという従来のモデル事業のあり方については抜本的に見直しをしていって、いいものについてはやっていいじゃないですか。徐々に増やしていけばいいわけだから、全校に一遍にできんでもね。

ぜひ、2年ということでは全然物足りないと思いますよ。ぜひこれは継続してやっていただくことを強く要望したいと思います。

これは新年度までということですか。令和2年度ということですか。（「新年度までです」と呼ぶ者あり）それでは、一応新年度までついているということですから、委員会でこれからもまた、次の令和3年度についても予算組みできるようにお願いしていかないといけないと思います。ぜひこれは進めてほしいということ強く申し上げて質問を終わります。

【深堀分科会長】 ほかにありませんか。

【赤木委員】 大きく2点、お伺いしたいと思います。横長資料の24ページになります。補正予算でもありましたすいすいスクールネットワーク整備事業についてお伺いします。

こちらに4,100万円の予算がついていますが、補正予算で8億6,000万円ほどついていたと思います。これを合わせたら9億円ぐらいになるんですけれども、このネットワーク整備事業には、今のところ9億円ぐらいを想定して進めている、全額で9億円かかるということで今回4,100万円になったのか、そこをお伺いしたいと思います。

【日高教育環境整備課長】委員ご指摘のとおり、先議の補正予算で8億6,000万円ほどつけていただきましたが、これはネットワークの配線と各教室へのアクセスポイントの設置、言うなれば工事費になります。

今回当初予算でお願いしております4,187万5,000円につきましては、既存のパソコン室のパソコンをアクセスポイントに接続するための設定費の委託費、それから、工事が今年の12月くらいに終わりますから、来年1月から3月までの通信費を計上しております。

【赤木委員】わかりました。

ちなみにこちらのセキュリティは、新しいネットワークを引くということですが、セキュリティはどのような形になるのでしょうか。

【島村政策監】セキュリティの話ですが、従来は職員室と生徒が使うネットワークは同一のネットワークでしたので、逆に言うと生徒の自由度がない状態で使っていたというのが現実でございます。そのため、遠隔教育を始めようとする、その設定変更だけでもすごく時間がかかっていました。

今回のネットワーク改変に伴って、守るべきネットワークと、生徒は比較的自由的なネットワークをまず分離しましょう。その上で生徒は、外のクラウドを利用したり、自分たちがいろんな情報発信をして、ほかの学校と遠隔教育だったり、お互いの学びを深めていこうと考えております。

そういうふうに、守るべきは従来どおりしっかり守るという考え方で運用を考えております。

【赤木委員】もちろん健全な教育のもと、生徒たちの成長を阻害しないような、私もまだ勉強しないといけないんですが、バランスのとれた環境をお願いいたします。

次に、42ページの対馬歴史研究センター費についてです。こちらは、説明資料にもありましたけれども、今度の4月に開館予定となっておりますが、対馬市と県とのすみ分けはどのようなになっているのか、お伺いします。

【草野学芸文化課長】対馬歴史民俗資料館というのはこれまでもあったのですが、対馬市が新たに対馬博物館を建設いたしまして、その中に一体的に整備するというので、宗家文書等の調査研究機関を県が設置します。博物館そのものは対馬市の方ということで、一体的な建物ですが、管理運営は別々に行うようになります。その際に、県の方の施設管理運営費を負担金という形で対馬市に納めるという形になります。

歴史研究センターが入る博物館の本体は昨年7月末に完成し、12月まで宗家文書等の資料8万点を移設しておりました。

研究センターになる県の施設の方は、令和2年4月の組織設置を目指して、今、調整をしておりますが、博物館そのものは、この後、歴史民俗資料館を対馬市が改築して、新たにBゾーンというガイダンス施設を建築して、令和2年度末までの完成を目指して準備を進めているところです。ですから、博物館の方のグランドオープンはまだできていません。そういう状況で進めているところです。

【赤木委員】私も議員になって、まだ対馬に行っていないので、しっかりとこちらの方も注視しながら、行きたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

【深堀分科会長】ほかにありませんか。

【堀江委員】すみません、3点だけ質問が残っております、お願いをしたいと思います。

横長資料44ページの体育保健課、学校体育振

興費の中の部活動指導員配置事業費、これは2年目の事業です。1,218万円は、昨年度の横長資料と比較をいたしますと282万2,000円の増になっています。

どういう配置かということでお尋ねしたいんですが、私の手元に、昨年度の当初予算の時に運動部活動指導員配置事業費というのがありまして、県立高校で11名、県立中学校で1名、市町村立中学校で21名、33名の運動部活動指導員を配置しますという説明があっていたんですが、この人数が増えるということなのか。それとも、1,600円で2時間、3回というのがあるんですが、1人が受け持つ単位が増えるということなのか、プラスの予算の中身について説明をお願いします。

【松崎体育保健課長】 予算の中身ですけれども、今、委員が言われた前者の方で、人数が2人増えております。ですから、トータルで35名ということになります。

それと、増える要素としては、次年度から国の補助の制度が交通費もプラスされますので、その分を計上しております。

【堀江委員】 ちなみに、増える2名というのは県立高校ですか、県立中学校ですか、市町立中学校ですか。

【草野学芸文化課長】 令和2年度から、文化部活動にも部活動指導員を配置するように計画をしておりまして、その2名分の予算90万5,000円でございます。

【堀江委員】 体育系の運動部だけでなく文化部活動にも資するということで、私が質問した、どこに増えるんですか。

【草野学芸文化課長】 今のところ、市町の配置希望はございませんので、高校に2名を配置するような形で準備を進めております。

【堀江委員】 部活動指導員というのは、いわゆる体育系の指導員かというふうに思っておりますけれども、文化部活動にも配置をされる。しかも、予算の措置としては国の新たな予算も活用するということで理解をいたしました。

もう一つ、横長資料の35ページ、高校生の離島留学推進事業費について質問いたします。ここの説明に書かれてある内容は、県外からの留学生に対する帰省費補助の創設、つまり、これまでにない事業をつくりますよということなんですけれども、昨年度の横長資料と比較しますと263万円減になっているんですが、これまでの事業にプラス、新たに県外への帰省費用をつけるということですが、263万円減るのはどうしてですか。

【鶴田高校教育課長】 離島留学推進事業については、離島活性化交付金の制度改正によりまして、ホームステイ補助金が国からの補助の対象となりました。したがって、県が負担をしていた一人当たり1カ月1万5,000円を1万円に減額しましたので、その減額分で528万円減っております。

一方で、今回、県外からの留学生の帰省費補助金を創設しております。これが175万8,000円の予算でございますので、トータルしますと若干減っているという状況でございます。

【堀江委員】 理解いたしました。事業そのものが減になったということではなく、活用できる予算を活用したというふうに理解をいたしました。

最後にします。横長資料の31ページの最後、学力向上対策事業費の長崎県学力調査実施事業費70万5,000円減なんですけど、これは事務費の減ですか。

【木村義務教育課長】 県学力調査の調査教科は、

全国学力調査とかぶらないように行っています。予算は新年度の予算ですが、実はもう一つ先、今年から言えば再来年度の問題を作成することになります。その費用です。

再来年、全国学力調査で理科が行われます。そこで、県学力調査では理科を行いません。県学力調査の理科の印刷予算が不要になりますので、その減額分であります。

【堀江委員】 ちょっと待ってくださいね。県の学力調査は、小学校5年生と中学校2年生ですよ。全国学力調査は小学校6年生と中学校3年生ですよ。これは町もやっているのかな、市立も学年でやっていますよね。これはもうほとんど毎年、子どもたちは学力テストを受けることになるんですか。市町の状況を教えてください。

【木村義務教育課長】 まず、念のために県学力調査ですが、小学校の5年生で国語と算数、中学校2年生で国語と数学、そして理科につきましては小6で、英語につきましては中3で、全国学力調査がない年に行っております。

次に、お尋ねの県内の各市町につきましては、5年生、6年生を外した学年において17市町で独自の学力調査を実施していると私は伺っているところであります。

【堀江委員】 そうしますと、私の認識が間違っていたら許していただきたいんですが、3年生、4年生は市町でやって、5年生が県でやって、6年生が全国でやって、中1がどうなるかですけど、中2を長崎県でやって、中3を全国でやる。だから、子どもたちにしてみれば毎年学力テストですよ。

これはいわゆる調査、要するにサンプルをとるだけだったら抽出でいいんじゃないかということが長く言われておりまして、その点についてはどうですか。

【木村義務教育課長】 今、例をおっしゃいましたが、それはそれぞれの市町で違いますので、前もって念のために申し上げておきます。

サンプルをとるという考え方は本県ではもっておりません。児童生徒に自らの進路を実現するための学力や社会性をつけるというのは、義務教育の責任であり役割でありますので、一人ひとりに学力をつけるために調査を行っております。ですから、サンプルでは私どもは判断できないというふうに思っています。一人ひとりに丁寧な力をつけるということが目標でございますので、長崎県としては小学校5年生、中学校2年生を中心にやっておりますが、そういう趣旨で他市町もそれぞれの考え方で他学年に学力調査を広げているものというふうに認識しています。

【堀江委員】 長崎県の学力調査は、全国の学力調査を一つのゴールと言っておかしいですかね、そこを中心として県もやり、もちろん自治体によって違うんですけど、市町独自にもやるという状況がつくられています。

この中で、一つは抽出でいいんじゃないかという意見、課長は、いやいやそれではだめだと思っているということですが、もう一つは、このことによって、国連の子どもの権利委員会が昨年2月に、子どもにとってあまりにも競争的な日本の教育環境を改善するようにということで日本政府に勧告をしています。もちろんこのことは政府が対応する問題ではあるんですけども、勧告を受けたということについて、課長の私見としてはどう考えますか。

【木村義務教育課長】 私の私見を述べさせていただければ、私はただ、子どもたちにしっかりと力をつけさせて大人にしたいとおもっております。

教育の目標は、人格の完成です。ですから、その子どもたちが大人になった時に、自分が、例えば社会のためとか、自分の夢の実現のためとか、そういうベースとなる力をつけるために、制度として義務教育があり、内容として学習指導要領があり、検証の一つとして学力調査があります。

よって、必ずこれは子ども一人ひとりに返ります。競争ではなく、子ども一人ひとりに返るものだというふうに、私見でございますが、私は、教員としては思っております。

【堀江委員】長崎県学力調査が初めて予算に計上された時、私は反対の論陣を張りました。そういう意味では、私はその時と変わっておりませんし、ここはやり取りをする場面ではないと思いますし、私としては義務教育課長の私見を答弁として求めたところです。終わります。

【深堀分科会長】ほかにありませんか。

【石本副会長】1点だけ確認させてください。

一般質問でも出したわけですが、横長資料でいくと42ページの埋蔵文化財センター費というのがございます。ここでは埋蔵文化財センターの運営管理費並びに壱岐の原の辻遺跡の調査研究・保存活用となっています。

私は、鷹島の神崎遺跡の保存並びに活用について知事答弁を求めたわけですが、これまで何度も松浦市から要望を上げて、県の重点項目の一つとして国に対しても要望をされているわけですが、今回の埋蔵文化財センター費の中身と、鷹島の神崎遺跡の関連事業費としてはどういうものがあるのか、確認をしたいと思います。

【草野学芸文化課長】埋蔵文化財センター費の主なものは、壱岐にあります埋蔵文化財センターの管理運営費の部分と、原の辻遺跡の調査研

究・保存活用事業費という形で予算計上しております。

鷹島神崎遺跡の発掘調査の研究などの予算については、その上の文化財保存費になります。これについては、松浦市が、今、発掘調査や音波探査、突き棒調査といった調査事業をしており、この分の補助事業として、国が2分の1の予算を補助し、県は国庫補助残額の5分の2以内の範囲で継ぎ足しの補助を行っております。

【石本副会長】文化財保存費のうち、鷹島にかかる分はどれくらいあるんですか。

【草野学芸文化課長】平成31年度の総事業費が1,504万6,000円になります。国が半分の752万3,000円で、県の方は5分の2以内ということで150万4,000円を継ぎ足し補助しております。

令和2年度の予算が1,015万8,000円、国が507万9,000円で、県費が121万8,000円を予算計上しているところでございます。

【石本副会長】金額もありますけれども、国の唯一の水中遺跡ということで指定されている状況でありますし、県としてももっともっとしっかりと力を入れて、この専門の研究センターの設置について、今後しっかりと対応をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

【深堀分科会長】ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

【堀江委員】第1号議案のうち関係部分について、教育委員会の予算1,352億9,976万円のうち、職員給与費は1,199億9,420万円、89%を構成します。もちろん、この予算については賛成です。どの子にも確かな学力をと、長時間労働と言わ

れる中で子どもに寄り添い、日ごろから非常に頑張っておられる教職員の皆さんに敬意を表します。

しかし、その中で、先ほど私が言いましたが、本予算とは直接関係ありませんけれども、全国学力調査に伴いまして長崎県の学力調査が実施されていることについて、私は賛成できません。

全国学力テストは、全員参加ではなくサンプル調査にしてほしいという意見書が、昨年、四国のある町から出されるような状況です。

もちろん、サンプルではないので全てやってほしいというご意見もあるかと思いますが、全員やることによって、子どもに多大なストレス、それから先生方の過重負担、これは避けられないというふうに思います。何も全国の学力調査を参考にしなくても、私は対応できるというふうに思っております。

2つ目には、委員会の審議で行います第38号議案「市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例」で、今年もまた先生方を減らすということです。

この予算につきましては、長崎県は、単独で先生を雇用するという立場はとりません。秋田県のように、県単独で先生方を増やすと、そうした対応をとってほしいという思いもあります。

さらには、スクールソーシャルワーカーをはじめといたしまして、いじめの対応にも、そうした先生方をさらに増やしてほしいという思いもありまして、賛同できないということを申し上げておきたいと思います。

【深堀分科会長】 これをもって、討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

まず、第1号議案について採決いたします。

第1号議案については、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を願います。

〔賛成者起立〕

【深堀分科会長】 起立多数。

よって、第1号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、第77号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、第77号議案については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

審査の途中ですが、本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時より教育委員会の審査を継続いたします。

これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 4時49分 散会 —

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年3月10日

自 午前10時 0分
至 午後 4時 26分
於 委員会室 2

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	深堀ひろし 君
副委員長(副会長)	石本 政弘 君
委 員	中山 功 君
〃	外間 雅広 君
〃	堀江ひとみ 君
〃	中村 和弥 君
〃	川崎 祥司 君
〃	松本 洋介 君
〃	大場 博文 君
〃	下条 博文 君
〃	赤木 幸仁 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

教 育 長	池松 誠二 君
政 策 監	島村 秀世 君
教 育 次 長	本田 道明 君
総 務 課 長	中尾美恵子 君
県立学校改革推進室長	小野下和宏 君
福 利 厚 生 室 長	竹中 望 君
教育環境整備課長	日高 真吾 君
教 職 員 課 長	上原 大善 君

義 務 教 育 課 長
(参 事 監)

木村 国広 君

義務教育課人事管理監

高鍋 洋 君

高 校 教 育 課 長

鶴田 栄次 君

高校教育課人事管理監

本村 公秀 君

高 校 教 育 課

児童生徒支援室長

立木 貴文 君

特別支援教育課長

分藤 賢之 君

生涯学習課長

山口 千樹 君

新県立図書館整備室長

吉田 和弘 君

学芸文化課長

草野 悦郎 君

体 育 保 健 課 長

松崎 耕士 君

体育保健課体育指導監

小柳 勝彦 君

教育センター所長

林田 和喜 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開議 —

【深堀委員長】 おはようございます。

委員会を再開いたします。

昨日に引き続き、教育委員会関係の審査を行います。

議案を議題といたします。

教育長より、総括説明をお願いいたします。

【池松教育長】 おはようございます。

教育委員会関係の議案についてご説明いたします。

文教厚生委員会関係議案説明資料、教育委員会の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第20号議案「職員のサービスの宣誓に関する条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」、第21号議案「職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、

休暇等に関する条例の一部を改正する条例」、第38号議案「市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例」、第39号議案「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例」、第40号議案「長崎県文化財保護条例等の一部を改正する条例」、第41号議案「長崎県立対馬歴史民俗資料館条例を廃止する条例」、第76号議案「第三期長崎県立高等学校改革基本方針について」であります。

第20号議案「職員の服務の宣誓に関する条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布による会計年度任用職員制度の創設に伴い、関係条例について所要の改正をしようとするものであります。

第21号議案「職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」は、柔軟で多様な勤務形態の選択肢を用意することで、職員がその能力を十分発揮しながら、効率的に勤務できる環境を整備し、公務能率の向上につなげるため、関係条例について所要の改正をしようとするものであります。

第38号議案「市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例」は、児童生徒数等により算定される教職員定数の増減などに伴い、関係条例について所要の改正をしようとするものであります。

第39号議案「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例」は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正に伴い、教育職員の業務の量の適切な管理等を行

うよう所要の改正をしようとするものであります。

第40号議案「長崎県文化財保護条例等の一部を改正する条例」は、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴い、関係条例について所要の改正をしようとするものであります。

第41号議案「長崎県立対馬歴史民俗資料館条例を廃止する条例」は、公の施設としての長崎県立対馬歴史民俗資料館の博物館機能を対馬市が整備する対馬博物館へ移転し、調査研究を行う地方機関として組織改編を行うにあたり、当該施設の設置及びその管理に関する事項を定めた条例を廃止しようとするものであります。

第76号議案「第三期長崎県立高等学校改革基本方針について」は、現在の第二期長崎県立高等学校改革基本方針が令和2年度で終期を迎えることから、新たに令和3年度から10年間の県立高等学校の教育改革や適正配置等に関する基本的な考え方について定めるため、「長崎県行政にかかる基本的な計画について議会の議決事件と定める条例」第2条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

なお、第21号・第39号・第40号・第76号議案については、後ほど担当課・室から補足説明いたします。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。3ページをご覧ください。

長崎県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針について。

県教育委員会では、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るため、「長崎県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を策定することとしております。

本方針では、教育職員における長時間勤務を是正し、児童生徒に対して効果的な教育活動を持続的に行うことができる環境を作り出すことを目指して、勤務時間の上限や留意事項等を定めることとしております。

教育職員の業務負担の軽減に向けて、令和2年度から本方針に基づき取り組んでまいります。なお、具体的な内容については、後ほど担当課から補足説明いたします。

4ページをご覧ください。

新規高等学校卒業者の就職状況について。

本県の公立高等学校における新規卒業者の就職内定率は、高校教育課の調査結果によると1月末現在で97.0%と、前年（96.6%）と同程度の水準で推移しております。また、県内就職割合は63.3%と、前年同期（59.3%）を4.0ポイントと大きく上回り、1月末時点の記録が残る平成23年度以降で最高の値となっております。

県教育委員会では、これまで、キャリアサポートスタッフの配置など県内就職希望者を支援する事業を展開するとともに、長崎労働局や産業労働部など関係機関と連携して県内企業に対して採用枠拡大と早期求人を要請するなど、高校生の就職支援に取り組んでまいりました。また、今年度から、新たに県内就職支援プロジェクトチームを立ち上げ、各高等学校を定期的に訪問指導するなど、県内就職支援に努めてまいりました。このような取組の成果が着実に実を結んでいると考えております。

令和2年度においても、多様化する進路希望に応える教育を充実していくとともに、関係機関との更なる連携強化を図り、就職を希望する高校生の就職支援に努めてまいります。

5ページをご覧ください。

長崎県立世知原少年自然の家の廃止について。

令和元年11月定例県議会文教厚生委員会におきまして、長崎県立世知原少年自然の家については、令和2年度末の廃止に向け、準備を進めてまいりますことを表明いたしました。この間、利用者など関係の皆様から様々なご意見をいただいたところであり、佐世保青少年の天地への施設集約後の受け入れ体制に係るより詳細な検証と体験活動プログラム等の充実を図ったうえで、関係の方々により一層ご理解いただくためには、一定の時間が必要であると判断し、施設の廃止時期を令和2年度末から延期したいと考えております。

6ページをご覧ください。

県庁舎跡地の埋蔵文化財発掘調査について。

県庁舎跡地の埋蔵文化財発掘調査については、昨年10月から1月までの3カ月をかけ範囲確認調査を実施し、去る2月5日に調査結果の概要を公表いたしました。

調査においては、旧県庁本館下の大部分では井戸遺構を除いて江戸期の遺構等を含まない地山であることを確認した一方で、県庁舎跡地南側の旧立体駐車場付近では江戸期前半の石垣や町屋の遺構が確認されたほか、西側付近では江戸期前半の瓦、陶磁器片などが混入した複数の土層を確認することができました。

今後は、これまでの調査結果や文化財の専門家の意見も踏まえながら、県関係部局等と遺跡の取扱いや調査の範囲等について協議してまいります。

7ページをご覧ください。

教職員の不祥事について。

昨年4月から6月にかけて、担任を受け持っている児童に対し、発達段階や障害の状況に応じた配慮を怠り、適正な範囲を超えた大声での威圧的な指導を継続的に行ったことにより精神的

苦痛を与えた県立特別支援学校教諭を2月14日付けで懲戒戒告処分といたしました。

教職員による相次ぐ不祥事の発生を受け、県内の教育関係者が総力を挙げて不祥事根絶と信頼回復に向けて取り組んでいる中、このような不祥事が発生したことは、学校教育に対する信頼と期待を裏切り、県民に失望と不信感を与えるものであり、県議会をはじめ県民の皆様に対し、深くお詫びを申し上げます。

強い危機感を持って、今後も、全教職員に対し、教育に携わる職にあることの自覚を厳しく促し、教育的配慮を欠いた不適切な指導は児童生徒の人権を踏みにじり、回復困難な精神的苦痛を与え、学ぶ権利を侵害する重大な非違行為であることを強く認識させるとともに、すべての教育関係者と力を合わせ、不祥事根絶と信頼回復に向けた実効ある取組の推進に全力を傾けてまいります。

そのほか、障害者活躍推進計画について、第1回長崎県中学生ビブリオバトル大会について、「子ども県展」の開催について、文化財の指定について、地方創生の推進についての内容については、文教厚生委員会関係議案説明資料に記載させていただいております。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【深堀委員長】次に、総務課長より補足説明をお願いいたします。

【中尾総務課長】第21号議案「職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」について、補足してご説明をいたします。

文教厚生委員会説明資料、横長の資料の2ページをご覧ください。

改正要旨につきましては、柔軟で多様な勤務形態の選択肢を用意することで、職員がその能力を十分に発揮しながら効率的に勤務できる環境を整備し、公務能率の向上につなげるため、フレックスタイム制を導入し、制度利用者の勤務時間の割振り等について条例に規定をするものであります。

改正内容につきましては、（1）職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正によりまして、4週間を超えない範囲内で、週を単位として定められた期間について、1週当たりの平均勤務時間が38時間45分となるよう割振ることを可能とするものであります。

また、併せて、子の養育または配偶者等の介護を行う職員及び障害者である職員については、従来の週休日に加えて週休日を1日設け、定められた期間について1週あたりの平均勤務時間38時間45分となるよう割振ることを可能とするものであります。

対象職員については、早朝・夜間の業務対応など、勤務時間を柔軟に割振ることで、公務能率の向上につながる業務に従事する職員、また、育児・介護を行う職員及び障害者である職員でございます。

なお、変則勤務職員、臨時的任用職員、再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務中の職員及び会計年度任用職員は対象外としております。

参考としまして勤務時間の設定を掲載しておりますとおり、単位期間については4週間を超えない範囲で、育児・介護を行う職員及び障害を持つ職員については1週間から4週間単位でそれぞれ選択を可能としております。

また、全ての職員が勤務するコアタイム時間

を設け、コアタイム以外の時間帯は午前7時から午後10時の間で勤務時間を設定し、1日の最低勤務時間は4時間、最長の勤務時間は12時間としております。

次に、（2）市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、市町村立学校県費負担教職員についても、制度を導入することに伴い、読替え規定を追加するものでございます。

これらの施行日は、令和2年4月1日としております。

補足説明につきましては以上でございます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

【深堀委員長】次に、高校教育課人事管理監より補足説明をお願いいたします。

【本村高校教育課人事管理監】第39号議案「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例」について、補足してご説明いたします。

横長資料の5ページをご覧ください。

1の改正要旨についてです。昨年の令和元年12月11日に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律が公布され、同法第7条におきまして、「文部科学大臣は教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を定める」と規定されました。

そのことを受けまして、文部科学省は、令和2年1月17日、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を告示し、その中で都道府県の講ずべき措置として、都道府県におきましては、服務監督教育委員会が定める上限方針の実効性を高めるため条例等の整備をすることと定めております。このような法

改正などによりまして、教育職員の勤務時間の上限等を定めるための所要の改正を行うものでございます。

2の改正内容についてでございます。給特法第7条に規定する指針に基づき、教育職員の業務量の適切な管理等の措置について講ずることとするものです。

具体的には、服務監督を行う県や市町の教育委員会において、教育職員の勤務時間の上限等について規則で定めるものとなります。

なお、教育委員会規則で定める（1）上限時間の原則については、①1箇月45時間を超えない範囲内、②1年360時間を超えない範囲内ですが、（2）の通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い所定の勤務時間外に業務を行う場合につきましては、6ページに記載しております①1箇月100時間未満、②1年720時間を超えない範囲内、③2～6箇月平均80時間を超えない範囲内、④1年のうち1箇月において45時間を超えることができるのは年間6箇月と考えております。

また、施行日は令和2年4月1日としております。

補足説明につきましては以上でございます。

ご審議よろしくお願いいたします。

【深堀委員長】次に、学芸文化課長より補足説明をお願いいたします。

【草野学芸文化課長】第40号議案「長崎県文化財保護条例等の一部を改正する条例」について、補足して改正内容等のご説明をいたします。

資料は文教厚生委員会説明資料、横長の7ページをご覧ください。

今回の条例改正は、「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が、平成31年4月に施行された

ことに伴い、関係する条例について所要の改正をしようとするものです。

4つの条例について改正を予定しております。各条でそれぞれの条例改正を予定しています。

まず、第1条は、「長崎県文化財保護条例」の一部を改正するもので、文化財保護法の罰則の見直しに伴い、県指定有形文化財等の損壊、毀損を行った場合の罰金額の改正と、「き損」の「き」の文字を漢字に改めるなどの、軽易な文言の表現の改正を予定しています。

特に、罰金額の改正については、国指定の重要文化財等の損壊又は毀損をした場合、これまで30万円の罰金だったのが最大100万円までに引き上げられ、損壊、毀損したものが所有者の場合の罰金も、これまでの20万円から50万円に引き上げられております。

国の法改正に伴い、県指定有形文化財、史跡名勝天然記念物を損壊、毀損等した場合の罰金額をこれまでの5万円から30万円へ、損壊・毀損したものが所有者だった場合の罰金額を2万円から15万円へ、また、県教育委員会の許可を受けずに県指定有形文化財、史跡名勝天然記念物の現状を変更をした「無許可現状変更等への罰金額」を3万円から15万円へ引き上げようとするものです。

本県におきましても、対馬市で仏像盗難事件等が発生していることから、貴重な県指定文化財を守るためにも、罰金額の引き上げが抑止力になるものと考えております。なお、今回の罰金額の引き上げについては、長崎地方検察庁と協議を行い、改正内容について、問題ない旨の回答をいただいております。

次に、第2条及び第3条については、「附属機関の設置に関する条例」及び「長崎県文化財保

護審議会条例」の一部を改正するもので、これらは文化財保護条例第190条を引用した条文の項ズレを解消しようとするものです。法の第190条に、第2項として新たに「特定地方公共団体に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くものとする。」という項が追加されたことにより、これまでの第2項が第3項へ、第3項が第4項へ改められたものです。この2つの条例は、項ズレのみの改正で内容の改正等はありません。

第4条は、「長崎県教育委員会の事務処理の特例に関する条例」の一部を改正しようとするものです。

文化財保護条例の施行に係る事務のうち、市町へ権限を委譲する事務について、規則で詳細を定めるための所要の改正を行います。県指定の史跡名勝天然記念物の指定地内での電線、ガスパイプ、水道管の改修など県教育委員会の許可が必要な事務処理の一部を、市町が処理できるよう権限委譲の事務について、規則で定めようとするものです。

施行日につきましては、令和2年4月1日を予定しておりますが、第2条及び第3条につきましては単純な項ズレのため、公布の日からの施行を予定しております。

また、罰則については、社会秩序の維持及び平等性を確保するため、条例の施行日前にした行為に対する罰則の適用については、従前の規定を適用することとしております。

以上で、第40号議案の説明を終わらせていただきます。

【深堀委員長】次に、県立学校改革推進室長より補足説明をお願いします。

【小野下県立学校改革推進室長】第76号議案「第三期長崎県立高等学校改革基本方針につい

て」補足説明いたします。2月25日の主要な施策の概要等の説明と一部重複いたしますことをご容赦願います。

それでは、第3号議案書をご準備いただきたいと思います。右下に印字している131ページからでございます。

本基本方針におきましては、11月定例会における素案についてのご議論、11月下旬から1カ月間実施いたしましたパブリックコメントにおける県民の皆様からのご意見を踏まえ、取りまとめたものでございます。

136ページをお開きください。

第3段落に、基本方針の性格について示しております。計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間となります。

139ページをお開きください。

育成を目指す人材を掲げた上で、今後の県立高校教育改革の方向性について示しております。

140ページをお開きください。

（1）に、学科やコースの改革について、5つの基本的な考え方を示しております。具体的には、普通科及び国際科などの普通科系の学科などにおいて、グローバル化、情報化の進展等の社会環境の変化や、国における高校教育改革の方向性等を踏まえ、学科の在り方を検討いたします。また、職業系の専門学科を中心に、県内企業等との連携を深め、後継者育成、県内就職等につながる取組を推進することとしております。

148ページをお開きください。

（1）に、離島留学制度、中高一貫教育などの教育制度等についての基本的な考え方を示しております。これらの教育制度については継続的に検証を行い、必要な改善を図り教育効果を高めることとしております。

各教育制度につきましては、離島留学制度では、取組の一層の特色化と広報活動の充実を図るとともに、留学生の受入態勢について検討いたします。

149ページの連携型中高一貫教育では、導入地域の課題等を踏まえ、その在り方等について地元市町、学校関係者等と協議を進めることとしております。

また、150ページの長崎東・諫早・佐世保北高に導入している併設型中高一貫教育校の設置拡充及び中等教育学校の新たな設置につきましては、小学校卒業者数が減少傾向にあり、地元公立中学校への影響も懸念されることなどから、当分の間、原則として行わないこととしております。

なお、151ページの通学区域については、原則として現行制度を維持することとしております。

152ページをお開きください。

（1）全日制課程の再編整備にかかる基本的な考え方についてであります。

県立高校の大きな課題は、学校の小規模化、少人数化が進行し、高校教育の質的低下が懸念されることであります。本基本方針期間中においても、中学校卒業者数は減少傾向であり、小規模化、少人数化がさらに進む見込みであることから、この課題についての対策を検討する必要があります。このことを踏まえ、適正な学校規模に近づけるための実施計画を策定し、取り組んでまいります。

なお、第4段落、1学年1～2学級の小規模校につきましては、学校の機能と教育水準の維持を図るとともに、再編整備についても併せて検討することとしております。

153ページ（2）②適正な学校規模の基準をご

覧ください。

適正な学校規模は、1学年3～8学級を標準とし、必要性が認められる場合には1学級下回る、または1学級上回る規模の高校の配置についても弾力的に運用することとしております。

1学年1学級については、キャンパス校と一島一高校のみを認めることとし、高校における教育効果の観点から、ア、イにありますとおり、キャンパス校は20人以上、一島一高校は10人以上を望ましい人数としております。なお、キャンパス校は、154ページ③に示しておりますとおり、しま地区のみに導入することとしております。

153ページにお戻りください。

(3) ②適正配置の基準等では、先ほどの(2) ②ア、イで示した生徒数等を踏まえ、入学者数の状況や将来的な見通し等を県教育委員会が総合的に判断し、指定した高校について、学校、市町、県、地元関係者等で組織する協議会を設置し、指定した高校の活性化策等について期間を定めて協議し、策定した活性化策などに取り組むこととしております。

アは1学年2学級校、154ページになりますが、イはキャンパス校、ウは一島一高校に関する基準等を示しております。

ア、イは、数値は異なりますが、同様の考え方に基づいております。地元の関係者が入った協議会で期間を定めて活性化策等を検討し、県、地元市町等が一体となって、その活性化策に取り組めます。活性化策を実施したにもかかわらず少人数化の進行に歯止めがかからない場合は、統廃合について検討が必要となることもあり得ると考えております。

ウ、一島一高校では、その地域性などを踏まえ、期間を定めて活性化策等に取り組み、その

成果等を踏まえ、学校の在り方について検討するとし、期間などの具体的な基準については明示しておりません。

定時制・通信制課程については、155ページ、156ページに記載のとおりであります。

次に、パブリックコメントの結果及び修正を加えた箇所について説明いたします。

パブリックコメントでは、8個人1団体から21件の意見が寄せられました。

意見への対応といたしましては、素案に修正を加え反映させたもの2件、素案に既に盛り込まれているもの、素案の考えに合致し今後具体的な対応を遂行する中で反映していくもの5件、今後の検討課題とするもの1件、反映が困難なもの8件、その他5件となっております。

素案に修正を加えたものとしたしましては、「県立高校は、地域にとっての存在意義や価値を再認識し、生徒数を伸ばす努力が必要であり、県立高校の魅力を高めていく等の文言を盛り込むべき」とのご意見を踏まえ、139ページ(1) ①学科やコースの改革の2行目後半に、「各高等学校の魅力化を進めるため」の文言を追記いたしました。

併せて、「定時制課程のみに通級指導等の生徒への支援が記載されているが、全日制課程でも行うべき」とのご意見を踏まえ、140ページ

(1) 基本的な考え方の最終段落に、「生徒個々に応じた指導・支援の充実を図る」との2行を追記するとともに、138ページ(1) 学科やコースの改革の2段落目を一部修正いたしました。

なお、表記の修正や最新データへの更新などの軽微な修正を行うとともに、161ページに第二期と第三期の概要の関係対照図を追加しております。

補足説明は以上です。よろしくご審議を賜り

ますようお願い申し上げます。

【深堀分科会長】 ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【赤木委員】 おはようございます。

第21号議案「職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」と、第39号議案「義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例」についてお尋ねいたします。

今回の改正の趣旨である、教職員に対する働き方改革や公務能率の向上については賛同をいたします。しかしながら、大事なのは中身だと思っております。実際にできるのかというのが大事でして、まず、現状把握の観点からお尋ねいたします。

一般質問でも坂本浩議員からありましたけれども、勤務時間の管理について、県内では自己申告というような答弁もありましたが、実際に全て自己申告ということなのでしょうか。

【本村高校教育課人事管理監】 現在、県立学校につきましては、出退勤システムを導入しております。パソコンを開きますと、その出退勤の画面が出てきまして、出校した場合はそこをクリックする、そして帰る場合は退校のところをクリックするようにして勤務時間の管理に努めております。

ただ、放課後、勤務時間外に外出して業務外のことを行ったり、外で夕食を食べたりした時間は除外するような形をとっております。パソコンを使った時間管理をしております。

【高鍋義務教育課人事管理監】 市町立の学校についてご報告いたします。

ＩＣカード等による客観的な把握をしているところが16市町ございます。パソコンのオン・オフ等をもとにした、自己申告的なものやタイムカード等を使っているということでございます。

【赤木委員】 まず、ここがしっかりしなければと思っております。タイムカード等を導入されているところもあるということでしたけれども、全ての学校において客観的な勤務時間管理を整備することが必要だと考えております。

今後の方針はいかがでしょうか。

【本村高校教育課人事管理監】 現在、出退勤システムを導入しておりまして、特にこういう問題があるということは、こちらの方には上がってきていませんが、もしそういう状況がございましたら、また検討したいと思えます。

【高鍋義務教育課人事管理監】 先ほど申しました自己申告的なもので把握しているところにつきましては、昨日お話がありました校務支援システム等を使つての導入等を計画しているということでございます。

【赤木委員】 ぜひとも、不正といいますか、そういういったことがないようにお願いいたします。

条例の趣旨については賛同するんですけども、現場での時間外の削減については、もう既にぎりぎりのところまでできていると私は認識しております。大きな業務の削減が必要であると私は考えますが、今まである、教職員が抱える業務を削減するようなことは、何か考えていらっしゃいますでしょうか。

【本村高校教育課人事管理監】 県立学校の取組につきましては、補足説明資料の②にありますアクションプランに記載をしております。県教育委員会が取り組んでいこうとするもの、学校等管理職を中心としてそれぞれの現場で取り組

んでいこうとするもの、そして教職員一人ひとりが取り組んでいこうとするものということで、こちらの取組例等も交えながら掲載をさせていただいているところでございます。

【赤木委員】再度申し上げますが、アクションプランを私も読ませていただきましたけれども、大胆な業務削減というものが現場の声としても上がっている、私も伺っております。もちろん時間外を削減できることは大変いいことだと思いますけれども、本当に中身が大事だと思いますので、ぜひとも現場等の意見も共有しながら検討していただきたいと思います。

第21号議案の方で、対象職員についてです。②に具体的に育児・介護を行う職員及び障害者である職員というふうになっておりますが、既にこの対象となる職員は、現状でどれくらいいるのか把握されていますでしょうか。

【上原教職員課長】対象職員ということでは、今はっきりお答えすることができません。

今回、フレックスタイム制を導入するという形で条例改正を上げさせていただいております。同じような形で、育児・介護を行っているということで早出・遅出勤務という制度があるんですけれども、この制度を活用している職員が15名いるという状況であります。

【赤木委員】早出等を行っている職員が15名いらっしゃるということです。この制度自体がしっかりと動いていくように、ぜひとも制度の周知も含めて行っていただきたいと思います。

4月1日から施行ということですので、これから周知等大変だと思いますが、実際の検証をしていくことが大事だと考えております。この制度が導入されて現場がどうなっていくのか、その検証です。実際にどのように行っていくのか、何か考えられていることがあれば教えていただ

きたいと思います。

【上原教職員課長】実際、フレックスタイム制を導入された場合、制度利用者の申告を踏まえて所属長、学校長の方で公務運営に支障がないと認める場合に、勤務時間の割振り変更を可能にするというのが今回の内容でありますので、基本的には学校長の方で、先ほど言った勤務時間のシステムも活用しながら時間管理をしていただくような形になろうかと思っております。

いずれにしても、先ほど委員からご指摘がありましたように周知はしっかりとやりながら、状況について把握しながら、しっかりと管理していきたいというふうに考えております。

【赤木委員】所属長からの意見を聞いて把握をしていくというふうなお話でしたけれども、対象となるのは現場の教職員だと私は考えます。現場の意見をしっかりと聞いていただきたいと思いますが、その点で何かできること、今後このように行っていく考えであるとか、そういうのがあれば教えていただきたいです。

【上原教職員課長】いずれにしても、先ほどお話ししましたように、通知をしまして、実際にどのような運用で、問題点があれば当然改善していく必要がありますので、そこについてはしっかりと状況等を把握しながら、改善すべき点等については改善していきたいと考えております。

【赤木委員】この制度が4月1日からということですので、現場の教職員に数値目標だけが押しつけられて適切な管理が図られないというような状況が起こらないように、現場の意見にしっかりと耳を傾けて、制度をしっかりと運用させていただくようお願いをしたいと思います。

【堀江委員】まず、横長説明資料の4ページ、第38号議案「市町村立学校県費負担教職員定数

条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例」。

長崎県の先生たちの数はどれぐらいなのかというのを、毎年この時期に決められます。今回は、小・中学校の県費負担教職員につきましては9人増となります。

新学習指導要領の実施で業務量が増えるというふうに私は仄聞しています。例えば、道徳の所見であったり、小学校の英語であったり、プログラミング教育などなどと言われています。9人増えているんですが、ここは例えば小学校の英語の先生の数が増えるとか、そういう内容なのでしょうか。

生徒数が減ってくるので先生の手数は減るというのが基本、大きな流れですが、今回は小・中学校、いわゆる県費負担の教職員の数が増えているんですが、そういう新学習指導要領との兼ね合いがあるのかなと思って増を見たんですが、9人増える内容を教えてください。

【上原教職員課長】 基本的には、小・中学校の学級数につきましては、普通学級の方で19程度減るのではないかなというふうに考えております。

一方で、今回、県立学校の特別支援学校の教職員数で7増えているということです。児童生徒数は減っていますが、特別支援の方の生徒数は増えているという状況。そういった中で、小・中学校の方でも特別支援学級が48程度増えるのではないかなというふうに考えております。それで、学級数につきましては29の増で、教職員数については9増と考えております。

教職員の加配の関係ですけれども、小・中学校の方で加配としましては11程度、全体で11プラスになると。先ほど委員ご指摘の件についても、その中に入り込んでいるというふうに考えております。

【堀江委員】 いずれにしても、新学習指導要領の実施に伴い先生が増える、特別支援学校でも先生が増えるんだけど、大きくは生徒数が減るということで、今回も相対的なプラスマイナスで12人減ると理解をいたしました。

次に、第39号議案について質問いたします。これは今も質疑があっていましたが、長崎県立学校における業務改善アクションプラン案の11ページ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の概要、給特法そのものについては議案外で詳しく質疑をしたいと思うんですが、今回の第39号議案の根拠になるのが給特法でもあるので、確認をしたいことが1つあります。

ここで言われているように、国会で成立をしましたと、だから長崎県としても、そのうちの上限の業務量を決める第7条関係を今議会に出したというふうに理解をするんですが、国会では、この給特法について、完全な選択制であるという国会答弁があります。

文部科学大臣が、2019年11月13日に衆議院文部科学委員会で、国民民主党の吉良議員に「変形労働時間制の活用については、各自治体の判断で、採用しないということもあり得ると思います」というふうに答弁をしている。また、「1年やってみたけれども、来年度は取りやめるという判断もでき得ると、毎年度ごとに各学校において導入するかどうかを決めると、そういうことでよろしいですか」という質問に対して、丸山初等中等教育局長は、2019年11月26日の参議院文部科学委員会で、「委員ご指摘のとおりであります」というふうに答弁をしている。

今、長崎県が導入しようとしている給特法、今回はその業務量の上限を決めて、今度は変形制労働時間をしましようという提案の一つで上

限を決めるという条例が出ていますけれども、国会では、この給特法そのものは完全な選択制であるという答弁があっているんですが、これは長崎県教育委員会としてはどういう認識をしていますか。

【本村高校教育課人事管理監】 給特法の5条関係の1年単位の変形労働時間制の適用についてでございますが、そちらの資料でございますように、地方公共団体の判断において、休日のまとも取りを選択的に活用できるように定められたものと理解をしております。

【堀江委員】 そうしますと、県教育委員会が今回、上限で決めて、さらにはまた来年に第5条関係で決めようという給特法の部分につきましては、各自治体が判断してもいいという国会答弁の認識に県教育委員会も立っていると、この確認をさせてください。

【本村高校教育課人事管理監】 まだ、文部科学省から変形労働時間制についての詳しい説明会等、また通知等も詳しいものは来ていませんが、こちらは自治体の判断によって条例で定めることになると思います。

【堀江委員】 そこは直接の第39号議案ではないので、後でまた議案外でしたいと思います。

もう一つ関わるのは、先ほど質疑がありましたように、今回、この7条関係、つまり業務量の上限を決めるということをするわけですが、そこにはきちんと客観的な判断、いつ出勤していつ退社したかという勤務時間のきちんとした把握がなければなりません。それはもう今おっしゃったとおりですが。

その時に、上限時間をきちんと守られていなかったら、これこそ給特法については自治体の判断でやめることもできるというふうな国会答弁もあるんですが、その点についてはどういう

認識を持っていますか。

【池松教育長】 今回条例改正でいわゆる上限時間を定めたものについては、これはもう守られないから変えるという話ではなくて、ゴールとしてここを目指して業務削減等々、働き方改革を進めていくという趣旨であります。

第39号議案の件について、今後45時間を超えない範囲というのをなかなか達成できなかった時にはどうするかというご質問であれば、それはやっぱり達成に向けて努力をしていくということでございます。

【堀江委員】 要は私が言いたいのは、給特法は1年単位の変形労働時間制の適用と、その前提としては上限がきちんとあるということ、それが守られていなければできないんですよということが国会の中でもきちんと確認されているので、そういう立場でいいのかということと、それは各自治体で選択できるんだと、そういう認識をきちんと県教育委員会が持って提案をしているのかということが最初に確認したくて、この審議を行っているんですが。

その上で第39号議案ですが、言われるようにきちんと上限が守られるかということです。今言われたので、私も重ねる質問はいたしませんけれども、そこがないと、はっきり言いまして変形労働時間制も何もあったものではないので。

私としても、上限を決めるのは大事だと思うので、もちろん賛成の立場ですが、そこに至るまでにきちんと、言われるように自己申告制というのが果たしていいのか、川崎委員の質問にもあったと思うんですけど、教育長も答弁をされましたが、坂本議員でしたか、失礼いたしました。本会議で、今は理想の形ではないと教育長は答弁していますね。そういう意味では、そこを再度きちんと、上限を45時間ということで

可能にする。目指していきまうと言ったけど、これを守ると、これを実行するというふうにならないといけないと思うんですが、条例を提案するに当たって、再度ここについての見解を求めたいと思います。

【池松教育長】 まず、変形労働時間制の導入については、おっしゃるように上限時間の条例改正の次のステップだと考えておりますが、現在のところ、県教育委員会としては全く白紙であります。例えばいつ導入するかというスケジュール感は持っておりません。法律上、できるという規定であるということは認識しております。

委員ご指摘のとおり、まずは45時間なり360時間という上限時間をほぼ達成できるというような見込みなのか、それがないと変形労働時間制の意味がありませんので、おっしゃるように45時間を超えない範囲というものをしっかり達成できるように取り組んでいきたいと思っています。

その点で、今回一般質問でも、勤務時間の管理について、いわゆる自己申告の部分もあって、違法ではないのですが、客観的と言われた時の客観性が、ほぼぎりぎりのところだと認識しておりますので、より客観性を高めるための取組は、県立学校でも進めていかなければいけないと考えております。

【堀江委員】 いずれにしても業務量の上限を決めるという条例ですので、ぜひ、決めた上限時間が現場できちんと守られるように対処していただきたいと思っています。

もう一つ、第76号議案です。第三期長崎県立高等学校改革基本方針、今説明がありましたが、10年間ですよね、10年間決める。

私は、長崎県として県立高校のさまざまな特色ある教育をするというのは一定理解をいたし

ますが、基本は先生を増やす、予算を増やす、ここがベースにないといけないというふうになっているんです。

そこで、153ページにあります「②適正な学校規模の基準」の備考に、1学級の定員は、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」第6条に規定する「1学級の生徒の数」とすると。つまり、現行40人ですよね。これを、法律が変われば別だけど、今後10年間変えないと、そういう基本的な考えですか。

【小野下県立学校改革推進室長】 定員の問題につきましては、委員からご指摘がありましたとおり、法による規定という部分を本県においても遵守する方向で考えているところでございます。

【堀江委員】 私が申し上げるまでもなく、この法律は1980年に40人となって以降、基本的に変わっていないですね。40年間これまで変わってきていない。それをさらにまた10年間、50年も変えないのか。ここの疑問ですよ、私としては。そこには、例えば法律が変わらなくても長崎県が単独で先生を増やしますとか、そういう姿勢がないのかということです。国が変わらなければ変わりませんと、そういう受け身の姿勢ですかということを私はお尋ねしているんですが、その点の見解を教えてください。

【上原教職員課長】 11月定例会の本委員会の請願で回答させていただきました。35人学級を実現した場合に、財源としてどのぐらい要するかというところで、高校で12億6,000万円必要ではないかというふうに考えております。

本県といたしましては、児童数の増減によって標準法に基づき算定された教職員に国から財源が措置されていることを考えますと、法律で措置されていないところについては県単独での

予算措置ということになりますので、本県の厳しい財政状況を考えますと、単独で措置するのは非常に困難であるというふうに考えております。

【堀江委員】お金がないからできないんだよということを平たく言っているんですが。

もう一つ質問したいのは、これは10年間の計画なんですけど、今、長崎県は、人口減対策として人口を増やしましょうと。なかなか成果は出ないけど、県庁挙げて、さまざまな切り口で人口を増やしていこうと。だから、しま留学もその一つで、人口を増やしましょうと言っているんです。

片や人口を増やそうと言っている。でも、片や高校改革では、どんどん人口が減っていっていますという基本的な流れですよ。取り組んでいる人口を増やそうということとのリンクというか兼ね合いというか、そこら辺の認識というか見解はどうなんですか。

【小野下県立学校改革推進室長】委員から、人口減対策を進めているのかかわらず、その人口減を前提としているのはどういうことだというご質問かと思えます。

このことにつきましては、あくまでも想定数という形で我々は考えているところでございます。現在の小学校1年生までの子どもたちの人数については把握しておりまして、その数を見て想定しているのですが、人口減対策によって人口の増が生じた場合には、それに応じて対応していくということでございます。これは計画でございまして、一定の予想数、見込み数をもとに考えたものですので、その数の変動があれば、その基本的な考え方は変わりませんけれども、対応の仕方は変わってくると、そのように考えております。

【堀江委員】今答弁した内容は、この計画のどこに書いてあるのか。何ページか。今答弁した基本的な考えは、どこに書いてありますか。私が読んで中では、今の答弁は見えなかった。聞かないとわからなかった。今言われた内容の趣旨は、あくまでも想定数に基づいての数であって、人口増という状況が生まれてきたら、それに応じて対応しますというふうな今の答弁は、どこか文章になって書いてありますか。教えてください。

【小野下県立学校改革推進室長】データ分析ということで申しますと、137ページに今後の人数を書いております。「本県における、令和12年3月の中学校卒業見込み者数は」云々というところでございます。

あくまでも私どもとしては、この数値をもとに考えを進めているところでございますので、この数値に変動がありましたら当然考えていくことにはなると思えますけれども、この基本方針の中に変動を前提としたことは書いてはありません。

【堀江委員】137ページに「長期的な減少傾向は続いていく見込みである」というふうに書いているから、私は今の質問をしたんですよ。

長崎県は現在、人口増対応を行っている。しま留学も含めて県教育委員会で行っているじゃないですか。そういう人口増の対応と改革の基本方針がリンクしているのかなという疑問をもって読んだので、今の質問をしたところです。終わります。

【池松教育長】補足でお話をさせていただきますと、これは高校の学校規模をどうするかです。おっしゃるように県の人口増対策、例えば移住対策とか婚活の関係でうまく回り出したとしても、仮に現在結婚をして子どもを出産し

ても、その子どもが高校に入学するのは15年後ということになりますので、とりあえずこの10年間は現状の人口増減で推移を見ていると。ですから、10年間で高校に何人入ってくるかという前提の中で計画をつくっているということでございます。

また、単発で、例えば離島等に移住がうまく回り出して、子どもたちを連れた移住がたくさんできてきたとすれば、そこは先ほど申し上げた小規模校で20人とか10人とかでやっている部分が、小学6年生がたくさん来たということであれば、それは10年の間に10人を超えるのが見込めますから、学校の存廃等については、そこを見越して協議をしていくということになりますので、堀江委員がおっしゃるように、今後の人口増に対しては柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

【松本委員】 私も、第76号議案について質問させていただきます。先ほども少し堀江委員からありましたけれども、第三期長崎県立高等学校改革基本方針の第Ⅰ章2（3）県立高等学校の再編整備についてお尋ねいたします。

この文章の中で非常に深刻に感じたのが、令和2年3月の中学校の卒業生数が、平成22年3月から約3,500人減になっていると。また、第二期の期間中に高校の学級が45学級減っているという状況が書いてあります。

事前に説明をいただいた時に特に気になったのが小規模校の状況です。今の状況を確認しますと、1学年2学級の学校が9校、1学年1学級の学校が6校、合計15校。54校中15校が、およそ3割が1学年1学級、2学級という状況であると。

適正な学校規模の基準というものがここにも書いてありますが、まず、今後の統廃合をどのような基準で考えているのか、お尋ねをいたし

ます。

【小野下県立学校改革推進室長】 今、委員からご指摘がございましたが、現在、県立高校54校のうち1学年1学級を6校、1学年2学級を9校配置しています。

そのことも踏まえて、統廃合についてどのように考えているのかということでございますが、まず、適正な学校の規模を1学年3～8学級という形で第三期は設定しております。それに加えて、弾力的な運用としてプラスマイナス1学級、1学年2学級から9学級までは設置できるとしております。

ただし、1学年1学級ということでキャンパス校と一島一高校を置いているのですが、3から8という適正な学校規模の基準、標準から比べて、それよりも少ない1学年1学級と2学級の学校については、学校の教育的な効果を考えた上で、あまりにも定員割れが大きく生じている学校については、基本方針にも書いておりますが、地元の方々と交えた協議会を設置した上で活性化策を期限を定めて協議し、その活性化策に取り組んで、その状況を見て、また改めて判断をしていくという考え方をとっているところでございます。

【松本委員】 第三期は令和3年から10年間にわたっての計画でございます。

1学年1学級が6校、1学年2学級が9校、15校が、適正な規模の3学級から8学級より少ないという状況。つまり15校、およそ3割が、ここ10年間で統廃合の可能性があり得るラインまでできてしまっているという認識になりますが、今の答弁によりますと、1学級、2学級であっても、地域性を鑑みて、地域と協議会を開いて特例措置ということも今後検討するというような趣旨でよろしいでしょうか。

【小野下県立学校改革推進室長】基本的な考え方といたしましては、3～8学級という標準的な規模の学級の設定には、当然のことながら教育効果というものを考えた側面はございます。

ただし、1学年1学級や2学級においても優れた教育活動を行っている学校もございますので、その学校の在籍者数を踏まえて、状況によっては、教育効果を高めるための活性化策を地域の方々も交えながら検討し、実施することで、その学校の教育効果を高めていくことをまず取り組んでいくというのが、この基本方針の第一の趣旨でございます。

【松本委員】 この15校は、ほとんど離島・半島にあります。そういう地区にとって、先ほど人口減少の話もありましたけれども、万が一、令和3年から10年以内に地域に高等学校がなくなれば、流出に拍車がかかることになります。

国境離島法などの特別法も国では制定されておりますが、高校生にしまや半島に残ってもらうためには、もちろん学校だけじゃなくて地域との連携も必要になってくると思いますし、場合によっては1学年の学級の生徒数や、もしくは小中高校の連携とか、そういった特例措置というものをですね。

これはあくまでも改革案でございますので、本県が最も直面する人口減少に対しての改革案として幅を持たせて、ぜひ、今後検討をしていただきたい。要は、突然、来年度からこの学校はなくなりますということがないように、地域の方々にも意見を聞いて進めていただきたいと思うんです。

もう一つ気になることが、今日は公立高校の入試がありますけれども、平成31年度の公立高校の入学者の状況のデータをいただきました。いただいた表の色が塗ってあるところが定

員割れをしているということですね。定員割れをしている学校が54校中36校、約66%が定員割れをしているという状況でございます。

これはもちろん少子化もありますが、私も学習塾で進路指導をしていたので、生徒の進路希望を聞く時に最近の傾向としては、私学の補助も増えている関係で、私学を専願する生徒さんが増えているということです。

もちろん私学は私学で、生徒がいないと運営ができませんから、そうすると公立の定員割れがどんどん、どんどん進んでいき、また統廃合の危険が高まるというふうに感じるわけでございます。

その中で、地域に選ばれる学校、「公立高校ではなくて私学に行きたい」と言う方が、「やっぱり地元の公立高校に行きたい」というふうに、地域に選ばれる学校として今後何を変えていくのか。このまま放っておくと、どんどん、どんどん定員を減らさざるを得ない状況になってくると思うんですが、そちらに対してのご見解をお尋ねいたします。

【小野下県立学校改革推進室長】委員のご指摘は、不充足を抱えている学校をいかに活性化させていくかというご質問であると思います。

不充足を抱えていることにつきましては、非常に複合的な要因があると思っております。

まず、しま地区においては、高校を設置していますと、どうしても不充足が多くなるところがございます。子どもたちの数が小さくなっても一定設置していますので、しま地区はそういう傾向にございます。

半島部の高校については、よく文教厚生委員会でも委員の方からご指摘を受けるのですが、地元の中学生在が地元の高校を選ばないという課題をどうしていくのだと、今ご指摘いただいた

内容でございます。このことにつきましては、やはり学校が進路実績とか活力ある学校生活など学校の魅力を地元の中学生に届けきれていないことが大きな要因となっていると思っております。また、特に最近、別の地域にある私立高校への進学が増えているのも事実でございます。

これまでも、不充足を抱えている高校の入試状況等を踏まえまして、幾つかの学校に個別の聞き取りを行った上で、高校の魅力化に向けた検討を進めてまいりました。今後、私どもといたしましては、第三期の基本方針にも、地域に密着した学びを進めていくことで県立高校の魅力化を進め、つまり地元におられる方と一体となった教育活動を進めることで、高校の魅力化発信、もしくは県立高校の魅力を高めていかねばならないと考えておりますので、今後、そういう視点を持ちながら取り組んでいくことについても、この第三期の基本方針では触れているところでございます。

【松本委員】 この基本方針の第Ⅱ章で、社会の変化に対応した教育制度等の改革とあります。まさに社会の変化というのが、今の少子化に当たるわけでございます。今までと同じようにやっていて結局、少子化で減っているわけですね。その状況の中で今までと同じことをしていても変わらない、だから改革をすると謳っているながらも、ここの部分で本当に公立高校に志願者数が増えるのかなど。県立大学の時も話したんですけれども、不安感をすごく感じます。10年間でございますから。

私が実際、進路指導をしている時に、受検生が夏休みにオープンスクールに行きます。私もできれば地元の高校に行くようにもちろん勧めますけれども、オープンスクールから帰ってきた生徒たちが口々に、やっぱり私学はすごかつ

たというふうに言うわけでございます。それはやはり私学も、おもてなしでいろんなアピールをされるんでしょうけれども、公立高校に何か魅力を感じなかったというところ。

だから、生徒や親に選ばれる学校というのはどういう学校なのかと。これはもう競争の時代になってしまいますけれども、そこを考えていかなければ、このままだと厳しいのではないかなというふうに感じております。

特に申し上げたいのは、中学生ですから、まずは市町の教育委員会との連携。今の中学生や中学生の親が高校に何を求めているかというニーズを把握しているのかと。どういう教育をして欲しいのかというところを学校側がすぐ察知して、そこで変えていく。地域との連携を先ほどからおっしゃっていましたが、その部分が重要であると思います。

また、今話題になっている県内就職が低いという中で、地元の県立高校生を採用してもらうために、企業側はどういう人材を欲しているのかというところを実業校では考えながら、教育の中身の改革もやっぱり必要になってくると思っております。そのニーズの把握。

だって、今から協議会をつくって議論をしていったって、10年間でどんどん子どもたちは減っていきますから、やはり短期、中期、長期の見通しが必要だと思うんですが、そちらに対しての改革のご見解はいかがでしょう。

【小野下県立学校改革推進室長】 委員からは、高校の魅力化を進めるためにはニーズの把握が重要であるというご意見をいただきました。そのことにつきましては、私どもも全く同意見でございます。

当然のことながら県立高校においては、各中学校との連携を強く進めております。中学校と

の連携を進める中では、中学生が高校に何を求め、何を学び、どういう進路を将来目指しているのかということも当然聞き取っております。また、それを活かした学びを設定しようとしております。

そういったところが、なかなか形としてと申しますか、教育の中にきちんと位置づけていくということが、特にオープンスクールのような実際の子どもたちに訴えかける場面でできていない面もあるかもしれません。いろいろな形で中学生へのアプローチはしているものの、中学生のニーズに真正面から応えていけるような学校としての魅力、それから通学状況、通学への支援、こういったものも併せて考えながら、地元の市町と協力をしながら考えていくことは大事になっていくというふうに思っております。

第三期の基本方針につきましては、先ほども触れましたけれども、地域との連携ということ強く謳っております。それは、中学校も地域の一員でございますし、当然企業や地域の方々も一員でございますので、そういった方々と連携をしながら、子どもたちのニーズをしっかりと把握して、それに応えていくような対応をしていくことは、協議会を設定する前に実際できることでございますので、これは第三期に謳っていることでもございますので、できるだけ早く前倒しで対応していただけるように、各学校にも依頼をしていきたいと思っておりますのでございます。

【松本委員】最後にしますけれども、私立だけじゃなくて公立の中でも差が出ています。これも10数年やっていて驚いたんですけど、例えば大村高校というのは私の地元の進学校ですけども、今は大幅に定員割れをしております。30名近く定員割れをするというのは初めてのことで、

大体1倍を超えていたんです。

大村高校に行く学力の生徒の指導をしている時に、あえて西陵高校に行きたいと希望する子が多くいました。西陵高校には大村からだ1時間近くかかる。学力は大村高校が高いし、なぜかと説得をするんですけども、オープンスクールに行って学校の校風がよかったと。これは公立内の話であります。

だから、地域ももちろん大事ですけども、一番大事なのは、高校の教職員の方々に、やはり意識を変えていただく。今までのままじゃ生徒が集まらないんだと、生徒が集まるためには、学校内部の教職員の方々が、魅力のある学校に自分たちでつくっていかうという意識、気概をもってやっていただかなければ、何となく毎年同じことをやっているだけでは生徒がほかに取られてしまう。これは公立内部の話でもございます。

進学校では、特定の高い進学率を上げればいいのかではなくて、全ての進学の子が満足できるような教育内容であったり、実業校ではキャリア教育であったり、もちろんふるさと教育もそうありますが、高校教育の責任というのは地域にとって非常に大きいと思っております。それは改革に期待をしているから申し上げているわけでもございまして、逆に危機感も感じているから申し上げているわけでもございます。

第三期、10年間ございます。詳細は、もちろん進みながら考えていくところはあると思いますが、現場の先生の意識の改革と市町教育委員会との連携も含めてしっかり取り組んでいただくことを要望して質問を終わります。

【深堀委員長】ほかにございませんか。

【川崎委員】同じく第76号議案「第三期長崎県立高等学校改革基本方針について」、1点だ

けお尋ねいたします。

パブリックコメントを反映されて、「発達障害を含む特別な教育的支援を必要とする生徒に対応するために、生徒個々に応じた指導・支援の充実を図ることとする」と加筆をしていただきまして、最近の事情にしっかりと対応した改革だと評価をしているところでございますが、具体的にどういった対応を講じていかれるのか、お尋ねをいたします。

【小野下県立学校改革推進室長】 今、委員からご指摘いただきましたのは、先ほどご説明いたしました資料の140ページのところでございます。

高校における特別支援教育の推進は、既にモデル校、もしくは研究を行っている学校を中心に、どうしてもコミュニケーションに困り感を抱えている生徒たちに対する通級指導という形での研究を行っている部分と、特別な教育的支援の視点に基づいた教育活動を進めていくために、特別支援コーディネーターによる活動で高校全体の取組を充実させていくと、その両輪で回っていると私は理解しているところでございます。

この両輪を、全日制を含む全ての高等学校で一層進めていく形になるというふうに考えているところですが、当然これは計画段階のものもございまして、このような姿勢に基づいて、今後、進めてまいることになると考えているところでございます。

【川崎委員】 生きづらさを少しでも緩和して、生徒が健やかに学習をしながら卒業し、社会で活躍できるようにお取り組みいただきたいと思います。

1点と言いながら、すみません、もう一つだけ。

私は病院企業団の議員でございまして、離島における看護師の不足のことについては常に課題として議論があるんですが、資料の144ページに五島高校の衛生看護学科における現状と課題、そして今後の方向性とあります。

時間の関係で読み上げませんけれども、要は、卒業生は高いスキルを求めて島外の上級の学校に出ていく。そうするとなかなか戻って来ずに、修学資金の貸与を受けている方も島内で就職する方は少数であるという実情。

それに向けて施策を講じていく、検討していくということでありましたが、具体的にどういったことが検討をされているのか、お尋ねいたします。

【小野下県立学校改革推進室長】 五島高校の衛生看護科の改革についてでございます。五島高校の衛生看護科は、募集定員1学年40名でございまして、ここ3年間の入学者数の平均が約20名程度でございます。島外からの入学生が4名から14名となっております、卒業時には准看護師の受験資格を得ることができます。生徒たちはほとんど全員合格しているところですが、その後、看護師養成を目的とする上級学校に進学しているという状況になっております。

基本方針にも書いておりますが、看護師への志望というものがございまして、准看護師から看護師への、5年制課程の導入というのは、施設、設備、指導者の問題から難しい面がございまして。

そういった面も含めて、今後、我々として、子どもたちのそういう志望や要望、看護師をめぐる状況等を踏まえながら考えていくことを今謳っているところであり、改革の方向性の具体のものを今考えているところではございません。

【川崎委員】 整備をしていくことについてのハ

ードルが高いことはわかるんですが、そここのところにしっかりとメスを入れていかないことには、傾向としては変わっていかないんじゃないかなと思うんです。

しまに、地元に残る魅力を学校環境以外にも高めていく必要がある。高いスキルを求めて、正看護師の資格を得るには、どうしても島外に出ざるを得ないということであれば、しっかりとそこは構築していくべきだと思っております。ぜひご検討を。

具体的に検討されていないということでありましたが、今から10年間の計画でありますし、しっかりとテーマとして上がっておりますので、ご検討いただきたいと思います。いかがでしょうか、最後にご答弁を。

【小野下県立学校改革推進室長】今、委員から、看護師養成の検討というご意見がございました。

私どもといたしましては、今は准看護師の養成を行っており、看護師の養成に向けた部分の課題というものを申し上げたところでございます。この課題の解決に向けて、どのような手立てができるのか、もしくはできないのか、こういったことについては今後しっかりと検討してまいりたいと思っております。

【深堀委員長】ほかにありませんか。

なければ、委員長を交代します。

【石本副委員長】委員長、発言をどうぞ。

【深堀委員長】私も1点だけ、第39号議案の件で、要望といいますか確認なんですけれども。

上限時間の設定ということは、教職員の皆さんの職場環境の整備といいますか、健康とか安全を考えた時に、これを設定することについては異議はもちろんないんですけれども、この上限を決めることによって、逆に教職員の皆さんが働きづらいような環境になるようであれば、

それはまた本末転倒と考えます。いろんな資料の中で、アクションプランであったり方針であったり、説明資料を見ると、そこが少し懸念されるような表現等々もあるわけですよ。

具体的に言うと、例えば「長崎県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針（案）」の留意事項の中で、「実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならない」とかですね。留意事項の（3）でいえば、「本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を守るためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加してしまうことは、本方針の本来の趣旨に反するものであり、厳に避けること。仮に、業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めるものとする」と、これは留意事項として書かれている内容です。

アクションプランにも、県の教育委員会が取り組むべき内容というのが9項目ほど提起をされています。

先般も、統合型校務支援システムの導入で0.5時間から1時間ぐらいの業務縮減につながっているというような報告がありましたが、上限を設定することによって、大きな業務を削減していかないとこれが達成できないのではないかなというような考え方もあると思うんですよ。

今書かれている9項目は、非常に定性的な部分もあると思います。今はないにしても、上限時間を設定することと同時に、大きな業務を効率化していくことも、今後引き続き検討していただかなければいけないというふうに思っているんですけど、その点についての考え方を確認したいと思います。

【本村高校教育課人事管理監】委員ご指摘のよ

うに、何を縮減し廃止するのかというのは業務量の適正な管理等をしていく上では非常に大事なところだと思っております。

私たちも今、学校の中でそれぞれ取り組んでいることと、教育委員会として外部の団体と協議しながら業務削減も進めております。例えば高体連、高野連、高文連、そしてPTA等の皆様方と業務、会議の縮減とか文書の削減とか、あるいは場合によっては行事を少し短くしたりというような取組をするように、お互いに協議しながら進めているところでございます。

まだ今年から始めたばかりですので、次年度も引き続き、そういう協議を進めていきながら働き方改革を推進していこうと思っております。

【深堀委員長】 ぜひ、定量的に固まった業務のこういったところが縮減できるのか、それは今後も引き続き、ぜひ検討していただきたいと思っています。

要望として1点だけ。上限を決めることはもちろんいいわけですが、それを実際に運用してみて、例えば半年後とか1年後に実際にどういうふうになったのか。もちろん教職員の方々の意識改革も必要ですよ。しかし、業務量が全く定量的に減らなかったとするならば、持ち帰りが増えるかもしれない。そういったことも懸念されるので、6カ月後とか1年後とかに教職員の皆さんにアンケートをとって、実際にどうなっているのかということを、校長先生に聞くだけではなくて、現場の先生の声もしっかり拾い上げるような取組をぜひお願いをしたいと思っておりますけど、もし何かあれば。

【本村高校教育課人事管理監】 現在、出退勤システムを使いまして、年3期に分けて、先生方の勤務時間、勤務時間外の労働時間を調査しております。もちろんその状況を学校の方にもバ

ックをいたしますし、次年度以降は、外部の委員にも入っていただきまして会議を設けながら検証を進めていきたいと思っております。

そのような中で、今おっしゃったようなことが懸念される場合には、また対応を検討していきたいと思っております。

【石本副委員長】 委員長を交代します。

【深堀委員長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

【堀江委員】 第38号議案「市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例」。

私は、先生は減らさないで増やしてほしいというふうに思っております。生徒数の減は現実ありますが、だからこそ少人数学級をやってほしいという思いもありますので、先生の人数を減らすことには賛成できません。

それからもう一つ、第76号議案「第三期長崎県立高等学校改革基本方針について」。

今後の10年間の長崎県の高校教育をどうするかということですが、私は、ベースにある県費が厳しいと、県費負担が難しいと。例えば先生を増やすという問題で12億円という数字が出まして、難しいと、困難という言葉がありました。

私からすれば、7,000億円余りの予算の中で、これまで毎年200億円を新幹線に使ってきた。その賛否はあるかと思いますが、私は、新幹線に使うお金があったら先生を増やしてほしいという思いがありますので、そうしたベースにある、県費負担で先生を増やさないという基本姿

勢はどうも納得ができませんので、この議案につきましても反対の対応をとらせていただきます。

【深堀委員長】 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

まず、第38号議案について採決いたします。

第38号議案については、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を願います。

（賛成者起立）

【深堀委員長】 起立多数。

よって、第38号議案については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、第76号議案について採決いたします。

第76号議案については、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を願います。

（賛成者起立）

【深堀委員長】 起立多数。

よって、第76号議案については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、第20号議案、第21号議案及び第39号議案乃至第41号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第20号議案、第21号議案及び第39号議案乃至第41号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、高校教育課人事管理監より補足説明をお願いいたします。

【本村高校教育課人事管理監】 長崎県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針につい

て、補足してご説明いたします。

本方針は、先ほどご審議いただきました第39号議案「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」及び3月定例教育委員会で策定予定の教育委員会規則に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための必要な事項を定めたものでございます。

「令和2年2月定例会文教厚生委員会補足説明資料①」をご覧ください。

1、策定の趣旨といたしましては、教育職員の長時間勤務が看過できない実態を受けまして、それを是正するために、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための必要な事項を定めるものであること等について触れております。

2、対象者は、給特法第2条に規定する公立の義務教育諸学校等のうち、県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の教育職員を対象とします。

次のページをお願いします。

3、業務を行う時間の上限を示しています。

（1）本方針における勤務時間の考え方につきましては、教育職員が在校している時間を基本とし、それに①で示しております校外において職務として行う研修や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間を加え、②の正規の勤務時間外における自己研さん及び勤務外の時間と③の休憩時間を除いた時間を在校等時間として管理すべき対象とします。

（2）上限時間の原則は、①1箇月の時間外在校等時間について45時間以内、②1年間の時間外在校等時間について360時間以内としています。

また、（3）児童生徒等に係る臨時的な特別

の事情がある場合の上限時間として、児童生徒に関わる突発的な事態が発生した場合の上限時間を示しています。これらの上限時間に関しましては、文部科学省の指針に合わせて示しております。

4、教育委員会が講ずる措置では、今後、教育委員会が講ずる措置を掲げ、本方針を具体的に推進するため、長崎県立学校における業務改善アクションプランを作成する旨を記しています。

5、留意事項につきましては、（1）上限時間まで教育職員が勤務することを推奨する趣旨ではないことや、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、教育職員に上限時間の遵守を求めるのみであってはならないこと。

（2）実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。

（3）上限時間を守るためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間の増加を避けること。仮に業務の持ち帰りの実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めること。

（4）出退勤管理システムを用いて在校等時間を客観的に計測すること。

（5）在校等時間が一定時間を超えた教育職員への医師による面接指導や保健指導を受けさせることなどに十分留意すること。加えて、心身の健康問題についての相談がしやすい雰囲気づくりを行うこと。

（6）学校における働き方改革の取組を一層促進し、教育の質及び持続可能な教育活動の向上を図っていくとともに、保護者も含めて社会全体が本方針等の内容を理解し、学校教育活動への協力が得られるよう、広く情報を発信して

いくこと等、本方針に取り組む上で留意すべき事項について示しています。

続きまして、「令和2年2月定例会文教厚生委員会補足説明資料②」をご覧ください。

長崎県立学校における業務改善アクションプランです。これは、ご説明した方針が実効ある取組となるよう、併せて作成したものであります。

2ページに数値目標を示しております。

既に計画的に進んでおります長崎県教育委員会特定事業主行動計画及び第三期長崎県教育振興基本計画を踏まえ、（2）に本アクションプランにおける目標を定めております。

複数月平均の超過勤務時間が80時間を超える教育職員の割合を、令和3年度までに0%を目指すこととし、段階的に本方針の実現を目指していきます。

3ページからの詳細につきましては割愛させていただきますが、教育委員会、管理職、教職員一人ひとりについての業務縮減に向けた取組例やチェックリスト等を掲載しております。

なお、本アクションプランにつきましては、毎年度ごとに検証を行いながら、働き方改革を推進していくよう考えております。今後、本方針及びアクションプランをもとに、教職員の業務量の適切な管理、健康及び福祉の確保、働きやすい職場づくりに向けた取組を推進してまいります。

以上でございます。

【深堀委員長】次に、提出がありました政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明をお願いいたします。

【中尾総務課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出い

たしました教育庁関係の資料についてご説明いたします。

対象期間は、令和元年11月から令和2年1月まででございます。

まず、提出資料1ページは、県が箇所づけを行って、実施します市町に対し内示を行った補助金についての実績でございまして、直接補助金として指定文化財保存整備事業補助金の2件となっております。

次に、2ページは、1,000万円以上の契約案件の実績でございまして、競争入札の結果につきましては3ページに記載のとおりであります。

次に、4ページから13ページについては、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたもので、内容は島原半島振興対策協議会からの要望書など7件となっております。

最後に、14ページから19ページでございます。これは、附属機関等会議結果の報告であり、第2回長崎県文化財保護審議会など3件の会議結果を掲載しております。

説明は以上でございます。

【深堀委員長】 ありがとうございます。

審査の途中ですが、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開し、引き続き教育委員会の審査を行います。

しばらく休憩します。

— 午前 11時38分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

【深堀委員長】 委員会を再開いたします。

まず、陳情審査を行います。

事前に配付しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。審査対象の陳情番号は、86、2、7、

8、13、15となっております。

陳情書について、何か質問はありませんか。

【下条委員】 私は、陳情番号8番、教育庁所管の要望書、「県内企業（単体又は共同体）での発掘調査の実施について」というところで質問をさせていただきたいと思います。

この発掘調査について、主として入札制度についてのお尋ねになります。当然他の部署も所管をしている内容になりますので、担当部局の皆様のお答えできる範囲で結構ですので、いただければと思っております。

提出されました要望書によりますと、文化財保護調査において、県内企業で調査ができるように努力をしているというふうに記載がありました。

こういった発掘調査において、現在、入札のルール、体制、仕組み、こういったものはどうなっているか、お尋ねいたします。

【草野学芸文化課長】 現在、お尋ねの発掘業務委託の一般競争入札は、平成25年2月に総務部長、出納局長から通知で示されました「物品調達及び業務委託等に係る入札参加者等選定要領」に則りまして入札を実施しております。

この要領では、建築・土木工事以外の全ての発注契約は、入札参加者の選定に当たり、県内企業と県外企業で県内に支店等を有し、常勤の従業員を雇用している企業を同列に扱うということになっておりまして、この要領に準じて取り扱っているところでございます。

【下条委員】 わかりました。では、その中身で確認なんですけれども、つまり県内事業者と県外事業者の支店がある、なしというのが規定されると思いますが、そこでの縛りといいますか、ルールに県内、県外に対しての縛りは特にないんでしょうか。

【草野学芸文化課長】要領で同列に扱うということで、優先順位はつけずに同じ扱いにするという形になっております。入札の場合には、参加資格の申請をしていただいて、その書面による審査をして、参加資格があるかないかということで判断させていただいているところです。

【下条委員】わかりました。要望書に、平成24年度、平成25年度に県内企業による共同企業体での入札が行われたと記載してありますので、そういったものが県内企業であってもできるというふうな認識でよろしいですね。

それでは、単刀直入にお聞きしますが、要望書で共同企業体の条件が少し変更してあります。現行の共同企業体の条件から改正案で最も変わったのが、「営業所等の所在地、総合数値等、格付等級に関する条件」において、改正案では「長崎県内に本店」と変更の要請がなされております。

こういったルールの変更は可能でしょうか。

【草野学芸文化課長】今の改正案は、一般競争入札の制度の話になってまいりますので、ご要望のような本店のみの取り扱いができるかというのは、私どもでは判断できかねます。県全体の入札制度の改正という形になってまいります。

【下条委員】わかりました。それでは、ちょっと角度を変えて質問します。

この要望書に県内企業と県外企業ということがありまして、県外企業でも県内に営業所、支店を有する者と県内企業が共同企業体で入札が可能ということであります。

現在、県が把握されている、発掘調査に対して入札をできる、もしくは入札をした実績がある県内企業、県外企業の状況についてお尋ねをしたいと思います。

【草野学芸文化課長】いわゆる県内企業、県内

に本店があるのは、我々が把握している分では7社ございます。それと、県外企業で県内に支店を有するという部分が7社、全部で14社という形で把握しております。

【下条委員】わかりました。県内企業で7社、県内に支店もしくは何らかの営業所がある県外企業が7社というご回答でございました。

例えばの話になるんですけども、県外企業で、本店は長崎にないが支店が長崎県内にある。しかし、そこは登録をしているだけで実態がないというような、俗にいう幽霊会社、実態のない会社があったとします。今のやりとりでいきますと、そういった企業に対して、入札制度で制限があるのか。

もしくは、実態調査の有無といったものは書いていないんですけども、こういった企業が仮に入札に参加した場合、どのような状況になるのか、お尋ねをいたします。

【草野学芸文化課長】入札参加資格の申請という形で出していただいている仕様書の中では、全体の労務管理を行う現場代理人や調査員自社社員であること、1年以上の営業実績がある者などといった条件を設けているほか、登記簿謄本であったり、従業員、調査員等の経歴書などを提出いただいて、審査をするという形になってまいります。

告示しております内容に、虚偽の申請があった場合には、申請の段階で入札資格を与えないという部分もあります。後日、虚偽の申請が判明した場合は、地方自治法施行令第167条の4の取扱いになりますが、契約の履行や入札にあたって公正な執行を妨げた場合には入札の資格を3年間与えないといった規定もございます。そういったものが課せられてくるのではないかと考えます。

【下条委員】わかりました。今は仮の話をしましたけれども、この仕組みにおいては、そういった申請においてチェックをするということであれば、幽霊会社が手を挙げて入札ができてしまう可能性もございますので、ぜひとも虚偽の規定等は、今後は厳しくチェックをしていただいて、そして対処をしていただきたいと思いますと思っています。

私もこの要望書を読んだんですけれども、とにかく県内の調査をされる企業も自分たちで努力をして、地方の少し横ばい化している経済の中で頑張ってお人材を育成して、そして県内の調査は県内の企業でというふうなご努力をされていますので、このあたりをぜひとも鑑みていただいて、県としても対処をしていただければと思います。終わります。

【中村(和)委員】 陳情番号2番です。「海運・船員の政策諸課題に関する申し入れ」ということで全日本海員組合から出ているんです。

長崎県には、私が知っている範囲では、船員の確保、養成については長崎鶴洋高校があると思うんですけれども、県として、船員を育てる学校としては長崎鶴洋高校だけなんですか。

【鶴田高校教育課長】水産科を設置している学校、船員を養成している高校は長崎鶴洋高校だけでございます。

【中村(和)委員】 教育委員会としてはそこまですんでしょうけれども、高校だけじゃなく、そのほかに船員を養成する学校は県内にあるんですか。把握できていますか、できませんか。

【本田教育次長】口之津の海上技術学校というのがございます。国立の海上技術学校でございます。

【中村(和)委員】 そこも入っていると思ったんです。

私も以前、船舶に10年ぐらい乗船した経験があるんですけれども、仕事の的にはなかなかハードなものです。日曜祭日休みなし。今は船員の皆さんたちの環境を良くするというので、いろんな面で考慮されているんですけれども、普通の一般の会社員と同じような状況にすることはなかなかできないと思うんです。もちろん長崎県は水産県ですから、要望にも書いてありますけれども、とにかく漁業者、漁業の船に乗る船員がいなくなってしまうと、何とかやってほしいということで。

長崎鶴洋高校は募集定員が80名だけれども、この募集定員は満たしているんですか。

【小野下県立学校改革推進室長】長崎鶴洋高校につきましては、実は昨年度の募集定員が水産科については120名でございましたが、不充足が多いことなども踏まえまして、令和2年度から80名の募集定員としております。

ただし、ここの学びにつきましては、海技士類型、管理類型等の水産関連の事業に携わることができる学びについては継続して実施するという形で、学びはきちんと残しながらやっていくという形で行っているところでございます。

定員は充足しておりません。（「何人ですか」と呼ぶ者あり）

【鶴田高校教育課長】お尋ねの、まさに今日やっている高校入試の件でございしますが、水産科80名の定員の中で、既に推薦等で8名が入学内定しております。学力定員として72名が残っております。志願者が45名、0.6倍でございします。

【中村(和)委員】 昨年度までは募集定員が120名だったけれども、なかなか満足いく結果がないと、募集に満たないということで定員を80名に削減したと。

それでも結局、今の状況では8名の推薦と45

名の志願者しか来ていないということは、完全に募集定員には満たないということですよね。それだけ厳しい状況だと思います。

何とかして水産県長崎県の船員を確保して、日本一の水揚げ高を確保したいということが皆さんの願望だと思うんですけども、なかなか厳しいんですけども。

要望の中にありますけれども、長崎鶴洋高校は現在、男性と女性の比はどういうふうになっていますか。

【深堀委員長】 暫時休憩します。

— 午後 1時43分 休憩 —

— 午後 1時43分 再開 —

【深堀委員長】 再開します。

【鶴田高校教育課長】 今、受験をしている志願者の状況ですけれども、男子が40名、女子が5名でございます。水産学科です。

【中村(和)委員】 女性が少ない理由は、水産という言葉からわかると思うんですけども、今、いろんな職業に女性の進出が非常に大きくなってきている。特に土木業にも、私たちが見渡す中でも現場で女性の方が働いているところが結構あるわけです。そういうところを考えた時に、女性の力を借りるのも一つの手かなと思うところもあります。

しかし、なかなか難しいと思う。女性の船員が入ってきた時に、船内を完全に分離したり、いろんなやらなければならないところが出てくると思うので、かなり厳しい現状だと思うんですけども、これだけの要望も出ていますし、今後、船員の募集についてはなかなか難しいところがあると思う。

これまで長崎鶴洋高校を卒業した生徒を、企業がどのくらい採用したという数値がわかって

いますか。わからなかったら後でいいよ。

【鶴田高校教育課長】 今年3月の卒業生数101名おりまして、水産関連への就職は39名でございました。

【中村(和)委員】 101名のうち39名が水産関係に就職したということです。3分の1ぐらいですね。これも本県かどうかわからないと思うんですけども。

とにかく船員を何とか確保しなければ、現状でいったら長崎県の水産業はお手上げの状態になると思う。もちろん外国人の船員をあちこちの企業も考えているらしいけれども、言葉がネックになってなかなか難しいということなんです。

だから、そういうことを考えた時に、水産県長崎県が長崎鶴洋高校だけで船員を教育するというのはなかなか簡単なことではないなと思う。そういう中で、ぜひ大学とかとも提携をしながら長崎県内の船員を確保して、企業にとっての何らかの対策ができないかと思っている。

今後の船員の確保、また教育については、県としてはどういうふうな考えをお持ちですか。

【鶴田高校教育課長】 委員のご指摘にありましたとおり、本県は水産県でございますし、長崎鶴洋高校は非常に大事なポジションを占めている高校だと考えております。

倍率が少し低い状況ではございますけれども、今年、定年退職を迎えられました道渕校長先生、水産の出身で非常に危機感をもたれて、募集に関していろんなことをトライされております。

就職関係も、全体としては就職内定率の高い状況でございますし、そういったものもアピールしながら、船員の確保につながるように、今後とも引き続き努力をしていきたいと考えております。

【中村(和)委員】 水産会社の方たちがどれだけ苦勞なされているかということを考えていただければ、これから先、この長崎鶴洋高校は非常に大きな存在になると思っています。

ただし、生徒数の減少はやむを得ませんので、減少した生徒数の中から、本当に長崎県の水産業のために頑張っていたいただけるような方、もちろん水産業だけじゃなく、ほかの内航行路、外航航路の船員に活用を見出せるような学校の展開を、これからも頑張っていたきたいと思えます。よろしく願います。要望にかえます。

【外間委員】 陳情番号86番、長崎県立世知原少年自然の家の運営存続についての陳情が佐世保市から上がっておりますので、これについて幾つか、ご要望とご質問をさせていただきたいと存じます。

この件につきましては、昨年の11月定例会の文教厚生委員会の席で教育長から、運営終了を含めて協議に入る旨のお話をなされて、引き続き、今議会における一般質問においても質問、要望等が上がっておりました。

長崎県の県北の地域においては、佐世保市をはじめ平戸市、松浦市、北松浦郡、あるいは近隣の伊万里、有田も含めたところで、広範囲にわたって教育施設として、体験型学習の拠点としてお使いになっている、非常に使い勝手のいい、素晴らしい施設であり、その存続について私も要望者の一人として陳情をした際に、教育長から一定、財政の問題等、原因についてお話しいただきながら、廃止に向けてのお話をいただきました。

ただ、これについては、先ほどの議案外の説明にございましたとおり、教育長自ら、施設の廃止を延期されるという英断を下していただきました。私は、まずこの点について、教育長の

英断に心から感謝を申し上げたいと存じます。

まずは延期をして、私たち要望者側としては存続を前提に、残すことができるならばということで、これからしっかりとご提案をしていきたいところであります。陳情の内容に書いてあるとおりで、悲痛にも似た、食らいつくような陳情要望になっておりますが、教育長がおっしゃる財政的な不安をどう払拭するかというのが最大の課題ではないかというふうにも思うわけであります。

当の施設の運営管理については、直営でやっておられるのでしょうか。それとも、ほかの方法でやっておられるのでしょうか。お尋ねをいたします。

【山口生涯学習課長】 指定管理者制度でございまして、佐世保にございますNPO法人に運営を委託しているところでございます。

【外間委員】 運営費は、どのくらいを要しますか。

【山口生涯学習課長】 県が負担しております金額は、年4,500万円程度でございます。

【外間委員】 市町村の合併で、長崎県は79の市町村から21の市町に合併した、弊害とは言いませんけれども、北松浦郡世知原町が持っていたものが、佐世保市と合併したことによって、今、佐世保市には青少年の天地をはじめ2つ以上になったと、そういう短絡的な理由で今回の廃止の対象としたのではないとは思いますが、運営費4,500万円の大きな負担がかかっていることも含めて、この財政負担をどう乗り越えていくかということが、私は、今回のこの陳情要望の最大の課題だと思っておりますので、お互い話し合いを持って進めていけば、何らかの道が開けるのではないかなと。

そういう意味で、教育長が英断を下された延

長を有効に利用して、この陳情要望を何としてでも乗り越えるべく、そういった運営管理の面で、例えば宮崎県あたりでは、民間で施設管理を運用することによりまして、各学校に営業活動を行って、翌年から赤字を黒字に変えたというふうなお話も聞いております。運営管理次第では、その金額を低減化して、何とか乗り越えることができるのではないかと考えております。

また、佐世保市のみならず佐々町、小値賀町、平戸市、松浦市、こういった市長や教育長も一緒になって、この施設を何としてでも存続をお願いしたいという各自治体の要望も上がってきております。そういった方々と連携をして、この施設の存続に向けてお話を持って来られているわけでありますので、何としてでも、この要望については前向きにご検討していただきたいというふうに思っております。

この私とて、保護者の一人として、ここを3度利用しております。ここにいらっしゃる県北にお住いの県職員の皆様方も、一度はここで体験をしておられると思います。外界とは温度差が5度、夏は極端に涼しく、そして冬は極端に寒く、その体験は非常に効果があって、ヘビとの遭遇、アケビ、ザクロ、こういった自然に触れる体験学習としては最高の場所でありましてですね。

問題は利用する数、あるいは運営費用、このところを乗り越えればというふうなところでの要望になっております。この点についてしっかりと連携して協議をやっていきたいと思っておりますので、どうか86番の要望につきましては格段のご高配を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。以上です。

【堀江委員】 陳情番号15、「県立高校における有資格の学校司書の配置の継続・拡大を求め

る陳情」について質問いたします。

陳情の趣旨を読みますと、現在、県立高校は、学校司書の資格がある職員を4校に、資格がない職員を8校に配置をしているんだけれども、今後、資格を有する学校司書の配置数を減らすかわりに、資格がない職員を配置する学校を増やす方針ということですが、現状と新年度の方針を教えてください。

【本村高校教育課人事管理監】 まず、現状ですが、現在、4校に4名の司書の資格を持った方を月給制で配置しております。

高校教育課の予算では非常勤の方も配置をしております。これらの方が8名います。これらの方は司書の資格を持つことが望ましいという考えもありますけれども、持っている方は1名で、7名は持っていない方であります。

今後といたしましては、4名配置をしているところを1名として、非常勤の校数を16校に増やして、できる限り多くの学校に配置を増やすという方向で計画をしております。

【堀江委員】 この陳情の趣旨では、「学校司書が配置された学校では」ということで学校司書の配置は大きな成果を上げているというふうな見解を述べておられまして、現場の先生の陳情も別紙の資料として提出されております。

司書の資格がある先生の役割については、同じと理解していいですか。その点はどうですか。

【本村高校教育課人事管理監】 学校司書の役割としては、司書ありの4校と非常勤の方の8校で、仕事内容的には大きな変わりはないのではないかと考えております。

図書館内の図書資料の整備、貸出し、調査統計、教育支援等、必要な仕事、業務をしております。

司書を配置した4校は、平成27年度から3校、

平成28年度からさらに1校に配置しておりまして、ほかの学校のモデルになるように、その取組を蓄積したり、あるいは普及をしていただくということで、研修会等で、この4校の皆様方には実践報告等をしていただき、学校司書の皆さんでそこを共有して、図書館の運営の円滑化を図っているところでございます。

【堀江委員】今の答弁は、司書の資格がある先生と、そうでない先生と、仕事は同じだから変わりませんよということか。

この陳情は、司書の資格があることが大事で、専門職であることが大事じゃないかと。だから司書教諭、資格がある方を配置してほしいという陳情だけど、その前段として人事管理監は、司書の資格を持っている先生とそうではない先生と、仕事は同じだから何も変わりませんよと、今はそういう答弁だったのでしょうか。

【本村高校教育課人事管理監】司書の資格を持つ方の仕事としましては、先ほど申しましたように、その学校の取組を広くほかの学校にも広めていただくという大きな目的がありまして、その成果も上がっているところだというふうに思います。

【堀江委員】大きな変わりはないと言いましたね。それはどういうことでしょうか。

要は私が言いたいのは、資格を持っている先生とそうではない先生と、違うじゃないのと。ここで言われているように、貸出数が増えたり、あるいは授業に対する専門知識に対しても即、答えていただいたり、違うんじゃないのかという前提があって、資格がある先生を増やしてくださいという陳情になるんだけど、結局大きな変わりはないという見解ですか。

学校としてそういう蓄積があるから、ここに資格がある職員が来ても、そうでない職員が来

ても、それは一緒ということを言いたいのでしょうか。もう一度答弁してください。

【本村高校教育課人事管理監】現在、司書の資格を持っている教諭を配置した高校が4校あります。そして、司書の資格を必ず持たなければならないという条件ではない学校が8校ございます。

その募集をする際、業務内容としては、司書の資格ありの4校、資格なしの8校で大きな業務の中身的には変わらないところがあるんですけども、司書の資格ありの学校についてはモデル事業として5年前からずっと取り組んでおりまして、その5年間のノウハウ等の蓄積の普及に努めていただくということで計画的に配置をして、その実践例等をほかの学校にも還元をしているところでございます。ですからそこが、4校と8校に配置されている方は違う業務だと思っております。

【堀江委員】この要望では、学校の現場で資格がある職員と資格がない職員とでは違うんじゃないのかと。

だけど人事管理監としては、最初の4校についてはこれまでの蓄積があるので、資格がない方が来ても同じだということを言いたいわけか。要は、資格がある人とそうではない人の業務内容は同じということを言いたいんですか。

【本村高校教育課人事管理監】有資格者であることは望ましいというふうに考えております。ただ、有資格者であることを採用の条件とした場合に、地域によりましては、その人材の確保が非常に難しいところもあります。実際、採用ができない可能性が出てくる地域もございます。

私どもとしましては、多くの学校に学校司書と申しますか学校図書館職員を配置したいという思いで、計画的に配置を進めているところで

ございますので、有資格者であることは望ましいとは思いますが、それを採用の条件としてしまいますと、どうしても採用できない地域があるということでございます。

【堀江委員】それはちょっとごまかしだと私は思いますね。

この陳情は、要は有資格、資格がある職員を採用してほしいということですよ。少なくとも今年度まで資格がある職員が配置をされていたところには、来年度も引き続き配置をしてほしいということを言っているんですよ、陳情としてはね。

でも、高校教育課人事管理監の答弁としては、資格を設けると採用できる地域が限られてくるというか、できないということで、最初から有資格を設けないということですけど、設けたらいいじゃないですか。資格がある人の方がいいわけだから、資格がある人を最初に募集して、その上での判断にならないのか。もう最初から、資格がない方を前提にして募集するというのは納得できませんけど。

じゃあ、地域的に応募がないということが前提で、資格を持っている先生たちのいる学校にも来年度以降はしないのでしょうか。

【本村高校教育課人事管理監】先ほどおっしゃいました4校中3校は、次年度、常勤じゃなくて時間給での募集をすることになっております。

【堀江委員】月給制と時給制は当初予算の時の審議ですけど、ここで言っている陳情の内容は、これまで資格を持っていた職員が配置されていたと、だから次年度も引き続き配置してほしいと、ここについての見解はどうですか。公募しても人がいないということですか。

【本村高校教育課人事管理監】この3校につきましては、司書の資格を持っていらっしゃる方

が募集で来ていただいて採用できれば、大変にいいという考えがあります。

ただ、その3校について、司書の資格を持つ方が応募をしていただかないと採用ができませんので、もし採用できなかった場合、誰もそこに人を配置することができません。ですから、配置ができるように、司書の資格のある方が望ましいですけど、ない方でも応募ができるということで対応しております。

【堀江委員】月給制で最初から公募していないからでしょうが。時給制で公募するから来ないんでしょう。月給制ですと社会保険もありますよ。時給制ですから社会保険もない。だから資格がある先生も来ないんでしょう。

本当に司書の資格がある人が必要だと思うんだったら、非常勤職員といえども月給制で公募すべきですよ。時給制で公募しているから来ないんでしょうが。違うんですか。月給制で公募していますか。

【本村高校教育課人事管理監】募集は、この16校につきましては時給制で募集をしております。

司書の配置につきましては、県の単独の予算で賄わなくてはなりません。限られた予算の中で配置のあり方を研究して、生徒が利用する時間に学校図書館業務が円滑に効果的に行えるよう、私どもとしては、配置校を増やすという方向で計画をしております。

【堀江委員】これは、ぜひ資格がある職員を配置してほしい。非常勤職員でありましても、月給制なのか時給制なのかということで違います。月給制であれば社会保険があるし、時給制であれば社会保険がないとか、いろんな条件が違ってくる。

そうであれば、資格があるということが大事

なので、そこを大事にして、ぜひ公募してほしいと思います、月給制で。もう3月ですから、これは時給制で公募していると思うんですけど、そこを見直していただきたいというのが今回の陳情ですので、ぜひご検討いただきたいということを強く申し上げておきたいと思います。

【深堀委員長】 陳情について、ほかにありませんか。

【赤木委員】 陳情番号2番の「海運・船員の政策諸課題に関する申し入れ」についてお尋ねをいたします。先ほど、中村和弥委員からいろいろ質疑がありましたが、その部分は避けてさせていただければと思います。

「4. 海に親しむ活動の推進」について、初等・中等教育の段階において、海に親しむ体験活動などを一層充実させることとありますが、県で把握されていることで、海に親しむような活動が既に何か行われていますか。

【木村義務教育課長】 特段、小・中学校で独自にそういう活動を行っているものはありません。

ただ、そういう機関からの要望につきましては、市町教育委員会並びに学校には紹介をしております。

【赤木委員】 わかりました。こちらの要望に対しては、市町の管轄になると思いますが、長崎県は海洋県でございますので、連携して取り組めることがあれば、ぜひとも検討していただきたいと思います。

先ほどの質疑の中で、長崎鶴洋高校の定員が120名から80名に削減されたというお話がございました。定員割れをしているからという主な趣旨だったと思うんですけども、既に定員が割れているから80名に下げたのか、それとも、長崎の現状、産業に鑑みて、それも含めて80名に下げたのか、それはどのような観点から下げ

たのか、お答えをお願いいたします。

【小野下県立学校改革推進室長】 長崎鶴洋高校の定員のことについて少し確認をさせていただきますと、今、一般入試が行われておりますが、平成25年当時、長崎鶴洋高校水産科は1.15倍の倍率ございました。平成31年度入試では、これは0.44倍という形になっております。

このような形で大きな不充足が生じたというのもあるのですが、実は、先ほどご説明が少しおろそかになりましたけれども、長崎鶴洋高校では、定員を減らしながらも、今後の水産業界の構造の変化への対応ということも考えておられます。今まで、水産食品の加工開発などを行う食品、それから水産資源の管理、生産を行う生産、こういったものに分けて、それぞれの学びをしていたんですが、今、水産業界ではいろいろな業種に通用できるような人材育成も必要であるという観点から、それをまとめましてコンサルティングという形で学びを統合した上で、企業のニーズに応えられるような学びも設定しようということを令和2年、来年度から始めようとしておられます。

この2つの観点、つまりなかなか志願者が増えていない、それから学びの対応も必要であるとの2点から、長崎鶴洋高校の水産科、80名定員で対応をさせていただいたところでございます。

【赤木委員】 丁寧なご説明、ありがとうございます。

先ほど、3月の卒業生で101名で、39名が水産関係に就職されるご予定だというお話だったと思うんですけども、これは育てている人材と県内の産業が既にミスマッチを起こしているということにつながっているんですか。それとも、生徒たちの意向が変わってきているということ

でしょうか。何か把握されているものがあるでしょうか。

【鶴田高校教育課長】先ほど、101名中39名が水産関連とご説明いたしました。これは平成31年3月、つまり1年前に卒業した卒業生でございます。101名のうち進学者もおりますので、就職した者の中で水産関連が39名で非関連が37名ですので、五分五分という状況でございます。

いろいろな生徒一人ひとりの事情がございます。どうしても県内がいいとか、県内の機械系の方に行くというようなこともございます。その一つひとつまで分析できていない状況でございます。

【赤木委員】県内就職につながる部分だと思いますので、先ほど答弁もありましたけど、県内の産業の状況等含めて、水産業の発展につながるよう取り組んでいただければと思います。

【深堀委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問はありませんか。

【川崎委員】資料の18ページ、第2回障害のある子どもの教育の在り方に関する検討委員会についてお尋ねをいたします。

協議事項の③特別支援学校の整備と機能充実で「大規模化し、教室不足等が生じている学校については」というくだりがありますが、具体的にどちらの学校でこのような状況が発生しているのでしょうか、お尋ねいたします。

【分藤特別支援教育課長】会議日時点の状況におきまして、県北地区を想定した有識者の委員の意見でございました。県北地区の本校としましては佐世保特別支援学校1校があります。平戸市、松浦市を含めて広域に児童生徒を受け入れていることから、特別教室を普通教室に転用するなど、児童生徒の増加に伴う一時的な教室不足への対応をしている状況を委員が発言されました。

【川崎委員】佐世保特別支援学校が一時的なキャパ不足ですか。一時的ということであれば、この「解消など計画的に整備を図る必要がある」というご意見に関しては、こういった受け止めになりますか。

【分藤特別支援教育課長】現在、長崎県特別支援教育推進基本計画の第4次実施計画を令和元年度から進行しております。第4次実施計画に基づいて、令和3年4月から平戸市立田平中学校内に、佐世保特別支援学校の小・中学部の分教室を開設する準備を今しております。佐世保特別支援学校本校の教室不足は、それによって解消するものというふうに考えております。

【川崎委員】そうすると、対応はされているという認識でいいですね。わかりました。しっかりと寄り添っていただきたいと思います。

同じ検討委員会の委員からの意見で、特別支援学校の整備について、特別支援学校が避難所になるのは合理的であると、避難所としての整備が考えられるのではないかとというご意見がありますが、これについての受け止めをお聞かせいただきたいと思います。

【分藤特別支援教育課長】この第2回の会議の検討事項は、特別支援学校についてでございました。特に、特別支援学校の機能の充実という視点から、委員からお話をいただいたところで

ございます。

委員のおっしゃったことを細かく申しますと、現状として特別支援学校の中には、体育館等が災害時の地域避難所として指定されている学校がございます。災害時において、障害のある児童生徒の中には、一般の指定避難所で一緒に避難生活を送ることが困難なケースもあります。特別支援学校はバリアフリーであることなど、施設設備も充実しておりますので、障害のある方の避難所としての機能ということで、防災への施設設備についての充実といった視点からの委員の意見でございました。

これは、令和4年度からの長崎県の第2期の特別支援教育推進基本計画策定に向けた、有識者会議による、先10年を見通した在り方をしっかりと整理していただくという会でございます。この在り方検討委員会の報告書を9月までにまとめていただくことになっております。

この会議の場で、災害時における障害のある人たちの避難場所について、各特別支援学校と地域の行政機関等と連携を図っていく必要があるという方向性をいただいておりますので、そういった方向性を踏まえて第2期の基本計画を検討していくという手続になっていきます。

【川崎委員】 そうすると、在校生の災害時における避難所ということではなく、在校生以外の障害がある方の避難所として受入態勢を整備していくべきではないかということなんですね。つまり、どちらかというと危機管理の部門が担っていくような課題ということでしょうか。

【分藤特別支援教育課長】 この基本計画につきましては、教育における基本計画になります。新しい学習指導要領においても地域に開かれた学校づくりということが一つ大きな視点になります。特別支援学校が地域に対してどのような

機能を果たすかという視点です。

また、こういった意見もございました。東日本大震災で、感覚過敏のある発達障害の子どもが、避難所で苦しい思いをしたという場面が紹介されました。発達障害の子どもたちの困難ささまざまです。そういった児童生徒に、地域としてどんな配慮が必要なのかといったところを、避難している地域住民の方にも理解、啓発を図っていく取組も必要じゃないかという意見もありました。

よって、委員ご指摘の地域におけるという視点と、子どもたちに対してどう支援していくかといった2つの側面で委員のお話があったところでございます。

【深堀委員長】 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事項に対する質問を行うことといたします。

質問はございませんか。

【松本委員】 第76号議案でも触れましたが、本日、高校入試がっております。今の中学2年生は、新しい高校入試制度で受験をいたします。新しい入試制度ということで、2月に説明会が、校長会であっております。

この入試制度は、今までは1回しか受けられなかったものが、前期と後期に分かれて2回受けることができるということで、大幅に変わっております。

まず、ここに至った背景と申しますか、なぜこういう形に変えたのかというところをお尋ねいたします。

【鶴田高校教育課長】 委員ご指摘の公立高等学校入学者選抜の改善につきましては、昨年9月に発表をいたしまして、現在、校長会や中学校

への説明等を進めているところでございます。

ご質問の背景でございますが、従来から、中学校側から推薦入試の廃止の要望がございました。地域間の差、学校間の差はあるものの、推薦入試への志願も低調であったため、今回見直すということになりました。

【松本委員】 推薦入試がなくなって前期、後期に分かれるということでもあります。

事前に、なぜ推薦入試がなくなったのかと確認したら、確かに学校側でも、希望者が多くて校内で推薦者の選考が難しいと、その推薦入試も定員割れしている状況であったということでございます。

そうしますと、前期後期に分かれたことによって、推薦がなくなった分、こういうところがメリットになりますというところはどこか。

もちろん2回受けられるということは大きなメリットだと思います。今までは1回しか受けられない。1回受けて、不合格だったら私立に行かなきゃいけなかったけれども、今度からは前期で失敗しても後期にもう一回チャンスがあるということで、すごく可能性の幅が広がることは大きいと思います。

その中で注目しているのが、何が違うのかの説明で、前期選抜の中で受験の方法が変わっています。今までは5科目と面接だったのが、英数国と面接。理科と社会がなくなって英数国だけになって、プレゼンテーションと実技という受験科目がございます。これは今までになかったものですが、こういったプレゼンテーションや実技の受験を義務教育の学校でどのように指導していくのか。もう来年のことですので、そういったところはどのように考えているのか、お尋ねいたします。

【鶴田高校教育課長】 特色選抜における選抜方

法のプレゼンテーションにつきましては、具体的にどういうものかといいますと、例えば、A3版の用紙に中学校で取り組んだことや高校で頑張りたいことをまとめて、それを見せながら説明していく、プレゼンテーションの能力というんですか、今までは面接だけでしたけれども、そういったものも課して中学生の能力を見たいということでございます。

実技につきましては、波佐見高校に美術・工芸科がございまして、絵とかデザイン、そういったものの力を見たいということで、実技につきましては、かなり専門性の高い学科に限定されるものと考えております。

【松本委員】 今の中学2年生、中学1年生が受験をするわけですが、確かにプレゼンテーションが試験になると、事前に学校の先生とも準備はするでしょうし、それがまた主体的な学習にもつながるとは思います。実技に関しても、美術や技術といった、高校でこういうことをやりたいと意欲を高めるきっかけにはなると思っております。

ただ、指導する側からしたら、割合の問題です。例えば前期選抜の割合がどれくらいのパーセンテージなのか、また、学力とプレゼンテーションと実技のテストの配分の比率とか、そういったものはどのように判断するのかと、来年初めてやるわけですから、ここが大きく変わってくると思いますが、そこに対してはどのようにお考えでしょうか。

【鶴田高校教育課長】 まず、前期選抜における割合でございますが、今の大枠としては募集定員の5～50%で各学校が決めるというふうになっております。

それから、プレゼンテーションとか学力検査等の比重でございますが、これも各学校で、学

校の特色を出したいと、プレゼンテーションが強い生徒を取りたいということであれば、その比重を増やすことができるようにしていきたいと考えております。

何よりもまして、そういった詳しい情報について、恐らく今の中学2年の生徒、それから保護者は早く知りたいと考えていると思います。今、高校側が一生懸命に考えているところでございまして、例年でございますと5月の下旬に公表する予定のものですけれども、1カ月ほどは前倒しをして公表して、中学校2年生及び保護者の不安の解消に努めていきたいと考えております。

【松本委員】初めての試みですから、おっしゃったとおり保護者も生徒も不安があると思います。しかし、新しい試みに期待も出てくると思います。それに対しての準備を中3になってから、5月から聞くわけですから、受験までにプレゼンテーション、実技が具体的に何を自分が準備しなきゃいけないかは学校の先生と相談していくと思いますが。

午前中に倍率が低い話もしましたが、この制度を活用すれば2回受けられるし、行きたい高校を複数選ぶこともできます。ぜひ、この周知を徹底して、公立の受験をきっかけとして意欲的に中学生が学習に取り組めるように、周知を5月下旬にされるということですから、しっかり伝えていただきたいと思います。

2つ目に、コロナウイルス対策について確認をいたします。

2月28日に文部科学省より通達がございまして、対象約12万人の小・中・高校生が休業することになりました。早速2月29日に文教厚生委員会が開催されまして、方向性は伺いました。

その後、3月1日の卒業式におきまして、来賓

がなしのところもあれば、あるところ、これは学校に任せるということでありました。

私は大村工業高校に参加させていただいたんです。かわいそうと言っては何ですが、「君が代」も歌えなくて、返事もできない、在校生がいないという状態でありました。しかし、保護者の方々は「やってもらってよかった」という声もありました。学校独自の配慮で、卒業式が終わった後の中庭で式歌をみんなで歌って、外は大丈夫だということで対応したことに、ちょっと安心をしたところでございます。

今は3月2日から24日まで臨時休業ということで、小・中・高校生12万人が対象になります。

市民の方から質問が多かったのが、休校中は自宅で過ごすようにと、人の集まる場所等への外出を避けるようにという通達がきて、学校でも指導がっておりますが、しかしながら、休校中に部活をしているといったクレームや、児童生徒がカラオケやボウリングに行っているのはどうなのかといったさまざまな心配の声も上がっております。

これはもう学校だけで抑えられることではありませんが、通達がきている以上、教員の方々は出勤していらっしゃるので、中山委員から前の委員会であつたとおり、電話や巡回、家庭訪問などの対応は必要になると思いますが、現状をお尋ねいたします。

【木村義務教育課長】先週の文教厚生委員会から本日にかけまして、県内21市町への聞き取りのほか、私自身も先週、7市町を訪問しまして、5つの教育委員会の事務局、7つの小学校に状況確認に参りました。

いずれの教育委員会及び学校も、まずは感染症予防という臨時休業の趣旨を十分踏まえた上で、家庭での学習の充実や児童生徒の居場所づ

くり、安全確保等に努めておりました。

特に児童生徒の安全確保については、市町、各学校の実情によってその形は異なります。家庭訪問を実施しているところもあれば、市町によっては感染症予防を強く打ち出している場合があり、そういう市町に関しましては電話連絡、また臨時登校日の設定、そして特に中学校は、先ほど話題にありましたことを含めて、校区内の巡回を行っております。

さらには対馬市では、中学生は1人に1台タブレットがありますから、タブレットによる見守り等、さまざまな取組が行われています。

カラオケや部活動については、私は承知しておりますが、そういう保護者、地域の方のお気づき等があれば、ぜひ学校にご連絡いただければと思っています。

【松本委員】 続きまして、小学校低学年の対応です。学童保育、保育園は通常どおり、そして学童保育に関しては終日お願いしたいということがありました。終日できているのか。部署が違いますけれども、学校に併設している学童保育もあるので、教員の方のフォローやサポートがあればという声がありましたが、10日たった状況の中で連携はできているのか、お尋ねいたします。

【木村義務教育課長】 子どもの居場所づくりのための人的体制の確保に向けた放課後児童クラブへの教職員の支援につきましては、国からも3月3日付で通知が来ましたので、そのまま市町教育委員会に協力依頼をいたしました。各市町とも、要請があれば対応すると伺っておりまして、昨日の段階で6市町におきまして、教員または市町雇用の学校支援員が、放課後児童クラブに勤務の形で協力しているというふうに伺っております。

放課後児童クラブ等との連携につきましては、当然各市町とも行っております。よって、必要に応じて学校に受け入れているところではありますが、今のところ、クラブでも学校でも受け入れられていないという報告は承ってはおりません。

【松本委員】 先日も質問しました、低学年で学童にも入れない、おじいちゃん、おばあちゃんも見られない、どうしても預けられない低学年児は、文部科学省からも、学校で対応できるのであれば対応してほしいと。ここは市町の判断でございしますが、その時点では長崎市と佐世保市が対応しているという状況でございましたが、それが今、どういう状況になっているかが1点。

また、障害のある児童生徒、特別支援学校の部分は、デイに預けられない場合は学校の方で対応できているのか、2点お尋ねいたします。

【木村義務教育課長】 幾つかの市は放課後児童クラブで対応できる場所がありましたが、他の市町におきまして学校の受け入れを始めております。

昨日、文部科学省からの調査がまいりました。昨日、今日の段階で各市町教育委員会に照会をしております。そのあたりをまとめることができれば、一定、数を私どもも認知することができていると思っています。

【分藤特別支援教育課長】 一斉休校の後、各特別支援学校長宛てに、障害のある子どもたちの居場所の確保ということで速やかに通知を発出して、協力を依頼したところでございます。

3月2日以降、受入れ学校数が3校、5名の方が特別支援学校を居場所として活用されている状況でございます。

【松本委員】 急な休業に対して、学校現場の混

乱というか先生方のご負担は大変だと思いますし、関わる学童保育の方々や、もちろん保護者の方々も大変だと思います。

総理が記者会見で、とにかく未然に防ぐこと、これは関係者だけじゃなくて国民全体で協力してコロナウイルスと闘っていかなければいけないと。

驚いたのは、民間の方々が、お昼が食べられない子どもたちのために100円でお弁当をつくったり、企業によってはネット配信で勉強を教えたり、漫画を見ることもできますよといった民間の協力もごございます。

教員の方々には、年度末の大変お忙しい時にご負担にはなりますが、共働きの家庭も多いですから、新年度に入るまで感染をすることがないように、子どもたちの安全・安心のためにご協力いただきたいと思います。

次の質問に移ります。

2月19日に報道発表がありました。文化庁より、ユネスコ無形文化遺産への提案候補が選定されました。本県からは大村の国指定文化財の黒丸踊、沖田踊と平戸のジャンガラという踊りが候補に選定されました。

今までは国指定に向けて一生懸命に頑張っていたんですけど、いよいよユネスコ登録まで発展することに、地元でも大変な喜びになっておりますが、ユネスコ登録の候補になりましたと報道されていますが、ユネスコの趣旨と、そしてどのような手続で決まるのかをお尋ねいたします。

【草野学芸文化課長】 先般2月19日に、文化審議会の無形文化遺産部会において、ユネスコ無形文化遺産への提案候補として選定されました。これは、国の重要無形文化財を文化庁がグルーピングをして、今回は「風流踊り」という形で

全国的に37件を候補として選定したものでございます。

今後の予定としましては、令和2年3月中に国の関係省庁連絡会議で審議が行われまして、3月末までにはユネスコ事務局に提案書を提出するという形になります。

日本には無形文化遺産登録されている件数が多く、既に21件あるため、国でのユネスコ無形文化遺産の審査は実質2年に1回となっております。2年前にナマハゲ等が指定されまして、令和2年は、伝統建築工匠の技が候補として審議される予定です。

そういった形で、令和3年に政府間委員会の審議が行われ、令和4年11月頃に審議され、決定となる予定でございます。

【松本委員】 令和4年の正式決定に向けて、これから国に提出をするということでございます。

地域の方々から、ユネスコ登録になると何かいいことがあるのかとメリットを聞かれるんですが、ユネスコ登録になると、国の支援とか、そういったものは出てくるんでしょうか、お尋ねいたします。

【草野学芸文化課長】 ユネスコの文化遺産になると当然知名度は上がりまして、活動も活性化するかと思われます。

文化庁も、昨年12月にユネスコ無形文化遺産の補助金を策定いたしました。これは補助率100%の国庫事業になります。主な事業としては人材育成事業、普及啓発事業、調査研究事業という3部門がございます。観光ボランティアのガイドの養成経費であったり、モニターツアーの経費であったり、そのほか普及のための講演会、シンポジウム、展示会といった分の経費も国の方で100%見ていただくというような事業でございます。また、啓発のための英文の教

材の新規作成の経費も補助できるようになっております。

【松本委員】もう時間になりましたので最後になりますが、無形の文化財ですので形がありません。黒丸踊も500年以上前からずっと地域で踊りながら伝承しているんですけども、実は、郡三踊りで国指定をいただいたんですけど、その中の一つの寿古踊が今回、ユネスコを辞退しました。どうしてですかと聞くと、50世帯の集落ではもう維持ができないということで、今回はもうあきらめるというお話をいただきました。

こういったところはほかの地区でも同じと思いますが、そういった中での支援とか補助は大変心強いものがございます。今回のユネスコ登録を契機に、伝統文化の継承がしっかりできるように、支援も引き続きお願いしたいと思います。以上です。

【川崎委員】新型コロナウイルスの対応についてお尋ねいたします。

今、松本委員の質疑で、居場所が見つからないお子様はいらっしゃらなかったということで安心をいたしました。引き続き、しっかりとご配慮いただきたいと思います。

そういう中で、学習状況についてのお尋ねでございます。自学のための課題を与えて取り組まれていると思います。さまざまな報道を通して、遠隔での学習が行われているように伺っていますが、この遠隔による学習の実施主体はどちらになるのでしょうか。

【木村義務教育課長】報道で取り上げられたのは対馬市立厳原中学校だったと思うんですが、間違いがなければ、それで説明をさせていただきます。

対馬市の中学生は、タブレットを1人1台持っております。それを活用して、学校が独自に子

どもたちとの間で、遠隔により健康観察や自宅学習の確認をしております。

具体的な内容といたしましては、タブレットを1人1台持ち帰って、毎朝、決まった時間に健康状況を報告、健康の場合には青、体調不良の場合は赤のカードを送信する。カードが届かない場合や赤のカードが届いた場合は、電話または家庭訪問をして安否及び健康観察を行う。

また、学習成果につきましては、学校から課題を送信、生徒は課題を受け取って、終わった課題は学校に送り返し、学校の方で添削をしてコメントを返すというやりとりを行っております。

【川崎委員】1人1台、それは学校の先生がやられているわけですね。ということは、学校の授業が、まさに遠隔授業が行われているというイメージだと思います。

利用状況については、今、事例を挙げていただきましたのでわかりましたが、先議事項で、すいすいスクールネットワーク整備事業に合わせて、端末も早く1人1台にすべきだと申し上げましたが、こういった不測の事態にもこのような効果が見られるということであれば、しっかりとハード整備も、少し前倒して進めていただければというふうに思います。

先ほど、学校司書の話もありましたが、まさにこういった時間がある時といいますか、特に夏休みは、こういった本をぜひ読んでほしいみな、お薦めの本を紹介しながら取り組まれていると思います。今、まさにこの時に読書をやろうと積極的に取り組まれていることはございませんか。

【木村義務教育課長】学校の状況でございますが、家庭学習の中で読書というのは一つの大事な要素でございますので、各学校は、臨時休業

に入る前に、それぞれの実態に応じた指導をされていますし、学校の図書館も活用しています。

【川崎委員】 ぜひ時間がある時に、そういったところを積極的に薦めていただければと思います。

もう一つは、感染防止が目的の一斉休校であったものの、元気なお子さんが一日中家にいるということもなかなか大変で、むずむずして外に出ることもあろうかと思います。

一方では、きちんとした体育の授業を受けていないわけで、カリキュラムに則った運動が不足をしていないかと懸念もしております。そういった運動支援についてはいかがでしょうか。

【松崎体育保健課長】 委員からご指摘がありました支援は行っておりません。地域の実情に合わせて、市町教育委員会や各学校で対応されているものと考えております。

実際、ある学校では校長が、保護者宛ての一斉休業のお知らせの中に、「時には自宅でのストレッチや筋力トレーニングをするなど、気分転換を図るようにしてください」という文言を記載している事例もございました。

【木村義務教育課長】 本日、文部科学省から通知がきているところです。

感染予防のために基本的には自宅で過ごすようにお願いはしているものの、健康維持のため屋外で適度な運動をすることなどは妨げるものではなく、感染リスクを極力減らしながら適切な行動をとってもらうことも重要だという通知がきております。

なかなか難しいことかもしれませんが、今回のコロナウイルスでは、密閉されたところで、近距離で、歌を歌うとか声を出すところは感染リスクがあるので、そういうところを避ければ一定運動ができるというような考え方だと思い

ます。これを早速、今日、市町教育委員会にも通知したところであります。

【川崎委員】 ぜひ頭、そして体も併せてしっかりとご配慮いただければと思います。

次に、一斉休校の期間についてです。刻々と春休みの時期は近づいてきていて、一方では昨日、気になる発言があつてですね。

専門家会議が昨日あつて、当面、感染者の増加傾向が続くと予想され警戒を緩めることはできないと。別の委員だったでしょうか、「これは長期間に及ぶ、年を越すかもわからない」という発言もある。この1～2週間で、もう1～2週間では済まなくなったなど非常に憂えているところでありまして。

昨日の専門家会議の言葉を受けて、今回一斉休校がこの時期でとどまるのかどうか。春休みを越えることも検討しないといけないんじゃないかと憂えているわけですが、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

【鶴田高校教育課長】 今、委員がおっしゃった専門家会議メンバーの見解については承知をしているところで、警戒を緩めることはできないというような発言は私もテレビで見ました。

現時点で、県立学校については臨時休業期間を3月24日までと通知をしております。その後、春休みに入りますので、新学期が始まる4月7日までは授業等、部活動も含めて、ないということになっております。

その後の臨時休業の延長につきましては、国の動きや文部科学省の方針等を見極めながら、適切に対応していきたいと考えております。一刻と、いろんな動きや方針が出る状況でございますので、そういったものを見ていながら、4月8日以降、新学期のあり方について考える必要があると考えております。

いずれにしても、感染の拡大の防止が前提でございますので、そういった考え方を一番に、優先して考えていきたいと思います。

【川崎委員】なんでこんなことを伺うかといいますと、今回3月2日からの休校については唐突感もあるとさまざまな批判もある中で、教育長も感染防止と、子どもたちの命を守ることでの英断だったという認識をもっております。

であれば、こういったことを我々も経験をしたわけですから、積極的に云々ということを行っているわけではなく、いろんなことに備えておくことは必要かと思います。ご答弁は結構でございますので、ぜひそういった不測の事態には十分備えておいていただきたいと、そういった意見でございますので、よろしくお願いをいたします。

次に、物品の発注についてお尋ねをいたします。昨年、総務委員会に所属をいたしてまして、物品に関わる質疑をさせていただく中に、教育委員会関係の発注でこういったことがありました。

同じ年度内の発注で小分けにたくさんあると、同種のものは一連の調達と見なされ、合計が3,000万円を超えるとWTO案件となって、県内企業に特化するという地域縛りがかけられない、そのような状況がありました。よって、3,000万円よりも低い金額ではありますが、これを県外業者が落札をするということがあったんです。十分県内企業で取れる案件ではあったんですが、WTO案件ということで、残念ながら県外の企業が落札をしました。

なにがしか工夫ができないものか、ご見解を賜ります。

【日高教育環境整備課長】委員ご指摘のとおり、トータルの金額が3,000万円以上のものにつき

ましては、小分けをしてもWTOの政府調達の要件を満たすという形になっております。

現在、私どもとしましては、パソコン教室のパソコンとか事務用パソコンにつきましては7年間での更新という形を目指してございまして、毎年1億3,000万円から1億4,000万円程度の予算でパソコン等の購入を計画しております。1件で1億3,000万円では、WTO案件ですので、県外の業者が取るか、県内の業者が取るか分かりません。

ですから、令和元年度につきましては8つの地区に分けまして、8件の発注に小分けをいたしまして、地元の業者が参入しやすいように、現状の制度の中で地元発注が可能になるように制度運用をしている状況でございます。

【川崎委員】工夫をされて8件に分けて、地元の企業もなるべく取れるような形にしているということでありましたが、8件全部、何とか県内企業にならないかという思いなんです。

そういうことに関して何が壁になっているのか、もう少し研究をして、問題があれば、そういったところを我々と議論しながら、いい形にもっていく努力をしてほしいんです。いま一度、ご答弁を。

【日高教育環境整備課長】今の政府政令の中での発注につきましては、私が説明しました、小分けにして県内業者の受注機会を増やすというのが精いっぱいじゃないかと思っておりますので、今後も県内の業者が受注をしやすいように小分けして、受注機会を増やしたいと考えております。

【川崎委員】あまり答弁は変わらなかったですね。また改めて、いろいろ課題を一緒になって勉強していきましょう。

次に、教科書についてお尋ねをいたします。

選定のことですが、あまり知識がなくて大変恐縮です。基礎的なことをお伺いするかと思います。お許してください。

多くの出版社がありますけれども、どのような作業で、どなたが選定をしていられるのか、お尋ねいたします。

【木村義務教育課長】公立学校で使用される教科書につきましては、その学校を設置する市町や都道府県の教育委員会に教科書採択の権限がございます。

市町立の小・中学校におきましては、採択地区市町または採択地区内の市町が共同して、教科ごとに同一の教科書を採択することになっております。

本県における採択地区は12地区あります。このうち5地区が、複数の市町で構成される共同採択を行っております。共同採択をするのは、市町によっては学校数が少ないなど単独での採択が困難であり、また、地域的条件等から、その地域内で同一の教科書を使用することが適当と考えられる地域でありまして、近隣の市町で採択地区を構成しております。

採択の方法は、採択権者である市町教育委員会が、県が作成した採択基本方針及び選定資料を参考に、採択地区ごとに独自に調査、研究した上で、1教科につき1種類の教科書を採択するという手順になっております。

【川崎委員】教科書ですから、本そのものだと思います。理解度を深めていくために、ICT教育というのが進んでいると思います。まさに1人1台、早くやってほしいですけど。

例えば、教科書にICT教育がリンクされて、より理解度が進んでいくような教科書、デジタルコンテンツがコラボすると、より一層いいんじゃないかと思いますが、ICTというところ、

いわゆるデジタルという部分については、採択における基準が設定されているのでしょうか。

【木村義務教育課長】先ほど、市町は県が作成した採択基本方針及び選定資料を参考にと申し上げましたが、選定資料の項目の中にICTを取り上げた項目がございます。

今回の教科書の特徴は、ICTに関しましてはプログラミング教育に関する記述が入っています。例えば、算数科で6発行者、6学年計36点のうち17点で入っていました。また、理科発行者4学年24点のうち6点で記載していたとの情報です。

もう一つは、二次元コードというのが今回初めて入りました。これは、バーコードを読み込むと実物の映像が出てきたりするものでありますが、全164点中155点に二次元コードが入っており、これは大幅に増加しました。

このような点を参考資料の中に入れて、市町教育委員会が選定する資料にさせていただいています。

【川崎委員】より理解度が深まるような教科書でやっていただきたいと思います。よくわかりました。

次に、文字のことでお尋ねいたします。図書館でも、視覚障害というか、なかなか見えづらい方のために、普通の図書と別に大きな文字で改めてつくり直した本が置いてあるんです。

学校現場においても、少し見づらい方もおられるだろうと思いますが、そういったところに工夫はされてあるのでしょうか。

【分藤特別支援教育課長】採択地区で採択された教科書が見えづらい、つまり弱視の子どもや、特別支援学校であれば全盲の子ども、また読むことが難しい学習障害の子どもなど、さまざま子どもがいます。

そのため、検定教科書を拡大した拡大教科書や、点字教科書が発行されており、通常の学級や特別支援学級の子どもたちも、このような一人ひとりに合った教科書を採択して活用されているところでございます。

加えて、検定教科書の音声教材も、子ども一人ひとりに応じて活用できるようになっておりますので、そういったものをパソコンやタブレットに取り込んで活用しているお子様もいらっしゃいます。

【川崎委員】今のように拡大、点字、音声教材もありまして、一定配慮をされていることは承知をいたしました。

このようなことから学習能力も上がっているだろうと思いますが、その効果については何か検証をされていますでしょうか。

【木村義務教育課長】新しい教科書は、本年度、小学校で採択をしたものですから、使用開始は次年度からということになります。さらに、次年度は中学校で採択し、使用開始は再来年度からということになりますので、新しい教科書の効果等については、その活用の中で見定めていきたいと考えています。

【川崎委員】今のは、見えづらい教科書とかのことに對するご答弁ですか。（「全部です」と呼ぶ者あり）すみません、申し訳ない。質問の仕方が悪かった。

拡大とか点字、音声教材、そういったものがあって、生徒さんが理解度を深めるための工夫がされていますが、この活用によって具体的にどういった効果が出てきたのか、どういうふうに学習能力が上がったのか、意欲が上がったのか、そういったところをお聞かせいただければと思います。

【分藤特別支援教育課長】例えば、先ほどご紹介

しました音声教材につきましては、本県においては約55名の希望をされている子どもさんがおられます。音声教材につきましては、例えば、タブレットやパソコンに取り込んで、白い字面が見にくいので白黒反転して見やすくすることもできますし、音読する時に行を飛ばしてしまう子どもは少し行間を広げると、そういった操作も容易になっていきますという効果が文部科学省のパンフレットに示されております。

本県で、この音声教材を使いたいというお子さんが先ほど申した人数いますので、しっかりと義務教育課と連携して、県で、こういった使い方をしてこういう効果がありましたということ进行分析して発信をしていきたいというふうに思っております。

【赤木委員】委員と重ならない形で質問させていただきたいと思います。新型コロナウイルス関連について、質問させていただきます。

本日、高校受験が行われているということですので。新型コロナウイルスに関しては、幸いなことに県内では感染者は出ておりませんが、対策としていろいろ必要ではなかったかと思しますので、試験に関してどういった対策をして、混乱がなかったかどうか、何か報告があれば教えてください。

【鶴田高校教育課長】結論を申し上げますと、特に混乱等はございません。現在、順調に実施しているところでございます。

臨時の文教厚生委員会でもご報告いたしましたが、万が一、感染者や濃厚接触者があった場合、2週間程度の自宅待機や治療が必要ということで、救済措置を発表したところでございます。

今日も、咳や発熱等で不安がある生徒に対して、個別の個室受験や別室受験というような配

慮についても指示をしていたところですが、幸い今のところは特にそういったことはないようでございます。

【赤木委員】 普段の努力が報われるような環境であるということで、大変喜ばしいことだと思います。

先ほどの答弁の中で、3月24日までは一斉休業で、春休みを経て、その後またいろいろ検討しないといけないというような話がありました。4月7日まで春休みで、それ以降の学校の中での対策もさまざま必要になってくるかと思います。例えば備品の準備等も必要になってくるかと思いますが、学校が開かれた時の対策は何かとられているでしょうか。

【鶴田高校教育課長】 備品等の準備は基本的には職員がいたします。職員は勤務をいたしておりますので、年度末、年度始めの準備については遺漏がないようにできると考えております。

【赤木委員】 例えばアルコール消毒液が、学校の中で用意している分が足りなくなるとか、そういう事態はないという認識でよろしいですか。

【鶴田高校教育課長】 今日は高校入試をやっておりまして、アルコール消毒液を玄関に置いたりしています。卒業式もそうでしたが、そこが足りないという報告は、私どもは聞いておりません。

【赤木委員】 わかりました。

では、生徒ではなくて教職員の環境についてお尋ねします。もちろん教職員に関しても、健康管理には努めていただかないといけないと思います。今回の新型コロナウイルスの影響も受けて、教職員に対する健康管理等、何か変わったこと、改めて行ったことなどありましたら教えていただきたいと思います。

【鶴田高校教育課長】 県立高校に関しましては、

何回も繰り返しますが、本日が高校入試で、高校の教職員が感染をしてしまったら大変なことになるということで、万全の体制を敷くようにという通知を出しておりました。幸い、そういった健康面での不安を抱えている教職員はございません。

【赤木委員】 これは提案ですけれども、万全に対策をいただいていることは大変喜ばしいと思うんですが、例えば検温を毎日して報告をさせるといったことができないかどうか、教職員の健康管理にもぜひ努めていただきたいと思います。

次に、先ほど川崎委員からもお話がありました、遠隔での学習支援についてお尋ねをいたします。

埼玉県教育委員会は、ホームページに前からあったと思うんですが、教材をダウンロードできるような仕組みづくりができております。

長崎県教育委員会でも、ホームページ上から教材がダウンロードできるといった仕組みがあるのか、もしくは検討されているのか、そういったものがあれば教えてください。

【木村義務教育課長】 今回、急な家庭学習ということになりましたので、各学校が使用して下さったものの中に、現在、県の教育センターに取りまとめたある問題事例とか、過去の全国や県学力調査を見やすく系統づけたものをダウンロード、印刷して活用していただいているというふうに伺っています。

【赤木委員】 今のは、誰でもダウンロード可能ということですか。（発言する者あり）学校だけです。わかりました。埼玉県教育委員会は、誰でもダウンロードできるような状況で。

今回の休業によって、子どもたちにできる限

り教育の格差が生まれないような取組を検討しないといけないのかなと私は思っております。

私、東京学芸大学出身でして、友人の8割ぐらいは教員になっております。さまざまな全国での取組等情報が入ってくるんです。これは学校の教員の能力になってしまうのかもしれませんが、ある教員は、オンラインでできる教材を全てまとめて、自分の学校のホームページで公開をしている事例もございます。

子どもたち目線になってしまうんですけれども、こういったオンラインで、無料で使えるツールがありますので、公開して、教育格差がこの時期に生じないような取組を検討いただけないかと思うんですが、何か見解がございましたらお願いいたします。

【本田教育次長】 委員ご提案のことは、検討をしながらということで実は考えているところでありますけれども、今後、延期になるのか、あるいは4月8日から開校してそのまま進めるのかということも判断の一つになってまいります。

その意味で、民間のコンテンツとなりますと経費がかかることもありますので、何か工夫ができないかと。教育センター等のウェブページを使いながら、先ほど義務教育課長が申し上げましたが、そういう提供ができないかということは検討してまいりたいと考えております。

【赤木委員】 無料で使えるツールがたくさん出ておりますので、費用がかかるものは確かにあるかもしれませんが、ぜひとも、今のこの時期を利用して、さまざまな学びができるような環境は検討していただきたいと思います。以上です。

【深堀委員長】 審査の途中ですが、しばらく休憩いたします。再開を15時25分にしたいと思っております。

— 午後 3時10分 休憩 —

— 午後 3時23分 再開 —

【深堀委員長】 委員会を再開いたします。

引き続き、議案外所管事項に対する質問を行うことといたします。

【日高教育環境整備課長】 先ほど、川崎委員への物品の調達にかかわります私の答弁の中で、入札を小分けしてと発言しておりましたけれども、訂正をお願いしたいと思います。

今、入札につきましては、学校を地域ごとにまとめ、入札を行っております。このことによりまして、参加が難しい地元業者も参加しやすくなり、地元業者に入札参加機会の配慮を行っているという状況でございます。

【深堀委員長】 ほかに質問はありませんか。

【中山委員】 それでは、1つ2つ質問しますが、まず最初に、新規高等学校卒業者の就職状況ということで63.3%、4%上回ったと、平成23年度から最高値となったということでもありますので、努力を一定評価したいと思います。

また、もう一つうれしいのは、私立高等学校も県内就職率が上がりましたので、両方そろって上がったことで大変うれしく思います。

ただ、一つだけちょっと寂しいのがあります。というのは、県立大学はなんと7%も県内就職率が下がったという衝撃的な情報が入ったわけでありまして、なかなかこの辺が難しいところだなという思いがしているわけであります。

そこで、今年度の努力でこういう形になったと思いますが、これを続けていくことはなかなか、4%上がったから来年度も4%上がるかといえば、そう簡単にはいきにくいと考えておましてですね。そうしますと、今年度の取組を含めた上で、新年度でどのような形で取組をさら

に強化していこうとしているのか、まずそこからお尋ねしたいと思います。

【鶴田高校教育課長】今年度の結果を踏まえての来年度の取組でございますが、高校は3年の担任の先生が毎年入れ替わっていきますので、新たに3年生の担任になった教員に対する研修をやはり実施するべきであると考えております。

今年度の初め、約1年前ですが、全ての工業高校の3年の担任の先生に、そういった研修会を実施いたしました。来年度につきましては、商業高校とか農業高校も含めて実施をしていきたいと思っております。

併せまして管理職の研修です。教頭が、特に3年生の先生方への目配りをしていますし、キャリアサポートスタッフと担任とのつなぎという役もやっていますので、管理職の進路研修も実施をしていきたいと考えております。

併せまして、今年度もそうですけれども、キャリアサポートスタッフのきめ細やかな指導を続けていきたいと考えております。

【中山委員】今の答弁は了としますが、実は私も、今年になってから長崎工業高校に調査に行きまして、どういう状況かと聞いたら、今までで最高の状況ですという話があつてね。

そうなった原因はどこなのかと聞いたら、先ほど課長が言ったように、担任が非常に熱心に保護者とか生徒と話したと。生で私は直接聞きましたけれども、そこが基本中の基本じゃないかと思っておりますので、ぜひ引き続いて担任の先生方にきちんと研修して、ここのモチベーションを上げていくことが継続的な就職につながっていくと思っておりますので、ぜひそういう形で進めていただきたいと思います。よろしく願います。

就職をした若者をどういう形で県内に定着さ

せるかというのが、一つの大きな課題になろうと考えておりまして、高等学校卒業後の進路状況等の県内公立学科別の就職状況がありましたが、最近、若者の離職がかなり進んでいるというような話も聞くわけです。

新規卒業した高校生の1年未満とか3年未満の離職率はどのように把握しているのか、わかれば教えていただけますか。

【鶴田高校教育課長】離職率についてのお尋ねですが、長崎労働局が公表しておりまして、直近の数字で、3年間で離職した割合が長崎県は43.2%でございます。実は2年前は47.2%でございました。そこから4ポイントほど改善をしている状況でございます。

【中山委員】労働局のそれを参考として大まかな数字を見るのはいいと思うけれども、できれば科別にね。例えば普通校であるとか、農業高校であるとか、工業高校であるとか、科別に就職状況を把握していますね。この就職状況を追跡調査して、どこの科が離職が多いのか、どこの科が離職が少ないのか、その辺の分析をしていくことが、離職防止につながっていくんじゃないかと思っておりますけれども、こういう調査をしたことがありますか。

【鶴田高校教育課長】そういった科別、学校別の離職者の数についての追跡調査は実施しておりません。

【中山委員】今後は、きめ細かく分析していつて、その中で対応していくと。漠とつかんで、47%から42%に下がりましたよ、だけでは対策にならんわけです。県内には8つの分野があるわけでありまして、それによって県内就職率も違うはずだと思うんです。その辺をよくよく把握するのがまず大事だと思いますので、ぜひ把握に努めていただきたいということを申し上げ

ておきます。

それと、平成30年度に高校に入学した生徒の卒業後の進路先の調査をやっていますね。「第三期長崎県立高等学校改革基本方針」の資料に載っておった。

その中に「未定」が15%から20%ぐらいおる。それを含めて、就職についての指導をどのような形でやってきているのか、教えていただければと思います。

【鶴田高校教育課長】 就職を希望する生徒が、いつその就職をはっきり意識して、県内、県外、どちらにするのかとか、どういう職種を選ぶのかということについては、やはり学年ごとにだんだんと固まっていく状況だと思います。

残念ながら、3年になっても未定というか、決まっていない生徒もいるかと思いますが、そこは就職者が多い高校についてはインターシップ、企業説明会、そういったもので企業についての研究をする、働くことの意味を考えてみる、あるいはキャリアサポートスタッフとの面談を通して、自分に合った事業所はどういう事業所なのかということを適切に指導していきたいと考えております。

【中山委員】 この調査は、平成30年度に県立高等学校に入学した生徒を対象に実施したと、高校卒業後の進路先についてどのように考えているかと、回答者が989人おったということです。

この辺が各学校でどういう状況になっているかはわかりませんが、数字が出ているわけですから、この辺を担当が中心になって保護者、そして生徒と話をすることによって、これが2年生になれば減ってくるし、3年生になればもっと減ってくると、そういうことで見えてくるわけです。

高等学校卒業後の進路状況等の調査では、「無業者等」というのが、平成31年3月段階で161人おる。全体の2%程度、100人おれば2人が無業者等ということになっている。

この無業者等というのはどういう人を指すのか、まずそこを教えてくださいませんか。

【小野下県立学校改革推進室長】 今、委員がおっしゃっている資料は、先ほど議案になっておりました第三期高校改革基本方針の資料だと思います。

高校卒業後の進路状況ということで調査している内容でございしますが、高校を卒業した後の無業者ということであると、例えば、大学受験を行ったが、残念ながら失敗をして、次の機会に受験しようという子どもたちを指している状況でございします。ゆえに普通科の子どもたちが118と多くなっているという状況があります。

【中山委員】 118は普通科でしょう。それ以外に農業、工業、商業、水産、家庭、総合学科、全部あるじゃないですか。普通科の118を除いたら43名の無業者がいるわけでしょう。進学ばかりではないでしょう、無業者というのは。

【小野下県立学校改革推進室長】 普通科の部分の説明させていただいたところでございします。今のところはですね。（発言する者あり）

【中山委員】 私は161名と言うと。あとは誰が答弁するのか。

【深堀委員長】 普通科以外の部分のことについては。

【小野下県立学校改革推進室長】 具体的な数字の内容を今、手元に持っておりませんので、後ほど報告させていただけたらと思っております。

【中山委員】 突然の質問だから、ないことも理解できんことはないけれども、さっきの説明か

らして、私は普通科しか把握していませんよというような答弁ではおかしいですよ。

私は何を言いたいかというと、これが進学に失敗して次にやるということであれば、118のうち幾らかは進学する人もいるでしょうけれども、それ以外の無業という方は就職も進学もしない人じゃないかと思うんです。これが大きくなると、例えば毎年100人おったとしたら10年で1,000人になるんですよ。そうすると本人たちもかわいそうだし、長崎県としても大きな損失ですよ。

そこで、無業者を出さないということが、教育委員会の一つの使命でもあるんじゃないかと私は思うわけであります。ここを一回分析してほしいと思います。

そしてもう一つは、3年以内の離職者が43.2%ということでありました。この問題と無業者の問題も含めて、県立学校57校に、離職者とか無業者の相談とか支援体制は全部でき上がっていますか。

【鶴田高校教育課長】就職をした生徒に対しては、各学校において、残念ながら職場が合わずに早期に離職をした場合は学校に相談をするようにという指導はしております。その後、ハローワーク等につなぐような形をとっております。

来年度以降、また産業労働部とも連携をしながら、離職してUターンした卒業生も含めて支援の体制を考えていきたいと考えております。

【中山委員】きちんと組織をして担当者を置いている学校もあると聞いておりますけれども、57校全部にそういう体制はできていないと私は推測するわけです。早期離職者、無業者の相談相手に学校になるのが、この人たちを社会復帰させるための、新しい就職をさせる一つのポイントになると私は思うんです。

よくよく57校を調べて、足らざる面があれば、いい事例が何カ所かあるから、私は調査して知っているんだから、そういう事例を紹介して、できるだけ同じレベルまで引き上げていって、誰でもどこの学校の卒業生でも学校に相談できるという体制をしいてもらえれば、離職率とか無業者が減っていく可能性があるんじゃないかと思いますので、今年度まだ委員会もありますから、よく調査して、前向きな取組をお願いしておきたいと思います。再度答弁がありますか。

【鶴田高校教育課長】今の委員からのご指摘を受けまして、全校に対して、そういった早期離職者や無業者、就職も進学もできずに卒業する生徒もやっぱりおりますので、そういった生徒のアフターケア等も含めて指導していきたいと考えております。

【中山委員】アフターケアを含めてというか、これは県民だからね。せっかく義務教育を終えて、これだけの税金を投入して育て上げた人が、その人も不幸だけれども、長崎県にとっても非常に損失なんですよ。

そういうことだから、学校に何らかの組織をつくって、相談する窓口とか支援する組織をつくって、きちんと対応すべきだと思いますので、私の意見も取り入れてもらって、ぜひ一回調査をきちんとやっていただくことを要望しておきたいと思います。

【堀江委員】大きく3点、端的にお尋ねしたいと思います。

最初に新型コロナウイルス感染症対策ですが、それぞれ委員から出されたとおりですけど、私のところに寄せられた情報といたしまして、県内の北部地域のある市の教育委員会が、学校の臨時休業期間中にご家庭でなかなか児童が見られない、安全が図れない場合は、どうぞ登校し

てくださいとご案内をしたんですけれども、学童保育も登録の児童の半分しか来ていないし、ほとんど学校にも来ないというふうな状況が一部に見られるということでありました。

先ほど義務教育課長は、そういった状況をまずは把握したい旨の答弁があったかと思っております。そうした状況は、もちろん刻一刻変わっていくと思うんですが、今、教育委員会として把握している状況が一定明らかになった時点で、もし議会中であれば私どもにも資料をいただきたいと思っているんですけど、その点はどうですか。

【木村義務教育課長】堀江委員から、学校にも来ていない、学童保育もいっぱいになっていないというお話がありました。

私、各学校を訪問したという話をしました。家庭の保護者が、この事態をきちっと受け止めていただき、協力していただいている家庭が多いことに私は特に驚きました。ですから、例えばご家族が無理でも、おじいちゃんとかおばあちゃんとか、いろんなことで支援をされているのも十分あり得るということでもあります。

資料の提供でございますが、先ほど申し上げましたとおり、今日、明日中で国の調査がございまして国に報告いたしますので、この内容につきましては提供いたします。

【堀江委員】この問題につきましては状況がいろいろ変わっていくと思っておりますので、ぜひ、子どもの立場に立った対応をよろしくお願いをしたいと思っております。

2つ目には、男女混合名簿についてお尋ねをしたいと思っております。

今の時点で、県立学校と公立小・中学校の卒業式では、小・中学校はこれからですけれども、どういう形で呼名をされるのか、混合名簿の状

況がわかれば教えてください。

【鶴田高校教育課長】卒業式における生徒の呼名、名前を呼ぶ順番は、定時制も含めまして66校、3月1日に実施した卒業式について調査いたしましたところ、男女混合名簿による呼名が12校、男女別で男子が先が52校、男女別で女子が先が1校でございました。

【木村義務教育課長】卒業式に男女混合で呼名の予定の小学校は全体の81%の259校、中学校は全体の65%の112校、義務教育学校で1年から9年までの学校は2校しかないんですけれども、これは100%男女混合の呼名をいたします。

【堀江委員】高校教育課長は今、12校、52校、1校と言われましたか。トータルで65校になりませんか。公立高校は66校と言われませんでしたか。ごめんなさい、私の聞き違いだったら許してください。

【鶴田高校教育課長】申し訳ございませんでした。卒業式を実施した高校は65校でございました。1校だけ鳴滝高校通信制が、臨時休業の影響で卒業式を実施しておりません。

【堀江委員】小学校は男女混合の割合が81%、中学校は65%ですが、高校は男女混合が今、18.5%、約2割しかないですね。

その中で今度、全部男女混合名簿になるという方向なんです、その経緯と根拠、何を根拠にそうするのか。法律はないし、条例はないんですけど、何を根拠にそういうふうになるのか、そういうふうになった経緯を改めて聞かせてください。

【鶴田高校教育課長】男女混合名簿につきましては、義務教育課長から報告がありましたとおり、小学校、中学校が使用の割合が高いという状況がございました。

それに加えて、男女平等教育の推進に加

えましてLGBTへの配慮の観点から、高校においても男女混合名簿を使用するべきであるという考えに立ちまして、県立高校においても令和2年度4月から男女混合名簿を使用するように、これは昨年4月の校長会以降、数回にわたって各県立学校の校長に指示をしているところでございます。

その結果として、来年度からは全校が男女混合名簿を使用する予定です。

【堀江委員】 指示をする。県教育委員会が指示したらできるのか。県教育委員会が指示したら、県立高等学校も呼名はできるんですか。これは学校の判断でしょう。そこを教えてください。要は根拠は何ですか。

【鶴田高校教育課長】 すみません、申し訳ございませんでした。訂正をさせていただきます。学校の教育活動に関することについては校長の決裁権がございますので、指示という言葉については訂正させていただきます。

校長会において、使用するように検討を依頼していた状況で、それを受けて各校長先生が決断をしたというような状況でございます。

【堀江委員】 つまり、この名簿は慣例ですか。学校の中でも、学校の規則とか規定とか、あるんですか。根拠はないんですね。慣例ということですか。

【鶴田高校教育課長】 男女共学が始まったのは戦後ですから、戦後早い時期から男女別の名簿を使用していたものと考えております。それが慣例化していたということだろうと考えております。

【堀江委員】 私が聞いているのは、学校の名簿は例えば男女別にするとかと、その文言があるのかということです。法律があり、条例があり、規則があるでしょう。その規則にあるのか

ということですけど、規則にはない。ということは、学校長の判断で言うところの慣例の領域なのかと。

何でも皆さんの仕事は根拠があるじゃないですか。法律があり、条例があり、規則があり、今は持ってきていませんけど、全てそこに書いてある。書いていないものは全部、ほかに規則がある。

その名簿というのは、その中に入っているのか、どこに入っているのですかということを知りたいです。

【鶴田高校教育課長】 大変申し訳ございませんでした。特に規則とか、そういったものにはございませんので、男女別にしなければいけないとか、名簿のつくり方についてのそういった規則等はございません。

【堀江委員】 私がこのことにこだわるのは、私が県議会議員になってから10年ちょっとたちますけれども、その時に、名簿は混合名簿にするべきでしょうと、男女平等の観点から。でも、なかなかそうはならなかったんですよ。なかった。

でも、今は、当然ですけど「男女平等」ではありません。男女平等ではないんですよ。一人ひとりの個性を大事にするという時代で、LGBTという言葉がありますけれども、そういう意味では、時代が要請するんだと私はすごく思っています。

県立高校が現状は18.5%、約2割しかいないと。ジェンダー平等という時代に、今は18.5%しか混合名簿ではない県立高校が、来年度から100%にするということはすばらしいことなので、私が細かく聞いたのは、要は学校の先生の判断、学校長の判断でこれができるということは、時代がそう学校長に要請をしているという

認識に立っているんですけど。

そこで、県教育委員会としては県立の学校にお願いをして、依頼をして、学校長が了解をしたということで、ほぼ実施をするという見込でいいのか。

小・中学校についても、今度は市町の教育委員会にこれはお願いをする形になるわけですが、小学校が81%、中学校が65%と今でも100%ではないですね。そうなっていない学校に県教育委員会としてお願いをするという形で、実態としては小・中学校についても新年度から実施される見通しがあるのか、見通しについてはどうなのかということをそれぞれお答えいただけますか。

【鶴田高校教育課長】校長会が年度の途中で任意に調査をしたところ、全ての高校が実施するとアンケート調査で答えておりますので、するものと考えております。

【木村義務教育課長】男女混合名簿につきましては、確実に増えてきております。これは間違いのないことであります。私の手元にある数字で、21市町のうちの8市町につきましては、全ての小・中学校で男女混合名簿になっております。

一方で、先ほど話題になりましたように、名簿の作成は校長の管理運営事項でありますので、校長が定めております。今までの慣例の中では、例えば、健康診断等の事務処理を確実に行うこと等から考えると男女別がいいとは事実としてありました。しかしながら、ジェンダーフリーの価値観とは、別次元のものととらえております。

4月以降につきましては、県立学校がこのような取組をしていきますので、県立学校の取組をぜひ市町教育委員会に紹介をし、各学校に流

していきまして、その中で男女平等の視点やLGBT当事者の人権という視点から、ぜひ検討をしていただきたいというような情報提供をしてまいりたいと思っています。

【堀江委員】私は、県立高校が男女混合名簿になり、小学校、中学校もそういう方向にあるということは、国連を含めて世界のジェンダー平等の流れを長崎県もいち早く形として取り入れるというふうに私は思っておりますので、実務上、男子と女子が必要な名簿は、それはそれで作ればいいわけであって、入学式とか卒業式とか、そういう時には、私はぜひ混合で呼んでいただきたいと、あえてそのための努力をしていただくことをお願いしたいと思います。

もう一つ、端的に変形労働時間制の問題についてお尋ねしたいと思います。

変形労働時間制とはどういうことかと、私の私見を申し上げますと、1日8時間労働の原則を崩し、忙しい時期とそうでない時期を設定し、忙しい時には1日最大10時間、そうでない時期はその分、短くするという仕組みで、働く人の健康と生活にとっては問題のある制度と私は理解をしています。

制度を導入して退勤時間を1時間以上遅くすれば、当然先生たちの帰る時間も遅くなる危険が高まりますから、子どものお迎え等、生活に支障が出てくるというふうに思っております。

一つの売りは、夏の休日のまとめ取りができるということですが、そういうことは制度を導入しなくても年休の取得と合わせてできるというふうに思っております。

しかも変形労働時間制は、過酷な労働条件であるために、あらかじめ一人ひとりの労働日と各労働時間を書面で決めるなど定められていて、運用に当たっても大変な事務を必要とします。

何より、先ほど条例のところで論議がありましたが、上限時間が守られていなくてはなりません。したがって私は、変形労働時間制は導入すべきではないと思っています。

現在の長崎県教育委員会としての見解というのがあるんですか。

【池松教育長】先ほどもご答弁申し上げましたが、制度として変形労働時間制が法律の中にうたわれていることは認識をしておりますし、そういう制度を活用することによって働きやすい環境が整えば、それに越したことはないというふうに思っています。

ただ、先ほどもご答弁申し上げましたが、それを導入する素地がまだできていないというふうに現時点では考えておりますので、条例を制定して上限時間等のガイドラインをつくったわけですから、まずその達成に向けて努力をして、その達成見込みというか、達成したからというか、一定、経過をした後に変形労働時間制の導入について検討をしたいと考えているところでございます。

【堀江委員】 教育長にお尋ねいたします。

教育委員会としては、変形労働時間制の導入については白紙だというふうに先ほども答弁いただきました。その立場だと思うんですが、そうすると、判断はいつになるのか。

国の法律では、今回、条例が決まりましたから、業務量の上限については令和2年4月1日から施行ということになりますね。法律の上では、この1年単位の変形労働時間制の適用は令和3年4月1日からとなっているんです。そうしますと、新年度の6月定例会、9月定例会にこの条例を文教厚生委員会に提出をしなければ、国の言うところの施行日、令和3年4月1日からの施行とはならないので、現在は白紙であるというこ

とは答弁として伺いましたが、判断はいつになるのか、ここを教えてください。

【池松教育長】 国も、変形労働時間制を導入するに当たっては、その上限時間等がしっかりクリアできた段階というふうに言っております。

一方で、国のスケジュール的には、令和2年度からこの上限の条例を適用させて、たしか令和3年6月ぐらいの条例改正のスケジュールだったと思うのですが、現時点で、いつの時点でその条例改正を出すということについても全くの白紙でございますので、例えば、今年の6月定例会に出すのかというお問い合わせなら、それはありません。先ほど申し上げたとおり、上限方針の達成状況を、1年でどれぐらいの達成率というか、どうなったのかと、業務の削減も含めてですね。

その結果を見て、もし判断をすとなればその時点になるでしょうということを考えていますので、私は現時点では、令和3年度から適用するような条例改正は、今のスケジュールでは考えていないということであります。

【堀江委員】 いずれにしても長崎県教育委員会としては、変形労働時間制の導入につきましては、今のところ白紙であるということと、とりあえず今日、条例として可決をいたしました上限が本当にきちんと守られているのかと、まずここを取り組むんだという対応をされるということを確認いたしまして、私の質問を終わります。

【中村(和)委員】 久しぶりに今回、文教厚生委員会に戻ってきて、池松教育長にちょっとだけお聞きしたいんです。教育長自ら、県の教育環境を整えようと、多くの先生たちと意見交換をしながら県の教育改正をやろうということで、教育長と語る会を開催されているんですけれど

も、そのことについてちょっとお聞きしたいんです。

私は、非常に素晴らしいことだと思います。実際に今、教員として立たれている方と実情の会話をされて、いろんな意味で研究し、改善点を探すという目的でやられていると私は思う。

これまで数回やられています。教育長として教員の方たちといろんな話をする中で、今後の改善点とか、こういういいことがあったとか、こういうものを全て把握されたんじゃないかなと思うんです。もうちょっと何かが足りないなと、これからこういうことをやっていきたいなというものがあったら語っていただきたいと思います。

【池松教育長】教育長に就任いたしましたから、義務教育関係の現場の教員の方々、それから県立学校の教員の方々、それと社会教育の関係の社会人の方々とも意見交換をさせていただいています。これは第2部付きの意見交換でございまして、いわゆる本音で語ろうということなんです。相手の方は、大分構えてお話をしているんじゃないかなと思うんですが。

私は教員じゃないものですから、逆に見えるところは、やっぱり学校の文化というのが一つあって、それは悪いということではなくて、今まで日本の教育として積み上げてきた実績、いわゆる成功体験をそれぞれベースに持っておられて、そこからなかなか脱却できない部分もあるのかなと。残すべきは残すんですけど、時代にあって変えるべきところもあるんだけど、その踏み出しがなかなかできない部分もあるのかなというふうに感じています。

そういった意味では、教育委員会そのものがレイマンコントロールということで、いわゆる素人の集まりの行政委員会で、世間、県民の目

線の中で教育をどう変えていくか、どうあるべきかということをする立場だというふうに思っていますので、ざっくばらんに、働き方改革も含めてですね。

先生方は皆さん真面目です。空いている時間があれば、子どもたちのために教材研究をしたり、部活動も時間いっぱい子どもたちを指導したりされます。

冗談半分に言ったんですが、「皆さんたちは預かっている子どもをそれだけ熱心にやりますけど、自分の子どもは誰が面倒を見ているんですか」と、「お互い様ですね」と笑ったんです。

そういう意味では、時代が変わってきたことを真摯に受け止めてもらって、今後の教育は、子どもたちが大人になって生きる時代を想像して、今の教育に携わってもらいたいなというふうに思っています。

裏返しなんですけど、非常に熱心に、本当に時間を忘れて取り組んでいただいていることが、この教育県長崎をここまで発展をさせてきたのかなというふうに思っていますので、県の教育委員会としては、その現場の先生方が頑張れるような環境、頑張りを支えるような環境をつくっていくのが役目ではないかというふうに感じるところでございます。

【中村(和)委員】これまで長崎県の教育長という立場に立たれた方はほとんど、教師ではない方が多かったわけです。ついこの間、教師だった方が教育長になられましたけど、残念ながら亡くなられましたけどね。

実際に教師をされた方が教育長をされた時にどう変わるかなと、私も楽しみにしていたんですけども、なかなか踏み込めないところもあって、逆に難しかったんじゃないかなと感

じたわけです。

今回、池松教育長が、先生たちといろんな意味で語っていただき、恐らくこれからの展望を見定めてくれたと思いますので、これからもこの語る会をぜひ続けていただいて、長崎県の教育現場を改善していただいて。

今回、幸いにして労働時間の短縮とか、そういうものを含めて条例改正をやられています。労働時間を短縮するのであれば、それだけにきめ細やかな配慮もまた必要だと思いますので、ぜひそういうところをもう一度、一から見つめ直していただいて、取り組んでいただければと思っています。

それともう1点ですけれども、今回、資料をいただいた中に国体の順位とかが掲載してあったんです。

長崎国体は平成26年でしたかね。その時に私はちょうど文教委員長を務めさせていただいて、いろんな意味で天皇杯を取るために努力をしたわけでございます。幸いにして優勝することができました。

しかし、その後、どうしても低迷が続いたわけです。一昨年は41位という順位まで落ちました。今回は、それを挽回して20数位ぐらいまで戻りましたが、長崎国体、地元で開催した後に順位が落ちてしまった。

私はその時、文教委員会の委員長として、せっかく優勝したんだから、この順位を少しでも上位に保とうではありませんかという話をして、予算の格付けを下げないようにお願いをしました。ところが、やっぱり財政難で厳しいということもあって、毎年毎年、予算の格下げもあったわけです。

そういう中で、41位から今回また上に上がってきた。長崎国体が開催された後、これまでの

間、競技力向上のための予算はどういう変化を見せていますか。

【松崎体育保健課長】平成26年に長崎国体があり、平成27年度以降は約2億3,000万円ぐらいで推移をしております。

細かく言えば、平成30年度と平成31年度については、体育の備品といいますか、県立総合体育館に中央でしかできない筋力を測定する機器整備をいたしました。その分の予算が計上されただけで、ほぼ横ばいの状況で推移をしております。

【中村(和)委員】私は、実際は予算が減ったのかなと、だから順位が下がったのかなと心配をしていたんですけども、今聞いたら横ばいの状態だと。

しかしながら、41位まで順位が下がりましたよね。これはどこが原因だったのかというのは調査されましたか。

【松崎体育保健課長】昨年、福井国体が終わった後に、全競技団体からヒアリングをいたしました。その結果、特に点数を稼げる少年団体種目を強化するということと、指導者の養成、そのあたりが見えてきました。

そこで、少年種目の強化、ふるさと選手の有効活用、指導者の養成に重点を置いた予算を編成して取り組んでまいりました。

【中村(和)委員】反省の結果、分かったということであれば、多分、二度と繰り返さないだろうと思うんですけども。

しかし、今から子どもたちの数は減っていきます。そういう中で、いかに強化をしてすばらしい選手を育てるかというのは、なかなか難しいものがあると思うんです。これは、教育庁だけで頑張ったとしても到底なり得ないことだと思うし、全ての担当課を網羅してやらなければ

ならないと思うわけです。

そういう中で、ちょっと心配なことをお聞きしたものですから、再度お聞きするんですけれども、現在、長崎県には体育協会という組織がございます。これは非常にすばらしい組織であって、間違いなく長崎県にとって必要な組織だと私は思っています。

まず初めに、長崎県の体育協会という組織をどのように考えておられるか、そしてどのような位置づけだと思っておられるか、そこから入りたいと思います。

【松崎体育保健課長】 長崎県体育協会は、競技力向上とか、各競技団体をいわゆるグリップする組織で、国体の選手の派遣業務とか、非常に本県にとってはなくてはならない団体だと認識しております。

【中村(和)委員】 多分、私と同じだと思うんだけどね。

私も今、バドミントン競技の県の副会長をしていますので、体育協会とは接する部分が非常に多くて、子どもたちの育成とか、ジュニアの育成とか、大会の推進とか、いろんな意味で手伝っています。

そういう中で、どうしても長崎県には必要な体育協会の運営が非常に厳しいと聞いています。その原因は私もよくわかりませんが、私の予測では、長崎国体の開催に向けての準備に、それ相応のかなりの出費があったんじゃないかなと。また、かなり頑張ってくれたんじゃないのか、その結果が運営的に厳しくなってきた状況じゃないのかなと、にわかには思っています。

体育協会がどのような現状にあるかということ、県として把握している分で結構ですから、説明をしていただきたいと思います。

【松崎体育保健課長】 大まかに申しますと、毎年度、収支決算においてマイナス、いわゆる赤字を計上している状況でございまして、今年度、基本財産の一部をそこに補填されているという状況であります。

【中村(和)委員】 今話されたとおり、非常に厳しい経営状況だということですよ、今の実情でいけば。そうした時に、長崎県になくはない体育協会が、もしかしたら崩壊する可能性もあるわけですよ。

私は、国体の優勝を勝ち取るために、この体育協会が持っていた予算をある程度使ってしまったのではないのか、使わざるを得なくなったのはどういう原因かというところを心配しているんです。

私は、国体を開催するまでに、選手強化については十分な予算を出してくださいとずっと県にお願いしてきました。それが叶わなかったものだから、ある程度の部分を体育協会から捻出しなければならなかったのではないかと考えているんですけど、この辺についてはどうですか。

【松崎体育保健課長】 今の質問とはちょっと視点がずれるかもしれませんが、現在、体育協会の担当とも協議を重ねながら、我々も、体育協会が行う事業にアドバイスをしております。

厳しいという言葉がありましたけれども、まずは体育協会の収支のバランスをしっかりと図ることが大事かと思っていますので、収支改善について、どのような目標を設定して行っていくかということ、一緒に体育協会と作業を行っているところでございます。

【中村(和)委員】 そもそも体育協会がこういう経営状態になったのは、先ほど私は国体を理由

にしたんですけれども、その前に、県立体育館とか、競技場とか、射撃場とかの指定管理をやっていましたが、県民のいろんな組織からの要請で指定管理者から外れることになりました。そのことも多分にあると思うわけです。指定管理者であつたら、ある程度の収入が入ってきて、それで運営ができていたと思うし、基金も積み立てていたと思うんですよ。

でも、指定管理者でなくなったために入ってくる財源がない。そうすれば、財源としては協会の皆さんたちとか、いろんな方たちからのご支援をいただく分しかないわけです。それだけではなかなか運営が成り立たないために、こういうふうになってきたのかなという考えもあります。

しかし、今の時点で指定管理者にまた戻ってということはなかなか難しいと思うんです。いろんな障害が出てくると思うんです。

私が思うには、今の体育協会の中には県の職員の方たちも入っておられるし、もちろん事務運営についても何らかの形で関係をしてきていると思うんですけども、何とかしてもう一度再建する道を探すべきだと思うんですよ。

そうした時に、先ほどちょっと説明がありましたけれども、今まで県として、この体育協会に対してどのような指導をやってきて、そしてまた、これからはどのように、どういうふうな形で指導をやっていこうと思われているか、もう一度お聞きします。

【松崎体育保健課長】重複するかもしれませんが、今は体育協会が行う事業についてのアドバイスをして、収入以上の支出はあり得ませんので、まずその収支の改善をしていただくと。

そこが見えてこないと、我々が県としてどう

いう役割を果たして支援なりやっていくというものが来てきませんので、まずは体協の体質改善といいますか、会計の改善をちゃんと適正化していただく作業が今は第一かなと考えております。

【中村(和)委員】それが果たしてできて、再建することができればいいんだけどなと思うけれども、中身的に把握ができていない体育協会の会員の方たちもいると思うんです。そういう方たちには、最後にすぎるのは県しかないんです。県に何とかしてもらわなければならないという考えを持っている方もいると思うし、それが、今の時点で考えていけば一つの対策じゃないかなと思うんです。

しかし、県も情勢的に厳しい状況ですね。そういう中で、この体育協会のためにそれだけの予算を捻出するのは、なかなか難しいと思う。

先ほど言ったように、国体だけじゃなく長崎県のスポーツのレベルを上げるためには、やっぱりどうしても競技力向上に対する予算は必要になってきます。ぜひ、そういうところをもう一度見つめ直していただいて、県の体育協会の存在は必要なものですから、それに対して県としてどこまで支援ができるのか、そしてまた今後どういう対策をやっていけばいいのかというのを、私は、今から再検討していただきたいと思います。

この指定管理は、今年また変わってくると思うんです。その時にどういう検討をされるかわかりませんが、県としても体育協会といろんな話をされ、今後の運営に対して何らかの形で支援ができるのであれば協力をしていただければと思いますし、もし、今後の運営に関して指定管理者という形での支援は難しいとなれば、また違った角度で、この体育協会をご支援

するようなことを考えていただきたいと思うわけです。

教育長、どうですかね、この辺については。

【池松教育長】県の体育協会は公益財団法人でありますので、まず、いわゆる自立することが原則であります。

県との関係でいえば、中村(和)委員ご指摘のとおり、競技力向上なり、いわゆるスポーツの振興という分野を民間の立場で担っていただいております。そういう意味では、県とタッグを組んで、そういう施策に協力いただいている関係でありますので、体育保健課長がご答弁申し上げたとおり、現状分析をしっかりとった上で、自分たちでできること、タッグを組んでいる関係者として、事業等どんなものが支援できるのかということについては、十分協議をしながら詰めていきたいと考えております。

【中村(和)委員】 ぜひですね。まだまだ夢をもった子どもたちがたくさんいます。いろんな種目で、日本一になろう、そしてまた世界に旅立とうという気持ちを持った子どもたちがたくさんいますし、また、今現在でも有能なレベルまで到達している生徒もいますし、そういう子どもたち、生徒たちの夢を私たち大人が、この長崎県が、なくさないようにするべきだと思いますので、ぜひ教育長、そしてまた担当課、一緒に力を合わせて努力をしていただければと思っています。

とにかく、6月の指定管理者とか、そういうことが目の前にきていますので、ぜひ重点的にやっていただければと思っています。以上です。

【深堀委員長】 ほかに質問はありませんか。

【石本副委員長】 昨日も質問したところですが、簡潔にお答え願いたいと思います。

鷹島の神崎遺跡の関係です。昨日は、来年度

約1,000万円程度の予算があるということでしたけれども、具体的な中身についてお伺いしたいと思います。

【草野学芸文化課長】 松浦市では琉球大学と連携して発掘調査を進めており、その中でも鷹島周辺の海域の音波調査と、沈没船が発見されておりますが、現在、どのような状況になっているのかのモニタリング調査を進めております。

そのほか、木造の遺物を引き揚げますと空中ではすぐに乾燥してしまいますので、その保存処理ということでトレハロースを染み込ませる作業がございます。そういったものを太陽光の自然エネルギーを使って、予算を低廉化できるような研究と一緒に事業として進めており、そういう部分の経費として総事業費1,000万円程度を計上させていただいております。

【石本副委員長】 この海底遺跡の発掘等については、もう40年来続けられていると、なかなか金額的にも膨大な経費がかかるということで一朝一夕にいかない。また技術面でも、今お話がありましたとおり簡単にいくような話ではありません。

しかしながら、これも何度も言っていますけれども、県としても重点事項の一つとしてこれまで取り組んでいただいておりますが、さらにもう一歩踏み込んだところで、鷹島における水中考古学専門の調査研究機関の設置については、もっと積極的な対応を、ぜひとも関係部署を中心に検討をして取り組んでいただきたいと思うんです。ご意見をいただきたい。

【草野学芸文化課長】 一般質問でも教育長から答弁をさせていただきましたが、やはり予算的に水中遺跡には経費がかかります。そういった部分では国策として取り組んでいただいて、そういう組織あたりの設置は国にもご協力いただ

かなければいけないと考えております。

また、そういう気運を盛り上げたり、海底遺跡の周知・啓発については、私どもも松浦市と一緒に、来年度は「発掘された日本列島2020展」という文化庁主催のシンポジウムの展覧会等もございますので、そういったものも踏まえて周知、普及啓発に努めていきたいと考えております。

【石本副委員長】 この遺跡については、国唯一の史跡ということもありますし、世界遺産に登録してもおかしくないような貴重な遺跡という話もあっていますので、今おっしゃっていただきましたとおり、松浦市としっかり連携をして、県としても、国の方にしっかりと要望活動を今後とも続けていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。以上で終わります。

【深堀委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 ほかに質問がないようですので、教育委員会関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩します。

— 午後 4時25分 休憩 —

— 午後 4時25分 再開 —

【深堀委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、教育委員会関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時より、こども政策局を含む福祉保健部の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 4時26分 閉会 —

第 3 目 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年3月11日

自 午前10時 1分
至 午後 4時40分
於 委員会室 2

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	深堀ひろし 君
副委員長(副会長)	石本 政弘 君
委 員	前田 哲也 君
〃	中山 功 君
〃	外間 雅広 君
〃	堀江ひとみ 君
〃	中村 和弥 君
〃	川崎 祥司 君
〃	松本 洋介 君
〃	大場 博文 君
〃	下条 博文 君
〃	赤木 幸仁 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

福 祉 保 健 部 長	中田 勝己 君
福祉保健部次長	安永 留隆 君
福 祉 保 健 課 長	渡辺 大祐 君
福祉保健課企画監 (福祉保健総合計画 ・企画予算担当)	岩崎 次人 君
監 査 指 導 課 長	磯本 憲壮 君
医 療 政 策 課 長	伊藤 幸繁 君

医療人材対策課長	石田 智久 君
薬 務 行 政 室 長	本多 雅幸 君
国保・健康増進課長	小田口裕之 君
国保・健康増進課企画監 (健康づくり担当)	永峯 裕一 君
長 寿 社 会 課 長	峰松 茂泰 君
長寿社会課企画監 (地域包括ケア担当)	山口 美紀 君
障 害 福 祉 課 長	桑宮 直彦 君
原爆被爆者援護課長	橋口 俊哉 君

こども政策局長	園田 俊輔 君
こども未来課長	濱野 靖 君
こども家庭課長	今富 洋祐 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 1分 開議 —

【深堀委員長】 おはようございます。

委員会及び分科会を再開いたします。

これより、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

【深堀分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

福祉保健部長より、予算議案説明をお願いいたします。

【中田福祉保健部長】 福祉保健部関係の議案につきまして、ご説明いたします。

「予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料」の福祉保健部をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第13号議案「令和2年度長崎県国民健康保険特別会計予算」、第77号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」

のうち関係部分、第88号議案「令和元年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の4件であります。

はじめに、第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

令和2年度は、「長崎県総合計画 チャレンジ2020」における保健・医療・介護・福祉分野の基本的な考え方や方向性を示すものとして策定した「長崎県福祉保健総合計画（第4期）」の基本理念である「県民一人ひとりの尊厳が保たれ、ともに支え合い、誰もが安心して健やかで生きがいのある生活を送ることができる地域」の実現を目指し、地域医療介護総合確保基金等も活用し、施策の充実・強化と新たな事業展開を図ってまいります。

特に、全国よりも早く進行する人口減少と高齢化に対応するため、医療、介護・福祉人材の確保・育成に取り組んでいくとともに、人生100年時代の到来に向け、健康長寿日本一を目指した健康づくり対策と元気高齢者の活躍促進・社会参加支援に取り組み、生きがいを持っていきいきと元気に活躍できる生涯現役社会の構築を進めてまいります。

また、誰もが安心・安全に暮らせる社会を実現するため、地域医療提供体制の整備・充実と地域包括ケアシステムの早期構築を図るとともに、認知症施策の推進や障害者、生活困窮者など社会的配慮が必要な方々に対する支援の充実に取り組んでまいります。

2ページをお開きください。

歳入予算は、福祉保健部合計で165億8,614万7,000円、歳出予算は、福祉保健部合計で1,025億3,664万1,000円となっております。

なお、各科目につきましては、2ページに記

載のとおりであります。

当初予算の主な内容につきましては、（医療人材の育成・確保について）

地域の需要に応じた医療人材の育成・確保を進め、誰もが必要なときに必要な医療を受けられる体制づくりに向け、離島における医療提供体制の確保のため、ヘリコプターを活用した医師派遣による巡回診療に要する経費として、1億990万4,000円などを計上しております。

3ページの下段をご覧ください。

（介護・福祉人材の育成・確保について）

地域包括ケアシステムの構築の実現を支える介護・福祉人材の育成・確保に向け、介護分野への参入を促進するため、小中高生に介護の仕事のやりがいや魅力を伝えるとともに、離島における介護人材確保対策、介護未経験者への入門的研修等の実施、介護福祉士修学資金貸付による介護福祉士養成施設入学者確保対策及び8つの老人福祉圏域ごとに、地域課題を解決するために行う介護人材確保の取組に要する経費として、5,666万4,000円などを計上しております。

4ページをお開きいただき、中ほどをご覧ください。

（健康の保持増進と生活習慣病の予防について）

健康長寿日本一の実現に向け、生活習慣病予防の基本である食事や運動等の生活習慣の改善や特定健診受診率向上に向け「ながさき3MYチャレンジ」の普及啓発に加え、直売所等と連携した野菜摂取の促進、総合型地域スポーツクラブ等指導者講習会の開催等、県民自らの主体的な健康づくりの取組を促す経費として、1,451万1,000円などを計上しております。

このほか、5ページから12ページにかけて、一（高齢者の社会参加と活躍促進）、一（医

療提供体制の整備・充実）、一（地域包括ケアシステムの構築）、一（認知症支援体制の整備）一（障害者支援等の充実）、一（生活困窮者等の支援）、一（佐世保こども・女性・障害者支援センターの建て替え）、一（社会福祉施設等の指導監査）、一（病院企業団への助成）、一（薬務行政）、一（国民健康保険）、一（後期高齢者医療費）、一（指定難病対策費）、一（介護保険の運営支援）、一（原爆被爆者の援護）、一（原爆医療施設及び原爆養護施設への助成）、一（債務負担行為について）で、その内容につきましては記載のとおりであります。

続いて、13ページをお開きください。

次に、第13号議案「令和2年度長崎県国民健康保険特別会計予算」についてご説明いたします。

歳入予算、歳出予算ともに、合計で1,565億8,612万1,000円となっております。

なお、各科目につきましては、13ページに記載のとおりであります。

長崎県国民健康保険特別会計は、国民健康保険法の改正により、平成30年度から県も国民健康保険の保険者となり、国保財政運営の中心的な役割を担うことになったことに伴い、県全体が必要となる保険給付費等の支出の額を見込み、その財源の一部を市町から納付金として徴収し、市町には保険給付費に必要な額を交付金として支払うものであります。

また、債務負担行為について、総務管理費につきましては、令和3年4月1日から実施が必要な国民健康保険運営に係るシステム保守業務等について、契約準備期間を確保するための債務負担行為として、130万7,000円を計上いたしております。

次に、第77号議案「令和元年度長崎県一般会

計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、福祉保健部合計で6,413万9,000円の減、歳出予算は、福祉保健部合計で8億1,998万1,000円の減となっております。

なお、各科目につきましては、14ページに記載のとおりであります。

補正予算の主な内容につきましては、年間所要見込みに基づくもので、このほか16ページから17ページにかけまして、一（繰越明許費）、一（債務負担行為について）で、その内容につきましては記載のとおりであります。

17ページの中段をご覧ください。

次に、第88号議案「令和元年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

歳入予算、歳出予算ともに、合計で4,333万5,000円の減となっております。

これは国民健康保険保険給付費等交付金の減など、年間所要見込みに基づくものであります。

最後に、歳入歳出予算の確定に伴う整理等を行うため、3月末をもって、令和元年度予算の補正を知事専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【深堀分科会長】 次に、こども政策局長より、予算議案説明をお願いいたします。

【園田こども政策局長】 こども政策局関係の議案について、ご説明いたします。

「予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料」のこども政策局の1ページをご覧ください

さい。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第2号議案「令和2年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算」、第77号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分の3件であります。

はじめに、第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

令和2年度は、「長崎県総合計画チャレンジ2020」に掲げる「地域 みんなが支え合う長崎県」、「次代を担う『人財』豊かな長崎県」の実現に向け、「長崎県子育て条例」に基づき、安心して子どもを生み育てることができ、子どもが生まれてきてよかったと感じる社会となるよう、県民総ぐるみの子育て支援、結婚、妊娠・出産から育児までの一貫した切れ目ない支援、きめ細やかな対応が必要な子どもや家庭に対する支援など、各種施策の充実・強化と新たな事業展開を図ってまいります。

歳入予算は、こども政策局合計で38億3,793万7,000円、歳出予算は、こども政策局合計で265億5,432万円となっております。

なお、各科目につきましては、1ページから2ページに記載のとおりであります。

2ページをご覧ください。

当初予算の主な内容につきましては、（結婚・妊娠・出産・子育て支援の強化について）

婚姻率の低下及び晩婚化、晩産化の進行による夫婦の出生力の低下などによる少子化に歯止めをかけるため、市町、企業・団体との連携を更に深めながら、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を強化してまいります。

1、長崎県婚活サポートセンターによる相談

業務やお見合いデータマッチングシステムの運営及び利用会員の拡大キャンペーンの実施、婚活サポーターによる縁結び活動の推進、各種セミナー・イベントの充実等、結婚を望む独身男女の婚活への支援に要する経費として、4,015万5,000円。

2、対外受精等の不妊治療を行う夫婦の経済的負担軽減を図るための特定不妊治療費に対する助成、支援を必要とする妊産婦を早期に把握し、適切な支援へとつなげるための医療や行政などの関係機関間のネットワーク構築等に要する経費として、9,999万2,000円。

3、県民が希望どおりに結婚、妊娠・出産し、安心して子育てができる社会の実現に向けた、企業・団体による応援宣言の実施、ボランティア活動への参加促進、マスメディアと連携した情報発信など、行政、企業・団体及び県民が一体となった取組に要する経費として、1,685万3,000円。

4、「合計特殊出生率」の分析によって明らかとなった少子化要因の改善を図るため、市町が新たに取る少子化対策への支援に要する経費として、5,727万9,000円。

5、保育士・保育所支援センターによる潜在保育士の再就職支援、保育士の処遇改善のためのキャリアアップ研修の実施、子育て支援員研修の周知拡大等に要する経費として、1億9,691万2,000円を計上いたしております。

このほか、3ページから7ページにかけまして、3ページの（子ども・子育て支援新制度への対応について）、4ページの（保育所等における待機児童対策について）、（私立幼稚園の振興について）、（幼稚園、保育所等の耐震化の推進について）、（県民総ぐるみの子育て支援や子どもを取り巻く有害環境対策の推進につい

て）、5ページの（社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者等への支援について）、（子育て家庭の経済的負担軽減について）、（母子保健の充実について）、6ページの（障害のある子ども等への支援について）、（総合的な児童虐待防止対策の推進について）、（社会的養護体制の充実について）、7ページの（婦人保護対策について）、（ひとり親家庭等の支援や子どもの貧困対策について）、（債務負担行為について）で、その内容につきましては記載のとおりであります。

8ページをご覧ください。

次に、第2号議案「令和2年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算」についてご説明いたします。

歳入予算、歳出予算ともに、合計で1億7,295万8,000円となっており、各科目につきましては、記載のとおりであります。

これは、母子及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立等を図り、併せてその扶養している児童の福祉を推進するために、修学資金、就学支度資金等を貸し付けるものであります。

9ページをご覧ください。

次に、第77号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、こども政策局合計で5億6,865万4,000円の減、歳出予算は、こども政策局合計で9億6,857万3,000円の減となっております。

なお、各科目につきましては、記載のとおりであります。

補正予算の主な内容につきましては、年間所要見込みに基づくもので、その内容につきましては10ページから11ページに記載のとおりであります。

最後に、令和元年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和元年度予算につきましては、今議会において補正をお願いいたしておりますが、歳入におきまして、国庫補助金等に未確定のものがあり、また、歳出におきましても年間の執行額の確定に伴い、整理を要するものがございます。

したがいまして、これらの調整、整理を行うため、3月末をもって、令和元年度予算の補正を知事専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【深堀分科会長】 次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料（政策定新規事業の計上状況）」について説明をお願いいたします。

【渡辺福祉保健課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本分科会に提出いたしました福祉保健部関係の資料についてご説明いたします。

今回ご報告いたしますのは、政策的新規事業の計上状況についてであります。

資料の1ページをお開き願います。

福祉保健部関係につきましては、1ページの上から2つ目の介護サービス生産性向上支援事業費から2ページ最初の障害者芸術文化活動普及支援事業費、ここまでの9事業でございます。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

【深堀分科会長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【松本委員】 横長資料の19ページ、老人クラブ等育成事業について質問をいたします。こちらの事業概要は、老人クラブの運営費の補助、活動の助成ということでございますが、3,056万円計上をしております。

高齢化が進んでいく中で、この老人クラブというのは、つながりを持つためにも大変重要な存在だと思いますが、数字を調べてみますと、平成25年には県内に老人クラブが1,862あったのが、現在、令和元年で1,637です。会員数も10万3,175人が8万3,441人と大幅に減少しております。一番多かったのが平成4年で、クラブ数が2,438、会員数が15万793人ということで、半分近くまで減っているということでございます。

そして、市町で偏りがあるか調べると、やはり都市部の長崎市、佐世保市が非常に入会率が低いということでございます。

これだけ高齢化が進んでいるのに、老人クラブの入会が減少するという状況、3,056万円かけて運営費の補助や活動の助成をしているということですが、その補助がどこまで効果が上がっているのか、そこについてお尋ねいたします。

【峰松長寿社会課長】 老人クラブ等育成事業についてお尋ねですが、まず、委員ご指摘のとおり、老人クラブの数が減ってきている、会員数も減ってきているという状況がございます。

この件につきまして、クラブの関係者とお話をするところ、最近の情報といたしましては女性の会員が多くなってきているという状況でございます。ただ、女性の会員が会長、副会長の役員を占めている割合がどうしても低くて、今

まで会長をされてきている方が男性ですので、男性がやめられたら、そのまま会が継続できなくなっていくというところもございまして、どうしても老人クラブが増えていってない。もしくは継続できてないという状況が続きまして、委員ご指摘のとおり、クラブの数、会員数ともに減っているという状況が続いております。

事業費の支援につきましては、各個別の老人クラブ単体に対する補助金と県老連、市町の老人クラブの連合会、そちらの方に支援をしているんですが、各老人クラブ等、皆さん会員の増強というところに視点を置いて活動をされておりますので、この事業といたしましては、一定数を何とか確保して減少を食い止めるという意味では、事業の効果はあっているのではないかと考えております。

【松本委員】 活動の支援、運営費の助成とかになりますけれども、実際、高齢者は増えているのに、老人クラブに入る人が減ると。そしたら運営費の助成をしていることが本当に効果があっているのかという質問なんですね。もちろん、無理やり入るものではありませんけれども、ただ、入りたがらないという状況に対して、入っていただきたいようなところを後方で支援することが大事だと思っております。約3,000万円の予算をかけるわけですから、クラブに入らないから何か困ることがあるわけではありませんが、しかし、高齢化社会になっていく中で、地域の結びつきというのは非常に重要だと思います。ましてや、お独りでお住いのお年寄りの方がつながりを持つことで健康寿命も延びてくるといいますので、その予算の使い方、そして、強制ではないですけども、クラブに対しても勧誘とか、また、入りやすい関係というものをつくっていくことで効果も上がってくると

思いますので、取り組んでいただきたいと思います。

次に、43ページの感染症対策事業運営費でございます。横長資料で196万7,000円、感染症対策委員会、新型インフルエンザ対策に要する経費ということでございます。

これは新型コロナウイルスではなくて、毎年ある感染症、新型インフルエンザも含めて様々な感染症の対策費と思いますが、その概要についてお尋ねいたします。

【伊藤医療政策課長】お尋ねの感染症対策事業運営費でございますが、委員おっしゃるとおり、新型コロナウイルスも含めて、感染症の予防対策ということで、この経費につきましては、例えば医療機関の院内感染を防ぐ経費でありますとか、実際の感染症の予測調査を行う経費でありますとか、新型コロナウイルスの関係でありますとか、新型インフルエンザ対策関係経費ということで一部の資材を購入する経費に充てているものでございます。

【松本委員】事前に確認しましたところ、関係者が集まって感染症対策委員会の会議をするということでございます。また、医療機関で訓練をするということで、今回、新型コロナウイルスの関係で、うがい、手洗いというものに対して、国民がみんな恐怖を感じて、そして自分でちゃんと守ろうという意識が上がってきたのは現在の状況であります。しかしながら、インフルエンザの患者というのは毎年増加傾向にあって、特に学校内の感染も今までありました。

私が気になったのは、感染症対策となっているけれども、関係者だけで集まって会議をしたことで、本当に県民の皆様全てに感染症に対する予防の周知というか、具体的な活動につながっているのかと。ただ、会議をするだけで、専

門家の方はわかっているわけですから、状況を把握したり調査をすることだけが目的になっているのかどうか。今回の新型コロナウイルスの件も含めて、やはりこの事業に関しては、今後、補正も含めて、この事業自体をもっと強化して、そして様々な連携をする必要があると思うんですが、この事業の成果とか効果、そして、今後のあり方についてお尋ねいたします。

【伊藤医療政策課長】今お話がありました感染症対策の関係の会議でございますが、これは今回の新型コロナウイルスの感染が国内で発生した際におきましても、感染症対策委員会ということで、長崎大学や県の医師会などの感染症の専門家の方にお集まりいただいて、いろんな専門的なご意見をいただく場ということでは非常に大事な会議ということで考えております。

今の感染症関係の事業につきましては、発生動向の調査でありますとか、今のお話にありました会議の経費でございますが、必要に応じて、予算の項目立ては異なる形になる可能性もございますが、今回の新型コロナウイルスの感染症拡大に備えた対策につきましても、予算措置についても今検討しているところでございます。固定的な経費ということではなくて、柔軟な対応をしてまいりたいと思っております。

【松本委員】今、答弁にありましたとおり、それ以外にも、下に感染症予防事業費ということで3,141万円計上をされておりますが、ただ、例年と違って、今回、非常事態でございますし、国ももちろん様々な対策を講じておりますけれども、本県としても、今まだゼロということで、今の予防措置が効果があると思いますが、時間がたってくると危機感が薄れてしまって感染することがないように、やはりこの予防対策会議の方々の知識や情報が全ての県民の方に伝

わるように、浸透させて、それには予算が足りないというのであれば、今年度中にまた何かの予算措置も検討する必要があると思いますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、57ページです。健康長寿日本一ということで、知事が日本一を目指す取組ということでかなり力を入れてやっておられます。

その中で、新規ということで、先ほど部長の説明にもありました、新たに直売所と連携した野菜の摂取促進ということでございます。非常にユニークではあると思うんですが、もちろん健康になるための条件として、県が「毎年1回健診を受ける」、「毎日にここに9,000歩」、「毎日3回野菜を食べる」というわかりやすい目標を立てていらっしゃるんですが、私がちょっと素朴に不思議に思ったのが、直売所というのは野菜が好きな人が買いに行かれますよね。もともと野菜を食べる方に直売所で野菜を食べましょうという促進をして、何が健康寿命と直接関係があるのか、まずお尋ねいたします。

【永峯国保・健康増進課企画監】健康長寿日本一に向けた取組につきましては、昨年度県民会議を設置して、今お話がありました健診、運動、食に関する「ながさき3MYチャレンジ」といったものの周知に取り組んできたところでございまして、次年度につきましては、その周知に加え、実際に県民の方々に実感していただく、そういった取組を進めていこうということで考えております。

そうした中で、この野菜の摂取につきましては、まず、目標摂取量は350グラムというものがございしますが、それに長崎県民の方々は100グラム程度足りてないということがございまして、ここをいかに増やしていくかという時に、

県内産の野菜の消費と併せてこれを高めていくことが望ましいのではないかとということで、農林部の方とも話をして、直売所での事業展開ということで企画をしているところでございます。

ただ、ご指摘のとおり、もともとそういった目的を持って来られている方に対する取組だけでは効果は低い部分もあるかと思っておりますので、まさに、関心がそれほど高くない方、そういった方々にも企画の実施時には足を運んでいただけるような仕掛けというのでも検討していきたいと思っておりますので、そういった形で取り組んでまいりたいと思っております。

【松本委員】ですから、もともと産直に行かれる方は野菜に対しての意識が高く、スーパーではなくて、あえて産直に行かれるという方です。何をするんですかと言ったら、その方に料理のレシピを配りますと伺いました。食べることは決まっているわけですから、どう調理しようが野菜の摂取量が増えるわけではございません。やはり大事なことは、普段野菜を食べないような方に、無関心の方に食べてもらうようにするのが重要である。その部分の働きかけというのは、本当に産直で意味があるのかなというふうに疑問を感じました。

一番簡単な民間の例でいけば、リンガーハットが「野菜たっぷりちゃんぽん」を売っています。480グラム野菜が食べられますと。普段野菜不足の人が、1日350グラム以上の野菜がちゃんぽんを食べれば摂れるなら食べてみようかなと。これは普段食べない人が食べるわけございまして、野菜を食べない人が食べるきっかけにつながるわけでございます。野菜摂取をしていただきたいためには、食べない人にどうやって食べていただくかということを事業で考えないと。これに1,451万円かかっていますから、も

うちちょっと事業の内容に工夫を。これを否定しているわけではないんですけれども、やり方を考えていただきたい。

例えば、野菜350グラムを摂取するためのレシピを県民の方に公開して、この1食で1日分の野菜が簡単に摂れますよと。そうすれば、わざわざ産直に行く人だけではなくて、県民全体にテレビやラジオを使って広報することもできるわけでございます。

産直になると、産直に来る人だけが対象になるわけございまして、県民運動としてしたいのであれば、やり方を考えるべきだと思いますので、意見として申し上げさせていただきます。

続きまして、こども政策局の当初予算、横長資料の15ページ、「ながさきで家族になろう」という事業でございます。

こちらの事業は4,015万円ということで、大変大きな金額ではございます。しかしながら、やはり婚活支援事業というのは、少子化の一番根底にある、結婚しないことには出産にも結びつかないわけでございますし、晩婚化というものが課題になっております。これは何年も事業を続けておられまして、平成28年から進めておられますが、平成28年に比べて令和元年度の実績についてお尋ねいたします。

【濱野こども未来課長】これまでの県の婚活支援事業における成婚の実績につきましては、平成28年度の成婚の実績としまして23組、29年度が46組、昨年度が65組、今年度につきましては1月末現在で85組となっております。

【松本委員】平成28年の23組から、令和元年は85組ということで、3年間で3.6倍もの成果が上がっているということは、大変効果があるというふうに評価をいたします。

そこで、この成果の要因は何なのかというの

と、85組の中に県外の方がいらっしゃるのか、わかればですけども、お尋ねいたします。

【濱野こども未来課長】今、申し上げました成婚実績につきましては、ながさきで家族になろう事業ということで、3つの事業を通して推進をしております。「めぐりあい事業」、「縁結び隊」、「お見合いシステム」ということです。この中で、特にお見合いシステムということで、それぞれ会員登録をいただいた方の中の出会いの場を設定しておりますけれども、最近、ここ平成29年からこのお見合いシステムによる成婚数というのが確実に伸びてきているということが一つ要因として考えられます。

このお見合いシステムですけども、確かに県外の方も会員にはいらっしやいます。今、正確な数字はありませんが、そこは確認をした上で、後ほどご報告させていただきます。

【松本委員】このお見合いシステムというのは、要は登録をして、タブレットで興味のある方の情報を見ることができる。ただ、その会に入らないと、誰もかれも見ることにはできないというセキュリティもあります。私は、このシステムに関心を持っている地元の方が、息子が県外に出ていて独身だと、これに登録をさせて帰ってきてほしいというふうに相談を受けて紹介したことがございます。これは非常にいいシステムで、やはり田舎に帰って結婚しようというきっかけにもなるし、都会だったら、なかなかそういう機会に巡り会うことできません。それと民間だともものすごく高額になるそうで、ここの事業は非常に安価で手軽にできるということで非常に期待をしております。これは人口減少対策にもなるわけございまして、県外の方が結婚して来ていただければ、その方々にまた子どもも生まれてと、そういったのがいい仕組みに

なと思いますが、これだけ成果が上がっていて、しかも、交付金対象で3分の2は国から補助が出るということで、非常に大きい効果があると思いますが、これはまだあまり知られていないんですね。今回、新たにキャンペーン費、ポスター、チラシやサイトを使って、新聞とかの広告を使うということですが、こちらに対しての今後の周知の予定はどのように考えているでしょうか。

【濱野こども未来課長】 横長資料の15ページのところに、ながさきで家族なろう事業の上に、結婚、妊娠・出産、子育て応援プロジェクトという事業がございますけれども、これが社会全体で結婚・子育ての機運を高めていこうというものです。そういった中でも、こういった我々の結婚の支援事業の紹介、あるいは今までやっていた3つの事業と、今年度から取り組んでおります企業間交流事業、W i z c o nながさき、こういったものも複合的に、相乗効果で数字を上げていこうと思うんですけれども、そういったところはCMであるとか、情報番組の中であるとか、市町の広報も通してですけれども、いろんな形で皆さんのところに届くようにPRをしていきたいと思っております。

【松本委員】 特に、最近では市町に委託している部分もありますし、県だけで全てを賄うというのは難しいところもありますので、市町に対しての協力要請もしっかりして、これをさらに倍増できるように取り組んでいただきたいと思います。

最後に、16ページの保育士人材確保の事業についてご質問いたします。

以前、待機児童が急激に増加して、大変な時期がございましたが、今は落ち着いているということでございます。特に、大村市が待機児童

が100名を超えるというような事態になった時に、大村市に対して、なぜこういうことになったのかと聞くと、やはり根本的に保育士が足りませんと、こればかりは制度をどうこうするという問題ではないというご意見をいただきました。

そこで、県に何とかこの対策をしてくださいということで、昨年度、保育求人サイト「保いっぷ」の運営を始めたということでございますが、その昨年度の実績についてお尋ねいたします。

【濱野こども未来課長】 今お話がありました「保いっぷ」、いわゆる潜在保育士等が求職をして、保育所等から求人があって、そこでマッチングをしていくという潜在保育士等の就職あっせん支援サイトシステムですけれども、その実績ですが、11月から実際稼働を始めまして、まだまだ具体的に伸びはないのですが、昨年、そのシステムを入れる前の実績が、20件の就職のマッチングができたんですけれども、今年度、今の時点で27名というふうに聞いておりますので、今後、この「保いっぷ」につきましても周知をしたり、また、保育関係団体の協力も得ながら、できるだけこの数を伸ばしていきたいと思っております。

【松本委員】 緊急事態だったということでありましてけれども、しかし、開始が11月だったと。年度のもう終わりの方になっているということは、サイトをつくるのにそんな何カ月もかかるのかということを行いましたけれども、本当にそれでもっと早くできなかったのかなというところに疑問もありますし、新年度は予算が1,062万円減少になっています。こういった状況の中で、特に、潜在保育士という方は、一回保育士をされて辞められた方なので、新卒の保育士さ

んを育てるよりは、経験がえられる方なので即戦力として働ける方でございます。ですから、この「保いっぷ」というサイトをきっかけとして、また再就職をしていただければということと期待をしているんですけども、潜在保育士の方に会って話をしたら、結婚で辞めているものもあるけれども、やはりなかなか、もう一回入りにくいと。それは、結構嫌で辞めた人もいます。その人に、また保育士をやれと言われても、同じ給料だったら別の仕事がしたいというご意見もいただきました。ですから、そこには何かしらの理由があったのかもしれません。

大事なのは、サイトをつくるのも大事だと思うんですけども、要は、なぜ辞めたのか、なぜもう一回復帰できないのかということのニーズを、アンケート調査をとって、その中で一番ニーズが大きい、例えば、ここを改善してほしいというのがあれば、それは保育園の園長先生や、または行政でできるところは行政で改善をしていかなければ、サイトだけをつくったところで、潜在保育士のニーズに対応できないと思いますが、そのニーズの把握について、お尋ねいたします。

【濱野こども未来課長】 ニーズの把握についてのご質問ですけども、この「保いっぷ」を来年度は広く周知するという事で、今まさしくおっしゃったような潜在保育士に対して、どういった理由で再度就職をしないかとか、あるいは障壁になっている部分をアンケート調査することによって、原因をきちんと分析をして、それをまた活かしていきたいというふうに考えております。

【松本委員】 やはり処遇改善の部分、それとどんな処遇は変わっていらっしゃいますので、イメージというのも、今、保育士を育てる学校は

長崎大、活水大、純心大、女子短大、長崎短期大、県内5つの学校で保育士を育てておるわけですが、そちらに対しても、長崎県の今の保育士はこういう条件ですよということを、行政からも積極的にアピールして、そして県内に就職していただくことで流出を抑えることもできます。そして、潜在保育士におかれまして、一回辞めた方を探すというのも大変なことですが、ある程度の人数は把握しているのか、どれくらいの規模の潜在保育士がいるのか、現状で把握しているのかお尋ねいたします。

【深堀分科会長】 休憩します。

— 午前10時43分 休憩 —

— 午前10時43分 再開 —

【深堀分科会長】 再開いたします。

【濱野こども未来課長】 潜在保育士が県内にどのくらいいるかというお尋ねですけども、平成28年度に調査をした時点で、20代から40代の方については大体7,500人程度というふうに把握しております。

【松本委員】 平成28年ということですから、また年数もたっていますので、これも調べていただいて、また変動しているかもしれないし、平成28年時点で7,500人もいるということは、かなり埋もれているというか、機会がない方もいらっしゃると思いますので、そういった方にアプローチをいかにしていくかが重要になってくると思います。ぜひ、潜在保育士、また保育士確保対策にもしっかり取り組んでいただくことを要望して質問を終わります。

【川崎委員】 おはようございます。

先ほど感染症のことでお触れになりましたが、備蓄の方でお尋ねします。最近、マスクの

件が相変わらず、まだまだ解決をしてないという状況にあって、この備蓄ということに関する予算措置がどのようになっているのか、お尋ねいたします。とりあえず、今の新型コロナウイルスに対するマスクがクローズアップされていますので、そういった衛生面のところからお願いしたいと思います。

【伊藤医療政策課長】 マスクにつきましては、それぞれの目的に応じて備蓄をされているかと思えます。

医療政策課におきましては、感染症対策を実施していただく医療機関用のマスクということで一定量を備蓄させていただいております。

予算措置につきましては、先ほどお話がありました感染症対策事業運営費の中で、過去備蓄をしてきたものでございます。平成29年度まで予算化をしておりましたが、今年度、来年度は、今のところ予算の計上はしておりませんが、今回の新型コロナウイルスの感染拡大がございしますので、今後、検討してまいりたいと思えます。

【川崎委員】 予算措置をされていなかった、今後の検討ということであれば、まさに備えができてなかったというふうに思っているところがありますが、平成29年までは予算措置されていたと、在庫は今あるんですか。

【伊藤医療政策課長】 感染症対策のためのマスクの備蓄ということで、約30万枚の備蓄をしていたところでございます。既に、この新型コロナウイルス対策、感染症拡大に向けた対策につきましては、一部の医療機関に帰国者・接触者外来等の設置を通じてご協力をいただいておりますので、ご協力いただいている医療機関に対して、その約30万枚の中から提供を始めているところでございます。現在の備蓄量は約26万枚ということでございます。

【川崎委員】 26万枚、今のペースでいくと、残りは何日分ぐらいあるんでしょうか。

【伊藤医療政策課長】 実際の新型コロナウイルス対策にご協力いただく医療機関につきましては、今、感染症指定医療機関が10病院ございます。それ以外に協力していただいております医療機関が15医療機関ございます。この医療機関につきましては、今後も増やしていこうと思っております。その対象となる医療機関の数、あるいは、今後の感染拡大によってどのくらいの期間提供できるかというところで変わってこようかと思いますが、少なくとも1カ月から2カ月にかけては、ご協力いただく医療機関に対して提供してまいりたいと思っております。

【川崎委員】 1カ月から2カ月ぐらいは何とか耐えられるけれども、医療機関は拡大をする、一方では長期化という専門家の意見もあることから、今のうちから備えをよろしく願いいたします。

次に、病院企業団の議員をしている関係で、公立に準じたところの病院について質疑をさせていただきますが、平成18年4月17日に参議院総務委員会で、我が公明党の秋野幸造議員が、地方の僻地などにある公立病院について、経営困難に陥っているケースが多いことから、存続に向けた支援というテーマで質疑をしていただいていたしまして、僻地では、民間だと採算が合にくい。公立が約6割を占める現状を踏まえ、救急や小児、周産期、結核の医療提供などを担う役割の大きさを指摘して、公立病院を今後守ることが重要という質問から、当時の総務大臣が「必要な支援に取り組む」と応じていただいています。

来年度、公立病院の財政措置の見直しがあっていると思いますが、今予算にどのように反映

をされているでしょうか、お尋ねいたします。

【伊藤医療政策課長】長崎県病院企業団につきましては、県と島原地域、五島地域、対馬地域及び壱岐地域の6市1町が一緒になって病院を経営する一部事務組合でございます。その病院運営に必要な経費につきましては、地方公営企業法の趣旨に基づきまして、県も一定負担をしております。

経費の負担につきましては、構成団体の間で負担割合を取り決めておりまして、本県の負担分として、令和2年度の当初予算では約20億6,000万円を計上させていただいております。

交付税措置につきましては、現在も行っているだけでございます。来年度からその拡充がなされるという情報がありますけれども、まだその詳細はわかっておりません。少なくとも、救急、周産期の医療の部分につきましては、今、得ている情報で計算をいたしますと、約2,000万円ほどの増ということで見込んでおります。

【川崎委員】そうすると、今回の財政措置において約2,000万円程度、令和2年度、国から手厚くなると。そうすると、県の助成が幾分か圧縮をされると、そういった理解ですね。

始まるのは後でしょうから、もう少し情報を整理していただいて、次の議会の時にまた詳細をお知らせいただければと思います。

次に、こども政策局にお尋ねいたします。

児童虐待防止、横長資料の21ページに1億7,469万5,000円計上されておりますが、来年度強化する取組についてお尋ねをいたします。

【今富こども家庭課長】令和2年度に強化する取組としましては、児童相談所の補完的役割を担い、家庭や地域からの児童等に関する専門的相談への助言・指導や、市町に対する後方支援、児童相談所からの受託による在宅支援などを行

います児童家庭支援センターを新たに島原地区に設置することとしております。

今後、児童家庭支援センターと児童相談所及び市町が情報共有する場を設定するなど、各地域における児童虐待対策の充実強化に向けた取組を支援してまいりたいと考えております。

【川崎委員】ありがとうございました。

この予算の中に、児童虐待の早期発見・早期対応促進のための体制整備等に関する経費8,540万円とあります。この早期発見、大変大事な取組かと思いますが、どのようなことで早期発見を強化されていくのかお尋ねいたします。

【今富こども家庭課長】児童虐待総合対策事業におきまして、早期発見のための取組としましては、児童虐待に関する意識啓発や、通告先の周知等を行います広報活動に加えまして、児童相談所における24時間、365日相談受付の実施の他、通告受付後48時間以内の安全確認の実施などがございます。

また、この事業以外に、市町におきまして乳幼児家庭全戸訪問事業や、訪問により把握した要支援家庭に対し必要な指導や助言を行います要支援訪問事業の実施に加えまして、学校や保育所、幼稚園などの関係機関とネットワークを構築し、発生予防から早期発見、早期対応に向け、構成員の研修や連携強化を行います取組に対しまして支援を行ってまいりたいと考えております。

【川崎委員】ありがとうございます。一つ、ぜひ検討していただきたい、事前に意見交換させていただきましたが、児童虐待の連鎖ということについては、一般論としてあろうかと思えます。児童期に虐待を受けた方が、大人になって自分の子どもにということが一般論としてあろうかと思えます。一人の人を長年追いかけてい

くというのは大変難しいことかとは思いますが、どこかで連鎖を断ち切ることが大事なことのかなと思っておりまして、ちょっと予算議案と外れる話になりますが、この早期発見のテーマの一つとして、そういったところにもぜひお取組をいただきたいと思います、ご見解をいただきたいと思います。

【今富こども家庭課長】児童虐待の連鎖を止めるということで、その視点というのは非常に重要だと認識しております。

ただ、子どもを実際に虐待した方が子ども時代にそういう虐待を受けていたかとか、そういうところについての調査等については、実際に県の方では行ってはいないという状況でございます。

ただ、文献等によりますと、やはりそういう傾向はあるというふうに我々も認識しておりますので、そういうことがないように全ての事案、全てのケースについて、そういう虐待等の兆候があれば、しっかりとケア等を含めてやっていくということで対応してまいりたいと考えております。

【深堀分科会長】ほかにありませんか。

【堀江委員】まず、福祉保健部横長資料の73ページ、この中の3つ目にあります東京2020パラリンピック聖火フェスティバル事業費、これは政策的新規事業の計上状況で示されていますが、今回、476万円の事業ということになっているんですが、もともとの要求額は1,216万円ということで、事業内容等の精査ということの報告がっておりますが、具体的にどういうことでしょうか。

【桑宮障害福祉課長】お尋ねがありました東京2020パラリンピック聖火フェスティバル事業費でございます。

これは2つ主な内容がございまして、一つは聖火フェスティバル開催経費でございます。これは県内9市で採火をした火を、1カ所に長崎県の火として集めまして東京に送り出す出立イベントの開催経費であります。聖火リレーにつきましては、オリンピックとパラリンピックで異なりまして、パラリンピックの場合は競技開催団体の4都府県のみで行われます。ですので、本県としては、長崎県の火を送り出すイベントの開催経費の予算を計上しております。

これにつきましては、予算要求時では1,171万円ほどを、他県の予算要求状況等も参考に計上しておりましたが、少し開催内容等も規模等を見直して、適切な規模で開催するようという財政課とのやりとりもございまして、今回、予算として440万円を計上いたしております。

もう一点は、聖火リレー、開会式への参加経費でございます。これにつきましては、先ほど申し上げましたように東京の方で聖火リレーがございしますので、そこに本県から聖火リレーランナーとして参加をしていただくこととなります。ランナーにつきましては、まだ決定しておりませんので、現時点でどなたが走るということとは決まっておりますが、その方の参加経費として、もともと予算要求時は44万8,000円計上しておりましたが、これも予算査定の中で35万6,000円という査定となっております。

【堀江委員】そうしますと、障害福祉課としては、こういうふうにやりたいということで要求したけれども、財政課との交渉の中で、いやいや、もうちょっと縮小してくださいみたいなどころもあったりして、いわゆる最初に提案した要求と数字の上では縮小される形になったわけですが、結果としては、関係者の皆様も含めて、

合意の上でこういう事業の中身になったという理解でいいのかというのと、それから、今の時点で言えないかもしれませんが、この新型コロナウイルスとの関係とかで事業の見通しについてはどういう見解をお持ちなのかという2点を教えてください。

【桑宮障害福祉課長】 1点目の関係者の理解を得て今回の予算計上がなされているかというお尋ねですが、これにつきましては、長崎県の障害者スポーツ協会がございます。私も理事をしておりますが、障害者のスポーツ団体、あるいは障害福祉施設の団体の代表者等で構成される協会がございますが、その理事会の中でもご報告をさせていただきまして、今回の概要については、おおむねご理解をいただいております。

ただ、予算は縮小しましたが、やはりイベントとしては障害者理解を深めるよい機会でありますので、寂しいイベントにはならないように、理解を深めるイベントにしたいと考えておりますので、そういった方向で障害者スポーツ協会とも相談しながら進めてまいりたいと、詳細な内容を詰めてまいりたいと考えております。

もう一点、コロナウイルスに関する開催の見通しではありますが、本体のオリンピック、パラリンピックの開催自体、まだいろんな情報が飛び交っておりまして、決定されてない状況でありますので、組織委員会の方にも情報収集をしながら、この聖火フェスティバルについても開催について適切に判断してまいりたいと考えております。

【堀江委員】 ありがとうございます。

次に、横長資料の42ページ、防災指導費の中の原子力災害対策整備事業費についてお尋ねいたします。

これは今年度改めて設けられた予算なんです

が、調べますとというか、お話を聞きますと、これまで危機管理課に一括で上がっていた原子力災害対策整備事業費が各課に振り分けられて、医療政策課という形で今回2,267万円計上されたということですが、内容としてはこの2行に書かれているんですが、具体的に2,267万円がどういう事業に使われているのかという説明をお願いできますか。

【伊藤医療政策課長】 この原子力災害対策整備事業費につきましては、今、委員からお話がありましたとおり、昨年度までは危機管理課の方で原子力災害対策経費ということで一括して予算を要求していただいております。

来年度から、危機管理課だけではなくて、この原子力災害対策につきましては、医療政策課、地域環境課など関係課がございますので、それぞれの予算執行課が予算を計上するということで、今回初めて医療政策課の方でこの予算を計上させていただいております。

その具体的な内容でございますが、まず、1つ目が原子力災害医療ネットワーク構築事業費ということで、この原子力災害の中でも医療分野、原子力災害医療関係の専門家の方、医療機関の方にお集まりいただいてネットワーク検討会を開催しております。その関係経費、あるいはその関係者に対する研修会を開催したり、講習会を開催しておりますので、その経費が一つ、これが約700万円でございます。

もう一つが、原子力災害医療用の資器材の維持管理経費でございます。実際の災害が発生した際の放射線測定器等、そういう機器の点検等にかかる経費等が540万円程度でございます。

それから、実際の原子力防災訓練、危機管理課の方が中心に行っておりますが、この訓練時に原子力災害医療の分野でも訓練をしております

して、その訓練にかかる経費を300万円強計上しております。

それ以外に、安定ヨウ素剤の購入経費でありますとか、この原子力災害医療につきましては、大村市にございます長崎医療センターがその拠点病院になっておりますので、そこにかかる通信経費等として約700万円計上いたしております。これを合わせて2,267万4,000円を計上させていただいているところでございます。

【堀江委員】 ありがとうございます。

原子力災害対策整備費ということで、例えば今説明がありましたように、原子力防災訓練が毎年実施されている分の、これは医療分野の経費ということになるんですが、例えば、防災の段ボールの災害に対応するような、いわゆる避難所対策をどうするのかといった分野とかは、これは福祉保健の分野になっていくと思うんですけれども、そういったいわゆる原子力防災訓練経費ということで、今回、医療政策課で314万円上がっているだけけれども、細かく見ると、福祉保健部のほかの課との連携もあるのではないかなと思うんですが、そういうのもひっくるめて、これまでは危機管理課で上がっていた分で、福祉保健部の中の分を医療政策課の予算として上げるという理解でいいんですか。それとも、今私が言っているような細かい部分はのけて、医療政策課で主に医療分野の主な経費として上げるということになるのか。新年度初めて上がる予算なので、ちょっと細かく教えてください。

【伊藤医療政策課長】 先ほどの原子力防災訓練にかかる経費でございますが、その訓練の中の医療分野にかかる経費のみを計上させていただいております。

避難所についても設置をしたところで訓練しておりますが、その経費につきましてはこの経

費に含まれておりません。避難所に設置をする救護所の設置費についてこの中で予算化しております。

【堀江委員】 最後の語尾がわからなかったんですが、詳しいことはまたお尋ねしたいと思います。

いずれにしても、新年度初めて原子力災害対策整備費ということで、これまで危機管理課で一括して上がっていた内容が振り分けられて、県民にも見えるような形で振り分けられたということで理解をしたいと思います。

39ページ、ここの保健所費についてお尋ねしたいと思います。保健所費は7,836万円、前年度に比べて多いんですけれども、よく見ますと職員給与費で2,288万円、これは2人増えているんですね。それで、この保健所運営管理費の中で、保健所整備費7,570万円があるんですが、これも前年度の予算と比較をいたしますと、6,499万円増えているということで、施設の整備として理解いたしました。

私がこの予算を見て疑問に思いましたのは、その上の保健所運営費、8保健所の運営費ですが、これは1,040万円マイナスなんですよね。今回、こういう新型コロナウイルス感染症という新たな感染症とか、突発的なことが起こると、保健所が相談窓口になったり、いろんな対応をしなければならないという時に、その管理運営費がマイナスの予算というのはいいのかなという素朴な疑問を持ちましたが、マイナス1,040万円の中身を教えてください。

【渡辺福祉保健課長】 保健所運営費について福祉保健課の方で所管しておりますのでお答えいたします。この減の要因でございますけれども、これは保健所長の報酬の取扱いが一部変わっております。具体的に申し上げますと、西彼保健

所の保健所長の取扱いが、報酬の取扱いから給与の方へ移行させていただいております。任期付きの採用という形で1,000万円ほどそちらの方に移行したということで、決して縮小しているということではございません。

【堀江委員】給与費は別にあるので、私としては、2人増えているのでそのことは考えなかったんですが、区分が変わったということですね。ありがとうございました。

同じく55ページでお尋ねいたします。

この中の指定難病対策費ですが、2億8,369万円増えています。その中で最も増えたのが指定難病対策費ということで25億2,831万円ですけれども、これはもちろん国が指定した難病等ということで、減ではなくて増という形でいいと思うんですが、25億2,831万円を3行で認めてくださいという提案というのは、ちょっと大変かなと思ひまして、要は、この25億2,831万円の主な中身でいいので教えていただけますか。

【小田口国保・健康増進課長】指定難病対策費でございますが、この25億2,831万7,000円の内訳ですけれども、主に医療費の自己負担分の公費助成をしております、ここが大部分で24億6,000万円余りになります。

今回、前年度と比べて増えておりますのは、まさにこの部分でありまして、受給者数は減少しているんですけれども、総額が増えていると。これは実績に基づいて推計しております。一人当たりの医療費等が伸びているのかなと思うんですけれども、そこまでの詳細な分析には至っておりません。ただし、この主な内容は、指定難病医療費の公費助成の分でございます。

【堀江委員】ちなみに、受給者数が減っていると。長崎県内で指定難病対策費で国が指定した難病の受給をしているという方の大方の数字と

いうか、どれくらいの県民の方が対象なのかということは答弁できますか。

【小田口国保・健康増進課長】平成30年度の年度末現在で1万2,178人の方が受給者証をお持ちでありまして、これが平成27年度は1万3,726人でしたので、こういう減少になっております。

【堀江委員】指定難病対策費は、言われるとおり国が指定した医療に関する公費負担の分が大きいということなんですが、そうしますと、その医療に関する調査研究という部分は額としては小さいですね。ここの部分というのは、どうなんですか。長崎県として、特に調査研究という形ではどうなのかということもこの機会に教えていただけますか。

【小田口国保・健康増進課長】委員ご指摘のとおり、難病の公費助成の背景としましては、調査研究というものもありますが、県におきましては予算化して事業しておりますのは医療費の公費負担、あと難病相談センターとか、医療ネットワークをつくります関係の難病患者の皆様方の療養生活の支援という面で事業を行っているところであります。

【堀江委員】ありがとうございます。

51ページに戻ります。

この中で、先ほども出ました病院企業団助成費で、今回2,096万円減っているんですけれども、負担金や助成費等が減る中で、病院企業団医師センター経費というのが7,090万円、これは前年の横長資料と比較をいたしますと、6,138万円増えています。これはここに書いてあるように、医師センターの運営経費、平たく言うと先生方の人件費というふうに理解をしているんですが、6,138万円増えるということは、これは先生が増えるという理解でいいんですか、教えてください

い。

【伊藤医療政策課長】 この医師センター経費でございしますが、これは県が養成をしている医師がおりますが、その医師の修学資金の貸与年数に応じた義務年限というものがございします。例えば6年間修学資金を借りた場合は9年間の義務年限がございしますが、その中で医師のスキルアップのために1年間研修ができるという制度がございします。その研修期間にかかる人件費を負担しているものでございします。

今年度はこの研修を実施している医師がお一人でございしますが、来年度は6名予定をしておりますので、5名分の経費が増えているということとございします。

【堀江委員】 つまり、病院企業団以外の病院で再研修を行うことができるというこの部分で活用できる先生が、今年は一人だったけれども、次年度は6人に増えるということですね。

ということは、どういうことですか。長崎県の医療に関わる先生方が増えるということ、違いますね。人数は変わらないんだけれども、そういう研修ができるという理解でいいですか。

【伊藤医療政策課長】 この義務年限中に再研修をいつ受けるかという部分につきましては、各医師の方がそれぞれ実際の9年間の計画の中で受けていただいているということとございまして、年度によってかなりの増減がございします。県の養成医師そのものは増えているところでございします。

【堀江委員】 ありがとうございます。

同じく横長資料51ページの上から2番目のしまの医療機関運営費助成費でお尋ねしたいと思います。

これは1億990万円ですけれども、前年と比較をいたしますと9,302万円増えております。これ

は主な事業費の中の13ページにしまの医療機関運営費補助費ということで出されています。

これはヘリコプターを活用して本土の病院等の医師による巡回診療を支援するということなんです。これはこれというのは2番目の患者の下り搬送、救急ヘリで離島から、例えば五島から長大病院に運んで、今度は帰り、長大病院から五島中央病院に帰るという時も利用できるという制度だと思っておりますが、そこに条件があるのかというのをお尋ねしたいんです。

というのは、私も五島の出身なので、個人的なことですが、両親とも救急ヘリで運ばれたんですが、危急的な医療が終わって、今度帰るという時に、五島に帰るという時は今度は自分たちで連れて帰らなきゃいけないんですね。もちろん、いろんなタクシーとかを利用するんですが、家族が連れて帰るというのは非常に大変で、そういう場合、この13ページ、主な制度の②ですね、ここに該当する、「本土病院で急性期の治療を終えた患者を離島病院へ搬送する」というここに条件があるのかどうかというのを教えてください。

【石田医療人材対策室長】 このヘリ事業でございしますが、もともと公益社団法人の地域医療振興協会がやっていた事業でございします。これが、なかなか一民間団体では運航ができないということで、来年度から病院企業団が引き継いで事業をするということになったということとございします。

今ご指摘の帰り搬送でございしますが、先般運営協議会の中でも、まさに、今、委員から話があったようなことについて議論がなされたところでございします。

確かに、なるべく運んでやりたいというのはあるんですが、回数も限られますし、公平性も

ございますので、実際に病院の院長と、それから長崎医療人材支援センターのセンター長、こういったところで、もう少しきちんとその整理をしようと、基準をつくろうということで先般の話し合いの中ではなっております。

あまり時間もございませんので、そこは一定明確にしていきたいと考えているところでございます。

【堀江委員】 県民からすると、救急で、例えば長大や大村に運びますという時には、もちろん家族の方に連絡があって、こういう状況なので、即運ばないといけませんというふうに言われて連れていかれるんですけれども、それはそれでドクターの判断がそこで入ります。

今度、じゃ帰るとなった時に、もちろんそのまま長崎で、あるいは大村でという方もいるでしょうけれども、やっぱり家族や当人も五島に帰りたいとなった時に、五島中央病院が受け入れてくれるとなれば連れて帰るということになるんですが、その時に本当にどういう判断、もちろんドクターの判断というのは当然だと思うんですが、その基準が一定県民にも見えるようになる、もうちょっと納得がいくかなというか、いいのではないかなと。もちろん、その時の状況もありますよね。簡単に、こういうふうにヘリコプターで運ぶとなっても、その時がじゃそういう状況なのかどうかということもあると思うので、そういう判断も要るかと思うんですが、患者の下り搬送というのに活用できるとなれば、県民にも伝えるということができれば、離島に住んでも同じように医療が受けられて、その後、また五島で過ごすことができるということが、より明確にわかるのではないかと思います。思いながら予算を見ましたので、ぜひ明らかになるところがあれば教えていただきたいという

ふうに思っております。

もう一つ、59ページの一番最後です。長寿者慶祝費の1,085万円、これは昨年度に比べて38万円増えているんですが、人数増なのかということをお尋ねしたいんです。なんでこの細かい数字に私が拘るかというと、これは、前知事の時にはもう削られていた予算で、中村知事が当選をされて、その後、骨格予算に加えて中村知事が始めた事業です。福祉のばらまきとか言われる中で、こういった何歳になりましたからお祝いをとというのが各自自治体も削られていく中で、長崎県の場合は頑張って担当課が予算要望されて生き残っている事業なので、私としてはいつも予算書を見るたびに頑張ってほしいというふうに思っているんですけれども、今回、人数が増えたという理解でいいのかどうかという制度の中身も教えてもらった上で答弁をお願いいたします。

【峰松長寿社会課長】 長寿者慶祝費についてのご質問ですが、こちらの増分の38万3,000円はというご質問ですが、この事業につきましては百歳到達者に対しまして、知事の方から記念品を贈呈させていただくという事業でございます。記念品につきましては、物産振興協会の方に委託をいたしまして、県産品のパンフレットをつくりまして、県産品の中から選んでいただくという事業でございます。

今回、増額をした分につきましては、昨年度の当初予算では650人を見込んでいたところ、本年度は670人ということで20名増加されるという見込みがございますので、予算を増加しているところでございます。

【中山委員】 ながさきで家族になろう事業についてお尋ねします。

先ほど、松本委員の質問に対する答弁で、平

成28年度からやって、だんだん増えてきて実績は85組ということでありましたし、よく頑張っているなという気もしました。また、その要因は、お見合いシステムが機能しているということでありました。それを受けて、少し深掘りしたいと思います。

実は3月7日の予算総括質疑の中で、人口減少の中の一つとして自然減少、その中で婚活支援事業についてお尋ねしました。婚姻件数が直近どうなっているかという話をしましたところ、10年間で約1,460件、年平均約150件程度減っているという答弁をいただきました。

そこで、私は、今後これに歯止めをかけてほしいという話をして終わったところでございますので、そこから少し深掘りしたいと思います。

まず、新年度以降の婚姻数の目標、平成31年度は100組としていたようすけれども、どこに置いているのか、そこをまずお聞きしたいと思います。

【濱野こども未来課長】来年度以降につきましては、年間150組を目指していくということで考えております。

【中山委員】かなり意欲的な数字を出していただきました。といいますのは、150組減って、150組増やしていこうということですから、数字的にはゼロになるんですけれどもね。しかしながら、最低限の目標として150組はいい目標だと思います。しかし、私個人にすれば、今までも言いましたけれども、約倍の300組ぐらい増やさないことには止まらないのかなと、これは個人的に推測するわけであります。まず、その150組を達成するためにどうしたらいいのかということで、私の提案を含めて少しお聞きしたいと思います。

まず、基本になるお見合いシステムの登録者

の現状についてどのようになっているのか。できれば年代別にわかるのかどうか。先般、新聞紙上で若い男性の登録が非常に少ないという話もありましたので、それを受けて、その辺を少し説明していただきたいと思います。

【濱野こども未来課長】会員の年齢別の構成についてですけれども、今現在、会員数としましては1,262名、1月末の時点で登録をいただいております。

その中で年代別に見ますと、20代が154名で12%、30代が543人で43%、40代が408人で32%、50歳代以上が157名で12%というふうになっております。

【中山委員】 それでは、やはり20代、30代が多いということがわかりましたけれども、この20代、30代の男女比はわかりますか。

【濱野こども未来課長】 まず、20代の男性は、先ほど20代が154名と言いましたけれども、そのうち男性が60名、女性が94名となっております。30代につきましては543名で、男性が211名、女性が332名というふうに、20代、30代の男女の構成は以上となっております。

【中山委員】 やはり男性が少ないということがわかりました。

そこで、この登録者が1,262名ということでありました。先般、私が20代から30代の未婚者の数はどの程度おりますかという話をした時に13万2,663名という話をされました。それをひもとくと、1,262名というのは1%を切っていますね。0.8%か0.9%ということですね。大変努力はしているけれども、もっともっと増やす要素はあると考えております。

そこで、まず、150組の目標を立てるならば、前提として会員登録者数の目標設定、私としてはやはり1割程度、1万3,000人程度を会員登録

の目標にしてほしいと思いますけれども、そういう目標を設定していく考え方はあるのか。今、1割程度という話をしましたけれども、それを含めて課長の意見を聞いておきたいと思います。

【濱野こども未来課長】 目標とするお見合いシステムの会員登録者数でございますが、今現在、1,200名程度というお話をしましたが、今目指すところは2,000名というのを一応目標といたしております。

【中山委員】 2,000名は一つの通過点という形で捉えていきたいと考えております。ぜひ、1割程度を目指すぐらい大胆に目標を見据えて取り組んでいただきたいと思います。

そこで、今後、いろいろ県職員等が企業を回って働きかけをしているという話も聞いておりますが、その前提として、県職員を含めて21市町の職員についてはどのような形で働きかけをしていくのか、してきたのか、教えていただきたいと思います。

【濱野こども未来課長】 県職員はじめ、県内市町の職員に対しての啓発、PRの関係ですが、私ども、経済団体等も入れて官民連携協議会というのを市町と一緒にやっているんですけれども、その中で結婚支援というのが非常に少子化対策に対して有効であるし、今後一緒になって取り組もうということで共通認識を持っておりまして、それはそれぞれの市町、あるいは県の方は私どもの方で、それぞれ職員を含めて、広く、このシステム等も含めて、結婚を希望される方々に対しては、こういう制度、システムがあるということについて、これまでずっとお知らせをしてきたところでございます。

【中山委員】 お知らせ程度ではなかなか増えないと思うので、やはり足を運んで、直接お願い

していくという形で、県職員、市町職員は恵まれた環境にいるわけですから、それを含めて積極的な登録を呼びかけていただきたいと思います。

そこで、少し話は変わりますが、結婚1件当たりの経済効果というか、披露宴をしたり、披露宴の後に二次会に行ったり、指輪を買ったりしますよね。長崎県内でどの程度の経済効果があると考えているのか、お尋ねしたいと思います。

【濱野こども未来課長】 結婚に関する経済効果の関係ですが、それぞれいろんな結婚に関連の民間の業者のデータ等々もありますが、一つ私どもが見ているのは経済産業省の方が出しております平成30年特定サービス産業実態調査というのがございますけれども、これによりますと、本県における挙式及び披露宴の年間売上高は約62億円ということで、年間取扱件数は1,638件となっております。したがって、1件当たり平均379万円ということで、全国平均を約20万円程度上回っているという状況にございます。

【中山委員】 そうすると、約400万円にして、150組を目指すということであったから約6億円ぐらいの経済効果があるわけです。これをちょっと押さえておきたいと思います。

そこで、私が何を言いたいかというと、婚活を進めていくためには、会員に対して何らかのメリットが必要かと思うんですね。会費を半分にしたということは一つのメリットかもしれないけれども、会員同士が結婚した場合、お祝い金というか、みんなで家族になろうお祝い金というか、そういう形で100万円程度やられれば効果があると思うけれども、一気に100万円というわけにはいかんけれども、やはりなにが

しかのお祝い金を出していくというか、これが一つの目玉になっていくんじゃないかと思いますが、この考え方についてお尋ねしたいと思います。

【濱野こども未来課長】今の結婚祝い金のお話でございますが、確かに、先ほど言いましたようにお見合いシステムが2,000人の登録を目指す中で1,200人程度ということで、なかなか登録者が伸び悩んでいる状況でございますので、登録を増やすためには何かしらの魅力といいますか、特典というのは確かに必要であろうと思います。

来年度から50%のキャンペーン割引とか、そういったところで期間を限定した中で会員登録を目指していきますけれども、言われたように、直接お祝い金というものを成婚された方にお渡しするというのはなかなか難しい部分もあるかと思いますが、ただ、結婚すれば当然家具を購入するとか、式場での挙式、披露宴とか、新婚旅行に出かけるということで、そういった何か費用的なものについて、いろんな店舗の方たちと相談しながら、いろいろな割引、結婚すればこういった割引があるといったところをやれないかということについては、少し検討していきたいと思っております。

【中山委員】やはり何かの形の目玉が必要だと思います。

私は、先ほどお祝い金のお話をしましたけれども、これは行政から直接出すのは非常に難しい。そこで、これは私の提案だけれども、仮称を「ながさきで家族になろう基金」を造成すると。先ほど言ったように、年間約6億円ぐらいの経済効果があるわけだから、その関連の企業の方々に、まず民間企業の方に構成員になってもらおう。そして、できれば県、21市町も応分の負担

をしていくという形で基金をつくることだって、先ほど言ったように、例えば家具を買う時に割引をするとか、その場合も基金から出した方が非常にわかりやすいんじゃないかと思うんです。それと併せて、これは個人が会費を払っているということが大きな魅力ですね。個人が全く金を払ってないということであれば、出しにくいんだけれども、個人が金を出しているということがこういうことにつながりやすい方法になってくるので、これは一つの検討課題じゃないかと思うんですが、どうですか。

【濱野こども未来課長】今、ご提案のあった基金の創設につきましては、また今後、改めて検討させていただきたいと思っております。

いずれにしても、結婚を希望される方々に対して、行政が今しっかり支援をしていっていますので、そこを、効果も含めて検討しながらしていきたいと思っております。

【中山委員】ぜひ検討を始めてほしいということをお願いいたします。

もう一つ、このお見合いシステムと併せて効果があるだろうというのが縁結び隊ですね。この縁結び隊の現在の隊員数と、これによって成功した実績がどの程度あるのか確認したいと思っております。

【濱野こども未来課長】まず、縁結び隊の方の成婚の数につきましては、直近でいきますと平成28年度が5組、平成29年度が10組、平成30年度が10組、令和元年度が1月末現在ですけれども、23組ということで、これも縁結び隊につきましては、大体会員が約400名ぐらい登録をされております。それで、地域の縁結び隊の方々がずっとお引き合わせをしているんですけれども、毎年10組という目標にしておきまして、今年度につきましては実績が大幅に伸びていると

認識をしております。

【中山委員】 これも政策効果が出てきて、確実に伸びてきているし、縁結び隊についても400名ということだから結構伸びてきたなと思うんですね。私は、2年前でしたか、ぜひ縁結び隊1,000人を目標に取り組んでほしいということを行ったから、これはかなり進んできたなと思うので、これも引き続き進めてほしいと思います。

その時にもう一つ話したのは、縁結び隊も成婚したら何らかの形で、ボランティアだけではなかなかこれは難しいだろうという話を私はしておりました。なぜなら、うまいこと結婚した場合は、その人が結婚式に呼ばれることもあるかもしれないし、子どもができたらお祝いもしないといけないかもしれません。そういう縁が出てくるので、そのためにも何らかの形の謝礼金が出せないかという話をしておりました。その謝礼金について、あれからずっと考えていたのが、この基金の問題なんです。この縁結び隊に対する謝礼金もこの基金から出せるようにしたら非常に効果が倍増していくんじゃないかという気がしているわけですが、ぜひ取組を検討していただければと思います。

最後に、こども政策局長にお聞きしたいと思います。婚姻数を増やすための一つの方法として基金の創設が必要だと私は思うんですが、今から検討してもらいたいと思いますが、検討していただくのかどうか、1年間ありますので、今日ここで結論を出す必要はないと思いますが、そういう志を持って、局長として任務を果たすつもりでいるのかどうか、その辺の心意気をお聞きしたいと思います。

【園田こども政策局長】 少子化対策としての未婚化、晩婚化に対応するに当たって、結婚支援

というのが今行政でも課題になって、我々も進めているところでございます。

県の事業だけで婚姻数が、先ほど150組を目標としておりますと言いましたが、委員からもそれで十分かというご指摘がありました。それで十分であるとは思っていませんで、機運を醸成することで、実際に県の事業を利用しなくても婚姻数を上げていく必要があるということで、我々が別途取り組んでおりますのが、企業・団体を巻き込んで「結婚応援宣言」というのも今取り組んでおります。今年度から取り組んでいるんですけれども、そういった中で今、企業・団体、団体の上部団体、そういったところにまず了解いただきながら、その下部の個々の企業であるとか、団体であるとか、そういったところも個々に回らせていただいて、「結婚・子育て応援宣言」をしていただく事業に取り組んでおまして、そこもまだ始めたばかりで、今少しずつ宣言していただいているところが増えていく段階ですので、先ほど委員ご指摘の基金というのは、そういった企業団体の寄付を募ってという形になろうかと思うんですが、まずはそういった理解を深めていく方向から始めないと、なかなかそういう基金をつくらうにも、多分十分な金額が集まらないのではないかなということもありますので、まず、我々としてはそういう機運の醸成を高めて、企業・団体にもしっかりと応援していただく体制をつくりながら、次の段階としてそういう基金といったところも研究・検討してまいりたいと考えております。

【中山委員】 今日、突然の話でしたから、慎重な言いぶりになりましたけれども、前向きに取り組んでいこうという意思は少し、以心伝心じゃないけれども、わかりました。

ただ、こども政策局長に申し上げておきたい

のは、今、長崎県の人口減少の状態は、そう悠長に構えておれる状況ではなくて、私が今回言ったように非常事態に入ったんじゃないかと。要するに人口の1%以上の減少をしているということは、100年すれば長崎の人口はゼロになりますよと。2060年に100万人とか言っているけれども、実質的には70万人台に終わるんじゃないかという推測もあるわけでありますから、ぜひ2060年に100万人という目標を立てた以上は、何としてもそれをやり遂げてほしいと思います。

そういった意味からして、これは悠長にやれるようなものではなくて、機運醸成をできるだけ早くやって、場合によっては予算が足りないならもう少し予算を入れてやると、それを含めて、ぜひひとつ前向きに取り組んでいただくよう、とりあえず今日は要望だけしておきたいと思います。

【深堀分科会長】 ほかにありませんか。

【赤木委員】 新型コロナウイルスについては、ほかの委員からいろいろ質疑がありましたので、後ほど一括して私もさせていただきたいと思いますが、予算について、まず、こども政策局、横長資料の17ページ、地域子ども・子育て支援事業費、放課後児童クラブについてお尋ねします。

まず、地域子ども・子育て支援事業について21億円ほどの予算がつき、前年度より2億1,363万1,000円が増額となっております。こちらについて、やはり放課後児童クラブへの要望といいますか、地域からの要望、需要が高まっているからこそ、こういった費用が増額しているものと思いますが、放課後児童クラブに対する待機児童の把握についてはどのようにされていますでしょうか。

【濱野こども未来課長】 令和元年5月1日現在の待機児童数は29人というふうに把握しております。

【赤木委員】 放課後児童クラブに対する待機児童数が、県全体で29人の方が今入れてない状況という答弁だと思います。

これは地域別にしっかり把握されているということでしょうか。

【濱野こども未来課長】 毎年5月1日現在で待機児童数を各市町に照会しまして、状況を把握しております。また、その後、追跡調査を行って、解消に向けて支援を行っているという状況でございます。

【赤木委員】 この29人、これからまたさらに毎年把握されるということでしょうかけれども、この待機児童が解消される見込みはいつごろになるとか、そういった検討はされているのでしょうか。

【濱野こども未来課長】 基本的に放課後児童クラブにおける待機児童については、解消に向けて取り組んでいくんですけれども、先ほど言いましたように年度途中で追跡調査をしております。令和元年12月時点では一応10人ということで、関係する市も2つの市のみになっております。管内のほかの放課後児童クラブ等の利用が可能であれば、そういった利用調整等もしながら、解消に向けて、市町と協力しながらやっていきたいと考えます。

【赤木委員】 ぜひ、しっかり把握に努めていただいて、対策も講じていただくようお願いいたします。

続きまして、資料の19ページになります。児童福祉総務費、人件費に関することです。先ほど川崎委員からも児童相談所に関わる部分に関して、早期発見が必要だということで様々な対

策を講じていきますというようなご答弁だったと思いますが、やはり人員を増やしていただくことが必要なのではないかと思っております。

3月5日の坂本 浩議員の一般質問の中でもありましたとおり、部長の答弁でも「令和4年度まで現在の人口4万人に一人から人口3万人に一人を配置すること、児童心理士につきましては令和6年度までに児童福祉士の総数の2分の1を配置することとなっている。人員の確保については、インターンシップや担当の大学へ赴き、学生に対して説明するなど、働きかけを強化している」という答弁がございました。

実際、法律の改正によって、令和4年度までに人員をしっかりと配置することが求められておりますが、まず、この令和2年度にどれだけ配置が行われ、令和4年度に向けて、長崎、佐世保にそれぞれ施設がございますが、どれだけの人員が配置される予定となっているのか、ご答弁をお願いいたします。

【渡辺福祉保健課長】児童相談所の児童福祉士につきましては、令和4年度までに人口4万人に一人から人口3万人に一人、それから児童心理士については令和6年度までに児童福祉士の総数の2分の1にするということが、今ご指摘がありましたように決まっております。

それに伴いまして、児童福祉士については長崎、佐世保で13名増員をするということ、それから児童福祉士については、これは現時点の見込みですけれども、令和6年度までに10名、長崎、佐世保で増員をするということを今見込んでいるところでございます。

【赤木委員】それぞれ見込みは出されているということですね。詳しい内訳等は、後で個人的に伺えればと思いますが、ぜひ計画的に行っていただくようお願いいたします。人員の育成に

ついてもかなり時間を要する分野だと思いますので、計画的な運用をお願いいたしますし、現場の声をぜひとも聞き、現場との連携もしっかりとっていただきながら、最善の措置をとっていただくようお願いいたしますし、年度中でも前倒ししてできるものであれば、ぜひとも行っていたきたいです。

続きまして、21ページの開成学園運営費についてお尋ねいたします。私は応援したい立場で申し上げますが、前年度より予算が増えております。こちらは、例えば受け入れる子どもの数が増えたとか、何か要因があって増額に転じたのか、ご回答をお願いいたします。

【今富こども家庭課長】開成学園運営費での増額のご質問でございますが、この点につきましては、グラウンドの整備費を計上しております。こちらの方を来年度測量・設計を行いまして、令和3年度に工事を行うと、そのように計画しております。その分を増額しております。

【赤木委員】特に、今までと運営自体は変わらないという認識でよろしいですか。わかりました。ありがとうございます。

最後に、出産・子育て支援について一括してお答えをいただきたいと思います。先ほど中山委員からもいろいろご指摘がありましたし、私も今度の6月に第一子が生まれる予定ということで、子育て、出産に関しては興味を持っていますところですが、やはり未来を考えていきますと、様々な負担というものが出てまいります。今回は金銭的なものに絞りますけれども、やはり出産に伴って様々な自己負担、金銭が必要になってまいります。

県としては、やはり出産数を伸ばしていきたいということが方針としてももちろんおありと思いますので、そちらの方針というものと、実際

出産する家庭の負担というものをどういうふう
に県が考えて、そちらの考えたものがこの予算
にどういうふうに反映されているのか、ご回答
をお願いいたします。

【園田こども政策局長】委員お尋ねの出産にか
かる直接的な経済負担軽減策という分で新たな
予算を計上している分は、今回はございません。

【赤木委員】私は、それは重々理解しておりま
す。

負担だということをぜひ認識をしていただき
たいなと。やはり自己負担、もちろん帝王切開
や自然分娩でそれぞれ費用負担が、病院によっ
て負担の金額というのは若干違いますし、制度
の問題もあるかもしれませんが、出産だけでは
なくて、そこから子どもを育てていくに当たっ
て様々な負担が、経済的な負担も出てきますし、
それがお金だけじゃなくて、物でも出てまいり
ます。具体的にはおむつとか、いろいろな物品
にも波及してまいりますので、そちらの負担と
いうものをしっかりとわかっていただいて、そ
れが政策にも、予算にも反映されるような形で
考えていただきたいと思っておりますし、それ
こそ私だけじゃなくて、我々子育て世代という
ものが直面している現状というのもありますの
で、それはこれから、こちらの委員会でも、一
般質問等でも訴えてまいりたいと思いますので、
ご検討をよろしくお願いいたします。

以上です。

【深堀分科会長】ほかにありませんか。

【下条委員】私は、介護人材不足対策について
の内容に絞って質問させていただきます。

横長資料の令和2年度当初予算の21ページに
ついてでございます。主に4項目について、こ
れまでの取組と導入実績を含めた成果等をお尋
ねしたいと思います。

まず、1つ目ですが、介護人材確保対策事業
について4,233万円が計上されておりますが、こ
れまでの取組を含めた現状の確認と、これまで
の成果についてお尋ねいたします。

【峰松長寿社会課長】ご質問の介護人材確保対
策につきましてですが、大変申しわけございま
せん、こちらは歳入の方になります。58ページ
の方に歳出があり、左側下段に福祉マンパワー
処遇対策費ということで3つの事項がございま
す。その中で介護人材確保事業ということで
4,200万円記載させていただいております。この
分の事業につきましては、そちらに書いていま
すように、介護職に対しますイメージアップ事
業とか、合同面談会の開催及び就労のマッチン
グ支援ということで事業を行っているところで
ございます。

具体的な実績といたしましては、まずイメー
ジアップにつきましては、昨年度は県庁の方で
イメージアップ事業ということで、11月11日の
「介護の日」にちなみまして11月17日に県庁の
方でイメージアップ事業を行っております。

また、合同面談会につきましては、昨年は長
崎の方で3回実績がございます。佐世保で2回、
諫早で1回、大村で1回合同面談会を行っており
ます。

あと、合同入職式ということで、社会福祉施
設に入職される方はどうしても一つの事業所に
とどまるということで、知り合いをつくる機会
が少ないので、合同入職式ということで4月に
行っているものが1回ございます。

【下条委員】この介護人材について私が質問し
た趣旨といいますのは、どうしても、特に小規
模、中規模の介護事業者ですけれども、人員配
置基準がありまして、この人材が確保できない
場合は、最悪の場合、営業所の閉鎖ということ

があると、昨年的一般質問でも取り上げさせていただきました。

あと3項目ほどありますので、午後よろしく願いいたします。

【深堀分科会長】審査の途中でありますけれども、午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

再開は、1時30分からといたします。よろしく願いいたします。

— 午前11時59分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

【深堀委員長】 委員会を再開いたします。

これより、請願審査を行います。

第1号請願「長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例改定を求める請願」を議題といたします。

浅田議員から説明をお願いします。

【浅田紹介議員】 ありがとうございます。お時間をいただきまして感謝申し上げます。

まず、「長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例改定を求める請願書」ということで皆様にお配りをさせていただいておりますが、請願者の方の発言が議事録に残らないことになっておりますので、重複する発言になるかと思いますが、私の方からご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議会提案で平成22年6月4日に「長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例」が施行されました。

県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりのために、関係者それぞれの役割がこちらには明記をされております。

長崎県は、むし歯罹患率が全国でも上位でございました。しかしながら、この条例の制定後、平成25年から県内の全保育園、幼稚園、小学校で、むし歯予防のフッ化物洗口も開始し、むし

歯は確実に減少しております。

特に、12歳児の一人平均むし歯も、平成22年、この条例ができるまでは1.38本から、平成30年には0.95本となっております。

その中での条例改定を求める請願は、本条例が制定されて、もう既に10年が経過をしているということ、そして、関係法律の制定など、国の方針を踏まえて、さらに歯・口腔の健康づくりが健康寿命の延伸に果たす役割というものが明確になっております。

そこで、長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例に、歯・口腔の健康が県民の健康寿命の延伸に重要であることを追加する。

歯科健診の重要性とその定着を推進する施策を規定する。

オーラルフレイル対策にかかる施策を規定する。

医科・歯科・薬科との連携により、歯・口腔保健のより効果的な推進体制を構築する施策を規定する。

歯科保健の推進に必要な人材の普及・確保に関する施策を規定する。

災害時の歯科保健、医療の提供に関する施策を規定する。

以上を追記いただきますようお願いいたします。

県民の歯・口腔保健の充実のために、また、私たち議会提案の条例でございますので、時代に沿った内容にさせていただき、発展的なものにするためには、ぜひともご採択いただきますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

【深堀委員長】 この際お諮りいたします。

請願人から趣旨説明を行いたい旨の申し出が

あっておりますが、これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、請願人の趣旨説明を許可いたします。

なお、請願人に申し上げます。趣旨説明は5分以内で簡明にお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

— 午後 1時33分 休憩 —

— 午後 1時35分 再開 —

【深堀委員長】 委員会を再開いたします。

これより、請願についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

【松本委員】 ただいま出されました請願書に対しての質疑をさせていただきます。

先ほど説明がありましたとおり、条例制定が平成22年ということで、あれから10年もち、歯科医療を取り巻く環境も、平成23年に国の法律ができたことや、政府の方から歯科健診の充実、口腔機能管理の推進等が記載されたということで、条例制定当時から環境が変わっているということの中で、先ほどありましたとおり、当時はオーラルフレイルの認知があまりなされてなかった中で、最近、医学的な見地からその重要性も指摘をされております。

本県としてオーラルフレイルの対策に対してどのような認識をお持ちか、お尋ねいたします。

【永峯国保・健康増進課企画監】 オーラルフレイルの関係でございますが、まず、フレイルという状態がどういった状態を指すかと申しますと、少し広い意味で身体面での虚弱状態といった形の状態でございます。健康な状態と要介護状態に陥る、その中間の状態ということで、筋力、あるいは認知機能等に低下が見られ

るといったような状況でございます。オーラルフレイルと申しますのは、その一步手前の段階で、口腔機能のわずかな機能低下といったような状況と捉えられております。

具体的な症状といたしましては、活舌が低下いたしますとか、食べこぼし、あるいはむせるといった状況が発生することございまして、こういったことが低栄養につながって、筋力低下、身体機能の低下、ひいては要介護状態につながっていくということでございますので、これは私どもとしてもしっかり対策を行っていく必要があると考えております。

現行の歯科保健の健康増進計画でございます「歯なまるスマイルプラン2」におきましても、成人機能の歯科保健対策というのは重点事項として取り組むことといたしておりますので、そういった形で取り組んでまいりたいと考えております。

【松本委員】 先ほどの答弁の中にもオーラルフレイルに対して大変重要であるという認識もお持ちでありますし、計画の中に入れているということでございます。ぜひ、この記載にあるとおり、対策にかかる施策を引き続き続けていただきたいと思います。

続きまして、県は、健康寿命日本一を目指しております。歯・口腔の健康が健康寿命の延伸に重要であると思いますが、その県の認識をお尋ねいたします。

【永峯国保・健康増進課企画監】 先ほどご紹介がございました政府の骨太の方針にも記載がございしますが、歯・口腔の健康づくりと申しますのは全身の健康にも大きく影響を及ぼすものであるということで、生活習慣病の予防をはじめ様々なところにつながっていくものでございます。

具体的な例で一つ申し上げますと、歯周病の原因菌が動脈硬化や心疾患、そういったものに悪影響を及ぼす、あるいは糖尿病とは相互に悪循環を及ぼすといったような報告もございますことから、そうした意味で口腔機能の維持につきましましては、全身の健康増進、疾病の発症予防など、県民の皆様方の生活の質の維持向上、そしてまた、健康寿命の延伸に関わる分野として取り組んでいく必要があるというふうに認識をいたしております。

【松本委員】最後に14条です。今、委員の方にも条例が配付をされております。最後の14条に、「県は、歯・口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、財政上の措置を講じるよう努めるものとする」というふうに条例で規定をしております。

条例で、これはやっぱり財政上の必要があるという場合は措置を講じるということでございますが、予算について、歯・口腔に対してしっかりと予算計上に取り組んでいるのか、現状について、昨年と本年度の当初予算も鑑みてお尋ねをいたします。

【永峯国保・健康増進課企画監】予算措置の関係でございますが、先ほどお話に出てまいりましたフッ化物洗口の関係も、条例制定後、平成25年から県の補助事業として各市町、あるいは私立の学校に対して補助を開始したということでございます。必要な予算措置というのは、その時代時代に応じてやってきたところでございます。

平成31年度、今年度の予算につきましましては、歯科保健全体で3,300万円ほどの予算を計上いたしてございまして、令和2年度、来年度予算につきましましては若干増額でございます。3,385万6,000円の予算を計上しているという状況で

ございます。

【松本委員】条例で制定しているということ、そしてオーラルフレイルのことも含めて、健康寿命に大変影響があるということで予算も増額していただいておりますが、引き続き、県民の健康のために取り組んでいただきたいと思いますし、この請願にも、この条例をつくって終わりではなくて、今後、より発展的なものになるため、そして、10年たって状況も変わっている中で、今回こういった追記をするなどして検討していただくことを要望して質問を終わります。

【深堀委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】ほかに質問がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

しばらく休憩します。

— 午後 1時42分 休憩 —

— 午後 1時42分 再開 —

【深堀委員長】では、委員会を再開いたします。

第1号請願に対する質疑・討論が終了しましたので採決を行います。

第1号請願「長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例改定を求める請願」を採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】ご異議なしと認めます。

よって、第1号請願は採択すべきものと決定されました。

以上で請願の審査を終了いたします。

請願人におかれましては、大変お疲れさまでございました。

本委員会を代表いたしましてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

請願人にはご退席いただきたいと存じます。
しばらく休憩します。

— 午後 1時43分 休憩 —

— 午後 1時43分 再開 —

【深堀分科会長】 再開いたします。

午前中に引き続き、予算議案に対する質疑を続行したいと思います。

【下条委員】 引き続き介護人材確保対策予算について質疑をさせていただきたいと思います。

午前中は、介護人材確保対策事業について取組内容をお聞きいたしました。

引き続きまして、令和2年度当初予算横長資料の60ページであります。ターゲットに応じた介護人材確保・育成事業723万円が計上されております。こちらの内容についてお聞きしたいんですけども、文言の最初に「ターゲットに応じた」という文言が書かれてあります。非常に特色ある取組かなと思っております。前年に引き続いての事業とお聞きしておりますが、内容をお尋ねいたします。

【峰松長寿社会課長】 お尋ねのターゲットに応じた介護人材確保育成事業でございます。ターゲットということで書かせていただいておりますが、こちらの横長資料の60ページの上段に記載していますように、まず、介護福祉士を目指す養成校に高校からのOB、OGの方がいらっしゃるということで、そういった方が学校の説明とか、出前講座とかしていただきまして、介護福祉士になる方を増やすというのがまず一つのターゲット。

もう一つにつきましては、実際、今、入職されている方が研修を受ける際の、研修もちょっと絞った形になっているんですが、特殊な研修の部分について支援をするための事業。

また、実際介護現場の方は人材が不足しておりますので、すそ野の拡大ということで我々申しているんですが、例えば高齢者の方とか、介護未経験の方、育児等を終えられて、ある程度時間ができた方とか、そういった方を対象に、介護事業所の方をお願いしまして、介護事業所の中でも、業務といたしまして、例えば給食の配膳とかベッドメイキングとか、特に介護の専門的な知識を比較的要さないような業務について切り分けて、そういった方々に研修を行ったり、職場体験を行っていただいて、実際の介護現場を体験していただいて、入職を促すといったような形で、ターゲットを絞ったような形でこの事業は行っております。

【下条委員】 ご説明にありましたとおり、ターゲットを絞ってということですから、非常に効果が見込めるような取組になっているんじゃないかと思います。ぜひこういった取組の効果検証、どれぐらいの成果が出たのかというのも、引き続き連携をとりながら確認して進めていただきたいと思っております。

あと2項目になりますが、次の61ページ、外国人介護職員の確保・定着支援事業についてお尋ねいたします。1,763万円が計上されておりますが、今現在、この新型コロナウイルスに対して、様々な外交等が制限されるという特殊な現状ではございますが、これはそういった問題が起きる前から取組をされていたということがございまして、現状のこの取組についてお尋ねをいたします。どうなっていますでしょうか。

【峰松長寿社会課長】 外国人介護職員の確保・

定着支援事業でございます。この内容につきましては、長崎県の方がベトナムのクアンナム省と友好交流協定を結んでおりますので、そちらの方の友好交流をもとにクアンナム省にある看護系の大学の方と覚書を県の福祉保健部と結ばせていただいて、看護系の大学を卒業された優秀な方を長崎県に送り出していただくという事業を今構築しているところでございます。本来であれば、今、3月の時期なんですけど、3月の時期にクアンナム省の大学と、隣のダナン市にある大学、この2大学と覚書を結ばせていただきまして、優秀な人材を技能実習生等で送り出していただくという形をしておりましたが、ベトナム全土の方が、今、大学が休講になっておりまして、覚書につきましても、状況が整い次第、来年度覚書を結ばせていただいて、技能実習、もしくはその他の在留資格の方で受け入れをできるように準備を整えていきたいという状況でございます。

【下条委員】現状がやむを得ない状況がございしますので、そういったものの終息、見通しがついたら、またこの事業の再開が見込まれると思いますので、ぜひとも準備を進めていただきたいと思いますと思っています。

最後になりますが、同じページの介護ロボット・ICT普及促進事業についてでございます。

こちらは昨年の6月に私も一般質問で質問させていただきましたし、また、先日、北村議員からも一般質問で質問させていただいておりますので、ここは端的に導入実績について、どのような導入事例があるのかということについて、お尋ねをいたします。

【峰松長寿社会課長】 導入実績ということで、まず介護ロボットの方をどれぐらい県内で導入されているかと申しますと、平成30年度に介護

事業所の方に実態調査をいたしまして、回答があった事業所のうち約16%の事業所が介護ロボットを導入されているということでした。

そういった中で、今年度は、そういったアンケートの中で見守り支援ということで、ベッドの下に眠りスキャンみたいな形で監視をする部分と、あと介護の記録から請求までの一貫したシステムを導入する、この経費について本年度導入支援をした事業所が19事業所でございます。

【下条委員】 わかりました。ありがとうございます。

この介護ロボットにつきましては、私も実際に開発をされている事業者にお問い合わせしまして、主にトイレの介助であったり、入浴介助であったり、人が介さなくても何とか省力化を図り、事業サービスが継続できるというのを見に行きましたけれども、なかなか介護の現場において、例えば認知症であっても、そのステージが様々に分かれます。さらに、認知症だけではなくて、いろんな状態、状況の利用者がいる中で、なかなかこの一律の介護ロボットということでは、今現在、導入も含めて難しいところがあるのかなと思っています。

そこで、私がいろんな現場でお声をお聞きしまして、一番大きくポイントになるなと思ったのは、介護の事務作業の補助です。こういったICTを利用したプログラミングの導入、これは導入されているところもありますけれども、まだまだ周知も含めて進んでいないのが現状なのではないかと思っています。

昨今、この新型コロナウイルスの影響によって、学校等が臨時休校、また、イベント中止等で、様々な事業者、団体がICTを活用して代替案といいますか、代用案ということで取組を

されているという報道を目にします。

例えば、医療の現場であればリモート、離れた場所でのリモート診療等、こういったものが今回のことを契機に加速をしていく可能性がございます。ですので、なかなか介護の現場でこういったプログラムがありますよ、こういうロボットがありますよと言っても、導入に当たって勉強をしたりとか、そういったものを理解する時間がとれないということをよくお聞きするんですけれども、やはり人材が不足をしていて、また、様々なケースがありますので、こういったことを機会に、ぜひ周知をしていただきたいと思います。

最後になりますが、一番よくないのが、サービスを受けようと思っている利用者はいる。だけど、介護をする人材がいない。そして、サービスをする営業所が閉鎖するとなると、ここで利用者が行く場所がなくなるということが一番よくないんじゃないかと私は思います。

こういった人材の対策について、様々な取り組んでいただいておりますが、必ず成果があるものと思っておりますし、また、併せてこういうICT、新しいテクノロジー、ITテクノロジーを導入して成果を、こういう成果事例が出たよということを、ぜひ県としても把握をしっかりしていただいて、成功事例をもとに、どれぐらいの成果が出、効果が見込めるんだということを現場に訴えることができれば、人材不足で非常に困っている事業者は、恐らく積極的に取り入れてくると思いますので、ぜひともこの成果をしっかり把握されて、そして、それを周知、広げて、導入につなげていただきたい。そして、介護人材不足の解消に少しでも寄与していただければと思います。

以上です。

【深堀分科会長】 ほかにありませんか。

【堀江委員】 第1号予算で3点、それから第13号の国保の特別会計で数点お尋ねしたいと思います。

まず、福祉保健部の横長資料の41ページ、社会福祉振興費の中の社会福祉施設等指導監査費、これは説明に書いてあるように、社会福祉法人、社会福祉施設に対する監査の実施経費ということで、どれぐらいの施設を監査するのかということを見込んで予算を組むというのは私も承知しておりますが、前年度に比べて205万円減っていますよね。ずっと減っているという認識があるんですが、大丈夫なのか、業務への影響はないのかということも教えてください。

【磯本監査指導課長】 社会福祉施設等指導監査費3,964万4,000円でございますが、この主なものの、一番多いのは8人の方を嘱託というか、今度名称が変わりますが、報酬で払っております、それが1,578万1,000円ぐらいです。それから、次に多いのが旅費で1,370万3,000円ぐらい、これがほとんどの経費を占めております。

平成30年度、大体3,388件対象があって、その中で1,396カ所回っております、大体41.2%回っております。令和元年度の目標としては、同じく3,331件の対象施設に対して、1,418件の目標ということで、大体42.4%を目標に回ろうとしているところです。ですから、おおむね、節約しながら同程度のところは回れていると思っております。

この200万円の部分で一番多かったのは、昨年は公用車がだめになったものですから、公用車も更新をさせていただいて、その備品購入費もありましたので、その辺の関係もあって、その差額で若干落ちているということです。全体としては、県全体もシーリング等がかかってい

る状況の中ですので、だんだん厳しくはなっておりますが、何とか効率的な予算執行に努めて監査を行ってまいりたいと思っております。

【堀江委員】確かに、課によっては、政策立案して、これからこういう事業をやりますということが言えるかと思います。法に基づいてすべきことをきちんとしてという形の課とそれぞれ業務の内容は違うと思っております。もちろん節約は大事だと思っておりますが、こういうふうにサービスをきちんと維持するために行うべき監査は行わなければいけないと思っておりますので、節約をしながらも、業務に影響がないということですが、こうした予算についても関心を持って見ていきたいと思っております。

それから、80ページ、原爆被爆者対策費です。この中で、原爆被爆者対策費は健康診断費とかいろいろあるんですけれども、これと併せて80ページです。一番大きな原爆被爆者援護費、これはもちろん法に基づいて、制度に基づいて各種手当の支給等ということで52億6,000万円ですけれども、前年度と比較をいたしますと3億円減っていますよね。そして、その前は2億4,000万円減っているんですよ。比較が2億円減り、3億円減りということで、被爆者の数が少なくなっているというふうには理解をいたしますけれども、本当に減り方が大きいなと思うんです。ここら辺はどういうふうに見たらいいですか。

【橋口原爆被爆者援護課長】ご案内のとおり、原爆被爆者の援護につきましては、国の法定受託、原爆被爆者対策費自体が国庫の占める割合が95%となっております。

この援護費につきましても、昨年との比率ですが、昨年が55億円に対して52億6,000万円、約5.5%減っております。

被爆者の数なんですけれども、平成29年と平成30年を比較しますと、やはり高齢の方、平均で83歳を超えていらっしゃいますので、実際には770名、率にして大体6.7%ぐらい減っているところでございます。

この手当というのは、当然原爆被爆者の数に比例いたしますので、原爆被爆者の6.7%に対して5.5%と、約1.2ポイントほど少なくなっておりますのは、手当を見てみますと、一番額が大きいのは健康管理手当、これは被爆者の方の92%が給されております。こういった分は被爆者の数に連動いたしますけれども、この中で、例えば介護サービスというものがございます。これは人数自体は減るんですけれども、当然高齢化が進みますので、そういう意味では、健康管理手当等は先ほど言いましたように6.1%減っておりますけれども、介護施設の利用、こういった分につきましては減少率が1.4%となっておりますので、ここはそれぞれ被爆者の数が減少、それから使うサービス、手当に応じて実績としては大体3億円から2億円ぐらいの減といった見込みで計上させていただいているところです。

【堀江委員】ありがとうございました。もちろん、受ける側の被爆者の動向によって、あるいは各種手当含めて、制度の中身によって数値が変わるということは理解しておりますが、こうした予算についても今後も注目していきたいと思っております。

もう一つ、こども政策局の予算の中の横長資料の21ページです。一時保護所費ですが、要保護児童の一時保護に要する経費ということで5,971万円、これは主な事業の16ページにも書いている内容かと思いますが、前年度に比べて558万円増えているということは、これは事業

の中身がどのように変わるのかということもこの際教えていただけますか。

【今富こども家庭課長】一時保護所費についてのご質問ですが、今回、この一時保護所費の内容自体を変えているというものはございません。

金額が増えている理由につきましては、一時保護所の扶助費の増ということで、一時保護件数自体が増えているということでこのような増額になっております。

【堀江委員】件数が増えるということは、これまでとどう違うんですか。新年度のやり方なりが違うんですか。

【今富こども家庭課長】一時保護所での一時保護ということになりますと、当然キャパの問題がございまして、しかも、ここにおいてはできるだけよい環境でということで、ここでの人数を増やすという予定はございません。

どこの部分で増やすかといいますと、一時保護委託ということで、できるだけ児童養護施設でありますとか、そういう開放的な一時保護委託での実施を考えております。

【堀江委員】理解いたしました。

あと国保の問題ですけれども、まず、福祉保健部の資料としては91ページから特別会計に入りますけれども、はっきり言って款項目、3年前、国保都道府県化によって特別会計になってこれは3年目の予算ということになるんですが、款項目、はっきり言って全くこれはわからないですね。少なくとも私はわからない。

それで、平成30年3月定例会の時には、課長補足説明ということで図が出ていたじゃないですか、いわゆる国保特別会計予算の概要というものが。カラーで出せとは言いませんが、こうした歳入歳出の概要が一目でわかる資料というのは、今日の今日なので、今日出せとか要求し

ませんけれども、今後についてはこうした資料を出す方向、手立てがないのかなと、私としてはまず思うんですが、その点の見解があればお示してください。

【小田口国保・健康増進課長】国保の特別会計の予算の説明につきましては、昨年までは補足資料的なものを用意しておいたのですが、今年はしておりません。歳出においては事業の項目を増やして、平成30年度よりはわかりやすく、昨年度から行っているんですけども、確かに歳入と歳出のつながり等がなかなかわかりにくいところがありますので、その資料については作成をしてみたいと思っております。

【堀江委員】いずれにしても、今日言ったことなので、検討していただきたいと思います。来年の当初予算の時に出せるものなのか。例えば、出せるとしたらどういうものがあるのかということで、款項目の中身を、私は最初の時に、目の中身をもっとわかりやすく、あるいは説明の欄をこれだけではなく、わかりやすくするべきではないかという提案をして、いわば法に基づいての区分なので、県としてはこれ以上詳しくはいたしませんというのがその時の内容だったと思うんですが、いずれにしても、これだけではわからない。理解するには非常に難しい。少なくとも私は難しい。そういう意味では、私はぜひ補足資料を検討していただきたいということをまず最初に申し上げたいと思います。

そこで、93ページ、歳入です。分担金及び負担金、これはいわゆる各自治体、21の県内の基礎自治体が長崎県に国民健康保険料、あるいは税として納めるお金ですよ。長崎県がいわゆる標準を決めて、それに基づいて国民健康保険料・税を決めて、それぞれの21自治体が長崎県に納める額だと理解をしています。間違ってい

たらご指摘ください。

その中で、今回、前年度に比べて減っておりますね。21億円ですかね。これはどう見たいですか。

【小田口国保・健康増進課長】 この分担金・負担金につきましては、委員ご指摘のとおり、市町から納付していただく納付金等のことであります。今回、減額となっておりますのは、被保険者数が減少しております、この被保険者数の減に伴いまして、支出の面における保険給付費が減っておりますので、それに連動して納付金の方も減っているということが1点ありますし、もう一点が、公費等の中で前期高齢者交付金といって全保険者で調整する分があるんですけれども、この分が前々年度の実績をもとに概算交付され、翌々年度に精算ということになるんですけれども、この前期高齢者交付金が令和2年度、来年、追加交付を受けるということがありまして、この公費が増えているということもありまして、納付金については減額となっているところでございます。

【堀江委員】 国保が都道府県化になることによって、21の自治体は、県が基本で定め、そして、それぞれの自治体が納める。要するに県としてこれだけ納めるようにと言われた額については、市町は平たく言ってしまえば借金してでも納めなきゃいけないですよ。その時の、どこから借りて納めるかという時に、97ページ、歳出の財政安定化基金事業になりますか、間違っていたら教えてください。

その時に、今回、この歳出の97ページの財政安定化基金事業費が、前年に比べて70万円減っていますよね。しかし、もともとは平成30年度に3億5,730万円、これは基金として積み立てて、その後、今年が305万円、新年度が234万円積む

という形になるんですけれども、この基金の額としては今幾らあるんですか、わかりますか。

【小田口国保・健康増進課長】 国保の財政安定化基金でございますが、現在、約30億円ほどございます。

【堀江委員】 現在、21自治体の中で、借りてというところはないですか。

【小田口国保・健康増進課長】 平成30年度から新しい制度が始まったんですが、今の段階ではないんですけれども、今回、2月補正におきまして、基金からの貸し付けを1団体予定しております、予算に計上させていただいているところであります。

【堀江委員】 わかりました。

なかなか、各自治体も国保料をどうするかということでは非常に難しいと思っているんですが、今の段階で各21基礎自治体も当初予算の議会で、決定ではないと思うんですが、新年度の各自治体の国保料・国保税は、全体、どういったらいいんですか、上がる方向にあるのか、据え置きになるのか。減はないと思うんですけれども、どういう数字で言えるのかわかりませんが、県内の自治体の新年度の国保料・国保税の動き、言える範囲で結構ですので、教えてください。

【小田口国保・健康増進課長】 実際の市町における保険料は、市町において、市町ごとの加入者の所得とか人数の変動等の推計をもとに、県が示しました標準保険料率を参考に、年度間の平準も考慮しながら決めるようになっておりまして、令和2年度の保険料につきましては、毎年5月末から7月中旬にかけて市町の方で決めますので、今の段階では令和2年度の状況はわかりません。

【堀江委員】 了解いたしました。

そこで、県内の自治体で今言われているのが、

国保税の決め方の中で、均等割、平等割。世帯の数に応じてかけられる均等割と、世帯に定額で課される平等割がありますよね。世帯の数にということは、赤ちゃんが生まれたら一人幾らかということで、生まれたただでかかる均等割、この均等割をなくしてほしいということが言われているんです。

例えば、諫早市、赤ちゃんが生まれたただで均等割が4万2,950円かかる。長崎市は3万4,300円かかる。だから、国保の均等割をなくしてほしいということの動きがあって、担当課が何と言うか。どことは言いませんが、担当課が何と言うかという、「それはもちろん各自治体の判断で可能なことは知っております。しかし、国保都道府県化になって、いわゆる県の予算一括になったので、ここだけが国保の均等割を廃止する、あるいは一部免除する、そういうことはとれません」ということを議会で答弁をしているんですね。

だから、これは、私は各自治体の判断でいいというふうに思っているんで、長崎県としてそういう指導をしているということはないですね。

【小田口国保・健康増進課長】 国民健康保険における均等割保険料につきましては、法令上で規定されておりますので、一団体の判断で均等割をなくすということとはできないと考えております。ただし、その均等割保険料自体については、医療保険制度間の負担の公平性や、子育て支援の観点から課題があるため、国において見直すべきものと考えておりまして、全国知事会を通じて、従来から要望しているところでございます。

【堀江委員】 課長のそういう理解もあるんですけども、今、全国で均等割を全額免除、ある

いは3割免除とかやっているところの根拠にしているのは、独自減免ですよ。独自軽減。国保法第77条のここで「特別な事情がある場合」ということの市町村の判断があったら、子どもがいるということが特別な事情ということで受けて、子育ての推進、子育て支援という立場で全面的に排除したり、部分的に減免をするというふうな制度がとられています。例えば、宮古市、これは全額です。あるいは仙台市は3割減です。だから、そういうふうに各自治体が判断できないということではなくて、各自治体の独自の判断が、国保法第77条でできるというふうに私は思っているんですけども、これはどうですか、課長の今の答弁と合わせて。

【小田口国保・健康増進課長】 今、私がお答えしましたのは、均等割自体の話でありまして、委員ご指摘のとおり、77条の減免につきましては、これは市町の判断でできるというところであります。

ただし、平成30年度からの都道府県化に伴い、県内で取扱いが異なることは好ましいことではありませんので、これは県と市町で基準統一化等に向けた協議を行っているところであります。

【堀江委員】 そうすると、やはりその自治体の担当課が答えているように、国保都道府県化で一緒になったので、その自治体だけ均等割を減免するとか、全額免除にするとかというのは、ほかの自治体と一緒にしないといけないからできないということを長崎県は言っているんですか。指導しているんですか。

【小田口国保・健康増進課長】 現行制度において、減免をどういうふうにするというのは市町で決めることになっておりますけれども、国保におきましては、平成30年度の都道府県単位化におきまして、将来的には保険料等の水準を合

わせるというところがありまして、そのためにはやっぱり減免基準等についても当然合わせるという方向で、今、市町と検討を行っているところでもありますので、そういう観点で市町におけるそのような発言になったのかなと思っております。

【堀江委員】 長崎県としては、指導というか、独自でやってはいけないよとは言っていないけれども、させないような雰囲気をつくっているわけ、平たく言えば。

要は、国保都道府県化する時に確認したじゃないですか。一般会計から繰り入れて、国保税・国保料を安くするということはできるんですよ。できますと。けれども、それがいつまでできるかわかりませんが、入った頃はできますと言ったでしょう。今度令和2年度は3年目になります。でも、この3年目になろうとしている今でも独自の、今、いかに子育てを充実させるかということの一つに、保育料はもちろんやっている、でも、生まれただけで4万円も3万円もかかるのはおかしいじゃないかと。人頭税は今の時代にないでしょということ、この均等割の一部減免とかという動きになってきているんですよ。そういう時に、それぞれの自治体が、自分のところに子育て世代がたくさん来ていただきたいということの一つの施策でやろうとしているわけですから、それをやってはいけないよという雰囲気を長崎県はつくっているんですか。

【小田口国保・健康増進課長】 国保税の77条の減免が、そもそも天災その他の事情があり、徴収猶予、納期限の延長等によって納付が困難な場合の救済措置として規定があるものであります。

現在の県と市町との協議の状況ですけれども、

やはり基準は、県単位化しておりますので、そろえる方向で協議をしたいというところでもありますので、ただ、その中で実際に減免基準を広げると、市町の財源の確保という問題も出てきますし、狭くすると現在やっているところの理解が得られないというところがありまして、なかなか進まないところもあるんですけども、そういう協議を行っているところでもあります。

【堀江委員】 できるだけ国保都道府県化の目的が、いわゆる国保料をそろえる。国保料をそろえると言ったって、それは医療機関があるところとないところがある。それをなんで同じにするのかという様々なご意見があって国保都道府県化という動きになりました。

実際に、いずれはそうなるかもしれないけれども、3年目に入ろうかというこの時期、だから、2年度の今でも各自治体では、都道府県化になったことがいわば足かせになっている。子育て施策として減免を使いたいと、77条を使いたいと言っても、そこが理由になって特別な施策ができないという動きは、私はこれはいかがなものかというふうに思っていることを申し上げておきたいと思っています。

終わります。

【深堀分科会長】 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀分科会長】 委員長を交代します。

【石本副会長】 委員長、どうぞ。

【深堀分科会長】 私からも1点だけお尋ねしたいと思います。

こども政策局の横長資料の23ページ、母子特定疾病対策費の中の特定不妊治療費助成事業費についてであります。

予算計上9,880万4,000円ということなんですけれども、当然これは助成を受ける方々の数

に依じての配分であるというふうに認識をしています。

昨今、人口減少が進むこの長崎県の中で、若い世帯も減少してきている中で、ここの特定不妊治療費の助成を受ける方々の数の推移というのが現在どういうふうになっているのか。そういう若い人たちが減っていつている中で、ただし、晩婚化の中でこういった不妊治療を受ける方々は、私は逆に増えてくるのではないかという認識を持っているので、その数の動きをまず確認したいと思います。

【今富こども家庭課長】助成制度の実績についてですけれども、こちらの制度が平成28年に大きな改正がございまして、そこで対象者が少し絞られたということがございまして、平成28年に補助件数が大きく下がったという経緯がございします。

その後については同一の制度になっておりますので、その中でのご説明をさせていただきますと、平成28年が537件、平成29年が600件、平成30年が535件ということで、500件から600件の間で推移をしている状況になっております。

【深堀分科会長】平成28年に制度が大きく変わったということで、500件を超える数字でできていますけれども、今年度の見通しというのはどんな感じなんですか。

【今富こども家庭課長】今年度は、2月末までの状況でいきますと、昨年度よりも少し件数等が増えている状況でございますので、年度でいきますと、昨年度よりも助成件数は少し増えるのかなと思っております。

【深堀分科会長】ありがとうございます。昨年度と比べても増加傾向にあるということですね。当然この費用は、国庫支出金が当然入って、支出分の半分程度が国庫の負担というふうに聞

いております。

そういった中で、今言った件数というのは、恐らく県内の長崎市や佐世保市を除く件数だと理解しています。長崎、佐世保、それぞれの件数というのを多分把握されていると思うんですが、その数字はどれくらいですか。

【今富こども家庭課長】平成30年の状況で申し上げますと、長崎市が354件、佐世保市が202件、合わせますと1,091件となります。

県全体での推移ということで申し上げますと、平成28年が1,106件、平成29年が1,199件、平成30年が1,091件ということで、これも少しの増減がありつつ、1,100件から1,200件の間で推移をしている状況でございます。

【深堀分科会長】今、件数を言われましたけれども、長崎県全体で見れば、長崎市と佐世保市が、それ以外を除く部分と大体半分ぐらいを占めているということで推移していますね。

予算は、佐世保市、長崎市は当然違うわけですが、そこでも少し気になるのが、佐世保市、長崎市は、それぞれ国の半額の補助をする制度としている。それ以外の19市町は、県と国の分で負担をしている。その結果、長崎の21市町の中で、この特定不妊治療制度の国が定めている基準にかさ上げをしている自治体が多数あって、その一方で、長崎市や佐世保市がなかなかそういうふうにはできないという実情もあると聞いております。その実態について少し説明していただけないでしょうか。

【今富こども家庭課長】特定不妊治療に対する市町独自の上乗せの実施状況でございますが、長崎市、佐世保市については、委員ご指摘のとおり上乗せは行っていない状況でございます。残りの市町につきましては、3つの市町が長崎市、佐世保市と同様に行っておらず、それ以外

の16市町につきましては単独での上乗せを行っている状況でございます。

【深堀分科会長】今あったように、16市町が、全国統一の国が示している基準よりもかさ上げをしている。これはそれぞれの地域のニーズにあった形でのかさ上げだというふうに思いますが、同じ長崎県に暮らす方々の中で、そういった特定不妊治療を求める方々が、先ほど件数を言われましたけれども、全体に占める割合としては多分高まっているわけですから、そういった方々の中で市町村をまたいで移転をすることによって、これまで受けられたものが受けられないという実情が、これは医療費制度の中でもいろいろあるんですけれども、こういった状況を少しでも解消していくといえますか、長崎県で子どもを大切にするという考え方をとった時に、県内で一番いい、トップランナーの基準に合わせるような形にもっていただければいいというふうに思うんです。これは当然、国の仕組みですから、そういった点では国に対して、もう少し充実するような求めというのはやっているかと理解していいですか。

【今富こども家庭課長】平成28年の改正で、助成額につきましては初回の治療に限り30万円までに拡大はされているんですけれども、多くの方が複数回の治療を受けており、また、30万円を超える高額な治療になる場合もございますので、そういう高額な治療費による経済的負担が大きいと認識しております。

そのため、県としては、国に対しまして、政府施策要望等を通じまして、保険診療の適用でありますとか、助成額の引き上げなどについて、一層の負担軽減を要望しているところでございます。

【深堀分科会長】要望をぜひお願いしたいと思

います。その中で、平成28年の改正で変わった点で言えば、例えば回数の制限、6回ですね。年齢の制限も加わっていますよね、43歳と。だから、結局、これまでの平成28年以降の実績を考えた時に、例えば6回以上そういう治療を受けている人がどれぐらいいるのかとか、42～43歳の方がどれぐらいいるのかとか、そういったところを考えた時に、政府に求める時に、そういった回数であったり、年齢の制限であったり、そういったところも実績に基づいてしっかり、長崎県としてこういう実態なんですよ、だから、もう少し拡大すべきじゃないですかというような数値、実績をもとに求めた方が、より通ると思うんです。ここでは求めませんが、そういった考え方を持って政府に対する要望をお願いしたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

【今富こども家庭課長】年齢制限でありますとか、回数につきましては、これは実は国の方がこの制度改正を行う際に有識者等の意見を参考に、この回数や制限を設けております。

年齢につきましては、43歳を過ぎる時点で、この特定不妊によります治療の効果というものが大きく下がるという現状と、あと治療によります妊婦への負担が非常に大きくなるというこの2点から、この年齢を超える助成につきましては慎重にしたいというふうに県としても考えております。

また、6回以上の治療につきましては、これも6回までの治療においては効果が高いんですけれども、それを超えますと、その効果というものが低減してまいりまして、費用対効果等の関係からも、6回までというのがエビデンスのある数字だと認識しております。

【深堀分科会長】わかりました。その当時の判断だというふうに思います。ただ、時代が進展

していく中で、そういった状況というのも私は変わる可能性があると思うんですよ。だから、そういった意味では経過を見ながら、そういう判断もぜひ加えていただきたいということを申し上げて終わりたいと思います。

【石本副会長】 委員長を交代します。

【深堀分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀分科会長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【堀江委員】 第13号議案「令和2年度長崎県国民健康保険特別会計予算」につきましては、国保都道府県化が県内保険料の統一、各自治体の一般会計繰り入れをなくすことを将来の目的にしているということは、これまで過去の委員会審議で明らかにされています。

それぞれの自治体は、納付金100%を県に納めなければならない、結局は県民への徴収強化、さらには医療費抑制策へ向かわざるを得ない仕組みがつけられていることであり、県民にとっては必要な医療が受けられないことにつながりかねないと認識をいたしております。

今回取り上げました国保法第77条、特別な事情がある場合、市町村の判断で国保料・税を減免できることを規定しているんですが、子どもの均等割の軽減策は、この規定を活用し、子どもがいることを特別な事情と認定することで住民負担の軽減を図っています。

岩手県の宮古市は既に実施をされていますが、子育て支援充実の一環として、国民健康保険税における子どもの均等割減免を実施するということで、501世帯、836人の方を対象として既に実施をされている自治体もあります。

こうしたことを長崎県内の自治体が行おうとすれば、いわゆる国保都道府県化によって、それが実施できないような状況がつけられているということは看過できませんので、反対の態度を表明したいと思います。

【深堀分科会長】 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

まず、第13号議案について採決いたします。

第13号議案については、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を願います。

〔賛成者起立〕

【深堀分科会長】 起立多数。

よって、第13号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、第1号議案のうち関係部分、第2号議案、第77号議案のうち関係部分及び第88号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、第1号議案のうち関係部分、第2号議案、第77号議案のうち関係部分及び第88号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【深堀委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

それでは、福祉保健部長より、総括説明をお願いします。

【中田福祉保健部長】 予算決算委員会分科会でご説明いたしました予算議案の部分を除く福祉

保健部関係の議案につきまして、ご説明いたします。

福祉保健部の「文教厚生委員会関係議案説明資料」をお開きください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、1ページに記載の第18号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」のうち関係部分、第33号議案「長崎県無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例」、第34号議案「長崎県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例」、第35号議案「長崎県業務関係手数料条例の一部を改正する条例」の4件であります。

議案の内容につきましてご説明いたします。

第18号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」のうち関係部分につきましては、調理師試験手数料について、厚生労働大臣が指定する指定試験機関が定める手数料の改定に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第33号議案「長崎県無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例」につきましては、生計困難者のために、無料又は低額な料金で簡易住宅の貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業について、国が定める基準に基づき、必要な事項を定めようとするものであります。

第34号議案「長崎県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例」につきましては、平成21年度から国の医療施設耐震化臨時特例交付金の交付を受けて実施した医療施設耐震化臨時特例基金事業が終了し、令和元年度に基金残高を国へ返還することから、長崎県医療施設耐震化臨時特例基金を廃止しようとするものであります。

第35号議案「長崎県業務関係手数料条例の一部を改正する条例」につきましては、「地域の

自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による毒物及び劇物取締法の一部改正及び「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」による覚せい剤取締法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

続きまして、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

2ページ目中段の長崎県外来医療計画及び長崎県医師確保計画の策定についてであります。

「長崎県外来医療計画」及び「長崎県医師確保計画」につきましては、11月定例県議会文教厚生委員会において、素案に対するご意見をいただいた後、パブリックコメントを実施し、各圏域の地域医療構想調整会議、長崎県保健医療対策協議会等から意見聴取を行いました。

今後、県議会のご意見を踏まえ、長崎県医療審議会の諮問を経て、3月末までに計画を策定し、計画に基づき、県民に対して良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に努めてまいります。

続きまして、3ページ目中段、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

昨年12月に、中華人民共和国湖北省武漢市で発生報告があった新型コロナウイルス感染症については、日本を含め多くの国と地域に拡大しており、1月30日に世界保健機関（WHO）において、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」に当たるとの宣言がなされ、国際的な感染症に位置付けられました。

このような事態を受け、県では、感染予防対策として、県内の全保健所に健康相談窓口を設置して予防啓発に努めるとともに、福祉保健部にワンストップ窓口を設けるなど、県民の様々

な相談に対応できる体制を整備し、併せて、関連情報はホームページを通じて公開しております。

医療体制としては、1月31日から県環境保健研究センターにおいて、県内でも行政検査が可能となり、また、2月1日より新型コロナウイルス感染症が感染症法に定める「指定感染症」に位置付けられたことから、感染した場合でも安心して入院できるよう医療費の公費負担が可能となりました。更に、国からの要請を受けて、2月7日からは、湖北省への渡航歴がある方等の専門の相談窓口である「帰国者・接触者相談センター」を各保健所に設置し、必要な場合には、専門医療機関での受診が可能となっております。

これらの対策については、長崎県医師会や長崎大学の専門家のご意見も伺いながら進めており、また、県健康危機管理担当課長会議を通じて、県の関係部局が連携し情報を共有しながら対応を進めているところです。

引き続き、新型コロナウイルス感染症に関する最新に情報に注視しつつ、国及び関係団体と連携を図りながら、感染症対策にしっかりと取り組んでまいります。

そのほかの所管事項につきましては、地方創生の推進についてで、記載の内容のとおりでございます。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【深堀委員長】次に、こども政策局長より、総括説明をお願いいたします。

【園田こども政策局長】予算決算委員会文教厚生分科会でご説明いたしました予算議案を除くこども政策局関係の議案についてご説明いたし

ます。

「文教厚生委員会関係議案説明資料」のこども政策局の1ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第36号議案「長崎県子育て条例の一部を改正する条例」、第37号議案「長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」、第75号議案「長崎県子育て条例行動計画について」の3件であります。

議案の内容についてご説明いたします。

第36号議案「長崎県子育て条例の一部を改正する条例」につきましては、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、現在の社会情勢に合ったものとなるよう、所要の改正をしようとするものであります。

第37号議案「長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令の公布に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第75号議案「長崎県子育て条例行動計画について」につきましては、「長崎県子育て条例」がめざす、県民総ぐるみで、長崎県の次代を担う子どもが夢と希望を持って成長できる環境を整備し、安心して子どもを生み育てることのできる社会の実現のため、平成27年度に策定した「長崎県子育て条例行動計画（平成27年度～平成31年度）」の後継計画として策定しようとするものであります。

2ページをご覧ください。

議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

（長崎県社会的養育推進計画について）

長崎県社会的養育推進計画については、昨年11月に定例県議会文教厚生委員会において、素案に対するご意見をいただいた後、パブリックコメントを実施するとともに、去る1月29日に開催した長崎県社会的養育推進計画策定委員会において、ご意見を頂き、最終案をとりまとめたところです。

今後、県議会でのご意見を踏まえ、3月までに計画を策定し、公表するとともに、その実現に向け、各種取組を着実に進めてまいります。

（長崎県子どもの貧困対策推進計画の策定について）

長崎県の子どもの貧困対策を総合的に進めるために、平成28年3月に策定した「長崎県子どもの貧困対策推進方針」については、本年度、計画期間の終期を迎えるため、令和2年度から6年度までを計画期間とする新たな計画を策定することとしております。

策定にあたっては、昨年11月29日に閣議決定がなされた国の「子供の貧困対策に関する大綱」の内容や、昨年4月に公表した「長崎県子どもの生活に関する実態調査」の分析結果等を踏まえ、長崎県子育て条例推進協議会等において、ご意見を伺いながら作業を進めていくこととしております。

今後、6月頃を目処に素案を作成し、県議会のご意見を伺いながら、パブリックコメント等を実施し、令和2年10月の策定を目指してまいります。

その他の所管事項につきましては、（結婚支援事業の推進について）、（児童福祉施設等から就職・進学する児童の集いについて）でございしますが、これは追加1として提出させていただいておりますけれども、記載のとおり、開催

方法の見直しを行っております。

もとの資料に戻っていただいて、（地方創生の推進について）で、内容は記載のとおりであります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【深堀委員長】 ありがとうございます。

ちょうど今、時間が42分ですので、一旦休憩をいたします。

— 午後 2時42分 休憩 —

— 午後 2時45分 再開 —

【深堀委員長】 委員会を再開いたします。

説明の途中ではありますが、本日3月11日は、東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から9年目に当たるということで、ここで、震災により犠牲となられた全ての方々に対し哀悼の意を表すべく、黙禱をさせていただきます。

皆様、ご起立をお願いいたします。

〔黙禱〕

【深堀委員長】 黙禱を終わります。ありがとうございました。

次に、福祉保健課長より補足説明をお願いいたします。

【渡辺福祉保健課長】 私の方から、第33号議案でご審議をお願いしております「長崎県無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例」について、補足説明をさせていただきます。

まず、無料低額宿泊所でございますけれども、生計困難者のために、無料または低額な料金で簡易住宅を貸し付け、または宿泊所その他の施設を利用させる事業としまして、社会福祉法の

第2条に規定されている第2種の社会福祉事業の一つでございます。

現時点では、本県には該当する施設はございません。

本事業におきましては、都市部の一部の事業者で行われているとされております劣悪な住環境又はサービスに見合わない高額な利用料の徴収といった、いわゆる「貧困ビジネス」の問題に対処するために、平成30年6月に社会福祉法が改正されまして、令和2年4月施行とされたところでございます。

この法改正におきましては、「無料低額宿泊所」につきまして、事後の届け出から事前の届け出制、そして改善命令等の行政処分が導入されまして、併せまして、厚生労働省省令を基に都道府県等が最低基準を条例で制定することとされております。

このため、本県におきましても、昨年8月に公布されました厚生労働省令の基準に基づきまして、長崎県無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例を制定しようとするものでございます。

厚生労働省令の基準につきましては、補足説明資料の2に記載のとおりでございますが、設備や職員の配置、運営等に関する基準が定められておりまして、本県条例につきましても、省令の基準に準じて制定しようとするものでございます。

施行日につきましては、令和2年4月1日施行を予定しております。また、県内では長崎市及び佐世保市も中核市として同様の条例を制定することとしております。

九州各県の状況につきましては、補足説明資料の5に記載のとおりでございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

す。

【深堀委員長】次に、こども未来課長より補足説明をお願いいたします。

【濱野こども未来課長】それでは、私の方から第36号議案「長崎県子育て条例の改正について」及び第75号議案「長崎県子育て条例行動計画について」、補足してご説明をいたします。

まず、第36号議案「長崎県子育て条例の改正について」の補足説明でございます。

お手元にお配りしておりますこども未来課補足説明資料と、添付をしております長崎県子育て条例の一部改正に係る新旧対照表に沿ってご説明をいたします。

まず、補足説明の方ですが、1番の子育て条例の概要についてです。

長崎県子育て条例は、県民総ぐるみで長崎県の次代を担う子どもが夢と希望を持って成長できる環境を整備し、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現を目的として、平成20年10月に制定した条例でございます。

次に、2番の改正の趣旨についてです。

長崎県子育て条例は、制定から10年余りが経過をし、この間、子どもに関する重大事件の発生や児童虐待事案及びいじめの増加など、子どもを取り巻く環境が大きく変化をしております。

このため、この長崎県子育て条例についても、現在の社会情勢に合ったものとなるよう、条例全体を見直すものでございます。

次に、3番の改正内容についてでございます。

具体的な改正内容については、添付をしております新旧対照表でご説明を差し上げますので、併せてご覧ください。

まず、改正内容の①です。平成26年に佐世保市内で発生しました子どもの重大事件の再発防止に向けたこれまでの取組や、近年の痛ましい

児童虐待事案における状況等を踏まえ、ここに記載をしておりますア) からウ) について、改正をいたします。

ア) ですが、第3章の名称、これを「子どもの心と命を守るための取組」に変更しまして、第20条の内容を「児童虐待への対応」だけではなく、「様々な子どもに関する問題等について、関係機関が連携して適切に対応していく」旨に変更いたしております。

具体的には、新旧対照表をご覧ください。

新旧対照表ですが、右側の方が改正前、今現在の条例になっております。左側が今回上程しています改正案の部分です。下線を引いている部分が改正をしようとする内容となっております。

この1ページ目、左の上の方です。目次の第3章の下線部分ですが、ここの部分の名称を「児童虐待やいじめなどの防止」から、「子どもの心と命を守るための取組」に変更しております。

次のページ、裏の方を見てください。同じく左側の中ほどになりますが、この3章の名称を同じように変えております。

そして、その下、第20条になりますが、ここの部分が「児童虐待への対応」を「関係機関の連携による対応」に変更しまして、内容についても児童虐待のみではなく、いじめ、不登校など、子どもに関する問題等について、要対協等において、児相や警察、学校、市町との関係機関で情報を共有し、連携して適切に対応するというふうに内容を変更しております。

続いて、新旧対照表1ページに戻っていただきまして、1ページの下の方です。

第3条、基本的な考え方の箇所に、「児童虐待は、子どもへの重大な権利侵害であり、しつけに際して、体罰を加えることは許されないと

の認識のもと、社会全体で、その防止が図られなければならない。」との規定を追加しております。

続いて、新旧対照表の2ページですが、一番上の箇所、第6条のところでございます。

第6条、保護者の役割の第4項に「子どもの安全確保及び虐待予防、再発防止のための実効性をより高めるため、保護者は児相や市町などが行う安全確認措置に協力するとともに、児相や市町などによる指導を受けた場合は、必要な改善等に取り組みます。」という規定を追加しております。

続いて②のその他ですが、関係法令の改正等を踏まえた文言修正を行っております。

このうち、「子どもに関する問題等」という表現につきましては、教育機会確保法に基づく国の基本指針において、「不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要である」と示されていることから、不登校は問題ではなく、課題と捉え、「等」を追加することとしております。

改正内容は以上となります。

最後に、補足説明資料の4番でございしますが、改正の経過をご説明いたします。

今回の条例改正案の内容につきましては、昨年10月に開催をいたしました今年度2回目の長崎県子育て条例推進協議会においてご説明をし、議論をいただいた後、今年1月に開催しました第3回目の協議会において、最終案のご説明をしたところでございます。

以上で、子育て条例の改正についてのご説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

引き続き、第75号議案「長崎県子育て条例行動計画について」でございますが、補足して説明をいたします。

お手元にお配りしております「長崎県子育て条例行動計画について」という配付資料に沿ってご説明をいたします。

まずはじめに、1番の計画の性格でございます。

本行動計画は、平成20年に策定いたしました長崎県子育て条例に関する取組を総合的かつ計画的に進めるための施策を明示するものでございます。

それと同時に、「次世代育成支援対策推進法」に基づく県行動計画や、「子ども・子育て支援法」等、複数の法の定めに基づく県計画を兼ねるという性格を有しております。また、子どもの貧困対策推進法に基づく「長崎県子どもの貧困対策推進方針」につきましては、この行動計画の個別計画と位置付けております。

次に、2番の計画の目的でございますが、この計画は、「長崎県子育て条例」がめざす、県民総ぐるみで、長崎県の次代を担う子どもが夢と希望を持って成長できる環境を整備し、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現という理念を具体化するために策定するものでございます。

続きまして、3番の計画期間でございます。1番の性格のところで申し上げましたように、次世代育成支援対策推進法に基づく県行動計画と、子ども・子育て支援法に基づく県計画については、それぞれの法律において、5年を1期として策定でき、あるいは策定することと定められております。

現行の行動計画は、平成27年度から令和元年

度までの5年間を計画期間として策定をしておりますので、次期計画の期間につきましては、現行計画が終了する翌年度の令和2年度から令和6年度までの5年間といたしております。

4番の計画策定の体制につきましては、福祉、医療、教育、経済等各分野の36名の外部委員等からなる長崎県子育て条例推進協議会においてご審議をいただき策定しております。

なお、この協議会は、子ども・子育て支援法に基づく県の子ども・子育て会議を兼ねるものでございます。

続いて、5番の次期計画のポイントでございます。

子育て条例行動計画を構成する次世代育成支援対策推進法に基づく県行動計画に関して、国の策定指針や、子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針には大きな改正はなく、現行の行動計画の施策体系の変更を要するものではありません。したがって、次期計画の骨子、章立ては現行計画をベースとしておりますが、記載のとおり、現行行動計画の「第7章 長崎県子ども育成総合検討会議にかかる取組」については、章の名称を変更し、ほかの章との重複部分を整理するなど、若干の修正を行っております。

続いて6番目、計画体系と現行計画からの主な変更内容についてご説明をいたします。

まず、計画の体系につきましては、長崎県子育て条例行動計画の計画内容は、全部で7つの章から構成をされており、資料、表の下から4行目、（1）の妊娠・出産の支援から、裏の真ん中ほど（7）子どもの心と命を守るための取組まで記載をしております。この7つの項目が計画の7つの章を表しております。

現行計画の主な変更内容については、資料に

記載のとおりでございますが、各章から主なものについてご説明を申し上げます。

まず、第1章 妊娠・出産の支援でございます。この章では、妊娠・出産期における支援として、周産期医療、妊娠・出産、育児に関する不安を軽減するための取組、また、不妊治療対策の充実を図るための施策等について記載をしております。

主な変更点としましては、資料では一番下の行になりますが、市町における「子育て世代包括支援センター」の設置促進について新たに記載をしております。

こちらは、第1章 第1節 妊娠・出産期における支援の箇所におきまして、妊娠期から子育て期までの支援を切れ目なく提供するための機関であります「子育て包括支援センター」について、各市町における設置を促進し、きめ細やかな相談支援を行う体制整備の取組を実施するという内容でございます。

なお、「子育て世代包括支援センター」の設置については、令和3年度までに全21市町に設置するものとして数値目標にも掲げております。

続いて、資料の裏になります。第2章 子どもや子育て家庭への支援でございます。この章では、子どもの成長に応じて、地域や学校等が支える仕組みを確立し、未来を担う子どもたちが自分の将来に見通しを持ち、自立した社会人となるよう育てるための施策と経済的支援等について記載をしております。

第2章の主な変更点としては、「・」の1つ目、待機児童ゼロに向けた、今後5年間の教育・保育の量の見込み並びにその提供体制の確保の内容を記載しております。こちらは、各市町においては子ども・子育て支援法の規定に基づき、今後5年間の各地域の教育・保育のニーズを調

査し、そのニーズをカバーするための施設や保育士等の必要見込み及び確保の計画を立てることとされておりますが、それを全市町分取りまとめ、第2章 第1節の2 幼児期の教育・保育の充実の箇所において、県の計画として作成しているものでございます。

続いて第3章 仕事と生活が調和する社会の実現でございます。この章では、企業における働き方の見直しの推進と、仕事と子育ての両立のための基盤整備について記載をしております。

第3章の主な変更点としては、少子化の原因分析及び対策の方針を更新し、結婚支援等にかかる新たな取組内容を記載しております。

こちらは、第3章 第3節 結婚、妊娠・出産、子育ての希望が叶う社会の実現の箇所において、県の最重要課題である人口減少対策の一環である少子化対策に関し、結婚の希望の実現と希望どおりの出産・子育ての実現という大きく2つの観点から生活と仕事の両立、若者の安定雇用の促進等の取組の必要性を示した上で、県が新たに取り組んでいる職縁結婚の活性化や行政、企業、団体及び県民が一体となったキャンペーン展開など、結婚支援に取り組むという内容になっております。

続いて、第4章 きめ細やかな対応が必要な子どもと親への支援でございます。

この章では、いじめ、不登校、児童虐待についての対策や、障害のある子どもやその親への支援、ひとり親家庭等の自立支援など、きめ細やかな対応、支援が求められている子どもや親に対し、それぞれの状況に応じた専門機関や地域における支援体制の充実について記載をしております。

第4章の主な変更点としては、「・」の1つ目、虐待への対応にかかる児童相談所や警察との情

報共有、役割分担の明確化や連携強化の内容を記載しております。こちらは第4章第1節の2児童虐待防止対策の充実の箇所において、要保護児童対策地域協議会を中心として児童相談所、市町、警察等の関係機関が情報共有や役割分担を明確に行うことなど、児童虐待を防止し、全ての児童を心身ともに健やかに育成するために、さらなる連携強化を図っていく内容でございます。

続いて第5章 安全・安心な子育ての環境づくりでございます。この章では、インターネット等を通じた有害な情報や、住宅や道路、公園などの生活環境、交通事故や犯罪など、子どもが育つ上で注意を払うべき課題に対して、有害環境浄化、バリアフリーなど、生活環境の整備や交通安全、防犯など、安全・安心な環境づくりのための施策について記載しております。

第5章の主な変更点としては、「・」の2つ目、近年の全国的な重大事故の発生を踏まえた通学路や、未就学児が集団で移動する経路における交通安全対策を新たに記載をしております。こちらは第5章第3節の3 安全な道路交通環境の整備の箇所において、近年、全国で発生している通学路や未就学児の園外経路における重大事故を受け、県や学校、市町、警察等の関係機関が連携して合同点検を実施し、計画的に交通安全対策を実施していくという内容でございます。

続いて、第6章 県民総ぐるみの子育て支援でございます。この章では、社会の宝である子どもを地域全体で育てていくため、子どもたちの心の根っこを育てるために、大人の在り方を見直す県民運動である「ココロねっこ運動」推進の取組と、毎月1回の「家庭の日」の普及のための取組について記載をしております。

主な変更点としましては、「ココロねっこ運

動」にかかる数値目標については、指導員等による講習会の実施回数としておりましたが、運動の広がりをもっと具体的に示す受講者数に変更しております。

こちらは、第6章第1節 ココロねっこ運動の推進の箇所において、現行計画の数値目標では約100名のココロねっこ指導員が、一人当たり年間2回の講習会を行っていただくこと。合計200回を目標としておりましたが、実績としてはこれを大きく上回って開催をしており、ボランティアである指導員の方々にこれ以上の実施をお願いするものでもないため、どれだけの人にこの講習会を受けていただいたかという受講者数に目標を変更するというものでございます。

続いて、第7章 子どもの心と命を守るための取組でございます。この章は、先ほど5番目の次期計画のポイントの部分で、章の名称を長崎県子ども育成総合検討会議にかかる取組から変更するものとして説明しておりましたが、平成26年に本県で発生した、大変痛ましい事件を二度と繰り返さないため、児童相談所の機能強化や発達障害児への対応等について記載をしております。

第7章の主な変更点でございます。長崎県子ども育成総合検討会議の結果を受けて取り組んでおります、児童相談所と警察のさらなる連携強化や、学校と関係機関との連携強化及び校種間の情報の引継ぎにかかる内容を記載しております。こちらは平成26年の重大事件を受けて開催された、長崎県子ども育成総合検討会議において示された、第7章第1節 関係機関の連携強化と、第7章第2節 特別な配慮が必要な子どもへの支援に関して、具体的に児相と警察の児童虐待事案の全件情報共有や、学校における引継ぎガイドラインの活用などに今後も継続して取

り組んでいくという内容でございます。

以上が、次期計画における現行計画からの主な変更点のご説明となります。

ただいまご説明を割愛した項目を含めまして、計画内容の記載が具体的にどのように変わったかという点につきましては、添付をしております次期長崎県子育て条例行動計画案における現行計画からの主な変更内容に新旧対照形式で記載をしておりますので、ご参照願いたいと思います。

最後に、説明資料の7番目、計画策定の経過でございます。

次期長崎県子育て条例行動計画の策定につきましては、平成31年1月の長崎県子育て条例推進協議会において骨子を提示をいたしました。

その後、令和元年7月から2月まで協議会を開催し、素案を提示してご議論をいただけてきました。

その後、協議会でいただいたご意見を反映した素案について、11月にパブリックコメントを実施いたしました。パブリックコメントでは、全部で13件のご意見をいただき、そのうち3件については計画案に反映をしております。いただいたご意見に対する対応一覧及び計画案に反映いたしました3件のご意見については、添付をしておりますパブリックコメントへの対応一覧にその内容を記載しております。

その後、パブリックコメントによる修正を反映した案について、令和2年1月に、今年度第3回目の協議会に最終案をお諮りして、本議会に上程をさせていただく運びとなりました。

以上が長崎県子育て条例行動計画についてのご説明でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【深堀委員長】 ありがとうございました。

審査の途中でありますが、しばらく休憩いたします。

再開を15時25分といたします。

— 午後 3時10分 休憩 —

— 午後 3時24分 再開 —

【深堀委員長】 再開いたします。

議案関係の説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】 第75号議案の「長崎県子育て条例行動計画」について質問いたします。

第3号議案の42ページ、認定こども園の設置数が、令和6年の目標値として177カ所になっています。これは5年前に掲げた目標ですよ。要するに、5年前、177カ所と掲げたんだけど、これは154カ所なんじゃないかな。達成できなかった主な原因というか、現状を教えてください。

【濱野こども未来課長】 もともとこの177カ所というのは、当時の中学校の校区単位に一つずつ認定こども園というのを設置しようというのがスタートだったということです。

それから、認定こども園の制度の説明や、メリット等保育所や幼稚園等にご説明して、当然強制するものではございませんので、その内容に賛同された方がこれまで移行してきておられますが、当時の伸び率に基づいて177カ所というのは設定をしております、それが実際154カ所ですから達成をしておりますが、今後、これを177カ所からさらに増やすというところが、今はもう大体落ち着いているような状況ですので、次回の計画ではそのまま177カ所とし、達成していないので達成をしていきたいというふうに考えております。

【堀江委員】 私が申し上げるまでもなく、5年前、それこそ2010年に長崎県議会に「認定こども園設置には慎重な取扱いを」という要望が届けられました。

認定こども園は、保護者と施設者の直接契約になるんですけれども、保育所が市町の責任で保育を実施するということに対して、直接契約ということで、非常に市町の責任の形骸化というのが指摘をされたわけですが、今の答弁で、認定こども園は落ち着いたというふうに言われたですよ。177カ所を今度5年間の目標に掲げるんですけれども、これはもう逆に目標に掲げたにしても、どうなんですか。やっぱり177カ所の目標に向けて頑張ろうという形にするのか。一方で、この5年間で減った保育所の数というのはどれぐらいなんですか、もしわかれば。移行した数が、そのまま保育所が減ったというふうに見るんですか。

【濱野こども未来課長】 認定こども園の最近の動きというところは、すみません、また整理をしますけれども、基本的には保育所、あるいは幼稚園が認定こども園になっていきますので、幼稚園が若干閉園している部分はあろうかと思えますけれども、基本的には保育所型の認定こども園、あるいは幼保連携型、幼稚園型の認定こども園になっていると思われま。

【堀江委員】 いずれも10年間、177カ所という目標を掲げてやるということの答弁があったかというふうに思っています。

それから、32ページに戻っていただいて、スクールカウンセラーの配置校ですが、280校という配置の数を令和5年度に300校にしますよということなんです、これは配置校が増えるということではよしとする面と、どういう増え方をするかということですよ。要は、一人の

スクールカウンセラーが常勤をして、一校一人というふうにするのか。でも、一人の人が一つの学校を拠点にして、2つ、3つを担当するのか。その方がいわゆる配置校は増えるんですよ。でも、実際は、その学校にきちんと担当制でいるというか、その方が子どもも落ち着いて見ることができ、保護者の対応もできるし、本来であれば、一人の人が何校も持つというよりも、一校一人のスクールカウンセラーが配置されるということがいいんですけど、ここで言う、280校が300校に配置校が増えるということは、スクールカウンセラーが増えるんですか。

【濱野こども未来課長】 この「長崎県子ども子育て条例行動計画」につきましては、私ども福祉保健部、こども政策局以外にも他部局が、たくさんの課、部局が入って構成をして計画をつくっておりますが、今言われた部分につきましては、これは教育委員会の方の所管にはなりますが、基本的に教育委員会の方が「第三期長崎県教育振興基本計画」というのを令和元年、昨年度から令和5年度までの間で基本計画を立てております。

教育委員会に限らずですけれども、各部局につきましては、それぞれが持っております計画で、子ども子育て関係に関連するような部分というのを、その計画と整合性をもってこの計画に載せております。

今、ご指摘がありました280校を300校にというのは、計画の中で今年度、この教育振興基本計画に基づいて、この子育て行動計画の方にも載せておりますけれども、先ほど言われたようにカウンセラーの数自体は、そこについて詳細に把握してない部分はございますけれども、このカウンセラーというのは当然子どもたちだけではなくて、地域の保護者の方に対する助言・

援助も行うというところで、教育委員会の方で適正な数をこの基本計画に落として、それをもってきているのではなかろうかというふうに思います。

【堀江委員】いじわるな質問的で申し訳ないんですが、なんで私がこれを挙げたかというのと、所管の課なのでね、この行動計画の所管の課なので、しかも、これは目標に掲げているでしょう。だから、あえて聞いたんですよ。

ご存じかと思いますが、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、長崎県は来年度人数を増やしませんよ。人数を増やさないので、じゃ、どうやって配置校を増やしていくのか。これは5年間の計画だから、もちろん来年度は増やさないからというだけの判断はできないと思いますが、実際に、例えば50ページに書いている令和3年度からの10年間を計画期間とする「第三期長崎県立高等学校改革基本方針」を一緒にやりますよということなんだけど、ここでも学校の人数、学校の先生は増やさないのよね。

要は、こっちの計画をこっちにもってきて、いろんな関係のところとやるという趣旨というか、意向は一定理解しますが、実際に可能なかと。スクールカウンセラーも増やさない、スクールソーシャルワーカーも増やさなくて、じゃ、どうやって子どもを見ていくのかという時に、非常にどうなのかなという思いがあってこの質疑をしているんですよ。

だから、本来であれば教育委員会に質問する内容であるんですけども、所管がここだし、議案がここなので、ここでしか質問できないので、どこまで把握をしているのかなという、いじわるな質問で申しわけないんですけど、そういう思いがあったしたんですね。

だから、ここは、本当に人を増やすということをしちんとしないと、子どもに十分に対応するには人ですよ、これは。私が申し上げるまでもないんだけどね。そこら辺をどういうふうに思っているのかということでこの質問をしているんです。

特に、私は、5年前、これは反対したでしょう、学力テストも何でもってくるのって。なんで教育委員会のこの計画とリンクさせなきゃいけないのって。

子どもたちは、学校の場所と家庭の場所とあります。それを一つの計画に網羅するんじゃなくて、それぞれの計画、それぞれの子どもの居場所で子どもたちを見、共通するところをわかり合ったり、必要なところが連携をとるというふうにしていかないと、一つの計画があまりにたくさんあると、何をしているのかわからないというふうにも見えてこないかなという、これはあくまでも私の私見ですけど、そういう思いがあってこの質問をしたんですね。

だから、そこら辺を、詳細は答弁できないということですが、果たしてそれでいいのかと。配置校を増やすと言っても、私は、スクールカウンセラーを増やしてほしいというのが本来の立場なので、そこまで含めて協議をしているのかということを質問いたしますが、どうですか。

【濱野こども未来課長】先ほど言いました「第三期長崎県教育振興基本計画」、この中で十分ご議論されて決定してきた内容でございますので、それを私どもの子育て条例行動計画にもってくるということに関しては、当然もう決定された内容が反映されていきますので、そこについては、特段、私の方から意見を挟む立場ではございません。ただ、この計画は来年度から5年間立てますが、保育の量とか、確保の関係で

中間年に見直しをしますので、当然、今その配置計画が280校から300校というふうに教育委員会は立てておりますけれども、広域的に回りながら、数は確かに増えないような中でされると思うんですが、そういう中でまた今後検討されて、もし変わるようなことがあれば、当然この計画にも反映はされてくると理解しております。

【堀江委員】答弁としてはそういう答弁になるかと思うんですが、もう一つ、61ページの乳幼児医療費の助成制度について書いてありますよね。ここに書いているのは、「乳幼児医療費の助成制度については、平成17年10月から対象年齢を就学前の全ての子どもたちに拡大し、子育て世帯への支援の充実を図っています。」と。過去形ですよ。今後、5年間の計画をするのに、もう平成17年からやっているよというだけの計画にするんですか。今、県下の自治体は就学前じゃないですよ。小学校はもちろん、中学校、そして高校もやっているところがある。だから、長崎県に対しては、就学前までの県の補助ではなくて、せめて小学校、せめて中学校まで出してほしいという要望がありますよね。けれども、ここで言っているところは、平成17年から就学前までやっていますよと。いつのこと、過去のことをもってきて計画にするんですか。書くのであれば、今後5年間、例えば「年齢拡大を目指して頑張ります。」なり、「年齢拡大を目指します。」なり、そういう書き方をすべきではないかというふうに、ものの言い方があるんでしょうけど、思うんですが、その点はどうですか。

【今富こども家庭課長】乳幼児医療費の助成につきましては、現物給付まで含めて、県としてこの制度を開始した時に、これまでも財政負担

が多大に増えたことから、この部分の拡大については難しいということはお答弁させていただいているところでございます。

ただ、そうは言いながらも、この乳幼児医療につきましては、今後5年間についても、引き続き、やっていきたいというふうに思っておりますし、拡大につきましては、県として財政負担をすることについては難しいとは考えておりますけれども、国への要望でありますとか、そういうところでしっかりとやっていきたいと思っております。

【堀江委員】終わります。

【深堀委員長】ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもちまして質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【堀江委員】2つの議案について反対の意見を申し上げたいと思います。

第18号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」、法の改正のもとに条例改正ということは理解をいたしておりますが、試験手数料の値上げであって、県民の負担となりますから、賛成できません。

今、審議をいたしました第75号議案「長崎県子育て条例行動計画について」ですが、私は5年前にも反対をいたしました。それは、一つは認定こども園の設置数を数値目標に掲げて、そこまでするべきではないと。それはなぜかというと、課長も言われたように、あくまでも幼稚園や保育所設置者の判断にこれは委ねるべきであって、それを目標掲げて、177カ所までというのは、5年前掲げてでもできなかったのに、さらにまた5年後も177カ所までというのは、私は

ある意味強制をしているととられてもいたし方ないかなと私自身は思います。

この認定こども園に必要なのが認定区分で、介護保険と同じように、子どもたちもこの認定区分を受けなければ、幼稚園も保育所も認定こども園も利用できませんと、こういう状況になって、5年前は本当に大きな混乱があったと私は理解をしておりますが、5年たったとはいえ、こうした内容については賛同できません。

それから、もう一つは、先ほど言いましたように、全国学力テスト、長崎県学力テストを行動計画に持ち込んでいるという部分です。長崎県教育振興基本計画が十分審議をされて、個々の計画と一緒にというんですが、昨日成立したばかりですよ。それをもう既に計画に入れるのは賛成ありきの計画のつくり方だと私自身は思っています。

いずれにしても、人を増やさない、長崎県単独の予算は使わないという計画でつくられているのが長崎県教育振興基本計画なので、その計画とリンクをして、予算を増やさないという基本的な考えがあるということについては賛同できません。

いずれにしても、一人ひとりの子どもに目が行き届く少人数学級の実施、それから、どの子ども伸び伸びと過ごせる学校生活、これを望んでいますし、子どもは一人の権利主体であり、大人のパートナーであるとの視点を求めて、私としては反対討論といたします。

【深堀委員長】 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

まず、第18号議案のうち関係部分について採決いたします。

第18号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を願います。

〔賛成者起立〕

【深堀委員長】 起立多数。

よって、第18号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、第75号議案について採決いたします。

第75号議案については、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を願います。

〔賛成者起立〕

【深堀委員長】 起立多数。

よって、第75号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、第33号議案ないし第37号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第33号議案ないし第37号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、医療人材対策室長より、補足説明をお願いします。

【石田医療人材対策室長】 私の方から、「長崎県医師確保計画（案）」の概要につきまして、ご説明をさせていただきます。

医師確保計画につきましては、11月定例会の本委員会におきまして、素案の概要を説明させていただきましたが、その後、パブリックコメントを実施し、長崎県保健医療対策協議会にて協議のうえ、一部修正を加えましたので、改め

てご説明をさせていただきます。

配付しております資料「長崎県医師確保計画（案）の概要」をご覧ください。

当計画は、資料の「1. 計画の目的」に記載のとおり、厚生労働省から新たに示されました「医師偏在指標」をもとに、地域間の医師偏在が是正されるよう県が実効的な医師確保対策を進めるために策定するものでございます。

また、医師全体の計画とは別に、産科・小児科に関する医師確保計画も併せて策定することとしております。

また、資料の「2. 計画の性格」に記載のとおり、本計画は平成30年の医療法改正により、医療計画の一部として新たに策定するもので、計画の期間につきましては、資料3に記載のとおり令和2年度から令和5年度までの4年間としております。令和6年度以降も医療計画の見直しに合わせて3年ごとに計画の見直しを行うこととされておりまして、今計画はその第1期ということでございます。

続きまして、資料の「4. 医師確保計画のポイント」についてご説明いたします。

まず、計画策定の方法についてでございますが、（1）につきましては厚生労働省から新たに示されました「医師偏在指標」により、全国に335ございます二次医療圏について、医師の多寡、医師が多いか少ないかによるランク付けがなされまして、原則指標の数値が全国112位以上であれば「医師多数区域」、全国224位以下であれば「医師少数区域」として県が設定し、区域分類に応じて医師確保の方針、目標医師数の設定、これを達成するための施策について定めることとしております。

本県の状況につきましては、資料の下段の表に示しておりますとおり、長崎県は全国9位の

医師多数県となっております。

二次医療圏ごとに見ますと、医師偏在指標の値が高い順に長崎医療圏が第16位、県央医療圏が第59位で「医師多数区域」となります。次に、値が高い佐世保県北医療圏が第113位、県南医療圏が176位、壱岐医療圏が177位、対馬医療圏が189位、五島医療圏が192位で、これらの医療圏は「医師中程度区域」となります。そして、上五島医療圏が第263位で、県内唯一の「医師少数区域」となっております。

次に、医師の確保に関し、（2）に医師偏在指標を踏まえた医師確保の方針について記載をしております。

離島の上五島、五島、壱岐、対馬医療圏につきましては、地理的に本土とアクセスが制限されており、また、医師偏在指標の値も総じて低い。こうした状況を踏まえまして、県養成医の派遣を継続し、医師充足を図ることとしております。

それから、医師中程度区域の佐世保県北、県南医療圏については、医師数を現状よりも減らさないこととしております。

医師多数区域の長崎、県央医療圏については、原則として当該区域の医師のみを増やすことを目的とした医師確保策は行わないこととしております。

次に、（3）の確保すべき医師の数の目標の設定でございますが、お示ししております表には医療圏域ごとに医師偏在指標の値が大きい順に、最も大きい長崎医療圏から最も小さい上五島圏域までを並べて記載しております。

表中、医師の増減については、本県は医師多数県とされていることから、計画上医師を増やす目標設定はできず、県全体ではプラス・マイナスゼロとしております。

また、県養成医等による計画期間中の医師増加見込み数が11名となっていることから、医師が少ない上五島から順に6人、3人、2人を増やす計画とし、これにより計画終了時には離島医療圏の医師偏在指標の数値はほぼ同程度になることを見込んでおります。

医師多数圏域となりました長崎、県央圏域につきましては、県全体の目標数を、先ほど申しましたとおりプラス・マイナスゼロとしたことから、各圏域の医師の比率により、機械的にそれぞれマイナス9人、マイナス2人としているところでございます。

（4）の目標医師数を達成するための施策でございますが、増加医師は県養成の派遣によることとし、現在取り組んでいる施策を中心として医師確保に取り組むこととしております。

（5）の産科・小児科医師の確保でございますが、現医療計画に記載されている内容に沿って周産期医療ネットワークや地域小児科センターの維持に努めることとして、医師数の増加に努めることを基本方針としております。

（6）の医師少数スポットの設定でございますが、二次医療圏で局所的に医師が少ない地区を市町の意見を伺いながら、医師少数スポットとして設定し、重点的に医師確保対策を実施することとしております。将来的には、当該地区への県養成医の派遣についても検討してまいります。

次に、資料の「5. 計画策定の体制」については、資料のとおりでございます。

それから、資料の「6. 策定のスケジュール」でございますが、冒頭申しましたとおり、本計画の素案について、令和元年11月定例会においてご説明、ご議論いただいた上で、本年1月から2月にかけてパブリックコメント及び市

町、関係団体等への意見照会を実施したところでございます。パブリックコメントの募集結果は、パブリックコメント募集結果として配付しております資料のとおりでございますが、医師の働き方改革の取組と、いただいたご意見を反映しまして、所要の追記修正等を行い、本日お手元に配付しております「長崎県医師確保計画（案）」として取りまとめております。

なお、当計画（案）につきましては、せんだって行われました長崎県保健医療対策協議会において、ご了解をいただいております。

今後については、本議会で説明をいたしました後に、3月下旬に開催いたします医療審議会に諮問し、その答申を受けて年度内に計画を策定することとしております。

以上で「長崎県医師確保計画」に関する補足説明を終わらせていただきます。

【深堀委員長】次に、医療政策課長より補足説明をお願いいたします。

【伊藤医療政策課長】「長崎県外来医療計画（案）」につきましてご説明いたします。

長崎県外来医療計画の素案につきましては、昨年11月の本委員会において説明後、パブリックコメント等におけるご意見を踏まえ、必要な修正等を行っており、今回、補足説明資料として修正を行った外来医療計画（案）の概要、パブリックコメントの募集結果、長崎県外来医療計画（案）をお示ししております。

それでは、長崎県外来医療計画（案）の概要に基づきましてご説明をさせていただきます。

まず、1の計画の目的でございます。

背景として外来医療については、無床診療所の開設が都市部に偏っている。休日の在宅当番医などの救急医療やグループ診療等の連携が個々の医療機関の自主的な取組に委ねられてい

る状況を踏まえ、今回、医療法の一部が改正され、都道府県が外来医療計画を策定することとされたものでございます。

本計画は、県内8つの二次医療圏における外来医療に関する現状や課題を明らかにし、これらの課題等を関係者間で共有することにより、外来医療機能の充実や、医療機関間の連携強化、偏在是正など、地域の実情に応じた外来医療にかかる医療提供体制の確保に向けた取組の推進を目指すものでございます。

2の計画の性格でございます。本計画は、医療法に基づき県が定める医療計画の一部として新たに策定するものでございます。

3の計画の期間でございますが、令和2年度から令和5年度までの4年間となっており、その後は3年ごとに見直しを行うこととなります。

4の外来医療計画のポイントでございます。

1点目の外来医療に関する情報発信でございますが、まず、①の外来医療の偏在を示す客観的な指標として、国が示した計算式により、医療圏ごとの診療所の医師数と診療所の外来患者数から「外来医師偏在指標」を算定しております。

次に、②として、この指標を全国の335の二次医療圏で比較し、上位3分の1である112位までに該当する地域を「外来医師多数区域」として設定いたします。

次に、③として、外来医師多数区域においては、新たに開業しようとする医師に対して、求める外来医療機能を公表することで、新規開業を予定する医師の自主的な行動変容を促し、外来医療機能の偏在是正等を目指すというものでございます。

裏面をご覧ください。

計画のポイントの2点目は、二次医療圏ごと

に外来医療の現状と課題について協議を行う場を設置するというものでございます。本県では、この協議を行う場として、地域医療構想調整会議を位置付けることとしております。

5の計画の内容でございます。外来医療計画については、国が示す外来医療にかかる医療提供体制の確保に関するガイドラインに基づき、

(1) から (4) に示す項目について記載しております。

(3) の圏域ごとの外来医療提供体制として、各医療圏の医療施設の医師数や医療資源の状況、国のガイドラインに示された初期救急、在宅医療、産業医などの公衆衛生の3つの項目における各圏域の現状と課題、また、課題等を踏まえ、新規開業者に求める外来医療機能について記載しております。

(4) の医療機器の効率的な活用につきましては、対象となるCTやMRIなどの配置状況、保有状況等の情報を可視化するとともに、その効率的な活用を推進するため、医療機器の共同利用の方針等を記載しております。

6の計画策定の体制でございますが、これまで県保健医療対策協議会や、医療圏ごとの内容につきましては、地域医療構想調整会議において協議をいただきました。

7の策定スケジュールに記載のとおり、本年1月20日から2月4日にかけて、パブリックコメントを実施したところ、25件のご意見をいただいております。

そのうち、外来医師偏在指標がわかりにくいと、丁寧の説明していただきたいといったご意見につきましては、計画案に反映をさせていただいております。なお、この内容等については、別紙パブリックコメント募集結果のとおりでございます。

今回、本議会にお示ししている計画案は、パブリックコメントや関係団体からのご意見を踏まえ、修正等を行ったものであります。

最終的には、今月中に開催いたします県医療審議会へ諮問し、その答申を受けて、今月中に策定をしたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、「長崎県外来医療計画（案）」に関する補足説明を終わらせていただきます。

引き続き、新型コロナウイルス感染症への対応状況につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、1つ目の直近の動向でございますが、①の国外の発生状況につきましては、厚生労働省発表の3月9日正午時点で、中国での感染者は8万735名、死亡者は3,119名となっております。その他100の国と地域においては、感染者が2万6,536名、死亡者が687名となっており、合計で感染者が10万7,271名、死亡者は3,806名となっております。

一方、②の国内の発生状況につきましては、厚生労働省発表の3月9日正午時点で、チャーター便やクルーズ船を除く感染者は427名となっております。

また、症状は出ていないものの、検査結果が陽性である無症状病原体保有者は49名となっており、そのほか中国武漢市からのチャーター便での帰国者からは11名の感染者が発生し、ダイヤモンドプリンセス号の船内からは696名の感染者が発生をしております。

次に、2の世界保健機関（WHO）の緊急事態宣言でございますが、1月30日にWHO緊急委員会、新型コロナウイルス関連肺炎の発生状況が、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」に該当すると発表をしております。

3の国の主な対応状況でございますが、国は、1月28日に内閣総理大臣を本部長とし、すべての国務大臣を本部員とする①の新型コロナウイルス感染症対策本部を設置するとともに、②の相談窓口（コールセンター）を開設しております。

③の水際対策といたしましては、サーモグラフィによる体温検査等通常の検疫のほか、機内、船内での健康カードの配付やアナウンスを行うとともに、厚生労働省に健康フォローアップセンターを設置し、チャーター便での帰国者やダイヤモンドプリンセス号の下船者の健康フォローアップを実施しております。

2月1日からは、入国申請日前、14日以内に中国湖北省に滞在歴がある外国人等の入国を拒否することとなり、その後、中国の浙江省と韓国の一部地域が入国拒否の対象に追加されております。また、本日、3月11日から、イランイスラム共和国の一部地域、イタリア共和国の一部地域、サンマリノ共和国の全域が入国拒否の対象に追加をされております。

また、中国及び韓国からの入国者に対して、検疫所長の指定する場所で14日間待機すること等を要請する水際対策の抜本的強化に向けた新たな措置が決定され、3月9日午前0時から実施をされております。

④の感染症対策でございますが、今般の新型コロナウイルス感染症を指定感染症に指定する政令が閣議決定され、2月1日から施行されております。

2月25日には、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針が策定され、まさに今が今後の国内での健康被害を最小限に抑える上で極めて重要な時期との見解が示され、感染拡大防止策、医療提供体制等について、現行と今後感染が拡

大した場合の方針が示されております。

次に、4の本県の主な対応状況でございますが、①の長崎県健康危機管理担当課長会議につきましては、1月28日に第1回の会議を開催し、現在までに8回開催をしているところでございます。

②の相談体制につきましては、1月22日に県内全ての保健所に、新型コロナウイルス感染症についての不安、心配など、健康に関する相談窓口を設置するとともに、2月3日には福祉保健部に総合相談窓口を設置しております。

また、2月7日には、県内全ての保健所に、感染が疑われる方の相談を受け付ける「帰国者・接触者相談センター」を設置し、3月9日までに640件のご相談に対応しているところでございます。

③の医療体制につきましては、1月29日に長崎大学や県医師会、感染症専門家等で構成される「長崎県感染症対策委員会」を開催し、県内における検査体制、患者が発生した際の対応等について確認を行っております。

2月7日には、感染が疑われる方の専門外来である「帰国者・接触者外来」を県内の各医療圏に1カ所以上設置をいたしました。この「帰国者・接触者外来」は、2月7日に設置した10医療機関から2月末までには25医療機関まで拡大をしております。

④の検査体制でございますが、1月31日から県の環境保健研究センターにおいて新型コロナウイルスの検査体制を整備するとともに、2月14日からは検査方法をリアルタイムPCR検査法に変更し、検査時間が従来の11時間から12時間かかっていたところを5時間から6時間に短縮をしているところでございます。

なお、3月9日までの検査実績は117件、昨日

までの検査実績でいくと134件になります。この検査結果は、全て陰性であることを確認をしているところでございます。

以上、新型コロナウイルス感染症の対応状況につきまして、補足説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

【深堀委員長】 次に、原爆被爆者援護課長より補足説明をお願いいたします。

【橋口原爆被爆者援護課長】 それでは、広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会、いわゆる八者協の原子爆弾被爆者援護対策に関する要望（長崎県素案）につきまして、現時点での検討状況を説明させていただきます。

お手元にA4縦の「令和3年度政府予算に係る広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会要望（略称：八者協要望）について」という部分と、A4横で5ページになりますが、要望文案対照表（長崎県素案）という2つの資料を配付させていただいております。

まず、要望書素案の前に八者協の概要について説明をいたします。A4縦の資料をご覧ください。

八者協は、原爆被爆者の援護対策の強化促進を図ることを目的とし、昭和42年11月に設立された組織であり、被爆地であります広島県、長崎県、広島市、長崎市の4県市の知事、市長並びに4県市の議会議長の8者で構成をされております。例年7月の上旬ごろまでに要望書を取りまとめまして、国の概算要求に間に合うよう7月20日前後に政府並びに国会等に対して要望を行っているところでございます。

したがいまして、今回は令和3年度政府予算に対する要望の本県の素案といたしまして、行政側で作成しました要望文の素案をお示しいた

しております。この素案をもとに、委員会での意見を踏まえまして、今後の八者協の協議の場へ提案してまいりたいと考えております。

続きまして、要望文の素案についてでございますが、A4横の資料をご覧願います。

昨年と比べて変更した箇所を朱書きにしております。その変更部分を中心に説明させていただきます。

まず、1ページ目と2ページ目は要望文の前文でございます、時点修正でございます。

続きまして、4ページの要望項目「第1 弔意事業の充実強化」、7ページの「第3 在外被爆者の援護促進」及び8ページの「第4 被爆実態に関する調査研究及び啓発活動の促進」につきましても、それぞれ時点の修正でございます。

9ページをご覧願います。

「第5 被爆二世の健康診断内容等の充実」でございます。これまでの調査研究におきましては、親の被爆に伴って、子のがん発症リスクが上昇するという科学的なデータは得られておりません。しかしながら、被爆二世の方々は、がんに対する不安を抱く年齢になられていらっしゃることから、がん検診の項目の追加など、健康診断の内容のより一層の充実と被爆二世の数や健康状況を把握するための実態調査を国において実施するよう求めるという内容にいたしております。

以上が要望内容の概要でございますけれども、この要望文素案はあくまでも長崎県としての案、いわゆるたたき台というものでございます。

今後、八者協の場に提案してまいりますが、4県市がそれぞれ案を持ち寄り、協議を経た上で合意をなされたものを要望文として決定されるということになり、本県の提案が反映されないという場合もございますので、その点につき

ましてはどうぞご了承を賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、決定された要望文につきましては、要望の実施前に、改めて委員の皆様方に説明させていただきたいと存じます。

以上をもちまして、「原子爆弾被爆者援護対策に関する要望書（長崎県素案）」についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【深堀委員長】次に、こども家庭課長より補足説明をお願いいたします。

【今富こども家庭課長】それでは、「長崎県社会的養育推進計画の策定」につきまして、お手元の資料に沿ってご説明いたします。

まずはじめに、「1. 計画の性格」でございます。この計画は、国の通知に基づき、平成26年に策定しました「家庭的養護推進計画」を全面的に見直し、代替養育だけでなく、家庭における在宅支援まで含めた社会的養育推進計画を新たに策定するものでございます。

次に、「2. 計画の目的」でございますが、この計画は、平成28年改正児童福祉法の理念のもと、家庭での養育を第一とし、家庭における養育が困難な場合に、家庭と同様の教育環境である養子縁組による家庭や里親家庭などでの養育を進める「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現するものでございます。

続きまして、「3. 計画期間」でございます。計画期間につきましては、国からの通知に基づき、令和2年度から令和11年度までの10年間といたしております。

次に、「4. 計画策定の体制」につきましては、施設等関係者や学識経験者、社会的養護経験者など、16名の委員が構成されます「長崎県

社会的養育推進計画策定委員会」においてご審議をいただきながら策定を進めてきたところでございます。

続きまして、「5. 計画のポイント」でございます。国は、これまでも家庭的な養育環境を進めていく際の指標として、この里親等委託率を用いており、今回、国の目標として記載されております乳幼児の里親等委託率を「概ね7年以内に75%以上」、3歳未満の乳幼児の里親等委託率を「概ね5年以内に75%以上」、学童期以降の児童の里親等委託率を「10年以内に50%以上」とすることを掲げ、各県における里親等委託率については、国の目標を念頭に置き、地域の実情を踏まえ、数値目標を設定することとしております。

本県の実情としまして、昨年度の里親等委託率につきましては、資料の一番下の計算式のところに記載しておりますが、17.3%と、平成29年度の全国平均19.7%より低い状況にあり、目標につきましては10年後の令和11年に全体で43.2%を設定しております。

目標設定の考え方につきましては、計画の18ページと19ページをお開きください。

ここには本県の里親委託率が進まない原因を調査するため、昨年度、新規に施設へ入所措置した子ども101名について、里親等へ委託ができなかった理由を整理したものを記載しております。aからcにある施設でのケアが必要な場合など、子ども自身に原因がある場合のほか、eにあります保護者が里親等委託に明確に反対した22.8%、fの里親に不当な要求を行うなど対応困難な保護者22.8%と、主に保護者が原因で里親委託が進んでいない状況にあります。

里親等への委託推進のための取組につきましては、計画の15ページから18ページをご覧ください。

さい。

こちらに記載しておりますけれども、このような保護者対策として、資料は計画の17ページの真ん中より下の「オ. 保護者への対応」になりますが、新たに里親等への委託に反対する保護者の理解促進に向けた取組でありますとか、対応困難な保護者に対し、組織で対応する仕組みづくり、施設退所に向けた児童相談所の里親委託支援等の実施体制強化などに取り組むこととしております。

本県における里親等委託率の目標につきましては、このような本県の実情を踏まえた様々な取組により、実際に里親に委託できるかを、先ほどの101名について個別に分析し、また、当初は施設に措置した子どもについて、その後、どれだけ里親等に委託できるかを、先進自治体における取組と実績データをもとに、今後の委託可能数を推計し、目標を設定したものでございます。

次に、1枚目の資料に戻っていただいて、裏面「6. 計画の体系」をご覧ください。

計画の体系につきましては、国の通知に基づき、（1）から（10）の項目により取りまとめております。10の項目のうち、左端に☆印がついている項目につきましては、資料の真ん中あたりになりますけれども、※印に記載のとおり、本計画が子どもの権利保障と子どもの家庭養育優先原則を実現するため、子どもの権利擁護、在宅での支援から養子縁組、代替養育や自立支援まで一体的かつ全体的に進めるために、現行の家庭的養育推進計画の項目に新たに追加したものでございます。

次に、「7. 計画素案からの主な修正点」についてでございます。

（1）パブリックコメントの意見による修正

点ですが、1枚ものの別紙の資料「長崎県社会的養育推進計画（素案）」にかかる意見募集結果をご覧ください。こちらには、昨年11月定例会で素案に対するご意見をいただいた後、12月から1月にかけてパブリックコメントを実施しましたところ、1名、3件のご意見をいただきました。そのうち1件を、素案を修正し、意見を反映させるものとし、残りの意見につきましては、その他ご意見を賜るものとしたしました。なお、修正内容は記載のとおりでございます。

1枚目の資料に戻っていただきまして、裏面7の（2）策定委員会の委員による修正点についてですが、内容については記載のとおりでございます。

次に、（3）参考資料の追加ですが、計画本文に児童養護施設等で養育されている児童や一時保護された児童等へのアンケート調査の結果と用語解説を追加しております。

今後、本委員会で最終案に対するご意見をいただいた上で、3月末までに計画を策定し、公表してまいりたいと考えております。

以上でございます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

【深堀委員長】 次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明をお願いいたします。

【渡辺福祉保健課長】 「政策等決定過程の透明性等確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出いたしました福祉保健部関係の資料についてご説明いたします。

「文教厚生委員会提出資料」福祉保健部の1ページをご覧くださいと思います。

補助金内示一覧表でございますが、県が箇所

付けを行って実施する個別事業に関し、市町並びに補助事業者に対し内示を行った補助金につきまして、令和元年11月から令和2年1月までの実績を記載しております。資料1ページから13ページに記載のとおりで計91件でございます。

続きまして、14ページをご覧ください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、令和元年11月から令和2年1月までに県議会議長あてにも同様の要望が行われたものは、長崎県離島振興協議会、長崎県過疎地域自立促進協議会、特定非営利活動法人長崎県難病連絡協議会の計5件となっており、それに対する県の取り扱いは14ページから26ページまでに記載のとおりでございます。

次に、27ページをお開き願います。附属機関等会議結果につきまして、令和元年11月から令和2年1月分の実績は、長崎県福祉保健審議会、福祉保健総合計画専門分科会など、計14件となっており、その内容につきましては、資料27ページから41ページに記載のとおりでございます。

なお、1,000万円以上の集中契約分にかかる契約状況につきまして、42ページに記載をしております。

以上で報告を終わります。

【濱野こども未来課長】 「政策等決定過程の透明性等確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました福祉保健部こども政策局関係資料についてご説明をいたします。

1ページをお開きください。

昨年11月から本年1月の間に知事及び部局長等に対して行われた陳情・要望のうち、県議会議長あてにも同様の要望が行われたものについての県の対応状況を記載しております。長崎県

離島振興協議会、長崎県過疎地域自立促進協議会、長崎県私立中学高等学校協会ほか5名からの要望書の2件となっており、それに対する県の対応状況は、1ページから4ページまでに記載のとおりでございます。

次に、5ページをお開きください。附属機関等会議結果について、実績は1件であり、その内容については5ページから6ページに記載のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

よろしくお願いいたします。

【深堀委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、次に、陳情審査を行います。

事前に配付しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、4、11、14となっております。

陳情書について、何か質問はありませんか。

【川崎委員】 14番のユニバーサルデザインタクシーについてお尋ねいたします。

障害者、高齢者、妊娠中の方、子育て中の方、車椅子利用者に優しいというメリットがあると、全くそのとおりですね。安全性のこと、快適性のことも言うことないと思います。時々、巡り合わせて乗る時がありますが、非常に乗りやすい、大変すばらしい車両だというふうに思っております。

一方で、これまでタクシー業界ではトヨタコンフォートという車両が使われていたんですが、平成30年に歩行者保護の安全基準に適合しないために、生産を平成29年5月に中止、終了したと。いわば燃費のことも考えると選択肢がないという状況の中においては、このタクシーが

非常にすばらしいものであるという内容のことです。

それで、高額ですので、ぜひ助成制度の創設をということではありますが、県の認識、受け止めをお尋ねいたします。

【渡辺福祉保健課長】 ユニバーサルデザインタクシーの車両導入についての陳情に関するお尋ねでございます。

福祉保健部の方では、福祉のまちづくりの推進という形で、今、お話がありましたようにユニバーサルデザインの推進につきましても平成17年から指針等をつくりまして、その普及啓発等に取り組んでいるところでございます。

また、福祉のまちづくりの関係で申しますと、交通関係であったり、例えば道路であったり、住宅であったり、いろんな分野がございますけれども、そういったところの関係各課が集まって、もしくは関係団体等も集まりまして「福祉のまちづくり協議会」というのをつくっておりまして、その中でいろんな福祉のまちづくりの推進、ユニバーサルデザインの推進に取り組んでいるところでございます。

お尋ねのありましたユニバーサルデザインタクシーにつきましても、いわゆる移動の円滑化、障害をお持ちの方、高齢の方が円滑に移動するという意味では非常に有用なものとは認識しております。

所管で言えば、交通部局、もしくは観光部局の方にも関係があらうかと思っておりますので、そちらの方とこういったご要望についての対応について検討してまいりたいと考えております。

【川崎委員】 もう率直にお尋ねしますが、他県で補助の事例がたくさん記載されています。福岡県60万円から佐賀県30万円、あと云々ということがありまして、そのほかにも多くの自治体

で支援をしておられます。

まず、背景は、こういった背景でこういうふうになっているのかお尋ねいたします。

【渡辺福祉保健課長】 このユニバーサルデザインタクシーの導入に対する補助につきましては、九州の中では福岡県、佐賀県、鹿児島県の方で補助事業を実施されているということはお聞きしております。

基本的に、国の補助制度もございますけれども、要望の中にもありましたように、このタクシーの導入経費が非常に高額であると。300万円を超えるような形で、国の補助が、今お聞きしたところでは60万円ということで、県によっては、さらにそれに上乗せした形で導入に対する補助ということを実施しているとお聞きしております。

【川崎委員】 そこで、長崎県はどうするんですかという話ですが、先ほど福祉のまちづくりの話もありました。「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」も全国に先駆けてすばらしい取組をやって、合理的配慮、様々な施策を、しっかり予算措置もするという条例もつくったわけございまして、ぜひこのUDタクシーについてもしっかりと支援をしていくべきだと思いますが、ご見解を賜ります。

【渡辺福祉保健課長】 委員ご指摘のとおり、福祉のまちづくりの中で交通環境の推進は非常に重要なことだと認識しております。

こちらの視点としては、地域の公共交通の改善、もしくは訪日外国人への対応など、そういった視点でのユニバーサルデザインタクシーの導入というのが進められていると認識しておりますので、交通の部門や観光の部門ともしっかり協議し、また、外部の関係団体等のご意見も聞きながら検討してまいりたいと考えておりま

す。

【下条委員】 私も川崎委員と同じ14番のユニバーサルデザインタクシーについての質問でございます。内容を重複しないように、まとめて簡略的にご質問したいと思います。

まず、概要につきましては、今、川崎委員からお尋ねがありましたので、そこは割愛をしまして、まず、今回、予算総括質疑でも取り上げさせていただきましたが、ユニバーサルツーリズムというものを県がバックアップして、主に長崎空港にワンストップの窓口を設置する等の様々な取組に支援していただけるということです。このユニバーサルツーリズムと関連して、福祉のまちづくり協議会で、今、住みやすい、また暮らしやすい、旅行しやすいような様々なまちづくりを協議しているというふうに理解をしております。

東京オリンピック・パラリンピックの例を出しますと、こういったものがUDタクシーの普及に非常に寄与しておりまして、本当にあっという間に普及されました。本当、普通のタクシーを東京では見るのが半々ぐらいの割合でUDタクシーが多く走っております。

ユーザーにお聞きしても、また、障害のある、なし関係なく、ご高齢者、健常者関係なく、非常に使い勝手がいいと評判であると聞いております。

今、そういったものを総合的に考えますと、この取組は、当然所管は福祉保健部の皆様になります。福祉保健部の皆様が中心になり、観光、先ほどもお話をされていました交通、この3つの所管が関係しているということになりますので、県として、この関係している所管の連携についてどのように考えられているのか、お尋ねをしたいと思います。

【渡辺福祉保健課長】福祉のまちづくりの推進という点で福祉保健課の方で所管をしているところもありますので、お答えさせていただきますけれども、先ほど申し上げましたように、福祉のまちづくりという視点で、この推進協議会を年に2回開催しております。

メンバーとしましては、障害者、高齢者の団体、それから事業者としては、バス協会とかJR、観光、旅客船協会、また報道関係、もしくは学識経験者など様々な分野の方にこの推進協議会の中でご意見を頂戴しているところでございます。

委員からご指摘がありましたように、福祉のまちづくりの条例を所管しております福祉保健課としましては、そういった関係課にもしっかりこういったご意見もお伝えして、その協議会の中でも、現在ご要望がある点とか、そういったところもしっかり議論をして、今後の施策に活かしてまいりたいと考えております。

【下条委員】 ありがとうございます。

このユニバーサルデザイン、ユニバーサルというのは直訳すると宇宙的とか世界的ですが、全てというような意味合いを持ちまして、障害がある・なし、また、年齢に関係なく、全ての方がわかりやすく、使いやすい用途がユニバーサルデザインであると思っておりますし、同じようにユニバーサルツーリズムも全ての方にツーリズムを楽しんでいただけるということが定義されていると思います。

福祉、また観光、交通、こういったものを総合的に鑑みますと、やはり長崎県は観光県でございます。もちろん所管が違いますけれども、こういったユニバーサルデザインタクシー等の支援というのは、いわゆる経済対策につながるのではないかと考えております。

一つ事例を申し上げますと、長崎市と約4年前からユニバーサルツーリズムに対する実証事業という研究をしましてまいりました。主に松が枝埠頭でクルーズ客船のお客様、インバウンドのお客様をいろんな形で調査させていただきましたが、その船によって何%ぐらい障害を持たれた方から乗っているかというのが、なかなか認定しにくかったんですけれども、おおよそ8%から10%の方が何らかの障害を持たれているというふうに見受けられました。

その中で、大きく分けると2種類ありまして、車椅子なんですけれども、もういわゆる日本でもよく見るような上等といいますか、普通の車椅子もあれば、本当に椅子に、恐らくご自身で小さな車をつけたんじゃないかと思われるような自家製の車椅子というものも見受けられました。

どのようにそのクルーズ客船から降りて周遊されるのかなど注視しておりましたら、まずタクシーに乗る方が多かったです。当然、普通車はトランクが閉まりません。後ろのトランクが半開きになった状態で乗り込まれて行かれました。当然普通車ですので、ご家族の方がしゃがんで移乗するというような形でございました。

先ほどの手づくりの車椅子ですが、これはもうタクシーには乗りません。ですので、基本的には諦めておられました。

じゃ、どうするかというと、電車であったりバスであったり、そういった交通機関を利用されているようでした。当然大きなバス等もありますので一概に言えませんが、そういったものを利用する方も見受けられました。

その時に、我々も実際に普通の車椅子であのあたりを移動したり、押してもらったりしてよ

くわかっているんですが、本当ちょっとした段差でも大変なんですね。それが、あんな小さな車で、通常よりも多く、例えば電車だったりすると待ちがあります。非常に長く、普通に待っていても道路を越えて人が出ているようなものも見受けられました。

こういったことで、私はその当時、ユニバーサルデザインタクシーのことをあんまりよくわかっておりませんでしたので、福祉タクシー、介護タクシーが非常に必要だなという認識を持っていました。そういったところが、こういった形で東京オリ・パラの影響で導入されたという経緯があります。

少し長くなりましたが、福祉にやさしいまちづくりとして、ユニバーサルツーリズムにもなりますし、福祉の観点もありますが、経済対策としても、非常に難しい面はあると思いますが、関係部署が連携をして何とか頑張っていたきたいと思います。

最後に、私自身で市町がどのような取組をされているかということで、少し意見交換をさせていただきました。長崎市においては、非常に前向きなご回答を担当の方から聞いております。その時に、やはり県としても何らかの形で支援をしていただければというお言葉もいただいております。引き続き、市町の方とは連携をとってまいりますので、県としても、ぜひともこれは発展的に捉えて、長崎県の皆さんにツーリズム、もしくはまちづくりに参加していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

【松本委員】 同じ陳情14番のことで、この陳情の前に、タクシー協会と自民党の政調会で意見交換をさせていただきました。代弁者として、

業界の悲痛な声を聞きましたので、もちろんここにも文言は書いてありますけれども、それも含めてご理解いただきたいと思います。

もう、るる皆さんおっしゃったとおり、そもそも、UDタクシーは高齢者、障害者、車椅子利用者にとって利便性があるということ。ただ、やっぱり300万円から500万円かかるということで、この高額な車両をタクシー会社で買うというのは大変厳しいという実情でした。

なんでかという、ここにも書いてあるとおり、業界は今、輸送人員も、運送収入も、実働車両も全部右肩下がり、上がっているのは人件費、燃料費、車両価格ということで、もうタクシー業界自体が大変経営が行き詰っている状況の中で、ただ、やはりニーズがあると、しかも、国が推進をしているというところなんです。

私が特に言われたのは、長崎県は、先ほどもありましたとおり「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」という条例をつくっている。しかし、障害者団体の方からは、条例をつくっただけで終わっていて、具体的な支援があれからないと。今回のUDタクシーに関しても、長崎県は取り組んでないと。

そして、観光でもユニバーサルツーリズムが今回新規で出たんですけれども、これも事業でつくっていただいたのは窓口をつくっていただだけで、これも具体的なものはまだ出てない、入口の段階なんです。

そういった中で、しかも、先ほど川崎委員からもありましたとおり、これだけ23の自治体もう既に国と別で補助を出しているという状況なんですね。

先ほどの答弁を聞いていたら、とても前向きには聞こえなかったものですから、もちろん観光とも、交通との連携も必要ではありますけれ

ども、やはり福祉の観点から率先して働きかける必要はあるのではないかと。「なんで九州でこれだけできるのに、長崎はしないんですか」と聞かれた時に、私は答えることができませんでした。「しかも、条例をつくっているのに、なんでしないんですか」と言われた時に、私は答えることができませんでした。

その中で、提案ですけれども、先ほど下条委員もおっしゃったとおり、福岡は、福岡県と福岡市両方で補助を出しています、福岡県が60万円、福岡市が20万円ということです。ですから、各市に、例えば長崎市や佐世保市に、こういう提案があるんですけれども、県と一緒にやってみる気はないですかというご提案をして、長崎市も佐世保市も観光は非常に活性化していますし、そういうところでちょっと動いてみるというお考えはありませんでしょうか。

【渡辺福祉保健課長】 今、委員からお話がありましたように、交通に対する助成ということになりますので、交通の結節点、そういったところで交通量が多い長崎市、佐世保市が対応を進めていただくというのは非常に重要な視点だと思っています。

ご意見をお聞きして、私の今の思いとしましては、まずそういうところも一緒に進めていけたらというふうに考えておりますので、県の関係部署、それから地元の長崎市、もしくは佐世保市、そういったところから進めていくというのは一つの方法ではないかと考えております。

【松本委員】 縦割り、もうこれはこっちの部署だからと毎回たらい回しにされてしまうという例があります。やっぱり3つの部署に関わっているということもあります。

ただ、大事ななのは、こういった補助というのは困っている方々のために使うのが大事なこと

でありまして、私も父が晩年車椅子で公務をしておりました。タクシーにも乗っておりましたが、いろいろな方にご協力、ご迷惑をおかけしましたけれども、これが車椅子のままで入れるとなれば、多くの高齢者や障害を持つ方が、移動できない方が移動できるようになるんです。そうすると、やっぱり社会が変わっていくと思うので、そこは、どちらが担当かというよりも、こういう声が陳情で上がったことも含めて、連携していただくように要望いたします。

以上です。

【堀江委員】 時間も迫っているので、陳情番号11番の「厚生労働省による『地域医療構想』推進のための公立・公的病院の『再編・統合』に抗議し、地域医療の拡充を求める陳情書」なのですが、陳情項目が2項目あるんですけれども、端的に見解をお示しできればお願いしたいと思います。

【伊藤医療政策課長】 今回、国が424の医療機関のリストを出しておりますけれども、これは440に改定をされております。この内容というのは、「再編・統合」という言葉を使っていたということもあり、かなりマスコミ報道でも大きく取り上げられて問題になったところもございますが、その目的というのは、地域医療構想調整会議で各圏域における医療体制について協議を進めておりますが、その協議がなかなか進まないところを、今回、このデータの分析結果を示すことで、それを前に進めるというところでの目的かと思っておりますので、「再編・統合」ということではなく、今回、国が示したデータ、あるいは県独自で分析したデータを含めて、各圏域において公立・公的医療機関、民間医療機関も含めたところで調整、協議を行ってまいりたいと思っております。

【堀江委員】 今のが見解ということで、要は、「再編・統合」というふうに厚労省は出したんだけど、それは地域医療構想を進めるためのものであって、そんなに深く心配することはないんだよということですか。

【伊藤医療政策課長】 厚生労働省も「再編・統合」ありきとの方向性でということではなくて、あくまでも各圏域に設置をしている調整会議の中で、2025年に向けてどういう医療体制を構築していくのかというところを、各公立・公的病院、民間病院、それぞれの病院が自分の役割を考えた上で、地域全体としての地域医療体制を考えていくというところでの目的ということで考えておりますので、機械的に「再編・統合」ということを国が示したものだということでは捉えておりません。

【堀江委員】 県としては、機械的に厚労省の「再編・統合」としては捉えていないという見解。それは厚労省に確認したんですか。そういうふうに事前に言われたのですか。

要するに、県民も含めて、「再編・統合」ということで公表されたでしょう。そしたら、自分たちのところは大変だと。例えば、五島市議会では意見書も出されたと聞いております。そのまま受け取って、これは大変だと、そのまま進めないでほしいと、一旦は再検討してほしいというのが率直な県民の気持ちですよ。

でも、医療政策課長はそんなふうにとられていないんですね。いやいや、これは大したことないんだと、要は、地域医療構想を進めるための公表なんですから、心配するなというふうに課長はとったということは、そういう内容であるということを厚労省から事前に聞いていたのか、それとも後から聞いたのですか。あまりにも、県民が受けた印象、感じと、課長のと

り方は全く温度差がありますよね。それはどこからくるんですか。

【伊藤医療政策課長】 今回、具体的対応方針ということで、昨年度末に各公立・公的医療機関については、厚労省に対して病院ごとの方針を示しております。この内容について再検証しなさいという内容が今回のリストの公表ということで考えております。

今回、昨年9月26日にリストの発表があったんですが、この発表の前には、都道府県に対しては説明はございませんでした。県も含めてこの内容はどうなんだというところで国の方に確認をしたところ、国の方も説明不足があったということもあり、10月以降、国と自治体、医療関係者との間で意見交換会を各ブロック単位で、全国レベルで開催をしております。

この意見交換会の中でも、同様の趣旨が厚生労働省の方から話があるところがございます。

【堀江委員】 いずれにしても、この公表があった後、国と自治体で意見交換会が設けられたので、長崎県としては、県民がとっているような、大変だと、一言で言ってしまえば病院がつぶされると、そういうことではないという理解をしているということですね。

いずれにしても、この陳情は、地域医療の拡充を求めているという内容ですので、ぜひその立場で対応していただきたいと思っております。終わります。

【深堀委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

審査の途中ですが、本日の審査はこれにてと

どめ、明日は午前10時より、引き続き、こども
政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

大変お疲れさまでした。

— 午後 4時40分 散会 —

第 4 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年3月12日

自 午前10時 0分
至 午前11時49分
於 委員会室2

国保・健康増進課長	小田口裕之 君
国保・健康増進課企画監 （健康づくり担当）	永峯 裕一 君
長寿社会課長	峰松 茂泰 君
長寿社会課企画監 （地域包括ケア担当）	山口 美紀 君
障害福祉課長	桑宮 直彦 君
原爆被爆者援護課長	橋口 俊哉 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	深堀ひろし 君
副委員長(副会長)	石本 政弘 君
委 員	中山 功 君
〃	外間 雅広 君
〃	堀江ひとみ 君
〃	中村 和弥 君
〃	松本 洋介 君
〃	大場 博文 君
〃	下条 博文 君
〃	赤木 幸仁 君

こども政策局長	園田 俊輔 君
こども未来課長	濱野 靖 君
こども家庭課長	今富 洋祐 君

3、欠席委員の氏名

川崎 祥司 君

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

福祉保健部長	中田 勝己 君
福祉保健部次長	安永 留隆 君
福祉保健課長	渡辺 大祐 君
福祉保健課企画監 （福祉保健総合計画 ・企画予算担当）	岩崎 次人 君
監査指導課長	磯本 憲壮 君
医療政策課長	伊藤 幸繁 君
医療人材対策課長	石田 智久 君
業務行政室長	本多 雅幸 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開議 —

【深堀委員長】 おはようございます。

委員会を再開いたします。

昨日に引き続き、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

なお、川崎委員から欠席する旨の届が出されておりますので、ご承認をお願いいたします。

これより、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 質問がないようですので、次に、議案外所管事項に対する質問を行うことといたします。

まず先に、新型コロナウイルス感染症に関する対策等に限って、質問を行うことといたしますが、なお、福祉保健部長から、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策—第2弾—」等々についての説明をしたい旨、承ってお

りますので、その説明を受けることといたします。

【中田福祉保健部長】 私から、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」について、ご報告申し上げます。

お手元の令和2年3月10日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部がまとめた「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」の資料をご覧くださいと思います。

こちらにつきましては、国内の感染拡大を防止するとともに、現下の諸課題に適切に対応するために、政府として万全の対応を行うために、財政措置として約4,000億円、金融措置総額として1.6兆円規模の緊急対応策がまとめられています。

中身につきましては、この紙面にありますとおり、感染症の状況とともに、地域経済や世界経済の動向を十分注視しながら、必要な対策はちゅうちょなく講じていくという全体の方針のもとに立てられたものでございます。

現在、内容につきましては、福祉保健部またこども政策局におきまして、関係する内容につきまして国のほうに確認を行っておりますので、速やかにその精査を行いまして、県としての対応については、取りまとめ次第、改めてご説明をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうから、簡単に内容だけご紹介をさせていただきますと思います。

まず、今回の政府の緊急対応策といたしましては、この（1）から（4）の項目が示されています。詳細につきましては2枚目以降の本文にも記載されておりますが、まずはその全体概要をご説明させていただきたいと思います。

まず、「感染拡大防止策と医療提供体制の整

備」につきましては、ここにありますとおり、感染拡大防止策や総合的マスク対策等、さまざまな対策が盛り込まれております。特に、感染拡大防止策については、介護施設や障害施設、保育所等における消毒液購入等の補助がメニューとしてございます。また、需給両面からの総合的なマスク対策として、布製マスク2,000万枚を国で一括購入し、介護施設等に緊急配布、また医療機関向けマスク1,500万枚を国で一括購入し、必要な医療機関に優先配布する内容が盛り込まれております。

そのほか、PCR検査体制の強化や、また医療提供体制の整備等々の感染拡大防止策のメニューが記されております。

また、（2）につきましては、「学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応」として、保護者の休暇取得の支援等、個人向け緊急小口資金等の特例、放課後児童クラブ等の体制強化等、また学校給食休止への対応、テレワーク等の推進がメニューとして記載がございます。

また、（3）につきましては、「事業活動の縮小や雇用への対応」といたしまして、雇用調整助成金の特例措置の拡大、強力な資金繰り対策、またサプライチェーン毀損への対応、観光業への対応、生活困窮者自立支援制度の利用促進等による包括的な支援の強化ということでメニューがございます。

また最後、（4）といたしましては、「事態の変化に即応した緊急措置等」につきまして、3月10日の閣議決定に基づいた新たな法整備として、新型コロナウイルス感染症に新型インフルエンザ等対策特別措置法を適用するというような方針も示されているところでございます。

改めまして県といたしましては、現在、この内容につきましては精査を進めているところで

ございますので、速やかに検討を行いまして、また県としての対応につきまして、改めてご説明をさせていただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

【深堀委員長】ご説明ありがとうございました。

それでは、質問に移りたいと思います。

どなたか質問はありませんか。

【外間委員】2月29日に委員会を開催して、その時に、新型インフルエンザの予防対策として、マスクの備蓄について、県から、30万枚準備してあると。それについては新型コロナウイルス対策としてかかわっている医療機関15機関に4万枚マスクを配付している旨のご報告を昨日の委員会で、川崎委員のご質問に対してお答えをいただきました。

それによって、この水際対策を含めて、医療機関に対する配付はでき上がっているものということで、一定安心はしておりましたけれども、さらには歯医者さん、あるいは耳鼻咽喉科、内科、そのほかの生活従事をしていく上で必要なマスクを求める機関がたくさん出てまいりまして、ただいまの福祉保健部長のご説明によって、国から1,500万枚、それから2,000万枚の布製のマスクを介護施設等に緊急に配付するというものでありました。それによって、特定の医療機関以外にも必要とするところに準備ができたということで一定安心をいたしました。が、ちなみに、長崎県に配付される枚数は大体どのくらい来るのか。長崎県はまだ感染症が出ておりませんので、一定優先順位もあろうかと思っておりますけれども、概ねどのくらいのマスクが長崎県に入ってくるのか、まずその点をお尋ねします。

【伊藤医療政策課長】今、緊急対応策に挙げられておりますように、医療機関等向けにという

ことで全国で約1,500万枚、それから介護施設等向けということで布製のマスクが2,000万枚ということで、全国規模での枚数につきましては数字が出ているところでございますが、これをどのような基準で各県に配付していただけるのかということにつきましては、まだ具体的な情報がございません。各地域の今の感染拡大の状況、あるいは人口規模でありますとか、いろいろな要素があるかと思っておりますので、その要素を考慮した上で、各県に配付をしていただけるものと考えております。

【外間委員】あと、必要な医療機関に優先配布ということで今、医療政策課長からご答弁をいただきましたけれども、例えば、県医師会、県の歯科医師会とか、21の自治体にそれぞれを統制できる医療機関のところに国から直接そういうものが送られるのか、あるいは県を通して、それを県が預かっているところに対して対応できるのか、その辺の窓口はどのようになっているのでしょうか。

【伊藤医療政策課長】今のところ、国からの配付につきましては、地域の状況をよくわかるということで、各都道府県宛てに送られてくるということで話っております。

【外間委員】そのように理解をしておきますので、今後は、各21の自治体で、それぞれの地域で必要な配付、そういったものをきっちりとヒアリングをして、吸い上げた内容を県に届けられるようなやりとりがスムーズにできるように、ぜひお願いをしたいと存じます。

それから、今挙がったのは福祉施設と医療施設でありますけれども、あれから10日間以上期間がたって、課題が見えてきたんですけれども、それはマスクがとにかくないんですね。マスクがなくて困っている地域が、例えば、自治体に

おいては、さまざまな相談窓口とか、あるいは公共交通機関のドライバーであるとか、マスクがどうしても必要とされるところにマスクがないと。そういったもののマスクの提供については、今挙げた医療施設、福祉施設、こういったところは一定見えてきましたけれども、それらのものについては、この所管では、どのように対応していただけるのでしょうか。

【中田福祉保健部長】 マスクについては、医療とか福祉関係以外にもさまざまなところからニーズがあると承知しておりまして、私どもといたしましては、今、関係部長会議の中で、各部局で今、どういった状況になっているのかというのをきちんと横の連携をとるような形で共有させていただいております。私も、卸業者とも直接お話をしたり、現場の方の声を伺わせていただくと、今、かなり入手は厳しいと、医療機関でも今、非常に厳しいというような状況の中で、本当に必要なところに届けるためにはどうしていったらいいのか、ここは部局の垣根を越えて、きちんと連携して対応していきたいと考えております。

【外間委員】 その点については、感染症対策機関に続いて、さまざまな施設や機関の業務形態とか、在庫の需要状況をもう一度よくよく把握をなされて、配付の優先順位をぜひそういった横断的な会議で検討していただきたいということを要望しておきます。

また、今回、マスクのことでお尋ねをいたしますけれども、マスクのみならず、消毒液もない、それからガーゼ、こういった予防対策に必要なもの、特に、賀来満夫先生、ご存じかと思いますが、本県選出の故虎島和夫衆議院議員の義理の息子さんになられるんですけれども、東北福祉大学の名誉教授で、今、国営放送

で毎日のように私たちにわかりやすく予防対策のご説明をしていただいておりますけれども、そういったところでも、消毒薬、ガーゼとか、頻繁に使って、よく手を洗い、予防していただきたいというわかりやすい説明を毎日いただいておりますけれども、こういったマスクのみならず、消毒薬やガーゼ等もあわせもって枯渇することがないようにご対応していただきたいと思いますが、マスク以外のところで、福祉保健部長、ご答弁をいただければと思います。

【中田福祉保健部長】 ご指摘にありましたとおり、消毒液は使用期限が定められているものでございますので、マスクと同等もしくはそれ以上にかなり品薄状況になっているというように理解しております。今、マスクも喫緊の課題ではありますが、それ以外の不足する物資につきましても、きちんと情報を把握して、本当に必要なところにどういうふうに対応していいのか、先ほどの横の連携も含めて、しっかりと対応していきたいと考えております。

【中村(和)委員】 おはようございます。

さまざまなコロナの対策を担当課として一生懸命頑張っておられることに対しては敬意を表したいと思います。

ところで、先ほど、外間委員からもマスクの話もありましたけれども、やっぱり事前の予防対策が非常に大事な時期だと思うんです。昨日の報道によりますと、佐賀県は、いち早く休校を外したということで、16日からでしたか、子どもたちが学校へ通う状況になるわけですが、幸いにして、先ほど言いました佐賀県、長崎県、鹿児島県、この九州の3県はまだ患者が1名も出ておりません。そういう意味で、私たちも少しは安心感を持っているわけですが、そういう中で、もし、これから長崎県内

に患者の方が出た時に、担当部署として、どういうふうな順をもって対応されるのか、そしてどういうことに率先して取り組んでいただいて、拡散をとどめるのか、これをお聞きしたいと思います。

【伊藤医療政策課長】 万一、県内で新型コロナウイルスの感染者、患者が発生した場合ということでございますが、まずその患者様に対しては、至急、感染症の指定医療機関に入院をしていただく、その医療機関で適切な療養を受けていただくということになります。

一方で、その患者の方の行動歴等詳細な情報につきまして、管轄する保健所が実際ご本人、あるいは診療を行った医師の方等にヒアリングを行いまして、濃厚接触者と呼ばれる方の特定をしてまいります。

次に、その濃厚接触者の方の症状等をお伺いしまして、もし症状等があれば、まず帰国者・接触者外来、専門外来を設けております医療機関がございますので、そちらで診療していただいて、万一、疑わしいという場合には、PCR検査で陽性か陰性かということ判断していくことになります。

もし、検査の結果が陽性であれば、その濃厚接触者の方につきましても、先ほどの患者と同じく感染症指定医療機関に入院をしていただく、陰性という場合であっても、濃厚接触者の方につきましても、14日間は保健所がフォローアップをしていくと、症状がないかというのを順次確認していくということになります。

こういうことを各発生段階において保健所が適切に対応することで、感染拡大を防いでまいりたいと思っております。

【中田福祉保健部長】 具体的な手順は医療政策課長がお話ししたとおりで、この考え方につい

ては、政府のほうも今、北海道でかなり感染拡大が進んでいるということで、3月9日に専門家会議でもその見解が示されております。この中で大事なことは、クラスター、ある程度の小集団がどんどん、どんどん広がっていているという実態があるので、先ほど医療政策課長がお話ししたとおり、まずは早期に探知して、濃厚接触者の方をきちんと確定させると。本当に必要な場合には、きちんと健康観察をしていただいて、それ以上広げないというのが考え方として非常に大事な取組なのではないかというような政府の見解もありまして、そのために私どもは、保健所を中心として、濃厚接触した方とかの調査をまず、いち早くやらなければいけないと。私どもとしても、それに迅速性と、人手もたくさんかかりますので、今、県を挙げて、その体制についてももう既に準備をしておりますので、そういった体制をもってしっかりと、仮に起こった場合にも、拡大しないような取組を進めているところでございます。

【中村(和)委員】 事前協議は十分なされていると思うんですけども、ただ、今回このコロナというのが潜伏期間がはっきりしないということ、これが非常に怖い。だから、一番最初に病原体を長崎県に持ってきた人がどういう方なのか、年齢がどのくらいなのか、そしてどういう業種なのか、それによってかなり対策が違ってくると思うんです。できれば、今のところいいからいいけれども、もしこれがどういう年齢で、どういう業種の方がなった時に、先ほど医療政策課長が言われましたけれども、どういうふうな順をもってやっていくのかというのは、これは完全にいろんな業種に対してのマニュアル化をしておかなければいけないと思うんです。業種に対して、その辺についてはどうですか。

【伊藤医療政策課長】保健所が行います感染症発生時の疫学的調査という取組は、新型コロナウイルスが発生する前から、いろんな感染症が発生した場合に、既に対応しておりますので、各保健所長を中心に、各個別のケースごとに適切な判断をしていただけるものと思っております。

【中村(和)委員】 ということは、いろんな業種がありますけれども、いろんな業種の方がこの病原体を持ってきた時に、それを万全な体制で業種ごとに持っていくマニュアルはできているということですか。

【伊藤医療政策課長】業種ごとでありますとか、各保健所ごとのマニュアルでありますとか、基準というものはつくっておりません。各ケースごとに、各保健所長の判断のもとに対応するということになるかと思います。

【中村(和)委員】 ということは、今のところ、漠然とした状態での対応、対策だということで私は受け取ります。じゃなくて、私が言っているのは、業種によっては、先ほど福祉保健部長が言われたクラスター、これがどういうふうな展開を見せるかわからないじゃないですか。潜伏期間がわからないのだから、1週間たっても、2週間たっても発病しない方もいるかもしれない。そうした時には、どういうふうな状況でクラスターしてくるか見えないわけですよ。ということは、今のうちに業種、いろんな業種があるでしょう。今、全国的に、看護師さんとか、いろんな方たちが発病されているじゃないですか。そうした時には、業種別に、ある程度絞った業種で、これだったら、こういうふうな順序でもって拡散を防ぐということは、私はやっておったほうがいいと思うんです。さっきから言うように、幸いにして今、出ていないからいい

けれども、出てからでは遅いと思う。その間に拡散する可能性は十分あるから。これは突発的なものだから、途中でどういうふうな状況になるかわからないので、これをぜひ対策をやっていただきたいと思うんですけれども、どうですか。

【中田福祉保健部長】先ほど医療政策課長から、マニュアルという形では整理はできていないということでございました。ただ、私としても、その懸念は同じく感じているところでございまして、幸い、まだ長崎は発生していない状況でございしますから、他県で出ている集団感染しているような状況、例えば、高齢者の施設で感染しているような場合とか、医療機関の中で蔓延してしまった場合、またスポーツクラブとか、いろいろ個別具体例が既に発生している事例がございしますので、私のほうから、それぞれの起こった地域で、どういうふうに調査をかけて、どういうふうに拡散防止対策をしているのかと、そういう個別事例はもう調査をして、しっかり担当として把握するような体制にはなっております。それをもう少し精度を上げて、きちんとマニュアル化するかということまで持っていけるかということについては、いずれにしても、我々も他県の事例をしっかりと精査して、もし仮に県で起こった場合にも、それを教訓として、迅速に動けるような体制をしっかりとつくっていかなければいけないというのは私も同じ思いでございしますので、そういう思いで、しっかりと準備を進めてまいりたいと思っております。

【中村(和)委員】 例えば、長崎県は観光地ですから、よそから来た方が持ってくる可能性も非常に高い。ただしかし、逆に考えれば、長崎県というのはいろんな他県のところから企業が参

入していますよね。ということは、その企業の方たちは、本社があるところ、皆さんたちも東京に出張に行ったりとか、かなりされると思うんですよ。そういう時に持ってくる可能性もあるわけじゃないですか。だから、そういうことで、どこから発生するか、入ってくるかというのはわからない状況ですから、万全なる体制を今ないうちにとるべきだと思いますので、福祉保健部長、大変だと思いますけれども、私たちも協力はしますけれども、ぜひ全ての関係のある部署と協議をしながら、入り込まない体制、そしてまた持ち込まない体制というのを万全な体制をとって実施をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いしておきます。

【堀江委員】先ほど、外間委員とのやりとりの中で、消毒液とか不足した場合は、情報を把握して対応するというふうに言われました。介護施設の方から私のところに寄せられた情報の一つとして、消毒液がない、どうするかと。キッチンハイターを希釈して、職員はそれを使っていると。手洗いは1回で済みませんから、一日の流れの中で、消毒液がないので、職員の場合はキッチンハイターを希釈したものを使ってやっているということで、介護施設、デイサービスから居住施設までさまざまあるのですが、それぞれの所属団体があると思うんですが、この情報を把握するというこの中身なんですけれども、それぞれの施設の皆さんは、法人ですもちろん一括でということもあるのですが、そうした法人なりが、通常はいろんな構成団体のところで状況を把握するということがあるんでしょうけれども、こういう緊急事態のような現状の場合は、例えば、市町の窓口に集中するのか、例えば、県の長寿社会課とかなると、それは大変なので、もっと細かく、逆に、情報を言

うべきところ、現場からはどこに持っていったらいいのかというのが、もう少しわかりやすく情報を把握して対応するということの道筋をひとつ教えていただけませんか。

【峰松長寿社会課長】介護施設の施設側からの情報をどちらに提供するのかということのご質問なんですが、基本的には、施設の規模に応じまして、地域密着型の施設ですと、ご相談が市町のほうにまず一義的にあると思います。広域的な施設でございますと、県のほうにご相談があるというような状況でございまして、あと各施設には、例えば、老人福祉施設協議会とか、各協議会もございますので、協議会のほうでも情報を収集されているというような状況でございます。

【堀江委員】そうしますと、通常のそれぞれの協議会なり、もちろんかかわっているので、逆に、今の状況を小まめに報告し、あるいはその協議会等が逆に小まめに県なりに伝えるということができているという認識でいいのですか。要は、そこが情報を把握するというのは当然なんだけれども、自分たちが言っていることが伝わっているのかと。要するに、消毒液がないと言いながら、結局なくて、キッチンハイターまで使わなければいけないという状況で、対応がとれているということが現場のほうも目に見えてないんですよ。今回も、確かに補助をするとなるんだけれども、果たして、それが現場に来るのはいつなのか、そういう不安も一方であるんです。キッチンハイターが手に入らなくなったらどうするんだ、流水だけで20分やっているといたら仕事が回らないわけですよ。だから、確かにルート上はそうなるんだけれども、なかなかそれが現場では見えてこないものだから、そこら辺が大丈夫かなという不安の声もあ

るので、再度、答弁をお願いしていいですか。

【峰松長寿社会課長】施設の声ということなんですが、先ほど申しましたように、一義的には各指定をやっているところのほうに来るようになっていっているのですが、確かに委員ご指摘のとおり、小さいところ、もしくは協議会等に参加していない事業所等もありますので、そういった場合に、声が果たしてどこまで届くのかというところの問題はあると思います。そういった問題等も踏まえまして、先般、厚生労働省のほうからも、マスクの不足状況とか、アルコール消毒の不足状況について緊急的に調査をしてくれというところもございましたので、我々のほうとしまして、県内の事業所全部にそういった不足状況についてのアンケート等をとって、それをご回答のあった部分になるのですが、全体の不足状況については確認をさせていただいているというような状況でございます。

【赤木委員】 お疲れさまでございます。

いろいろ質問したいんですけれども、絞って行いたいと思います。まずは、現状について伺いしたいと思いますが、昨日夕方に、県議会議員各位に向けて、長崎の新型コロナウイルス感染症への対応状況につきましてというのは配られたんですけれども、本日朝のツイッターの投稿を見ますと、行政検査実施件数は141件で、それ以外の数字、例えば、帰国者・接触者相談センター相談件数等の変った数字等あれば、ご報告をお願いいたします。

【伊藤医療政策課長】行政検査の件数につきましては、昨日ご報告した数字、134件から、昨日の夜の段階で141件ということで、今朝、ツイッター、ホームページで情報を提供させていただいたところでございます。また、帰国者・接触者相談センターの相談件数につきましては、

保健所からの集計により数を把握しておりますので、現在の把握している最新の数値は、670件ということで変わっておりません。

【赤木委員】 わかりました。

ダイヤモンド・プリンセス号下船者のうち、当初は11名という把握だったのですが、昨日、初めて15名ということになりました。下船した時期が異なるのでというような新聞報道を目にしたんですけれども、こういった流れでこうなったのか、お知らせいただければと思います。

【伊藤医療政策課長】 横浜のダイヤモンド・プリンセス号からの下船の関係でございますが、下船時に検査を行いまして、陰性であった方につきましては、2月19日から21日にかけて下船をされております。各地に戻られまして、長崎県に戻られた方が11名いらっしゃるということで、それぞれ戻られた日から14日間、管轄の保健所で健康フォローアップをしていたということでございます。この方々につきましては、14日間の健康フォローアップを行いまして、特に症状はございませんでした。現在も、保健所のほうで、毎日確認ということではございませんが、引き続きフォローアップをしているところでございます。

そのほか、3月5日から8日にかけて、下船時に陽性であった方と一緒におられた方、いわゆる濃厚接触者の方につきましては、下船後14日間、横浜近辺でそれぞれ施設に入っていて、国のほうで健康フォローアップを行っておりました。また、PCR検査を行いまして、症状がないということで、今回長崎のほうに戻られてこられた方が4名いらっしゃるということでございます。この方々につきましても、県内に戻られてから14日間につきましては、管轄の保健所のほうで毎日症状等をご確認させてい

ただきまして、健康フォローアップをさせていただきたいと思っております。

【赤木委員】 流れがわかりました。

今、ダイヤモンド・プリンセス号の下船者については情報共有ができていているということはすごくわかったんですけれども、先ほど、濃厚接触者というお話もありました。国から、濃厚接触者の情報共有というものはできているのでしょうか。

【伊藤医療政策課長】 通常、患者が発生した場合の濃厚接触者につきましては、先ほどお話しさせていただきましたが、管轄の保健所で、どの方が濃厚接触者か把握をいたします。もし、これが管轄の自治体外ということになれば、各自治体間で情報共有を行って、その方の確認をしていくという形になります。

【赤木委員】 その把握をして、長崎県内にもそういった方がいらっしゃるって、その方のフォローアップもできているということでよろしいのでしょうか。

【伊藤医療政策課長】 今現在、県外で今回の新型コロナウイルスの患者の濃厚接触者ということで、県内に問い合わせがぁっている案件はございません。

【赤木委員】 ないということで理解をいたしました。

今度は帰国者・接触者相談センター相談件数670件について、伺いたいと思います。こちらについて、医療機関からの問い合わせも含まれている、あと個人からの問い合わせも含まれているとは思いますが、医療機関からこれだけあって、個人からこれだけあったというような内訳等は把握されているのでしょうか。

【伊藤医療政策課長】 帰国者・接触者相談センターへの相談でございますが、いろんな機会を

通じまして、県民の方々に、疑いがあれば、まずこちらのほうにご連絡をとということで情報発信しており、一般の方からのお電話が多いのですが、一般の医療機関を受診されて、その医療機関の医師が、新型コロナウイルスの疑いがあるのではないかとということで、医療機関のほうから、帰国者・接触者相談センターの方にご相談がある場合もございます。ただ、その件数の内訳につきましては、現在、整理をしておりません。

【赤木委員】 ということは、現時点では、医療機関からどれだけ問い合わせがぁったかはわからないということですね。

行政検査が今、141件を把握されているということで、これは今までの答弁ですと、医療機関からの要請によって検査を拒否したことはないという把握ではいるんですけれども、それで現時点で間違いないか、確認をさせていただきます。

【伊藤医療政策課長】 PCR検査につきましては、帰国者・接触者外来等から保健所のほうに検査の依頼がぁって、保健所と調整をした上で検査を行うということでございます。私どものほうでは、県立8保健所にそれぞれ確認をいたしまして、保健所のほうで検査を断ったという事例はないということで確認をしております。

【赤木委員】 県の把握については理解をいたしました。

では、その検査を実施された141件の内訳についてお尋ねいたしますけれども、帰国者・接触者外来、相談がぁって、指定の医療機関を受診して、検査に至るというケースが主だとは思いますが、25の医療機関がそれに当てはまる認識でいるんですけれども、25医療機関と、それ以外の場所での検体を採取した場所の把握というものは行っているのでしょうか。

【伊藤医療政策課長】検体の採取につきましては、基本、医療機関で採取をいたしますので、帰国者・接触者外来を設置している医療機関で採取するというのが原則でございますが、一部、実際に検体をとることができる医療機関はそれ以外にもございますので、そういう医療機関が検体をとって、保健所のほうにご相談があるという場合もございます。ただ、その件数の内訳につきましては整理しておりません。

【赤木委員】把握をしていない、わかりました。

医療従事者から要請があった場合は、全ての方々の検査を行っていただきたいと思ひますし、これからもそれはぜひ続けていただきたいと思ひます。

件数の推移というのを見てみますと、多い時は、20件まではいかないですけれども、10件を超えることもありますし、数件の時もござひます。私の把握ですと、長崎県では1日当たり80件の検査能力を有していると認識しておりますが、そこから考えると、1割から2割ぐらいの検査の稼働になっているのかなと思ひますが、もっと積極的な検査、例えば、ウイルス性肺炎の方は全部やるんだというような前のめりな意気込みといひますか、対策、対応を行うことはできないのでしょうか。

【伊藤医療政策課長】今現在、PCR検査につきましては、検体を採取できた時点で、検体の搬送は保健所が行って、検査機関、県の機関であれば、大村市にある環境保健研究センターに運んで検査をすることになります。環境保健研究センターでは、1日最大40件ということでござひますが、その40件というのは、検体を一度に検査できるのは20件でござひますので、20件そろった段階で検査を始めれば20件できます。さらにまた20件集まった段階で検査をすれば1

日40件できるのですが、そのタイミングというものがござひます。症状によっては、至急検査をしなければいけないという場合もござひますので、今、1～2割というお話もござひましたが、基本、今の段階では、できるだけ早く検査結果を出すというところでの運用をしているところでござひます。

【赤木委員】わかりました。

早急な検査が必要な場合は、その都度、早急にやっけていただいているということなんですけれども、であるならば、PCR検査の民間の活用というものは今、協議会を開いて検討されていると思うんですが、その状況と、また今後、民間にもできるようにした場合、どの機関でできるようになるのか、今の状況についてお尋ねいたします。

【伊藤医療政策課長】今後の感染拡大に向けて、検査をしたほうがいいと疑われる方も増えてこようかと思ひます。基本的には、医療機関の医師の判断によるところでござひますが、これも最大40件、長崎市の試験所を合わせて80件でござひますので、まずこれを最大限能力を活用するというこゝも一つ考えなければいけないかと思ひております。そのためには、各保健所が各医療機関を回って、各検査所に検体を搬送するという仕組みをきちんと、時間を区切って各医療機関を回って回収するでありますとか、そういう運用方法についても検討してまいりたいと思ひております。

もう一つは、この法的な検査所2カ所以外での検査体制につきましては、調査を進めているところでござひまして、これは試薬が必要でござひますので、今すぐできるということではござひませんが、県内2カ所の医療機関で検査ができるという情報もいただいておりますので、

今後の感染拡大に向けて、そういう医療機関の施設も活用する方法も入れた形で検査体制を検討してまいりたいと思っています。

【赤木委員】 検査体制の整備については、できるだけ早く整えていただくようお願いいたします。

ありがたいことに県内では感染者の報告は出ておりませんが、これからさらに検査が必要になった場合、今、県の中で把握している80件を最大活用する、さらにそれ以外の民間も活用しながらということでしたが、それでも事足りなくなった場合、検査の広域連携、例えば、長崎をまたいで他の自治体と協力し合いながら検査を融通し合うというようなこともやらなければいけないのかなと思うんですが、そちらの広域連携については検討されているのでしょうか。

【伊藤医療政策課長】 PCR検査の保険適用は3月6日から行うことができるようになりました。その検査機関をどこで行うかということにつきましては、検査できる機関は東京に多いということがございますので、全国的なところで調整をしていただいて、感染拡大した地域について、その地域での検査能力を上回る場合につきましては、国のほうと調整をして検査を行うという形になろうかと思えます。

【赤木委員】 わかりました。ぜひとも万全な体制を整えていただきたいと思います。

私のところにもさまざまな意見が寄せられていまして、現場の医師からもご意見をいただきました。もちろん、基幹病院、2次医療、3次医療はぜひとも死守しなければならないと思っております。そうした場合、1次医療ですが、地域のかかりつけ医が一番の窓口で、そこで歯止めをかけなければならないと思っております。そこで、1次医療で受け入れるに当たって、先

ほどもちょっとありましたけれども、アルコール消毒液であったり、感染防御ガウン、ゴーグル等も現在、入手困難となっております。それについては検討ということだったんですけれども、具体的に確保に動いている、県がしっかりと把握をして、それを医療機関、1次医療まで配るような体制まで考えられているということですのでよろしいのでしょうか。

【伊藤医療政策課長】 県内の医療機関のそういうニーズにつきましては、県の医師会等を通じまして情報をいただいているところでございます。確かに一般の診療所でも、そういうマスク、消毒液が足りないというお声がたくさんございます。どうしても優先順位というところがございます。まずは感染症指定医療機関等新型コロナウイルス感染症に対応していただいているところ、あるいは先ほどお話がありましたように、2次救急、3次救急、救命救急センターをお持ちのところ、そういうところがどうしても優先にはなりますけれども、今回、国から1,500万枚のうちの一部は本県にも多分近いうちに提供があると思いますので、その数と、今の医療機関の状況を見ながら、どこまで県のほうが各医療機関に提供できるのか、一部の医療機関だけではなくて、一般の診療所も含めて、どこまで提供できるのかというところを含めて検討してまいりたいと思っております。

【赤木委員】 その把握等はぜひとも、全部早急になってしまっても大変恐縮なんですけれども、現場のお医者さんが死守できないとなれば、それこそ本当にパニックになってしまいますので、そちらも目を向けているんでしょうけれども、しっかりと対応をお願いしたいと思います。

最後になりますが、情報発信について、お伺いいたします。以前にも、SNSを駆使して発

信していただきたいということで、今、対応していただいていることに心から感謝を申し上げますし、デマというものも本当に少なくなりました。

私は、いち早くツイッター、インスタグラム、フェイスブックなどで発信を行いまして、2月25日から数えてみますと、80万以上の方々に見ていただくようになりました。

危機管理の観点から、今回、長崎県健康危機管理担当課長会議など、いろいろ協議会なり、会議をされていると思うんですが、そこに情報発信、情報管理の専門家などは入っていらっしゃるのでしょうか。

【渡辺福祉保健課長】新型コロナウイルスの感染症対策につきましては、県民の皆様には正しい情報をいち早く提供するというようなところは、不安軽減という意味でも非常に大事な取組だと思っております。

情報発信につきましては、今お話がありました健康危機管理担当課長会議をいち早く1月28日に第1回目を開催させていただきまして、関係課を集めて、情報共有といった場を全て報道機関等にもオープンにしまして、情報発信につなげているというようなこともございます。

その中には、当然、広報課も入っていただいておりますし、ホームページも今、一元化して、情報がかなり多くなってまいりましたので、3月6日に一定見直しをかけて、少し見やすいような形で、それも広報課のアドバイスを受けながら対応しているところでございます。

2月29日に文教厚生委員会でもご指摘いただいたSNSの発信、取り急ぎ、ツイッターで毎日発信をするということも始めさせていただきました、フォロワー数も、当時160名程度だったのが、今3,000名を超えるというような形で

利用いただいているところでございます。

今後も、できるだけそういった情報発信のほうは取り組んでまいりたいと思います。

【赤木委員】ありがとうございます。情報発信に努めていただきたいのですが、私は、既にフェーズが変わったと思っております。それは現状については定期的に報告していただきたいのですが、やはり県民の皆様は安心していただく情報というものも、ホームページのリンクを張りつけるだけではなくて行っていかなければならないと考えております。例えば、コロナウイルスと県内のこれまでのインフルエンザの状況と比較して、正しく恐れていただくことが私は必要だと思っているんです。なので、そういった今までの県民の皆さんが理解できる状況と、今がどういう状況なのかというのをしっかり目で見てわかるような情報というものもぜひ発信していただきたいです。

3月6日に、改革21で要望を出させていただいたのですが、例えば、ダイヤモンド・プリンセス号に乗船されて、下船した11名は、既にフォローアップを終えられているということなんですけれども、県民のSNSや県民の生の声を伺っていますと、この下船者のフォローアップを終わるに当たっては、検査をして陰性というものをしっかり把握したその根拠というものが必要だったと私は感じております。

今後、改革21の要望にありました、希望者については再度検査できるような体制というものはとられているのでしょうか。

【伊藤医療政策課長】PCR検査の可否については、医師の判断というところが必須ではないかと考えております。健康フォローアップの対象の方で症状があれば、当然検査をすることになるのですが、毎日フォローアップさせていた

だいて、最終日まで何ら症状がないということでございますので、医師に相談するような状況ではないということです。今回、検査は行っていないということでございます。今後も、その取扱いについては、同じような形でいくことで考えております。

【赤木委員】医師の判断というのは、もちろん理解をいたしますし、症状がないのにというのは、もちろん理解をするんですけれども、その部分と、県民の不安というものをしっかり把握して対応していただきたかったなと私は思います。

先ほども申し上げたんですけれども、この検査や情報発信については、ぜひとも前のめりで行っていただきたいということを強く要望しますし、私も、県民の皆様が不安にならないように引き続き情報発信に努めてまいりますので、一丸となってこちらに対応していきたいと思っております。

【松本委員】今回、学校が休業になったことで、保育園、学童が受け入れをすることで、負担も増加しております。政府より休業補償などの対応はありますが、しかしながら、保育園、学童の職員の方は今、休めないという状況、使命感でコロナの危険と隣り合わせで子どもたちのために働いていただいているわけでございます。

実際保育士が感染したケースが、もう既に京都市、太田市、神戸市で発生をしております。特に、太田市では、休校していなかったということもあって、保育士が発症してから、濃厚接触者が延べ152人、そしてその保育士の関係で、保育所も行けなくなるというような状況が起きております。

こういった状況を踏まえて、もちろん先ほどありました医療も大事でございますが、学校は

休校しているけれども、保育園と学童には子どもたちが集まっているわけでございまして、保育所や学童のマスクや消毒液などの不足状況の調査と、そして今後、国も追加支援が出ております。保育所や介護施設における感染拡大防止策107億円となっていますが、取りまとめて、どのように国に申請をするのか、その辺についてお尋ねをいたします。

【濱野こども未来課長】先ほど、福祉保健部長のお話もありましたけれども、国のほうの対策本部が出しました第2弾を受けまして、一昨日、関係する文部科学省、厚生労働省等から、今おっしゃったマスクとか、消毒等の対応のための財政支援措置についての通知がっております。それを受けまして、昨日からずっと各市町、あるいは直接幼稚園のほうに照会をかけて、状況の把握をしているところでございます。

【松本委員】その状況把握をして、そして今後どのようにつなげるのか、まだ数はわかっていないのか、もうちょっと詳細についてお尋ねいたします。

【濱野こども未来課長】この調査の前にも、一定不足しているという状況はつかんでおりましたけれども、具体的な数字について、今、把握をしているのですが、マスクあるいは消毒液等について、県や市町のほうで購入をして、それぞれ配するという場合と、市町を經由してそれぞれの施設のほうに、それに要する費用を配分して購入していただくというような2種類のやり方があるのですが、実際のところ、マスクあるいは消毒薬の入手が今、なかなか困難な状況です。まず数字を確認した上で、国のほうにも報告をして、財政措置を受けるような準備をしながら、入手については、先ほど来、話が出ておりますけれども、関係部署とも調整をしな

がら、効果的な入手の方法等について検討していきたいと考えております。

【松本委員】保育園で働いている方も不安でありますし、預けている親もやっぱり不安、もしくは10日後にマスクや消毒液がなくなるとかいう状態になったら、どう預けていいんだろうかというところになります。ですから、国からきちんと補正が出ているわけですから、いつまでに、どのように取りまとめて、いつ国に上げて、そしてそれがいつ保育所に届くのかというところも、今日の今日ですから、しっかり詰めて、そして学童のほうもそうですけれども、県の保育協会にもしっかり連絡をして、いつには届きますから、もう少し我慢して待っていてくださいと、それまで自分たちで集めてくださいとか、そういったところの対応をお願いしたいと思います。

2つ目に、子どもの貧困対策も県は取り組んでおりますけれども、市民の方から相談があったのは、学校が休校になって給食がない状況の中で、要支援家庭、総体的に貧困家庭などの給食が頼りの家庭の支援というものに対して、非常に困っているところが何件か出ているということでございますが、こういった貧困家庭に対して、1カ月間給食はないということですが、どういうふうな対応をとっているのか、お尋ねいたします。

【今富こども家庭課長】子どもへの食事の提供につきましては、基本的には保護者が行うものと考えております。それは夏休みなど、長期的な休業期間においても、同じような考えだと考えております。

その上で、食事を与えられていないということであれば、それはネグレクトとして児童虐待に当たる可能性があり、早期に発見し、早期に

支援していく必要があると考えております。

県といたしましては、3月4日付けの国からの通知に基づきまして、児童相談所や市町の要対協で対応しております要支援家庭のうち、学校の臨時休校による影響を受ける就学児につきましては、再度、主たる見守り者を確認し、家庭訪問等を行うことを依頼しているところでございます。

また、学校の取組としまして、児童生徒の状況を電話や家庭訪問等で確認されているとのことでありまして、必要に応じて、市町や児童相談所へ連絡することによりまして、要支援家庭以外の子どもたちにつきましても、早期発見、早期支援につなげていけるものと考えております。

【松本委員】子どもが家に1人残されて、親が構えなくて食事がとれないというようなことがあってはいけないし、声を上げられない子どももいるかもしれません。そういう時に、要対協であったり、学校であったり、もちろん親の責任ではありますけれども、万が一、ネグレクトのようなことがあって、食事がずっととれないというようなことがないように、驚いたのは、民間企業の方が今、弁当の配付を100円であったり、大村市では無料で子ども食堂の方々が配付しているというニュースを昨日見させていただきました。そういった民間の取組ももちろんありがたいんですけれども、基本的には、その状況を察知することが一番大事でありまして、そこはしっかりとしたネットワークがありますので、そういった子どもが出ないように取り組んでいただきたいと思います。

最後に、新型コロナウイルス専門会議によると、これまで感染が確認された場所に共通している3つの条件の重なりがあるという報道を見

ました。1つが、密閉空間で換気が悪い、2つ目に、近距離での会話がある、3つ目に、手の届く距離に多くの人がいるということで、ここも似たような状況にあるので、もちろん換気は時々していращゃると思うんですけども、この3つの条件が重なった場合には、国のほうから、換気をしてくださいという通達が来ております。

1つ気になったのが、この3つの条件が重なって、換気ができない状況の施設があります。それがパチンコ店やカラオケでございます。カラオケもそうですけれども、パチンコ店というのは音が大きいので、しょっちゅう換気をするというのが難しい、しかも密閉の中ですることでもありますし、かといって商業活動でございすから、それを規制することはできませんが、こういったところに対して、密閉空間への協力要請というのは、どのようにされているのでしょうか。

【渡辺福祉保健課長】 先日の専門家会議で、委員ご指摘のとおり、その3つの条件、そういったところは非常に感染率が高まるというようなお話がございました。これまでも、先ほど申し上げた県の健康危機管理担当課長会議には、県警本部あるいは生活衛生課といった関係部署も参加をいただきまして、取組内容は確認をしているところでございます。

お話がございましたパチンコ店につきましては、全国的な組織としては全日本遊技事業協同組合連合会というのがございまして、こちらは警察庁が所管しております。県警のほうにも、例えば、マスクの着用、手洗いの励行、職員は体調がよくなければ出社させないとか、そういった感染対策について通知がなされているということを確認しております。改めて、こちらの

ほうからもまた県警本部にはお願いをしてみたいと思います。

あとカラオケボックスにつきましては、日本カラオケボックス協会連合会というのがございまして、そちらのほうでカラオケボックスの感染症対策などは加盟店には周知をされています。マイクの除菌、それから客室内の清掃、消毒、そういったところが要請をされているということは確認しておりますので、こちらも長崎県にも支部がございすので、改めてそちらの取扱いも確認してみたいと考えております。

【松本委員】 長崎県でまだ感染者が出ていないというのは、本当に関係部局や、またいろんな方々の取組のおかげだと思っておりますが、しかし、終息するまでは気を緩めることなく、クラスターができそうなところに対しての換気、そしてうがい、手洗いというものが全ての県民まで周知していただけるように、発信をしっかり続けていただくことを要望して、質問を終わります。

【下条委員】 お疲れさまでございます。

今までに感染症対策として、ご経験されたことないような事態になっていると思っております。本当に大変ですけれども、ともに頑張っていきたいというふうに思います。

まず、外間委員からも最初にご質問がありました、今回、長崎県のマスクの配付の状況ですけれども、これは多分まだ連絡は来ていないと思いますが、確認ですが、枚数は、介護施設2,000万枚、医療機関で1,500万枚というふうにありましたが、配付の時期についてもまだ同じ状況ですか。把握されていないですか。

【伊藤医療政策課長】 医療機関向けの1,500万枚につきましては、来週以降順次ということでお聞きをしています。

【峰松長寿社会課長】 介護施設の2,000万枚につきましても同様に、3月の3週目、4週目以降とお伺いしております。

【下条委員】 ありがとうございます。

こちらは報道を見られたようで、すぐ私のほうにも連絡がありまして、枚数や具体的な時期について、どうでしょうかというお問い合わせがありましたので、また随時お知らせいただきたいと思います。

少し関連しますが、2月29日に、赤木委員とともに、SNSの配信についてお尋ねをしました。すぐ、恐らく、翌日だったんじゃないかと思いますが、医療政策課のほうでツイッターを活用して情報配信をしていただけると。本当に迅速な対応に感謝をいたします。

これが今、フォロワーが160名から3,000名とお聞きしておりますし、私も、デマ等が進まないように、できる限りこういった情報をしっかり把握してくれと、関係部局に今、勧めている状況でございます。

先ほど、赤木委員からもありましたが、SNSですので、そこに対する情報については、やはり慎重にしなければいけないというのはあるんですけども、現在は、ほぼ毎日、検査の件数であったり、その他の情報というのはありますが、もう少し入れられる情報というものがあるのかなと思うんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

【伊藤医療政策課長】 今、毎朝9時前後にツイッターを発信させていただいておりまして、必ず入れる情報ということで、感染者の発生状況と、検査の件数を情報発信しておりますが、緊急に発信しなければいけない情報、あるいはその時期に発信したほうが効果が高いような情報につきましては、順次、ツイッターも利用して

情報を発信してまいりたいと思います。

【下条委員】 ありがとうございます。

これも29日にお話をしましたが、ホームページ等でかなり詳しく載っておりますが、なかなか情報を収集する能力、またなれていない方は、なかなか情報にたどり着けないと。ツイッターは、特にポイントで文言で、ぱっと重要なものが把握をできます。SNSですので、登録している方は通知も来ます。こういう状況で非常に有効な手段ですから、例えば、今日やりとりさせてもらった全国のマスクの配付の状況であったり、今お聞きしました長崎県の配付の時期、また具体的な数値、こういったものをぜひともSNSを活用して効果的に配付をしていただきたいと思います。

続きましては、さきに中村(和)委員からも質問がありましたので、少し包括的なお尋ねになります。私は2点ポイントがあると思っておりまして、まずは状況の変化です。これは例えば、感染症の発生が確認された場合において、大きく事態が変わると思います。そのほか、さまざまな状況の変化、他国の関連もあります。こういったものに対して、いかに迅速に対応ができるかということが1点です。

それと、もう一つは、この事態の長期化でございます。先ほど松本委員も、貧困層による給食が頼りの方たちがおられる、この支援はどうかといったこともあります。仮の話をしてなんなんですけども、こういったものも長期化することによって、大きく様相が変わってくると思います。その時に、そういったものを見越して、ぜひとも皆さんで事前の段階で準備をしていただきたいと思います。少し包括的な質問になりますけれども、このあたりの体制、考え方はいかがでしょうか。

【中田福祉保健部長】 まず、今後の発生する場合等のフェーズの考え方なんです、今日お示ししている資料にもありますとおり、新たな法整備ということで、国のほうで、新型コロナウイルスの感染症に対応するために、新型インフルエンザ等対策特別措置法が今、改正が審議されておりまして、報道等によりますと、今週の金曜日には成立するだろうというようなことで承知しております。仮に、これが国で成立しましたら、県としても、きちんと本部体制を講じるということで、組織としてしっかりした体制をとるというふうになると考えております。そのようなことで、発生した場合についても、福祉保健部だけではなく、今でも準備は当然進めておりますが、県全体として取り組む体制となるものと理解しております。

また、今後の長期的な対応、例えば、どんどん、どんどんこれが長引いていくと、医療だけではなくて、生活面とか、いろいろ商業に対するような対応とか、さまざまな影響が当然あると思います。そういったものも県全体として対応していくべく、関係部長が連携してしっかり取り組んでいく体制になっていくというふうなことで理解しておりまして、私どもとしても、しっかりとその点についてもあわせて検討していきたいと考えております。

【下条委員】 ありがとうございます。ぜひとも、今、福祉保健部長のご答弁にありましたような形で、あらゆるケースに対応できるような事前の準備をとっていただきたいと思います。

最後になりますけれども、これも松本委員からご報告がありましたが、保育士の感染が確認されるという事例がありました。現場の方は、いろんな思い、また使命感によってこの態勢に対応されていると思います。当然、ご家族の皆

様、児童の皆様も本当に努力をされて協力していると思いますが、これも仮の話で本当に申しわけないんですけれども、仮に、福祉、介護、医療の現場で感染発症が確認された場合に、当然それは先ほどもお話がずっとされていましたが、さまざまな検査であったり、現状の確認等、学術的なアプローチ、検査というものが進んでまいります。その時に考えられるのが、どここの施設でどうだったという情報が出まして、そこから、その方がいわゆる犯人扱いになるような状況があるんじゃないかと思っております。当然、これはお答えが非常に厳しい質問だということは重々わかっておりますが、そういった最初の発症、また最初じゃなくても、いろんなそこで頑張っておられるところの現場でそういったものが発症された場合の情報の扱いについて、県はどのようにお考えでしょうか。

【伊藤医療政策課長】 患者が発生した場合等の公表につきましては、感染症法の趣旨に基づきまして、当然、個人情報の保護には十分配慮をすることとしております。また、先ほどお話がありましたように、施設で発生したというような場合につきましては、その施設に対する不当な差別、偏見等が生じないような形で配慮をすることが必要かと思っております。一方、新型コロナウイルス感染症に限らず、県では、感染症患者が発生した場合には公表しております。ただ、その公表しております目的というのは、感染症の蔓延防止と県民の不安を解消すると、この2つの目的のために公表しているということでございます。今般の新型コロナウイルスの感染症につきましては、社会的な関心も非常に高いということでございますので、感染経路の特定が感染の封じ込めの重要な要素になるかと思っておりますので、一定の情報を公表する必要が出

てくる場合があるかと思いますが、その公表する範囲につきましては、個人情報の保護などとの兼ね合い等も十分考慮して、個別に判断をしてまいりたいと思っております。

【下条委員】ありがとうございます。本当にご答弁のとおりだと私も思います。難しい側面があるけれども、やはりさまざまな、感染拡大を防ぐという観点、また情報公開ということがありますので、ぜひともそのように取り組んでいただきたいと思います。私が最後にご提案といたしますか、私からご要望があります。今回の新型コロナウイルスは、いわゆる目に見えたり、においがあったり、人間の五感で感知ができないということにおいては、感染については不可抗力の側面が強いんじゃないかと思っております。また、これは特定の誰かが感染しやすいとかというものではなくて、全員が感染する可能性があるということでもあります。こういった中で、たればの話になりますので余り具体的に話をしませんが、例えば、情報公開をしたことによって風評被害等、いわゆる2次災害と言っているのでしょうか、そういった被害が起きる可能性もありますので、ここはいたし方ない面はあるんですけれども、最大限県として、できる限り抑える努力をお願いしたいと思いますので、例えば、今日もテレビの方や新聞記者、メディアの方がおられます。そういった発表をする場合に、オフレコで結構ですから、こういった扱いというものを県としてのお考えといたしますか、人権についての何らかのメッセージ、不可抗力ですよ、こういったものですよということを少しご配慮いただくようなことを言っていてから発表に入る等の何かご努力をしていただきたいと思います。要望とさせていただきます。

これからもまだ大変な時期ですけれども、ともに頑張ってもらいたいと思います。よろしくお願いいたします。

【深堀委員長】ほかに質問はありませんか。

【中山委員】コロナウイルス感染については、県民も非常に心配しているし、これを安心をどうしてやるかということになると、先ほど、赤木委員が非常に詳しく質問しましたので、ある程度、理解したところでありますけれども、やはり受けた人が受けられるという体制ができれば一番いいと思いますけれども、そこまではいっていないようであります。

それで、1つだけ確認したいと思いますが、PCR検査に保険適用がされたということになっていますよね。これは自己負担ということだから、別に適用しなくてもいいような感じもするわけでありまして、なぜ保険適用をするに至ったのか、そして、これが県民に対して、どのような影響を与えようとしているのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

【伊藤医療政策課長】新型コロナウイルスの核酸検出、PCR検査については、本県では今のところ、公的検査所で十分検査ができている状況でございますが、全国的に見ると、感染拡大がかなり進んでいる地域については、既にその地域で検査ができないという状況もございます。検査体制そのものを拡充していかなければいけないということで、公的機関だけではなくて、民間あるいは医療機関の検査施設等も活用するために、今回、PCR検査が保険適用になったと考えております。基本的に検査体制の拡充のためというところが一番の目的ではないかと思っております。

この保険適用に伴って、県内での影響、県民への影響ということでございますが、保険適用

になりますが、あくまでもPCR検査というのは、治療のための検査という目的だけではなくて、感染症蔓延防止のための目的、この2つの目的がそろった行政検査という位置づけでの検査になります。実際にどの医療機関でも検査ができるということではございませんで、この保険適用による検査を行う場合も、帰国者・接触者相談センターにご連絡をいただいて、医療機関で検体をとって、その検査機関は民間という場合に、まだ県内ではそういう体制はとれておりませんが、とったといたしましても、県民の方が実際動いていただく流れとしましては、帰国者・接触者相談センターにご相談いただく、受診していただくのは、帰国者・接触者外来に設置している医療機関を受診していただくということになりますので、当面の間、保険適用による県内での取扱いの変更というものはないかと思っております。

【中山委員】今の説明でよくわかりましたけれども、一部、県民の中には、これで検査が受けやすくなったんじゃないかというような話も聞くので、その辺については、きちんと今のような説明をもう少し明確にやっておく必要があると思うので、指摘しておきたいと思います。

それと、もう一つ、想定外の時にどうするかということで、先ほど、下条委員からも、長期的な問題とか、風評被害とかいろいろありましたけれども、これは全国の事例もあるので、それを受けて対応していくという形になっていくし、これも新法をつくってやっていくということだから、ほぼそれでやれるとは思いますが。ただ、皆さん方の中には、行政というのは想定外については想定するというのは非常に苦手なんですよね。やはり万が一のこともあるし、福祉保健部長、福祉保健部長が中心になって考え

ていくべきものかどうかわかりませんが、ぜひ想定外の想定外、今までの流れ以外の想定外を0.1%でも考えておく必要があると思うので、その辺を考えるとした時に、今、県庁の部署の中では、どこがやれる可能性がありますか。

【中田福祉保健部長】先ほどお話しさせていただきました新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正されますと、県としても、それに基づいた本部になりまして、そのトップは知事という形になります。私としても、福祉は担当しておりますが、そこだけに限らず、関係部課連携して問題に対処していくということになるかと思います。今ご指摘のように、想定外の事態にもしっかりと対応できるように、できるだけの準備をしつつ、福祉保健部だけでおさまらない事態については、それぞれの関係部局にも協力いただいて、しっかりと対応できる体制をつくってまいりたいと考えております。

【中山委員】最後にしますけれども、今、福祉保健部長の答弁を了としますけれども、福祉保健部長が一番詳しいのだから、中心になって、想定外についての各部署から意見聴取するなり、そういう作業というのは内部で私は進めておくべきだと思うんです。それが使えなかったらいわけですからね。しかしながら、手順は手順としてやるかもしれないけれども、それは前提としながらも、その辺を含めて、一つ一つ情報を収集して、万が一の時でも十分対応できるという、そのぐらいの準備をぜひしていただくことを要望しておきたいと思います。

【石本副委員長】多分、今までにも皆さんからご意見が出ていることかと思いますが、また既に対応されていることかもわかりませんが、2点ほどお願いをしたいと思います。

まず、1点は、子どもさんが見ても、誰が見

でもわかりやすい、いわゆる感染防止対策、ネットで見ると、簡単に絵のようなもので出ていますけれども、情報提供の中の一つとして、こういった子どもたちが見ても、すぐわかるような感染防止の環境を高めるようなものを出していただきたい。

それと、もう一つは、自分が感染しているかなという疑いを持った場合に、どういうふうな手順で、どこに連絡すればいいのか、これも出ていますけれども、これもわかりやすく、簡単な図示したようなものをあわせてつくっていただきたい、それをまた情報発信していただきたい。ちょっと熱があるなとかした時に、例えば、最寄りの病院にかかる場合の対応、まず保健所に連絡してくださいとか、いろんな情報がありますけれども、そういったところを、誰でも、自分がおかしいなと思った時に、どういうふうな対応をしたらいいのかというのを簡単に、わかりやすいものを出していただきたいというのと、それからもう一点は、第一番目にかかった病院で、熱が37度ぐらい、まだまだ微熱だということで、それを見落として、2週間後、陽性が発覚したと。その間に感染も広がっているというような報道もあっていましたけれども、最初にかかった病院、医院、保健所、そこら辺の判断を統一して、こういう場合には必ず連絡を入れるというようなことを第1次の医療機関というんですか、最初にかかったところで、その対応をしっかりとっておかないと、あやふやで、それは風邪ぐらいの程度で見過ごされたというようなことも起こってくる可能性もありますので、そこら辺は会議でも徹底してあると思いますが、再度、第一回目のいわゆる可能性がある方が病院にかかったといった場合の対応についても徹底をしていただきたいと思います。

【伊藤医療政策課長】 まず、1点目の子どもでもわかるような、わかりやすい形での情報発信につきましては、確かに今、ホームページにはいろんな情報を載せておりますので、工夫できるところがあるかと思います。ホームページだけではなくて、いろんな媒体の活用も含めて検討してまいりたいと思います。

もう一点の実際に今、帰国者・接触者相談センターにご相談いただく場合は、発熱が4日間続くとか、そういう一つの目安を示しておりますが、そこまで待つことなく、当然、具合が悪い時には医療機関にかかられる場合もあらうかと思います。その際に、医療機関のほうで、これはちょっと疑わしいという場合に、どう取り扱ったらいいかということにつきましては、県内の全医療機関に周知をしておりますが、改めて周知の徹底を行ってまいりたいと思います。

【深堀委員長】 ほかに質疑はありませんか。

委員長を交代します。

【石本副委員長】 深堀委員長、発言をどうぞ。

【深堀委員長】 私からも最後に1つだけ、これまで福祉保健部そしてこども政策局の皆さんにおかれては、コロナ感染症の感染防止に向けた取組に日夜頑張られていることに対して、改めて感謝を申し上げたいと思います。引き続き、終息するまでぜひ頑張っていただきたいと考えております。

これまでも質疑がありましたが、もし仮にの話ですけれども、発生した場合、想定外の話というのも少し触れられておりますけれども、発生しないことにこしたことはないんですけれども、万が一に発生した時のことも想定しながら、準備を怠ってはならないと思っています。

その中で、総括的にですけれども、例えば、離島地区でもし重篤な感染者が発生した時、そ

の方を本土地区にどうやって搬送するのかといった対策であったり、実際に感染者が発生した時に、どのくらいの数になるかというのは想定できませんけれども、もし仮に発生した時には、当然、感染症指定医療機関での治療になるわけですが、前回伺った時には、その施設が県内では10カ所で、病床数は38床しかない。それを超えるような感染者が発生した時どうするのか、それに向けて準備をしておかなくていいのか、そういったところも今想定される拡大が広がった時の懸念について、しっかり準備をしておくべきだと私は思っていますので、明確な答弁は求めませんが、そういった想定される万が一の状況に対して、ぜひ万全の体制を講じていただきたいということを申し上げておきたいと思います。総括的な答弁で構いませんので、お願いいたします。

【中田福祉保健部長】 今後のもし仮に発生した場合、また今後、どんどん感染が拡大して蔓延した場合の対策についてでございますが、私どもとしても、今の体制で十分だというふうには思っておりません。関係医療機関と協議させていただきまして、もし入院患者が増えてきた場合に、その病床を増やしていくということは、もう既に調整も着手しておりますし、必要な設備についてもしっかりと整備していくという前提で対策を進めているところでございます。

そういったことで、医療に関して、またそれ以外にも、それぞれの福祉施設、またその他の施設でも、同じような想定外、今後拡大してきた時の対応は求められると思いますので、そこはしっかりと私のほうでも対応を強化して対策をしていきたいと考えております。

【石本副委員長】 委員長を交代します。

【深堀委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 ほかに質問がないようですので、次に、その他の議案外所管事項に対する質問を行うことといたします。

どなたか質問はありませんか。

【松本委員】 新規就業看護師の県内就職について、お尋ねをいたします。「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の数値目標のところに記載をされております。県内には、2018年に2万5,854人の看護師がいらっしゃるということですが、2025年には700人不足をするということで、この数値でいくと、毎年100名増やしていかなければいけないという状況でございます。

まず、県内の養成施設を卒業した新規看護師の県内就職はどういう状況になっているのか、お尋ねいたします。

【石田医療人材対策室長】 看護学校養成所の県内就業率のお尋ねでございます。まず、卒業生のうち、看護職として就職した人の割合は61.1%、これは昨年度の実績でございます。進学を除いて、看護職として就職した人の県外、県内比でいきますと72.9%ということでございます。

【松本委員】 お医者さんも足りないですが、看護師におかれましては、医療機関だけではなくて福祉施設や保育園も必要となってきますが、県内就業のインセンティブはあるのか、具体的な対策についてお尋ねいたします。

【石田医療人材対策室長】 インセンティブのお尋ねでございますが、まず看護学生のインセンティブでいきますと、ベーシックな取組といたしましては、看護職員の修学資金の貸与制度がございます。看護師の場合には、毎月3万2,000円お貸しして、貸与した年数に、病床に応じま

して1年あるいは3年プラスして県内の施設に継続勤務いただくと返還はなくなるという制度がございます。

それから、看護師については、いろいろライフステージに応じて取組をやっているわけですが、本県独自のインセンティブといたしましては、全国でも唯一でございますけれども、看護職員の研修機関を公的機関として県で設置していきまして、看護キャリア支援センターということで、新人職員それから指導者への研修、それから交流会等を開催しているところでございます。これによりまして、本県の1年未満の新人看護師でいいますと、全国よりも離職率が低いというような状況になっているところでございます。

【松本委員】看護職員修学資金制度というのは、月額、看護師で3万2,000円、准看護師で2万1,000円で、県内の医療施設に就職すれば返還が免除されるという大変いい制度でございますが、この条件が一定期間勤務ということになっています。医療関係者の方に、看護師さん、足りていますかと聞いた時に言われたのが、一定期間、ここですと、例えば3年勤めたら、すぐやめて県外に行ってしまったと。確かに制度は制度なので、いたし方ないことはそうなんですけれども、やはりすごく残念だということ、覚えたぐらいでやめてしまうということで、県外のほうが確かに条件がいいのかもしれないし、さまざまながあります。これを活用して県内に就職していただくきっかけをつくったことにはなりますが、やはりもう一歩踏み込んだ、先ほど答弁にありましたキャリアアップ支援の中で、県内に就職していただくための取組というのを強めていかないと、毎年100名足りないということでございます。少子化になって、子ど

もの人口は減っていきますから、そういった中で、このままほうっておくと足りなくなるのではないかなという不安がありますので、ぜひ今後とも、定着のための支援制度等を看護協会等医療関係者と話をしながら進めていただくことを要望いたします。

2つ目に、少子化対策のところで、出産育児一時金というものがございます。出産をする時に、出産一時金という補助制度があります。これが長崎県は1人42万円ということでございますが、この金額が、実は、全国でもかなり低い金額になっております。高いところは、東京が61万円、神奈川55万円、栃木53万円ということで、一番高いところと20万円の開きがあるんです。なぜこれを言うかということ、民間アンケートの既婚者の調査によりますと、76.7%の方が子ども2人以上が理想だというアンケート結果が出ております。2人目の壁を感じる理由は何ですかということ、一番多いのが、88.5%が経済的な理由ということでございます。つまり、2人目、3人目というふうに出産をしたいけれども、経済的な理由、特に、出産費用のところが壁になって諦めてしまうという状況が実際にあるということでございます。私の母方の実家が産婦人科をやっておりまして、具体的に諦めた方の話を何人も聞いたと。やっぱり切れ目のない支援というふうに言っているけれども、出だしの出産のところでつまづいてしまったら、どうしたら切れ目のない支援ができるのか。少子化対策と言っているけれども、そちらに対して具体的な支援、これは各市町では、出産祝い金というものを設けて、川棚、波佐見、佐々、壱岐、東彼杵、小値賀、上五島等やっていらっしゃると思いますが、県としての出産に対しての補助、支援の考え方というのをお尋ねいたします。

【今富こども家庭課長】 出産費用につきましては、健康保険等に基づきます保険給付としまして、全国共通の制度としまして、現行で42万円が支給されております。本県における産科の状況としましては、この金額で一定出産費用は賄えているものと認識しております。ただ、東京等の一部の地域におきましては、施設の充実等もありまして出産にかかる経費が高額であり、出産費用が出産育児一時金を大きく上回っているとお聞きしております。

なお、経済的理由により病院での出産費用を負担できない方に対しましては、助産施設において出産にかかる費用を公費で負担するという制度もございます。

出産についての考え方は以上でございます。

【松本委員】 本県の出生率は1.68ということで、全国では比較的高い数字でございます。ただ、希望出生率は2.08ということで、ここに開きがあると。これは総合計画でも数値目標を出しているところでございます。こうやって諦める方々が、先ほど答弁にありました助産施設での支援というものを本当に知っていたかどうか、周知ができていたかということがやはりまだ足りていないところもありますし、またその部分で、円ブリオ基金センターというNPO団体がございます。こちらは民間のNPOで、一口1円で小さな命を救おうということで、大村でも、いろんなところに貯金箱を置いて寄附をいただいて、民間の方々がお金を出し合って出産を諦める方の支援をするという活動を伺いました。本当は国としても産んでくださいと言っているながらも、なかなか出産にお金がかかる中で、NPO団体の活動は大変評価するところでございますが、行政としても、やはり県としても、出産を支援するのであれば、そういった出産に

対しての支援等も今後検討していただくことを要望して、質問を終わります。

【深堀委員長】 ほかに、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 ほかに質問がないようですので、福祉保健部、こども政策局関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時35分 休憩 —

— 午前11時35分 再開 —

【深堀委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を終了いたします。

この後、分科会長報告及び委員長報告の取りまとめなどの委員間討議を行います。

理事者退室のため、しばらく休憩いたします。

— 午前11時36分 休憩 —

— 午前11時37分 再開 —

【深堀委員長】 委員会を再開いたします。

今定例会で審査いたしました内容について、3月17日（火曜日）の予算決算委員会における文教厚生分科会長報告、3月19日（木曜日）の本会議における文教厚生委員長報告の内容について協議を行います。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。

協議につきましては、本委員会を協議会に切り替えて行うことといたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 ご異議がないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切

り替えます。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時38分 休憩 —

— 午前11時43分 再開 —

【深堀委員長】 委員会を再開いたします。

文教厚生分科会長報告及び文教厚生委員長報告については、協議会における委員の皆様の意見を踏まえ、報告させていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

— 午前11時44分 休憩 —

— 午前11時48分 再開 —

【深堀委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

これをもちまして文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

— 午前11時49分 閉会 —

配 付 資 料

令和 2 年 2 月定例県議会

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料

【令和元年度 2 月補正予算（第 7 号）】

教 育 委 員 会

(体育施設管理運営費について)

県放虎原ラグビー場人工芝張替改修に要する経費を計上しております。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

今回補正予算に計上しております国の補正予算に対処するための事業については、年度内に適正な工期が確保できないことから、

・すいすいスクールネットワーク整備事業費	8億 6, 521万 2千円
・特別支援学校施設整備費	2億 7, 621万 4千円
・体育施設管理運営費	2億 6, 618万 円

について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

以上で教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和 2 年 2 月 定例 県議会

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料 【令和元年度 2 月補正予算（第 7 号）】

福 祉 保 健 部

福祉保健部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第91号議案 令和元年度長崎県一般会計補正予算（第7号）のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」に沿って、1月30日に成立した国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は、

国庫支出金	1億 5,152万 2千円の増
合 計	1億 5,152万 2千円の増

歳出予算は、

社会福祉費	6,000万 円の増
老人福祉費	245万 円の増
障害福祉費	1億 3,007万 2千円の増
合 計	1億 9,252万 2千円の増

となっております。

この結果、令和元年度の福祉保健部所管の歳出予算は、

1,022億 5,085万 5千円

となります。

次に、補正予算の内容についてご説明いたします。

（介護福祉士修学資金等貸付事業費について）

介護福祉士を目指す学生の介護現場への就労や介護職員の介護福祉士資格取得による職場定着等を促進することを目的とした、学費や実務者研修受講料等の貸付に要する

経費として、

6,000万 円の増

を計上いたしております。

(特別養護老人ホーム等整備費について)

令和元年8月豪雨により被災した介護サービス等事業者の設備等の復旧に対する助成に要する経費として、

245万 円の増

を計上いたしております。

(障害福祉施設整備費について)

社会福祉法人等が行う児童発達支援センターや共同生活援助施設の整備及び障害分野の介護ロボット等の導入に対する助成に要する経費として、

1億 3,007万 2千円の増

を計上いたしております。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

今回、補正予算に計上しております国の補正予算に対処するための事業については、年度内に適切な事業期間を確保することができないことから、

障害福祉施設整備費	1億 3,007万 2千円
-----------	---------------

合 計	1億 3,007万 2千円
-----	---------------

について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和 2 年 2 月定例県議会
予 算 決 算 委 員 会
文教厚生分科会関係説明資料

総 務 部

総務部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第 1 号議案 令和2年度長崎県一般会計予算のうち関係部分

第77号議案 令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）のうち関係部分
であります。

議案の説明に先立ちまして、令和2年度の主要事業をご説明いたします。

1. 魅力ある長崎県立大学づくり

長崎県立大学を設置・管理する長崎県公立大学法人は、教育や研究、地域貢献等に関して県が定めた中期目標を達成するための中期計画を定め、目標達成に向けた取組を進めているところであります。

長崎県立大学では、平成28年4月に学部学科再編を実施し、本年3月、再編後に入学した第1期生が卒業を迎えることとなります。

現在、長期インターンシップ、海外ビジネス研修、しまのフィールドワークなどの実践的な教育を実施し、課題発見力などの社会人基礎力を有する人材、グローバル化や情報化に対応した人材を育成するとともに、一人でも多くの卒業生に地域社会で活躍してもらえるよう、県内就職率の向上に向けた取組を進めております。

また、佐世保校については、主要な建物10棟のうち5棟が築後約50年を経過し、老朽化が進んでいることから、新たな機能を有する校舎への建替えを進めており、地域に開かれた魅力あるキャンパスの実現に向けて、引き続き計画的に事業を進めてまいります。

さらに、大学の特色強化と企業との連携を推進するため、令和3年度より情報セキュリティ学科の入学定員を増員するとともに、産学共同研究の拠点として、新たに情

報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）の整備に取り組むこととしており、当センターを核とした企業との共同研究や学生と企業との交流を通して、高度専門人材の育成や県内産業の成長、さらには、優秀な人材の県内定着につなげていきたいと考えております。

今後も、実践的な教育の推進、県内就職率の向上、教育研究施設の整備など、大学と県が一体となって推進し、魅力ある、選ばれる大学への歩みを着実に進めてまいります。

2. 私立学校助成事業

県内の高校生の約3割が私立高等学校で学んでおり、建学の精神や、独自性・自主性に基づいた特色ある教育を通じて、本県教育の振興に大きく寄与しておりますが、少子化の進展に伴う児童・生徒の減少により私立学校を取り巻く環境は一段と厳しさを増しております。

県としては、教育条件の維持・向上等を図るため、学校法人の経常的経費に対し助成するとともに、魅力ある私立学校づくりのための特色ある取組を支援するなど、私立学校の振興を図ってまいります。

また、県内就職推進員の配置に要する経費に対して助成するなど、私立高校生の県内就職率の向上を図るとともに、耐震補強及び耐震改築工事に要する経費に対して助成を行い、耐震化の促進を図ってまいります。

保護者等の経済的な負担軽減としましては、年収目安が590万円未満の世帯を対象として、授業料に対する就学支援金を大幅に拡充するとともに、当制度の拡充の対象とならない一定の世帯等に対し、本県独自に授業料軽減補助金を上乗せしてまいります。

さらに、生徒通学費補助金の補助率の引上げなど、高校生の遠距離通学の支援を充実してまいります。

今後とも、私立学校の振興及び保護者負担の軽減に向けた支援を行ってまいります。

次に、第1号議案 令和2年度長崎県一般会計予算のうち関係部分についてご説明いたします。

総務部所管の歳入予算総額は、

国庫支出金	44億	603万	4千円
-------	-----	------	-----

であります。

歳出予算総額は、

	130億	819万	8千円
--	------	------	-----

で、内訳としては、

大学費	30億	2,461万	6千円
-----	-----	--------	-----

私立学校振興費	99億	8,358万	2千円
---------	-----	--------	-----

であります。

歳出予算の主な事業についてご説明いたします。

地方独立行政法人法第42条の規定に基づく長崎県公立大学法人に対する運営費交付金、県立大学佐世保校の建替えや情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）の新設のための施設整備事業費補助金並びに長崎県公立大学法人評価委員会の運営等に要する経費として、

大学法人費	29億	9,693万	円
-------	-----	--------	---

私立学校の教育条件の維持向上、施設の安全性の確保及び保護者負担の軽減を図る経費として、

私立学校助成費	99億	2,023万	1千円
---------	-----	--------	-----

を計上いたしております。

(債務負担行為について)

令和3年度以降の債務負担を行うものについてご説明いたします。

県立大学佐世保校建設整備に伴う建設工事関連経費について、令和3年度から令和4年度までに要する経費として、

県立大学佐世保校建設整備事業費 7億 2,701万 3千円

SNS等を活用した相談業務委託について、令和3年度に要する経費として、

私立学校振興事務費 105万 円

を計上いたしております。

次に、第77号議案 令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）のうち関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算額は、

歳入予算は、

国 庫 支 出 金 1億 180万 8千円の減

であります。

歳出予算は、

大 学 費 6,883万 円の減

私 立 学 校 振 興 費 2億 6,664万 8千円の減

合 計 3億 3,547万 8千円の減

であります。

この歳出予算の内容について、ご説明いたします。

大学費の主なものは、

県立大学佐世保校建設整備事業費 5,374万 3千円の減

であります。

私立学校振興費の主なものは、

高等学校私立学校助成費	2億	815万	3千円の減
-------------	----	------	-------

私立学校耐震化事業助成費	6,174万	3千円の減
--------------	--------	-------

私立大学・短期大学外国人留学生支援事業	1,354万	2千円の減
---------------------	--------	-------

であります。

(繰越明許費について)

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

県立大学佐世保校建設整備において、地盤状況が想定以上に悪く、設計工法等の検討に不測の日数を要したため、

県立大学佐世保校建設整備事業費	5億	5,836万	1千円
-----------------	----	--------	-----

について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

最後に、令和元年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和元年度の予算については、今議会に補正をお願いいたしておりますが、今後、年間の執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じることから、3月末をもって令和元年度の予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和 2 年 2 月定例県議会

文教厚生委員会関係説明資料

総 務 部

総務部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、

第32号議案 「長崎県公立大学法人の役員等の損害賠償責任の一部免除の額を定める条例」

第60号議案 「長崎県公立大学法人が徴収する料金の上限に関する定めの変更の認可について」

であります。

第32号議案 「長崎県公立大学法人の役員等の損害賠償責任の一部免除の額を定める条例」についてご説明いたします。

地方自治法等の一部を改正する法律の公布に伴い、地方独立行政法人法の改正が行われ、公立大学法人の役員等がその任務を怠り損害を発生させた場合は、損害賠償責任を負うこととなりますが、その際、善意でかつ重大な過失がない場合は、法人に対する損害賠償責任額の一部を免除できることとなります。そのためには、地方独立行政法人法第19条の2第4項の規定により役員等の損害賠償責任の一部免除の額に関する事項を定める必要があることから、当該条例を制定しようとするものであります。

次に、第60号議案 「長崎県公立大学法人が徴収する料金の上限に関する定めの変更の認可について」についてご説明いたします。

長崎県公立大学法人が徴収する証明手数料の上限額について変更しようとするものであり、地方独立行政法人法第23条第1項の規定に基づき認可を行おうとするものであります。

続きまして、総務部関係の議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

(私立高等学校新規卒業者の就職状況について)

私立高校においては、県内就職推進員の配置を支援するとともに、産業労働部や長崎労働局とも連携して、県内企業面談会や進路指導担当者と県内企業の名刺交換会への参加を各学校に促すとともに、学校毎の県内企業説明会や県内企業見学会を推進するなど、私立高校生の県内就職率の向上を図ってまいりました。

さらに、高校と県工業会や商工会議所商業部会との意見交換会をそれぞれ継続的に開催するなど、関係機関の連携強化にも取り組んでおります。

本県の1月末現在における私立高等学校の就職希望者の就職内定率は、89.0%で前年同期比0.8ポイントの増加となっており、このうち、県内就職希望者の内定率は88.6%、県外就職希望者の内定率は90.0%となっております。

また、県内就職内定者の割合は、74.1%と前年同期に比べ6.5ポイント増加しております。

一方、1月末現在の未内定者数は95名となっているため、県といたしましては、県内企業等の充足・未充足情報の提供を行ったうえで、未内定者の多い学校に対し、就職担当者による生徒の状況把握と継続的な支援に取り組むよう指導をしております。

今後とも、地元就職の魅力を発信するパンフレットの配布や、県幹部職員等による県内定着に関する講演の開催など、県内就職に向けた意識の醸成を図るとともに、1～2年生向けの企業説明会の開催や保護者の企業説明会等への参加などによる県内企業との交流拡大を推進するなど私立高校生の県内就職の促進に引き続き取り組み、若者の地元定着を図ってまいります。

(県立大学の一般入試志願倍率及び卒業予定者の就職内定状況について)

長崎県立大学においては、平成28年4月に大幅な学部学科の再編を行い、課題発

見力などの社会人基礎力、社会のグローバル化や情報化に対応する能力を有する人材育成を目指して、海外での語学研修、地元の企業人から経営の理念や戦略を学ぶ授業、企業や官公庁での長期インターンシップなどの実践的な教育を実施しております。

また、県教育委員会と連携し、離島の県立高校においてオープンキャンパスを開催しているほか、高校生向けの出前講座、大学教員と事務職員による高校訪問、様々な媒体を活用した大学のPRなどを実施し、魅力ある、選ばれる大学となるための取組を進めております。

その結果、令和2年度一般入試における最終志願倍率は、大学全体では前年比0.1ポイント増の6.3倍となり、学部別では、経営学部が6.3倍、地域創造学部が5.4倍、国際社会学部が6.5倍、情報システム学部が10.4倍、看護栄養学部が5.2倍となったところであります。

なお、令和2年3月卒業予定者の1月末現在における就職内定率については、95.5%で前年同期比2.2ポイントの増となっており、学部別では、経営学部が94.8%、地域創造学部が96.2%、国際社会学部が100.0%、情報システム学部が95.3%、看護栄養学部が100%となっております。

一方、就職内定者のうち県内就職の割合は27.9%で、前年同期比7.0ポイントの減となっております。

県立大学においては、地域に根ざした実践的な教育によって学生の地元志向を育むとともに、県内企業情報の提供、県内企業を訪問する企業見学会など「学生に県内企業を知ってもらう」、「学生と県内企業を繋げる」取組を積極的に実施してきましたが、1月末時点では前年同期を下回る県内就職率となっております。

若者の県内定着促進については県の施策における重要な課題であり、今後も低下要因を分析しながら、県内就職率向上への取組を推進してまいります。

(地方創生の推進について)

地方創生の推進に向けて策定を進めております第2期総合戦略については、去る11月定例会において素案をお示しし、ご議論いただいたところであります。

県においては、素案に対する県議会でのご議論や有識者による懇話会等からのご意見に加え、12月からパブリックコメントを実施するなど、広く県民のご意見をお伺いした上で、市町と緊密な連携を図りながら、最終案をとりまとめ、今定例会にお示ししております。

なお、施策体系のうち総務部分では、「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」において、地域に根ざした実践的な教育の実施や佐世保校建替えの推進など教育環境の整備・充実を図り、大学の魅力向上と若者の地元定着推進に取り組んでまいります。また、「力強い産業を育て、魅力あるしごとを生み出す」において、県立大学に産学連携の拠点となる情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）を整備し、企業と大学による共同研究の推進や専門人材の育成などに積極的に取り組んでまいります。

今後、今定例会でのご意見を十分踏まえた上で、3月までに策定し、公表してまいります。

令和 2 年 2 月定例県議会

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料

【令和 2 年度 当初予算 】【

【令和元年度 2 月補正予算（第 6 号）】

教 育 委 員 会

教育委員会関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第 1 号議案「令和 2 年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分

第 7 7 号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第 6 号）」のうち関係部分

であります。

予算関係議案の説明に先立ちまして、令和 2 年度教育行政の基本方針についてご説明いたします。

我が国では、人口減少・少子高齢化の進行やグローバル化・高度情報化の進展などにより、社会が求める人材も大きく変化してきております。そのような中、国においては英語教育の充実や小学校におけるプログラミング教育の導入など様々な教育改革を進めており、予測困難で、変化の激しい社会の中を、たくましく生き抜いていく力を持った人材の育成が求められております。

こうした中、県教育委員会では「長崎県総合計画チャレンジ 2020」や「長崎の明日を拓く人・学校・地域づくり」を掲げた第三期長崎県教育振興基本計画に基づき、社会の変化に柔軟に対応しながら、自らの人生を切り拓いていく高い志と意欲を持った人材や、ふるさと長崎県に愛着と誇りを持ち、グローバルな視野を持って社会の発展に貢献しようとする人材の育成を目指すとともに、多様な喫緊の教育課題や社会情勢に対応した諸施策を推進してまいります。

以下、令和 2 年度の主要事業について新規・拡充事業を中心に「第三期長崎県教育振興基本計画」の基本的方向性に沿ってご説明いたします。

1 ふるさと長崎

(ふるさと・職業教育)

県教育委員会では、本県の重要課題である人口減少対策に対応するため、従来のふ

るさと教育の取組をより一層強化し、児童生徒のふるさとへの愛着や誇りを育むとともに、本県の未来を担う人材を育成し、若者のふるさと定着へとつなげてまいります。

義務教育段階においては、本県独自の郷土学習資料である「ふるさと長崎県」を、引き続き県内全ての公立中学校第1学年生徒に配布するとともに、社会科の授業等、学校教育の様々な場面で活用することにより、郷土についての教育の充実を図り、生徒たちの長崎県や身近な地域に対する理解を深め、豊かな郷土愛を養ってまいります。

また、令和2年度は、「ふるさとを活性化するキャリア教育充実事業」において、中学生が仮想会社の設立などを地元企業と一体となって取り組む職業体験学習を推進するとともに、県内全域の教員を対象としたフォーラムの開催や、職業体験学習プログラム開発のためのマニュアル等の配布を通して、県内の全中学校への職業体験学習プログラムの普及を図ってまいります。

高等学校段階においては、平成30年度から「ふるさとの未来を担う高校生育成事業」として、年間6校、3年間で18校の県立高校を研究指定し、地域課題の解決や魅力発信に向けた取組を実施しております。令和2年度も引き続き本事業を実施し、研究指定を受けた各校における取組の成果やノウハウを指定校以外の高等学校にも波及させ、全県立高等学校でふるさと教育を体系的に取り組んでまいります。

また、引き続きキャリアサポートスタッフを配置するとともに、専門高校で実施している学校内での企業説明会や生徒・保護者を対象とした職場見学会などの従来の取組に加え、令和2年度においては、進学希望者が多い普通科高校を対象とした県内企業説明会や教員の県内企業訪問を実施するなど、関係機関と連携しながら生徒・保護者・教員に対し、県内企業の魅力を伝え、本県高校生の県内企業への就職等を支援してまいります。

(子どもたちの体験活動の推進)

本県の離島の若者については、その多くが島外に進学・就職しており、その際、県

外への流出も多いという現状があることから、小学生の段階からふるさとの強みを生かした地域活性化について主体的・探究的に考えさせることで、郷土愛を育み、郷土を担っていく意欲を醸成する「しまの『ミライ』応援事業」を新たに実施いたします。

具体的には、離島に住む小学生を対象に、県内で地域振興に尽力されている方の話を聞くほか、交流人口の拡大に寄与している県内の商業施設や事業所等において体験活動をするに加え、島の現状と体験学習を基にしたディスカッションをすることで、自分の住んでいる「しま」や長崎県の未来について考える機会を提供する取組を実施してまいります。

(グローバル化に対応した教育の推進)

グローバル化が急速に進展する中で、外国語によるコミュニケーション力は、生涯にわたって様々な場面で必要性を増しており、その能力の向上が強く求められています。

令和2年度は、「小学校からの英語教育ボトムアップ事業」として、民間企業と連携した小学校教員対象のイングリッシュ・サポートキャンプの実施、小中学生の発信力向上の場としてのイングリッシュ・パフォーマンスコンテストの開催、大学等との連携による小中学校における授業研究の推進などの取組に、国の事業を活用した中学校英語教員対象の研修を加えることで、児童生徒の英語力や教員の指導力の一層の向上を図ってまいります。

高等学校においては、これまで高校生を海外に派遣し、英語や中国語などの語学研修や現地日系企業への訪問研修など、生徒の語学力や国際的素養を高めるための取組を行ってまいりました。

加えて令和2年度からは、「これからの社会を生き抜く力を持ったグローバル人材育成事業」として、多様な文化や価値観を持つ人々と交流することのできる確かな語学力やコミュニケーション能力、自ら課題を発見し解決することのできる能力等の育

成に努めてまいります。

2 資質・能力の育成

(学力の育成)

予測困難な未来社会をたくましく切り拓くための学力を児童生徒一人一人に身に付けさせることは、本県教育の最重要課題の一つであります。

今年度から、「21世紀型学力向上推進緊急プロジェクト」を実施し、現在、「基本的な読む力」を測るリーディングスキルテストの受検結果から読解の傾向と課題を把握し、その改善を図るための「読解力育成プラン」の作成を進めております。

令和2年度は、読解力育成プランを活用した授業改善を推進することにより、小中学校における学力向上対策の充実を図ってまいります。

高等学校においては、令和4年度から新学習指導要領が学年進行により実施となることから、令和3年度までの間に、県内高等学校等の全教員を対象に、新学習指導要領の趣旨や内容を理解し、指導力を向上させるための説明会を引き続き実施してまいります。

(情報教育の推進)

県立学校においては、ICT環境整備を促進するため国が新たに打ち出した「GIGAスクール構想の実現」に係る補助金を活用し、「すいすいスクールネットワーク整備事業」を実施し、全ての県立学校に高速通信ネットワーク環境を整備することとしております。

今回の事業により、音声・映像において遅延の少ない遠隔授業や、パソコンを使ったグループ毎の協働学習といったICTを活用した教育活動の充実を図るとともに、Web上の教育コンテンツの利用等による自発的な学習を支援できる環境を作ること、次代の社会を担う人材の育成を一層推進してまいります。

また、同じくGIGAスクール構想で掲げられている義務教育段階における学習者用端末の一人一台整備を見据え、県教育センターにおける研修等による教職員のフォローアップを行い、プログラミング教育をはじめとするICT端末を有効活用した学習指導の充実を図り、学習の基盤となる情報活用能力の育成に努めてまいります。

(特別支援教育の推進)

特別支援教育の推進については、平成30年11月に策定した「長崎県特別支援教育推進基本計画第4次実施計画」に基づき、障害のある子どもの教育の充実に向けて、計画的に施策に取り組んでおります。

特別支援学校の適正配置については、令和3年4月の佐世保特別支援学校北松分校設置に向けて、必要な準備等を進めてまいります。

また、「新しい時代の特農連携・キャリア教育推進事業」を新たに実施し、特別支援学校と農業法人、関係機関等が連携した「特農連携」によるキャリア教育の実施や、これまでのキャリア検定の種目である「清掃」に加えて新たな技能を生徒に身に付けさせることにより、生徒の進路選択の幅を広げ、特別支援学校における職業教育及び進路指導の充実に向けた取組を推進してまいります。

さらに、「障害のある子どもの医療サポート事業」を引き続き実施し、看護師を増員するとともに、看護師と教員の連携協力を図るなど、より安全で安心できる教育環境整備の充実に努めてまいります。

このほか、各学校での障害特性に応じた適切な指導及び必要な支援の充実等に取り組むため、個別の教育支援計画の作成・活用の推進など、特別支援教育の一層の推進を図ってまいります。

(離島における教育環境の整備)

県内外から積極的な目的意識を持つ生徒を受け入れ、特色ある学習の場を提供する

ため、対馬高校、壱岐高校、五島高校、五島南高校、奈留高校の5校で「高校生の離島留学推進事業」を実施しております。

実施校での各学科・コースの特色ある取組への支援を引き続き実施するとともに、令和2年度からは、県外からの留学生に対する帰省費の補助制度を創設し、経済的負担を軽減することで、県外からの入学者のさらなる増加を目指してまいります。

(修学支援の推進)

全ての子どもたちが経済的な理由により修学を断念することがないように、子育て世帯の教育費にかかる経済的負担を軽減し、安心して勉学に打ち込める環境を整備していくことが求められています。

このため、高等学校の授業料相当分を支援する就学支援金事業や授業料以外の教育費を給付する奨学給付金事業、特別支援学校等への就学に必要な経費を補助する特別支援教育就学奨励費事業などを引き続き実施してまいります。

また、令和2年度から、高校進学希望者の多様な進路実現を一層推進するため、公立高校の遠距離通学費補助事業について、補助率の引上げ等の支援拡充を行い、子どもたちの修学支援のさらなる充実を図ってまいります。

3 豊かな心と健やかな体

(子ども読書活動の推進)

読書活動は、子どもが言葉を学び、表現力や創造力を豊かにするとともに、生きる力や確かな学力の基盤を身に付ける上で極めて重要なものであります。

そこで、「第四次長崎県子ども読書活動推進計画」に基づき、「ミライ on（未来につなぐ）子ども読書活動推進事業」を実施し、今年度改訂した「長崎県の子どもにすすめる本500選」の周知やビブリオバトル大会の開催等、発達段階に応じた取組による子どもの読書習慣の形成を図ります。また、地域で読書活動を推進する図書ボ

ランティア等の資質向上とボランティア同士のつながりを促進するため、県主催の研修会や複数のボランティアが連携し実施する研修会を支援する取組を進めてまいります。

これらの取組により、家庭・地域・学校で読書活動に携わる人々の連携を通じた県民総がかりによる子ども読書活動の推進に努めてまいります。

(体力の向上と学校体育の推進)

豊かなスポーツライフへ向けた健康の保持増進と体力の向上を図るためには、意欲的に運動に取り組む姿勢や、運動に親しむ資質・能力を育てていくことが必要であり、体育授業の充実や運動部活動の活性化が重要となっております。

このため、子どもたちが運動を好きになり、体を動かす楽しさを体験する契機となることを目的としたセミナーを実施するほか、外部指導者を活用した研修会の実施などにより教員の指導力を向上させ、授業の充実を図ってまいります。

また、生徒のバランスのとれた生活と成長の確保やスポーツ障害の予防のために、「長崎県運動部活動の在り方に関するガイドライン」を踏まえた休養日の設定や活動時間等について、引き続き周知徹底を図り、確実に実施されるよう取り組んでまいります。

4 魅力ある学校づくり

(教育相談体制の充実)

いじめ、不登校、暴力行為など児童生徒が抱える諸課題には、子どもの不安な心理状況や子どもを取り巻く環境等が大きく影響することから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの計画的な配置を行うとともに、24時間子供SOSダイヤル、メール相談、SNS相談窓口や弁護士相談窓口の設置など、教育相談体制及び支援体制の整備を推進してまいります。

(子どもと向き合う時間の確保)

学校教育の充実が求められる一方で、教員の長時間勤務は大きな課題となっており、教員の超過勤務の是正を図るとともに、子どもたちと向き合う時間を確保することが求められています。

このため、引き続き、公立中・高等学校の運動部に部活動指導員を配置するとともに、新たに高等学校の文化部にも配置し、教員の多忙化の解消と負担軽減及び専門的な指導による部活動の質的な向上を図ってまいります。

また、統合型校務支援システム（長崎県推奨システム）を導入した市町では、小中学校教員の負担軽減が図られていることから、この具体的な効果を未導入の市町に情報提供するなど、全ての市町において導入されるよう一層働きかけてまいります。

(安全で快適な学校施設の整備)

学校は、子どもたちが一日の大半を過ごす学習の場、生活の場であり、また、災害時には地域住民の避難場所となることから、老朽化が進む校舎・体育館等の大規模改修を計画的に進めるなど、学校施設の安全性を確保するとともに快適な教育環境の充実に努めているところです。

特に、施設全体が老朽化している諫早特別支援学校については、今年度中に校舎1棟及び2棟等の改築工事を完了し、残る校舎3棟及び4棟の大規模改修については、令和3年4月から授業で使えるよう、令和2年度中の完成を目指し事業を実施してまいります。

5 地域づくり

(子どもを育む環境づくり)

社会の急激な変化とともに、子どもを育む環境は、ますます多様化、複雑化しております。このような中、学校・家庭・地域が役割と責任を自覚し、立場や世代を越え

てつながり、学校を中心とした持続可能な人づくり・地域づくりの推進が求められています。

そこで、学校と保護者・地域住民等が、目指す子ども像や地域像を共有しながら教育活動に参画するコミュニティ・スクールの導入を促進し、地域とともにある学校づくりを推進してまいります。併せて地域学校協働活動の活性化を図るため、学校・家庭・地域をつなぎ各市町の活動を総合的に推進する人材の養成を図る「ふるさとを元気にする地域学校協働活動推進事業」を実施いたします。

また、子どもを育む基盤は家庭であることから、子育ての不安や悩みを参加者同士が話し合いながら、自らの課題に気づき学び合う親育ち講座「ながさきファミリープログラム」の実施や、そのファシリテーター及び家庭教育アドバイザーの育成等を推進し、家庭教育支援の充実に努めてまいります。

6 生涯学習の環境づくり

(生涯学習環境の整備)

県民が主体的に人生100年時代に対応した学習機会を得ることができるとともに、その成果を社会生活や職業生活に活かし、生きがいを持って学び続けることができる生涯学習社会の実現が求められています。

県民に学習機会を効果的に提供する「ながさき県民大学事業」については、若者のニーズに合う講座や、障害のある方に対する生涯学習を通じた生きがいづくりと地域とのつながりづくりを推進する講座を開設いたします。今後とも、市町、大学、民間教育事業者等と連携し、県民誰もが気軽に受講できる魅力ある講座づくりに努めてまいります。

また、県立長崎図書館では障害の有無にかかわらず全ての県民が、文字・活字文化に触れることができるようにするため、視覚障害者等のための読書環境の整備をより一層進めるとともに、県内図書館職員の資質向上を推進してまいります。

(多様な教育機会の確保)

義務教育段階における教育を十分に受けていない方に対し、能力に応じた教育を受ける機会を確保するため、夜間中学の設置に係る調査研究を実施いたします。

令和2年度においては、市町教育委員会や関係団体等を構成員とする協議会を設置し、県内のニーズ調査を通して入学希望者の人数等の把握を行い、本県における夜間中学の設置について検討を進めてまいります。

(新県立図書館の整備)

平成26年7月に策定した整備基本計画に基づき、長崎市の旧県立長崎図書館跡地に建設する県立図書館郷土資料センター（仮称）は、今年度末までに実施設計を完了し、令和3年度中の開館を目指して、令和2年度から建設工事に着手することとしております。

当センターにおいては、県内各地域の歴史や産業、文化などを題材とする資料をはじめ、県内の企業、団体及び個人などが出版した資料等を収集・保存し、本県郷土に関する歴史的・学術的情報を後世に伝えていく役割を担う図書館として、本県の文化活動の更なる振興及び発展に寄与してまいります。

7 文化・スポーツの推進

(文化財の保存・活用について)

本県には、国内外に誇るべき多くの文化財があり、これらの貴重な文化財を大切に守り、次世代に確実に引き継いでいくことは、豊かな社会づくりを進めていく上で、大変重要であります。

文化財の適切な保存及び次世代への確実な継承を図るため、文化財保存整備に対する支援を引き続き行ってまいります。

また、平成31年4月の改正文化財保護法の施行に伴い、県内における文化財の保

存活用に関する総合的な指針となる「長崎県文化財保存活用大綱」の令和2年度中の策定を目指して、準備を進めてまいります。

(対馬歴史民俗資料館の再整備)

対馬歴史民俗資料館については、対馬市が事業主体となって整備する対馬博物館と長崎県対馬歴史研究センター（仮称）との一体的施設として再整備を行っており、昨年7月には本館部分が完成し、現在、交流棟の建設が進められています。

対馬博物館については、対馬市において、令和2年度中の開館を目指し、展示等の準備が進められているところです。また、長崎県対馬歴史研究センター（仮称）については、重要文化財対馬宗家関係資料等の調査、研究機関として、令和2年4月開所の予定で準備を進めており、引き続き、市との連携・調整を図ってまいります。

(文化芸術活動の推進)

子どもたちの豊かな感受性や創造性を育むため、優れた文化芸術に直接触れる機会を確保するとともに、子どもたち自ら文化芸術活動に参画できる環境づくりに取り組んでおります。

令和2年度も引き続き、中学校及び高等学校の文化活動推進指定校や県総合文化祭開催への支援を行うとともに、文化祭生徒実行委員会の企画力育成等、中学生のための文化活動スキルアップセミナーを実施するなどして、子どもたちの文化活動のさらなる活性化を図ってまいります。

(競技スポーツの推進)

本県選手が、全国大会や国際大会において活躍する姿は、県民に大きな感動と希望を与え、県内における地域スポーツの活性化になるだけでなく、ジュニアスポーツなどの本県競技力向上に繋がるものと考えております。

いよいよ本年の夏には、東京オリンピックが開催されます。県民のスポーツに対する期待や関心が高まっていく中、本県ゆかりの選手がひとりでも多くオリンピックに出場できるよう、県内在住の日本代表選手及び候補選手への支援に引き続き取り組んでまいります。

また、「長崎から世界へ羽ばたく」選手育成のため、本県競技力の主力を担う中学・高校生のジュニア選手の育成・強化や指導者の資質向上に重点的に取り組むなど、「一貫指導システム」の強化・充実を図り、競技団体や県体育協会等とより連携を深めて本県競技力の向上に努めてまいります。

次に、これまで申し上げました主要事業を含め、第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

教育委員会所管の歳出予算総額は、1,352億 9,976万 9千円となっております。

内訳は

教 育 総 務 費	1 6 7 億 5, 3 6 2 万 9 千円
小 学 校 費	4 6 4 億 9, 7 5 5 万 6 千円
中 学 校 費	2 8 2 億 2 0 3 万 9 千円
高 等 学 校 費	2 8 6 億 5, 7 2 2 万 6 千円
特 別 支 援 学 校 費	1 1 4 億 4 6 8 万 9 千円
社 会 教 育 費	2 2 億 3, 9 3 0 万 4 千円
保 健 体 育 費	1 5 億 1, 5 3 2 万 6 千円
県 有 施 設 等 災 害 復 旧 費	3, 0 0 0 万 円

であります。

歳入予算総額は、284億 2,916万 9千円

で、内訳は

使用料及び手数料	28億	2,492万	円
国庫支出金	250億	7,622万	3千円
財産収入	2億	2,749万	1千円
繰入金		5,000万	円
諸収入	2億	5,053万	5千円

であります。

歳出予算の主なものについてご説明いたします。

1 市町村立学校県費負担教職員、県立学校職員及び教育委員会の事務局職員等の

給与費	1,199億	9,420万	円
-----	--------	--------	---

2 県立学校の施設整備費として、

校地等整備費	1億	5,328万	4千円
校舎等整備費	24億	5,065万	8千円
施設点検費		3,788万	7千円

3 学校運営費として、

教職員旅費	7億	7,742万	5千円
非常勤講師等配置費	4億	5,303万	3千円
高等学校運営費	37億	8,556万	8千円
実習関係運営費	2億	4,311万	8千円
特別支援学校運営費	6億	8,225万	円

4 教育指導及び教職員研修費として、

教育指導費	2億	2,462万	9千円
いじめ不登校対策事業費	2億	8,374万	円
教職員研修旅費		6,006万	1千円
国際理解教育推進費	2億	5,773万	1千円

I C T 教 育 推 進 費	4, 1 8 7 万 5 千円
高 等 学 校 等 進 学 促 進 費	5 億 7 8 6 万 8 千円
5 教職員の福利厚生費として、	
公 舍 管 理 費	1 億 2, 5 6 3 万 4 千円
教 職 員 福 利 厚 生 費	1 億 2, 7 5 4 万 7 千円
児 童 手 当 費	6 億 7, 1 2 0 万 円
6 社会教育振興対策費として、	
社 会 教 育 普 及 指 導 費 等	3, 4 9 0 万 2 千円
新県立図書館等整備事業費等	7 億 8 0 5 万 6 千円
7 ふるさと教育推進対策費として、	
郷土学習資料作成事業費	3 9 3 万 円
ふるさとを活性化するキャリア教育充実事業	3 0 5 万 8 千円
ふるさとの未来を担う高校生育成事業費等	2 5 3 万 9 千円
しまの魅力に会おう 日本の宝「しま」交流支援事業費	1 3 7 万 2 千円
「しま」体験活動支援事業費	4 4 万 7 千円
8 子どもの体験活動推進対策費として、	
地域子ども教室推進事業費	1, 9 2 7 万 円
青少年教育施設運営費	2 億 5, 2 8 9 万 2 千円
9 芸術文化の振興及び文化財の保存・活用対策費として、	
文化を担う“人づくり”事業費	4, 1 7 2 万 6 千円
文 化 財 保 存 費	2 億 4, 0 1 8 万 7 千円
埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー 費	1 億 8, 2 3 9 万 2 千円
対馬歴史研究センター費	6, 4 0 2 万 7 千円
10 体育・スポーツ等の振興対策費として、	

学 校 給 食 推 進 費	2億 3, 354万 3千円
学 校 保 健 推 進 費	2億 5, 833万 4千円
学 校 体 育 振 興 費	8, 365万 3千円
ス ポ ー ツ 振 興 費	2億 3, 693万 円
競 技 大 会 支 援 費	1億 6, 032万 3千円
体 育 施 設 管 理 運 営 費	3億 8, 039万 1千円

11 経済活性化対策費として、

小 規 模 改 修 事 業 費	1億 5, 000万 円
-----------------	--------------

等を計上いたしております。

(債務負担行為について)

・教育行政県有施設等管理業務については、県立学校等における電力調達の契約及び施設・設備の管理業務に係る経費のうち

令和3年度に要する経費として、 3億 9, 140万 7千円

・特別支援学校施設整備費については、県立諫早特別支援学校の校舎改修工事に係る経費のうち、

令和3年度に要する経費として、 3, 695万 2千円

・教育相談事業費については、24時間子供SOSダイヤル（親子ホットライン）の夜間休日の相談業務及びSNS等を活用した相談業務委託に係る経費のうち

令和3年度に要する経費として、 1, 201万 6千円

・長崎県立長崎図書館奉仕活動費については、県立図書館における図書等梱包作業及び送料単価契約等に係る経費のうち、

令和3年度に要する経費として、 732万 円

・新県立図書館等整備事業費については、県立図書館郷土資料センター（仮称）

の建設工事等に係る経費のうち、

令和3年度に要する経費として、 6億 5,844万 7千円

・学校給食実施費については、県立学校給食調理等業務委託契約に係る経費のうち

令和3年度から令和5年度に要する経費として

4億 8,518万 4千円

この他、教育行政事務機器賃借等、教育情報ネットワーク維持管理経費、教育行政機器等保守業務、県立学校管理運営費に要する経費について、債務負担行為を定めようとするものであります。

次に、第77号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

教育委員会所管の補正予算額は、

歳入予算では、

使用料及び手数料	5,357万 1千円の減
国庫支出金	3億 5,393万 2千円の減
財産収入	5,015万 3千円の増
寄附金	25万 円の増
諸収入	5,320万 4千円の減
合 計	4億 1,030万 4千円の減

歳出予算では、

教育総務費	3億 2,604万 9千円の減
小 学 校 費	7,498万 円の減
中 学 校 費	7,664万 2千円の減
高 等 学 校 費	3億 7,213万 6千円の減

特 別 支 援 学 校 費	9億 7, 751万 1千円の減
社 会 教 育 費	2億 116万 円の減
保 健 体 育 費	4, 309万 7千円の減
合 計	20億 7, 157万 5千円の減

であります。

この結果、令和元年度の教育委員会所管の歳出予算総額は、

1, 346億 3, 875万 5千円

となります。

歳入予算の主な内容について、ご説明いたします。

使用料及び手数料の補正額は、

・高等学校授業料 5, 876万 4千円の減

であります。

国庫支出金の補正額の主なものは、

・学校施設環境改善交付金 1億 93万 円の減

であります。

財産収入の補正額の主なものは、

・ろう学校土地売払収入 6, 041万 1千円の増

であります。

諸収入の補正額の主なものは、

・新県立図書館整備等に係る大村市からの負担金 3, 917万 1千円の減

であります。

歳出予算の主な内容について、ご説明いたします。

教育総務費の主なものは、

・公舎管理費 1億 691万 2千円の減

・高等学校等進学促進費 5, 759万 5千円の減

・統合型校務支援システム（長崎県推奨システム）構築事業

4, 894万 8千円の減

であります。

小学校費の主なものは、

・既定予算の過不足調整による小学校教職員給与費

4, 160万 9千円の減

であります。

中学校費の主なものは、

・既定予算の過不足調整による中学校教職員給与費

5, 455万 1千円の減

であります。

高等学校費の主なものは、

・学 校 運 営 費

1億 868万 3千円の減

・校 舎 等 整 備 費

1億 738万 7千円の減

であります。

特別支援学校費の主なものは、

・施 設 整 備 費

9億 4, 284万 8千円の減

であります。

社会教育費の主なものは、

・新県立図書館等整備事業費

1億 1万 7千円の減

であります。

保健体育費の主なものは、

・学 校 保 健 推 進 費

2, 301万 8千円の減

・学 校 体 育 振 興 費

1, 612万 6千円の減

であります。

次に繰越明許費についてご説明いたします。

年度内に適正な工期が確保できないことから、

・特別支援学校施設整備費	1億 2,000万	円
・新県立図書館等整備事業費	1億 3,312万	2千円
・文化財保存費	9,673万	円
・対馬歴史民俗資料館費	544万	5千円
・体育施設管理運営費	1,172万	円

について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

特別支援学校施設整備費につきましては、諫早特別支援学校の校舎改修工事において、入札の結果次第では、支払額の割合が、今年度と次年度で変わる可能性があることから、次年度支払額が増額となった場合を想定し、その経費について、繰越明許費を設定するものであります。

新県立図書館等整備事業費につきましては、旧長崎図書館の解体工事において、当初想定していなかった手作業による部材の剥離作業が必要となり、年度内の解体工事の完了が困難となったものであります。

文化財保存費につきましては、各補助事業者が実施している文化財関係国庫補助事業において実施設計の見直しに伴う調整、協議に時間を要したほか、大雨、台風災害などで資材納入や人材確保が困難となり、年度内の事業完了が見込めないため県の継足し補助金も繰越す見込みとなったものであります。

対馬歴史民俗資料館費につきましては、対馬歴史民俗資料館が所蔵している文化財の殺虫処理等業務委託において、天候不良による温湿度の変化により作業環境が安定せず、燻蒸効果が出なかったため、再処理が必要となり、契約期間内の業務完了が困難となったことから繰越す見込みとなったものであります。

体育施設管理運営費につきましては、県立総合体育館冷却塔更新工事において、冷却塔の一部部品が海外からの納品に日数を要することとなったことにより、年度内の完成が困難となったものであります。

(令和元年度補正予算の専決処分について)

令和元年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和元年度の予算については、今議会に補正をお願いいたしておりますが、今後、年間の執行額の確定を行い、調整・整理を行う必要が生じてまいりますので、3月末をもって、令和元年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上で教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和 2 年 2 月定例県議会

文教厚生委員会関係議案説明資料

教 育 委 員 会

教育委員会関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

- 第20号議案 「職員の服務の宣誓に関する条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」
 - 第21号議案 「職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」
 - 第38号議案 「市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例」
 - 第39号議案 「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例」
 - 第40号議案 「長崎県文化財保護条例等の一部を改正する条例」
 - 第41号議案 「長崎県立対馬歴史民俗資料館条例を廃止する条例」
 - 第76号議案 「第三期長崎県立高等学校改革基本方針について」
- であります。

第20号議案「職員の服務の宣誓に関する条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布による会計年度任用職員制度の創設に伴い、関係条例について所要の改正をしようとするものであります。

第21号議案「職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」は、柔軟で多様な勤務形態の選択肢を用意することで、職員がその能力を十分発揮しながら、効率的に勤務できる環境を整備し、公務能率の向上につなげるため、関係条例について所要の改正

をしようとするものであります。

第38号議案「市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例」は、児童生徒数等により算定される教職員定数の増減などに伴い、関係条例について所要の改正をしようとするものであります。

第39号議案「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例」は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正に伴い、教育職員の業務の量の適切な管理等を行うよう所要の改正をしようとするものであります。

第40号議案「長崎県文化財保護条例等の一部を改正する条例」は、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴い、関係条例について所要の改正をしようとするものであります。

第41号議案「長崎県立対馬歴史民俗資料館条例を廃止する条例」は、公の施設としての長崎県立対馬歴史民俗資料館の博物館機能を対馬市が整備する対馬博物館へ移転し、調査研究を行う地方機関として組織改編を行うにあたり、当該施設の設置及びその管理に関する事項を定めた条例を廃止しようとするものであります。

第76号議案「第三期長崎県立高等学校改革基本方針について」は、現在の第二期長崎県立高等学校改革基本方針が令和2年度で終期を迎えることから、新たに令和3年度から10年間の県立高等学校の教育改革や適正配置等に関する基本的な考え方について定めるため、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

次に議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

(障害者活躍推進計画について)

昨年6月に障害者の雇用の促進等に関する法律が改正され、国及び地方公共団体が、障害者である職員がその有する能力を有効に発揮して職業生活において活躍することの推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、障害者活躍推進計画の策定が義務付けられました。

この計画では、障害者の活躍を推進する体制や環境の整備等に関し、取組内容を定めることとなっており、2月25日に長崎労働局主催による計画策定に関する説明会が開催されたところであります。

今年度末までに計画を策定することとしており、その内容につきましては、県のホームページに掲載することとしております。

今後とも、障害者にとって働きやすい職場としていくための環境整備を進め、障害者雇用の推進に積極的に取り組んでまいります。

(長崎県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針について)

県教育委員会では、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るため、「長崎県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を策定することとしております。

本方針では、教育職員における長時間勤務を是正し、児童生徒に対して効果的な教育活動を持続的に行うことができる環境を作り出すことを目指して、勤務時間の上限や留意事項等を定めることとしております。

教育職員の業務負担の軽減に向けて、令和2年度から本方針に基づき取り組んでまいります。

(新規高等学校卒業者の就職状況について)

本県の公立高等学校における新規卒業者の就職内定率は、高校教育課の調査結果によると1月末現在で97.0%と、前年(96.6%)と同程度の水準で推移しております。また、県内就職割合は63.3%と、前年同期(59.3%)を4.0ポイントと大きく上回り、1月末時点の記録が残る平成23年度以降で最高の値となっております。

県教育委員会では、これまで、キャリアサポートスタッフの配置など県内就職希望者を支援する事業を展開するとともに、長崎労働局や産業労働部など関係機関と連携して県内企業に対して採用枠拡大と早期求人を要請するなど、高校生の就職支援に取り組んでまいりました。また、今年度から、新たに県内就職支援プロジェクトチームを立ち上げ、各高等学校を定期的に訪問指導するなど、県内就職支援に努めてまいりました。このような取組の成果が着実に実を結んでいると考えております。

令和2年度においても、多様化する進路希望に応える教育を充実していくとともに、関係機関との更なる連携強化を図り、就職を希望する高校生の就職支援に努めてまいります。

(第1回長崎県中学生ビブリオバトル大会について)

県内中学生の読書に対する興味・関心を喚起し、自主的・自発的に読書に親しむ機会の充実を図るため、昨年12月26日にミライオン図書館において、第1回目となるビブリオバトル県大会を実施いたしました。

各市町等から推薦された県内中学生が14名出場し、総勢150名が集まる中、活発な書評合戦が繰り広げられました。それぞれの発表後に行われた発表者と参観者のディスカッションでは、大人だけでなく同年代の中学生や高校生からも質問が出るなど、本を通じた幅広い年代の交流が行われ、大会は成功を収めることができました。

投票の結果、優勝の大村市立玖島中学校3年生、久間晴心^{くませいしん}さんの「科学でツッコむ日本の歴史」ほか準優勝1名、優秀賞2名、また特別賞として1名が選ばれました。

なお、優勝した久間晴心^{くませいしん}さんは、3月29日に東京で行われる全国大会へ出場予定となっております。

今後も、子どもの成長や子どもと読書活動を取り巻く環境の変化を捉え、市町や各地域の読書関係団体をはじめとする県民の皆様と連携しながら、県民総がかりで子どもの読書活動を推進してまいります。

(長崎県立世知原少年自然の家の廃止について)

令和元年11月定例県議会文教厚生委員会におきまして、長崎県立世知原少年自然の家については、令和2年度末の廃止に向け、準備を進めてまいりますことを表明いたしました。この間、利用者など関係の皆様から様々なご意見をいただいたところであり、佐世保青少年の天地への施設集約後の受け入れ体制に係るより詳細な検証と体験活動プログラム等の充実を図ったうえで、関係の方々により一層ご理解いただくためには、一定の時間が必要であると判断し、施設の廃止時期を令和2年度末から延期したいと考えております。

(「子ども県展」の開催について)

子どもたちの図画工作・美術への関心を高め、豊かな心を育成するため、第65回長崎県小・中学校児童生徒美術作品展「子ども県展」を、1月21日から2月25日までの間、長崎県美術館での総合展を皮切りに、佐世保市及び壱岐市で巡回展を開催いたしました。

「子ども県展」は、県内全ての小・中学生を対象に募集を行っており、今年度は、80,232点の応募がありました。

各会場では、児童生徒をはじめ多くの県民の皆様に鑑賞いただき、子どもたちのみ

ずみずしい感性と発想力、生き生きとした表現に触れることができる良い機会となりました。

今後とも、子どもたちの様々な文化活動を積極的に支援してまいります。

(文化財の指定について)

去る2月13日に、県指定有形文化財（美術工芸品）として諫早市の「^{いさはやけもんじょ}諫早家文書」を新たに指定いたしました。

「^{いさはやけもんじょ}諫早家文書」は、江戸時代、諫早を領有した諫早家に伝来した日記類、記録類、絵図類、計1508点からなる古文書群で、当時の諫早領内の政治、経済、文化などを伝えるとともに、佐賀本藩や長崎とも深いつながりをもつ貴重な古文書群として学術的に大変価値が高いものであります。

今回の指定により、県指定の有形文化財（美術工芸品）は120件となります。

(県庁舎跡地の埋蔵文化財発掘調査について)

県庁舎跡地の埋蔵文化財発掘調査については、昨年10月から1月までの3ヶ月をかけ範囲確認調査を実施し、去る2月5日に調査結果の概要を公表いたしました。

調査においては、旧県庁本館下の大部分では井戸遺構を除いて江戸期の遺構等を含まない^{じやま}地山であることを確認した一方で、県庁舎跡地南側の旧立体駐車場付近では江戸期前半の石垣や町屋の遺構が確認されたほか、西側付近では江戸期前半の瓦、陶磁器片などが混入した複数の土層を確認することができました。

今後は、これまでの調査結果や文化財の専門家の意見も踏まえながら、県関係部局等と遺跡の取扱いや調査の範囲等について協議してまいります。

(地方創生の推進について)

地方創生の推進に向けて策定を進めております第2期総合戦略については、去る

1 1月定例会において素案をお示しし、ご議論いただいたところであります。

県においては、素案に対する県議会でのご議論や有識者による懇話会等からのご意見に加え、12月からパブリックコメントを実施するなど、広く県民のご意見をお伺いしたうえで、市町と緊密な連携を図りながら、最終案をとりまとめ、今定例会にお示ししております。

このうち、教育庁関係の主な取組としましては、「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」において、長崎県の未来を担い、郷土を愛する人材を育成するため、各市町、地域、産業界等と連携し、キャリア教育やふるさと教育の取組をより一層充実してまいります。

今後、今定例会でのご意見を十分踏まえたうえで、公表してまいります。

(教職員の不祥事について)

昨年4月から6月にかけて、担任を受け持っている児童に対し、発達段階や障害の状況に応じた配慮を怠り、適正な範囲を超えた大声での威圧的な指導を継続的行ったことにより精神的苦痛を与えた県立特別支援学校教諭を2月14日付けで懲戒戒告処分といたしました。

教職員による相次ぐ不祥事の発生を受け、県内の教育関係者が総力を挙げて不祥事根絶と信頼回復に向けて取り組んでいる中、このような不祥事が発生したことは、学校教育に対する信頼と期待を裏切り、県民に失望と不信感を与えるものであり、県議会をはじめ県民の皆様に対し、深くお詫び申し上げます。

強い危機感を持って、今後も、全教職員に対し、教育に携わる職にあることの自覚を厳しく促し、教育的配慮を欠いた不適切な指導は児童生徒の人権を踏みにじり、回復困難な精神的苦痛を与え、学ぶ権利を侵害する重大な非違行為であることを強く認識させるとともに、すべての教育関係者と力を合わせ、不祥事根絶と信頼回復に向けた実効ある取組の推進に全力を傾けてまいります。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和 2 年 2 月 定例 県 議 会

予 算 決 算 委 員 会 文 教 厚 生 分 科 会 関 係 議 案 説 明 資 料

福 祉 保 健 部

福祉保健部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第 1 号議案 令和 2 年度長崎県一般会計予算のうち関係部分

第 1 3 号議案 令和 2 年度長崎県国民健康保険特別会計予算

第 7 7 号議案 令和元年度長崎県一般会計補正予算（第 6 号）のうち関係部分

第 8 8 号議案 令和元年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

の 4 件であります。

はじめに、第 1 号議案 令和 2 年度長崎県一般会計予算のうち関係部分についてご説明いたします。

令和 2 年度は、「長崎県総合計画 チャレンジ 2 0 2 0」における保健・医療・介護・福祉分野の基本的な考え方や方向性を示すものとして策定した「長崎県福祉保健総合計画（第 4 期）」の基本理念である「県民一人ひとりの尊厳が保たれ、ともに支え合い、誰もが安心して健やかで生きがいのある生活を送ることができる地域」の実現を目指し、地域医療介護総合確保基金等も活用し、施策の充実・強化と新たな事業展開を図ってまいります。

特に、全国よりも早く進行する人口減少と高齢化に対応するため、医療、介護・福祉人材の確保・育成に取り組んでいくとともに、人生 1 0 0 年時代の到来に向け、健康長寿日本一を目指した健康づくり対策と元気高齢者の活躍促進・社会参加支援に取り組み、生きがいを持っていきいきと元気に活躍できる生涯現役社会の構築を進めてまいります。

また、誰もが安心・安全に暮らせる社会を実現するため、地域医療提供体制の整備・充実と地域包括ケアシステムの早期構築を図るとともに、認知症施策の推進や障害者、生活困窮者など社会的配慮が必要な方々に対する支援の充実に取り組んでまいります。

歳入予算は、

使用料及び手数料	6億	3,203万	9千円
国庫支出金	138億	1,544万	7千円
財産収入		793万	円
寄附金		200万	円
繰入金	17億	6,389万	6千円
諸収入	3億	6,483万	5千円
合 計	165億	8,614万	7千円

歳出予算は、

防 災 費		2,267万	4千円
社会福祉費	191億	1,866万	円
老人福祉費	448億	5,995万	4千円
児童福祉費	4億	5,939万	4千円
障害福祉費	156億	4,801万	円
生活保護費	25億	1,137万	8千円
災害救助費		6,847万	3千円
公衆衛生費	132億	1,538万	1千円
保健所費	18億	1,023万	9千円
医 薬 費	48億	2,247万	8千円
合 計	1,025億	3,664万	1千円

となっております。

当初予算の主な内容についてご説明いたします。

(医療人材の育成・確保について)

地域の需要に応じた医療人材の育成・確保を進め、誰もが必要なときに必要な医療を受けられる体制づくりに向けて各種事業を実施してまいります。

- 1 離島における医療提供体制の確保のため、ヘリコプターを活用した医師派遣による巡回診療に要する経費として、

1億 990万 4千円

- 2 県内医師の地域偏在等を解消し、地域医療の安定的な確保を図る「ながさき地域医療人材支援センター」の運営に要する経費及びへき地診療所等に勤務する前の医師の総合診療に必要な研修費用の助成に要する経費として、

7,643万 4千円

- 3 県内で不足する専門医の確保を図るため、研修医等に研修資金を貸与する経費として、

1,800万 円

- 4 看護師等養成所（民間立養成所）の教育内容の充実を図り、県内就業を促進するため、専任教員経費、部外講師謝金、教材費等運営に係る経費として、

1億4,855万 2千円

などを計上いたしております。

（介護・福祉人材の育成・確保について）

地域包括ケアシステムの構築実現を支える介護・福祉人材の育成・確保に向けて各種事業を実施してまいります。

- 1 介護分野への参入を促進するため、小中高生に介護の仕事のやりがいや魅力を伝えとともに、離島における介護人材確保対策、介護未経験者への入門的研修等の実施、

介護福祉士修学資金貸付による介護福祉士養成施設入学者確保対策及び8つの老人福祉圏域毎に、地域課題を解決するために行う介護人材確保の取組に要する経費として、

5, 666万 4千円

- 2 介護人材の不足に対応するため、留学生や技能実習生など、在留資格に応じた外国人介護人材の確保対策に要する経費として、

1, 767万 3千円

- 3 介護職員の労働環境・処遇改善を図るため、介護事業所への介護ロボット・ICTの普及を促進するとともに、モデル的に生産性向上・業務改善に取り組む事業所への支援及び介護職員等の給与改善に資する処遇改善加算取得の支援に要する経費として、

2, 340万 2千円

などを計上いたしております。

(健康の保持増進と生活習慣病の予防について)

健康長寿日本一の実現に向け、生活習慣病予防の基本である食事や運動等の生活習慣の改善や特定健診受診率向上に取り組むなど、各種事業を実施してまいります。

- 1 「ながさき3MYチャレンジ」の普及啓発に加え、直売所等と連携した野菜摂取の促進、総合型地域スポーツクラブ等指導者講習会の開催等、県民自らの主体的な健康づくりの取組を促す経費として、

1, 451万 1千円

- 2 健康増進法の一部改正に対応し、望まない受動喫煙の防止を図るための体制を整備する経費として、

842万 3千円

- 3 「歯なまるスマイルプランⅡ」に基づき、成人歯科保健対策などの各種歯科保健施策を引き続き展開するとともに、高齢者の口腔ケアを通じたフレイル対策を行う歯科保健指導モデル事業を拡充するための経費として、

468万 2千円

などを計上しております。

(高齢者の社会参加と活躍促進について)

高齢者の「活躍の場」を創出し、元気で生きがいのある暮らしの実現に向けて各種事業を実施してまいります。

- 1 老人クラブ活動の一層の活性化、県ねんりんピックの開催、全国健康福祉祭への選手団派遣等により、高齢者の生きがいづくりや健康づくりを推進する経費として、

1億 1,313万 5千円

- 2 高齢者が元気で生きがいをもって活躍できる社会の実現に向け、就業から社会参加まで気軽に相談できる窓口や、市町等と連携した機運醸成のためのセミナー開催等を一体的に実施する「生涯現役応援センター」の設置・運営経費として、

2,926万 8千円

などを計上いたしております。

(医療提供体制の整備・充実について)

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じた医療提供体制の整備・充実に向けて各種事業を実施してまいります。

- 1 地域に必要な医療提供体制の確保を図るため、地域医療構想に基づく病床の機能分化・連携のための施設・設備整備に対する助成等に要する経費として、

1億 2,107万 円

- 2 安心して出産・子育てができる医療体制を構築するため、周産期母子医療センターの運営に対する支援や、周産期医療従事者への緊急時における母体救命のための実践的なトレーニングの実施等に要する経費として、

1億 5,318万 4千円

- 3 在宅医療の推進を図るため、在宅医療への理解促進や在宅医療を担う多職種に対する研修会の実施、在宅歯科診療のネットワークの構築等に要する経費として、

908万 2千円

などを計上いたしております。

(地域包括ケアシステムの構築について)

高齢者がいくつになっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けて各種事業を実施してまいります。

- 1 地域包括ケアシステムの早期構築を図るため、全市町で策定したロードマップに基づく取組を促進するとともに、将来人口推計や福祉資源等の地図上での可視化による課題把握・分析をする経費として、

934万 5千円

- 2 訪問看護サポートセンターを中心として訪問看護事業者や訪問看護師の相談支援等を実施するとともに、訪問看護事業所における訪問看護未経験者の確保を支援する経費として、

1,218万 9千円

などを計上いたしております。

(認知症支援体制の整備について)

認知症の人の意思が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症支援体制の強化に向けて各種事業を実施してまいります。

- 1 認知症に対する早期段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい理解に基づく本人や家族への支援などを通して、地域における総合的・継続的な支援体制を構築するための経費として、

2, 995万 2千円

- 2 地域における認知症支援体制の構築を推進するとともに、認知症サポートセンターを中心として若年性認知症の方やその家族に対する相談支援を実施する経費として、

925万 2千円

- 3 認知症介護の水準向上と指導者養成を目的とした介護従事者への研修や、医療専門職の実践的な認知症対応力向上等のための研修に要する経費として、

956万 4千円

などを計上いたしております。

(障害者支援等の充実について)

依存症患者及び家族が適切な支援・治療を受けられる体制の強化及びスポーツや芸術文化活動を通じた障害者の社会参加の推進に向けて各種事業を実施してまいります。

- 1 依存症患者及び家族が抱える多様な問題、課題に対し適切な支援、治療が受けられる体制の整備や予防教育等を強化する経費として、

2, 613万 9千円

- 2 東京2020パラリンピック聖火の元となる長崎県の火を東京都で開催される全国集火式へ送り出す「出立」イベント開催等の経費として、

476万 1千円

- 3 障害者の芸術文化活動を推進するため、障害者芸術文化活動支援センターを設置し、相談支援、人材育成、ネットワーク構築等の取組を支援する経費として、

200万 円

を計上いたしております。

(生活困窮者等の支援について)

県民の方々が安定・安心した生活を営めるよう、引き続きセーフティネットの施策を実施してまいります。

- 1 生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対する自立相談支援事業や家計改善支援事業等を実施する経費として、

5, 579万 5千円

- 2 被保護世帯の自立を推進するための生活保護措置費として、

24億 783万 3千円

などを計上いたしております。

(佐世保こども・女性・障害者支援センターの建て替えについて)

老朽化し狭隘でもある佐世保こども・女性・障害者支援センターを建て替え、児童相談所等の環境整備を図るため、設計及び建設工事に要する経費として

5億 4,006万 9千円

を計上いたしております。

(社会福祉施設等の指導監査について)

社会福祉法人・施設、介護サービス事業者及び障害福祉サービス事業者等の法令遵守、

適正なサービスの提供及び適正な運営の確保並びに措置等実施機関の適正な事務の確保のために実施する指導監査に要する経費として、

3, 9 6 4 万 4 千円

を計上いたしております。

(病院企業団への助成について)

長崎県病院企業団に対する不採算医療への経費負担をはじめ、施設・設備整備、医療従事者の確保、医師の研修への助成等により、離島を含む地域医療の維持・確保を図ってまいります。

- 1 国の繰出基準に基づく特殊疾病にかかる増嵩費用及び企業債元利償還金など本土の企業団病院への助成に要する経費として、

1 2 億 8 1 8 万 2 千円

- 2 国の繰出基準に基づく特殊疾病にかかる増嵩費用及び企業債元利償還金、医療技術修学資金など離島の企業団病院への助成に要する経費として、

7 億 2, 3 8 3 万 2 千円

- 3 県養成医の臨床研修等への助成に要する経費として、

9, 7 7 8 万 円

- 4 本部人件費及び研究研修事業等企業団の本部運営への助成に要する経費として、

3, 1 8 3 万 7 千円

を計上いたしております。

(薬務行政について)

医薬品等の安全対策及び適正使用の推進や後発医薬品の使用促進を図るとともに、認

定薬局の整備促進や抗インフルエンザウイルス薬の備蓄に要する経費のほか、麻薬・覚せい剤、危険ドラッグ等の薬物乱用対策等に要する経費として、

1 億 1 0 8 万 9 千円

を計上いたしております。

(国民健康保険について)

医療費の増加等により運営が厳しくなっている中、国民健康保険事業の運営の安定化を図るため、今後も、県の役割を踏まえ、財政支援等を行ってまいります。

- 1 国民健康保険特別会計の交付金の一部に充てるため、都道府県繰入金として、

8 0 億 4, 5 3 5 万 9 千円

- 2 低所得者の保険料軽減等を図るため、保険基盤安定負担金として、

5 5 億 4, 0 8 0 万 8 千円

- 3 高額な医療費発生に対応するため、高額医療費負担金として、

1 2 億 1, 3 0 1 万 1 千円

- 4 特定健康診査・特定保健指導を行うため、特定健康診査等負担金として、

2 億 7, 4 9 0 万 6 千円

などを計上いたしております。

(後期高齢者医療費について)

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、長崎県後期高齢者医療広域連合及び市町に対し財政支援を行ってまいります。

- 1 医療給付に対する負担金として、

1 7 7 億 4, 3 4 0 万 7 千円

2 高額な医療費に対する支援のため、高額医療費負担金として、

8億 4,881万 7千円

3 低所得者等の保険料軽減分を補填するため、保険基盤安定負担金として、

33億 5,013万 5千円

などを計上いたしております。

(指定難病対策費について)

国が定める指定難病について、医療費の公費負担等に要する経費として、

25億 2,831万 7千円

などを計上いたしております。

(介護保険の運営支援について)

市町等保険者の介護保険財政が安定的に運営されるための介護給付費の県費負担金など、適切な事業運営を支援する経費として、

198億 7,099万 9千円

を計上いたしております。

(原爆被爆者の援護について)

被爆者援護法等に基づき、被爆者及び被爆体験者の立場に立った施策を推進してまいります。

1 被爆者に対する各種手当の支給など、援護に要する経費として、

52億 6,200万 9千円

2 被爆体験者への医療費の支給等に要する経費として、

1億 4,695万 7千円

3 在外被爆者支援のため、現地での医療費助成や健康相談事業などに要する経費として、

8億 3,597万 8千円

などを計上いたしております。

(原爆医療施設及び原爆養護施設への助成について)

日本赤十字社長崎原爆病院の医療機器等の設備整備への助成を実施するとともに原爆被爆者特別養護ホームかめだけの設備整備への助成に要する経費として、

6,545万 5千円

を計上いたしております。

(債務負担行為について)

佐世保こども・女性・障害者支援センター建替費につきましては、佐世保こども・女性・障害者支援センターの工事に要する期間が複数年となるため、令和3年度の債務負担行為として、

2億 2,919万 円

健康診断費につきましては、令和3年4月1日から実施が必要な原爆被爆者健康診断委託の契約準備期間を確保するため、令和3年度の債務負担行為として、

1億 2,059万 9千円

原爆被爆者援護費につきましては、令和3年4月1日から実施が必要な原子爆弾被爆者養護ホーム入所事業委託等の契約準備期間を確保するため、令和3年度の債務負担行為として、

2億 3,494万 2千円

このほか、福祉保健行政に係る県有施設等管理業務、事務機器貸借及び機器等保守業務等に要する経費について、債務負担を行うものであります。

次に、第13号議案 令和2年度長崎県国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

歳入予算は、

分担金及び負担金	437億 2,678万 6千円
国庫支出金	454億 8,811万 5千円
財産収入	234万 6千円
繰入金	95億 9,981万 6千円
繰越金	28億 円
諸収入	549億 6,905万 8千円
合 計	1,565億 8,612万 1千円

歳出予算は、

社会福祉費	1,565億 8,612万 1千円
合 計	1,565億 8,612万 1千円

となっております。

国民健康保険法の改正により、平成30年度から県も国民健康保険の保険者となり、国保財政運営の中心的な役割を担っております。

県全体で必要となる保険給付費等の支出の額を見込み、その財源の一部を市町から納付金として徴収し、市町には保険給付費等に必要な額を交付金として支払うものであります。

(債務負担行為について)

総務管理費につきましては、令和3年4月1日から実施が必要な国民健康保険運営に係るシステム保守業務等について契約準備期間を確保するため、令和3年度の債務負担

行為として、

130万 7千円

を計上いたしております。

次に、第77号議案 令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、

使用料及び手数料		1,905万	6千円の減
国庫支出金	1億	8,552万	7千円の減
財産収入		225万	2千円の減
繰入金	3億	129万	5千円の減
諸収入	4億	4,399万	1千円の増
合計		6,413万	9千円の減

歳出予算は、

社会福祉費		1,715万	2千円の減
老人福祉費	7億	8,193万	1千円の減
児童福祉費		35万	4千円の減
障害福祉費	1億	3,797万	8千円の増
生活保護費		2,992万	3千円の減
災害救助費		72万	円の増
公衆衛生費		6,010万	7千円の増
保健所費		682万	円の減
医薬費	1億	8,260万	6千円の減
合計	8億	1,998万	1千円の減

となっております。

この結果、令和元年度の福祉保健部所管の歳出予算は、

1, 020億 5, 833万 3千円

となります。

補正予算の主な内容についてご説明いたします。

社会福祉費につきましては、国民健康保険保険基盤安定負担金の減などにより、

1, 715万 2千円

を減額いたしております。

老人福祉費につきましては、後期高齢者医療給付費県費負担金の所要見込額の減などにより、

7億 8, 193万 1千円

を減額いたしております。

児童福祉費につきましては、職員給与費の所要見込額の減により、

35万 4千円

を減額いたしております。

障害福祉費につきましては、障害児通所給付費県費負担金の所要見込額の増などにより、

1億 3, 797万 8千円

を増額いたしております。

生活保護費につきましては、生活保護扶助費の所要見込額の減などにより、

2, 992万 3千円

を減額いたしております。

災害救助費につきましては、市町に対する東日本大震災支援経費の求償支払額の増などにより、

72万 円

を増額いたしております。

公衆衛生費につきましては、指定難病医療費の所要見込額の増などにより、

6, 010万 7千円

を増額いたしております。

保健所費につきましては、保健所運営費の所要見込額の減などにより、

682万 円

を減額いたしております。

医薬費につきましては、病床機能分化・連携推進事業補助金の所要見込額の減などにより、

1億 8, 260万 6千円

を減額いたしております。

(繰越明許費について)

施設整備に対する助成事業において、補助対象機関による事業者選定や工法検討に不測の時間を要し、年度内に適切な工期を確保することができないことなどから、

民間社会福祉活動育成費	1, 524万 円
老人福祉施設整備費	2億 8, 293万 円
地域医療介護総合確保基金事業費	5億 6, 765万 6千円
障害福祉施設整備費	1, 087万 7千円
障害者施設支援給付費	9, 735万 1千円
合 計	9億 7, 405万 4千円

について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

(債務負担行為について)

認知症疾患医療センター（基幹型）運営事業費につきましては、令和2年4月1日か

ら実施が必要な救急・急性期患者に対する空床を確保するため、令和２年度の債務負担行為として、

800万 円

を計上いたしております。

次に、第８８号議案 令和元年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第１号）についてご説明いたします。

歳入予算は、

国庫支出金	5,362万 4千円の減
財産収入	226万 7千円の減
繰入金	6億 512万 9千円の増
繰越金	6億 1,173万 円の減
諸収入	1,915万 7千円の増
合計	4,333万 5千円の減

歳出予算は、

社会福祉費	4,333万 5千円の減
合計	4,333万 5千円の減

となっております。

これは、国民健康保険保険給付費等交付金の減などによるものであります。

最後に、令和元年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和元年度予算につきましては、今議会において補正をお願いいたしておりますが、歳入におきまして国庫補助金等に未確定のものがあり、また、歳出におきましても、年間の執行額の確定に伴い整理を要するものがあります。

従いまして、これらの調整、整理を行うため、3月末をもって、令和元年度予算の補正を知事専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和 2 年 2 月定例県議会

文教厚生委員会関係議案説明資料

福 祉 保 健 部

予算決算委員会・分科会でご説明いたしました予算議案の部分を除く福祉保健部関係の議案についてご説明いたします。

今回ご審議をお願いしておりますのは、

第18号議案 長崎県手数料条例の一部を改正する条例のうち関係部分

第33号議案 長崎県無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例

第34号議案 長崎県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例

第35号議案 長崎県業務関係手数料条例の一部を改正する条例

の4件であります。

議案の内容につきましてご説明いたします。

第18号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」のうち関係部分につきましては、調理師試験手数料について、厚生労働大臣が指定する指定試験機関が定める手数料の改定に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第33号議案「長崎県無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例」につきましては、生計困難者のために、無料又は低額な料金で簡易住宅の貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業について、国が定める基準に基づき、必要な事項を定めようとするものであります。

第34号議案「長崎県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例」につきましては、平成21年度から国の医療施設耐震化臨時特例交付金の交付を受けて実施した医療施設耐震化臨時特例基金事業が終了し、令和元年度に基金残高を国へ返還することから、長崎県医療施設耐震化臨時特例基金を廃止しようとするものであります。

第35号議案「長崎県業務関係手数料条例の一部を改正する条例」につきましては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に

関する法律」による毒物及び劇物取締法の一部改正及び「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」による覚せい剤取締法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案外の主な所管事項事項についてご説明いたします。

（長崎県外来医療計画及び長崎県医師確保計画の策定について）

「長崎県外来医療計画」及び「長崎県医師確保計画」につきましては、11月定例県議会文教厚生委員会において、素案に対するご意見をいただいた後、パブリックコメントを実施し、各圏域の地域医療構想調整会議、長崎県保健医療対策協議会等から意見聴取を行いました。

今後、県議会のご意見を踏まえ、長崎県医療審議会の諮問を経て、3月末までに計画を策定し、計画に基づき、県民に対して良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に努めてまいります。

（地方創生の推進について）

地方創生の推進に向けて策定を進めております第2期総合戦略については、去る11月定例会において素案をお示しし、ご議論いただいたところであります。

県においては、素案に対する県議会でのご議論や有識者による懇話会等からのご意見に加え、12月からパブリックコメントを実施するなど、広く県民のご意見をお伺いした上で、市町と緊密な連携を図りながら、最終案をとりまとめ、今定例会にお示ししております。

なお、施策体系のうち福祉保健部では、「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」において、医療・介護・福祉人材の育成・確保や、いつまでも健康で生涯を通じて学び、活躍できる社会の実現などに、「夢や希望のあるまち、持続可能な地域を

創る」においては、地域の医療・介護等のサービス確保などの施策に積極的に取り組んでまいります。

今後、今定例会でのご意見を十分踏まえた上で、3月までに策定し、公表してまいります。

(新型コロナウイルス感染症対策について)

昨年12月に、中華人民共和国湖北省武漢市で発生報告があった新型コロナウイルス感染症については、日本を含め多くの国と地域に拡大しており、1月30日に世界保健機関(WHO)において、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」に当たるとの宣言がなされ、国際的な感染症に位置付けられました。

このような事態を受け、県では、感染予防対策として、県内の全保健所に健康相談窓口を設置して予防啓発に努めるとともに、福祉保健部にワンストップ窓口を設けるなど、県民の様々な相談に対応できる体制を整備し、併せて、関連情報はホームページを通じて公開しております。

医療体制としては、1月31日から県環境保健研究センターにおいて、県内でも行政検査が可能となり、また、2月1日より新型コロナウイルス感染症が感染症法に定める「指定感染症」に位置付けられたことから、感染した場合でも安心して入院できるよう医療費の公費負担が可能となりました。更に、国からの要請を受けて、2月7日からは、湖北省への渡航歴がある方等の専門の相談窓口である「帰国者・接触者相談センター」を各保健所に設置し、必要な場合には、専門医療機関での受診が可能となっております。

これらの対策については、長崎県医師会や長崎大学の専門家のご意見も伺いながら進めており、また、県健康危機管理担当課長会議を通じて、県の関係部局が連携し情報を共有しながら対応を進めているところです。

引き続き、新型コロナウイルス感染症に関する最新の情報に注視しつつ、国及び関

係団体と連携を図りながら、感染症対策にしっかりと取り組んでまいります。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和2年2月定例県議会

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料

こども政策局

こども政策局関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第 1 号議案 令和 2 年度長崎県一般会計予算のうち関係部分

第 2 号議案 令和 2 年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

第 77 号議案 令和元年度長崎県一般会計補正予算（第 6 号）のうち関係部分
の 3 件であります。

はじめに、第 1 号議案「令和 2 年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分について、
ご説明いたします。

令和 2 年度は、「長崎県総合計画チャレンジ 2020」に掲げる「地域 みんなが
支えあう長崎県」、「次代を担う『人財』豊かな長崎県」の実現に向け、「長崎県子
育て条例」に基づき、安心して子どもを生み育てることができ、子どもが生まれてき
てよかったと感じる社会となるよう、県民総ぐるみの子育て支援、結婚、妊娠・出産
から育児までの一貫した切れ目ない支援、きめ細やかな対応が必要な子どもや家庭に
対する支援など、各種施策の充実・強化と新たな事業展開を図ってまいります。

歳入予算は、

使用料及び手数料	4 1 1 万 7 千円
国庫支出金	3 6 億 2, 7 4 7 万 8 千円
財産収入	1 9 0 万 円
寄附金	2 3 万 円
繰入金	1 億 7, 6 5 7 万 円
諸収入	2, 7 6 4 万 2 千円
合 計	3 8 億 3, 7 9 3 万 7 千円

歳出予算は、

社 会 福 祉 費		5, 2 9 6 万 9 千円
児 童 福 祉 費	2 5 0 億	8, 3 4 5 万 3 千円
障 害 福 祉 費		1, 5 8 7 万 6 千円
公 衆 衛 生 費	3 億	9, 8 2 5 万 5 千円
教 育 総 務 費		1 3 8 万 2 千円
私立学校振興費	1 0 億	2 3 8 万 5 千円
合 計	2 6 5 億	5, 4 3 2 万 円

となっております。

当初予算の主な内容について、ご説明いたします。

(結婚・妊娠・出産・子育て支援の強化について)

婚姻率の低下及び晩婚化、晩産化の進行による夫婦の出生力の低下などによる少子化に歯止めをかけるため、市町、企業・団体との連携を更に深めながら、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を強化してまいります。

- 1 長崎県婚活サポートセンターによる相談業務やお見合いデータマッチングシステムの運営及び利用会員の拡大キャンペーンの実施、婚活サポーターによる縁結び活動の推進、各種セミナー・イベントの充実等、結婚を望む独身男女の婚活への支援に要する経費として、

4, 0 1 5 万 5 千円

- 2 体外受精等の不妊治療を行う夫婦の経済的負担軽減を図るための特定不妊治療費に対する助成、支援を必要とする妊産婦を早期に把握し、適切な支援へとつなげるための医療や行政などの関係機関間のネットワーク構築等に要する経費として、

9, 9 9 9 万 2 千円

3 県民が希望どおりに結婚、妊娠・出産し、安心して子育てができる社会の実現に向けた、企業・団体による応援宣言の実施、ボランティア活動への参加促進、マスメディアと連携した情報発信など、行政、企業・団体及び県民が一体となった取組に要する経費として、

1, 685万 3千円

4 「合計特殊出生率」の分析によって明らかとなった少子化要因の改善を図るため、市町が新たに取り組む少子化対策への支援に要する経費として、

5, 727万 9千円

5 保育士・保育所支援センターによる潜在保育士の再就職支援、保育士の処遇改善のためのキャリアアップ研修の実施、子育て支援員研修の周知拡大等に要する経費として、

1億 9, 691万 2千円

を計上いたしております。

(子ども・子育て支援新制度への対応について)

子ども・子育て支援新制度のもと、地域の実情に応じた質の高い教育・保育が総合的かつ効率的に提供されるよう、市町と連携して提供体制を確保し、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指してまいります。

1 認定こども園、保育所、幼稚園に対する給付に関する経費及び地域の実情に応じた子育て支援の充実に対する経費として、

136億 6, 648万 5千円

2 放課後児童クラブの運営に関する経費として、

13億 5, 917万 2千円

を計上いたしております。

(保育所等における待機児童対策について)

保育所、認定こども園等における待機児童対策を図るため、施設整備の助成に要する経費として、

7億 5,756万 7千円

放課後児童クラブ等の充実を図るため、施設整備の助成に要する経費として、

6,938万 5千円

を計上いたしております。

(私立幼稚園の振興について)

私立幼稚園の振興を図るため、運営費及び預かり保育事業等に要する経費として、

8億 3,734万 8千円

を計上いたしております。

(幼稚園、保育所等の耐震化の推進について)

子どもたちが生活や学習する場の安全を確保するため、幼稚園、保育所等の耐震化を促進する経費として、

1億 5,461万 1千円

を計上いたしております。

(県民総ぐるみの子育て支援や子どもを取り巻く有害環境対策の推進について)

子どもたちの心の根っこを育てるために、大人のあり方を見直し、大人みんなで子どもを育てる県民運動「ココロねっこ運動」の普及啓発等に要する経費として、

1,595万 3千円

インターネットやSNS上の有害な情報から子どもたちを守り、健全育成を図るた

め、メディア安全指導員の養成及び派遣、ネットパトロール講習会等に要する経費として、

148万 2千円

を計上いたしております。

(社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者等への支援について)

不登校やひきこもり、ニート等、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者のための総合相談センターの運営や、各種専門機関との連携会議の開催に要する経費として、

1,595万 5千円

を計上いたしております。

(子育て家庭の経済的負担軽減について)

児童を養育する家庭の生活安定に寄与するため、児童手当の支給に要する経費として、

30億 4,629万 7千円

乳幼児が安心して医療を受けられるよう、乳幼児医療費助成に要する経費として、

7億 3,700万 7千円

を計上いたしております。

(母子保健の充実について)

母子保健に係る各種検査の実施による疾病予防、相談等による健康支援、身体の障害や特定の疾病等がある児童の医療費助成等に要する経費として、

2億 6,053万 8千円

を計上いたしております。

(障害のある子ども等への支援について)

発達障害により特別な支援を要する子どもが、特性に応じた適切な支援が受けられるよう指導者の資質向上にかかる研修の実施、乳幼児期からの切れ目ない支援を提供するための体制の構築、発達障害に対する支援を総合的に行なう拠点である発達障害者支援センター「しおさい」の運営等に要する経費として、

2, 4 6 2 万 4 千円

を計上いたしております。

(総合的な児童虐待防止対策の推進について)

要保護児童の一時保護、児童虐待の早期発見・早期対応の促進、被虐待児童の心のケア及び虐待を加えた保護者への指導等を行うほか、児童相談所への弁護士の定期的な配置や児童家庭支援センター運営費の補助、児童相談所や市町職員に対する資質向上のための研修実施等に要する経費として、

1 億 7, 4 6 9 万 5 千円

を計上いたしております。

(社会的養護体制の充実について)

社会的養護が必要な児童が、家庭と同様の環境で養育できるよう、里親への委託を推進するために、里親の支援等を行う里親相談支援員の長崎・佐世保両こども・女性・障害者支援センターへの配置や、里親育成センターによる里親制度の広報啓発及び各種研修等に要する経費として、

1, 9 0 5 万 8 千円

を計上いたしております。

(婦人保護対策について)

DV被害者等に対する相談から自立までの切れ目のない支援を行うため、長崎・佐世保両こども・女性・障害者支援センターにおける相談支援、一時保護所や婦人保護施設の運営、一時保護所退所後に心身の回復を図るステップハウスの運営等に要する経費として、

5, 296万 9千円

を計上いたしております。

(ひとり親家庭等の支援や子どもの貧困対策について)

ひとり親家庭の自立を図るために必要な就業支援や資格取得への助成並びに子どもの貧困対策のために、民間団体のノウハウを活用し、市町における事業構築の支援や保護者・支援者からの相談対応体制の強化に要する経費として、

6, 643万 3千円

ひとり親家庭への経済的支援のため、児童扶養手当の支給等に要する経費として、

6億 4, 357万 4千円

を計上いたしております。

(債務負担行為について)

令和3年4月1日から履行する長崎県婚活サポートセンター事業業務委託に係る令和3年度の債務負担行為として、

3, 965万 5千円

令和3年4月1日から履行するながさき子育て応援ネット・アプリ運営及び管理運用業務委託に係る令和3年度の債務負担行為として、

177万 円、

令和3年4月1日から履行する長崎県子ども・若者総合相談センター業務委託に係る令和3年度の債務負担行為として、

1,563万 8千円

令和3年4月1日から履行するDV被害者等自立支援・ステップハウス運営委託に係る令和3年度の債務負担行為として、

1,629万 9千円

令和3年4月1日から履行する長崎県ひとり親家庭等自立促進センター事業委託に係る令和3年度の債務負担行為として、

1,351万 4千円

佐世保子ども・女性・障害者支援センター調理業務委託契約を複数年とするため、令和3年度から令和5年度までの債務負担行為として、

2,442万 円

を計上いたしております。

次に、第2号議案「令和2年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算」について、ご説明いたします。

歳入予算は、

繰 入 金 281万 3千円

繰 越 金 1,676万 2千円

諸 収 入	1 億 4, 8 1 8 万 3 千円
県 債	5 2 0 万 円
合 計	1 億 7, 2 9 5 万 8 千円

歳出予算は、

母子父子寡婦福祉費	1 億 7, 2 9 5 万 8 千円
合 計	1 億 7, 2 9 5 万 8 千円

となっております。

これは、母子及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立等を図り、併せてその扶養している児童の福祉を推進するために、修学資金、就学支度資金等を貸し付けるものであります。

次に、第 7 7 号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第 6 号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

歳入予算は、

国 庫 支 出 金	3 億 3, 5 3 8 万 6 千円の減
財 産 収 入	6 千円の増
寄 附 金	2, 0 0 0 万 円の増
繰 入 金	4 億 5, 6 1 1 万 5 千円の減
諸 収 入	2 億 2 8 4 万 1 千円の増
合 計	5 億 6, 8 6 5 万 4 千円の減

歳出予算は、

社 会 福 祉 費	2 4 6 万 2 千円の増
児 童 福 祉 費	7 億 9, 8 1 4 万 7 千円の減
障 害 福 祉 費	1 5 0 万 9 千円の増
公 衆 衛 生 費	4, 1 4 3 万 8 千円の増

教 育 総 務 費 1 4 2 万 8 千円の減

私立学校振興費 2 億 1, 4 4 0 万 7 千円の減

合 計 9 億 6, 8 5 7 万 3 千円の減

となっております。

この結果、令和元年度のこども政策局所管の一般会計歳出予算総額は、

2 4 6 億 9, 1 7 1 万 5 千円

となります。

補正予算の主な内容について、ご説明いたします。

社会福祉費につきましては、平成30年度の婦人相談所事業の実績に基づく国への返還金に要する経費等として、

2 4 6 万 2 千円

を増額いたしております。

児童福祉費につきましては、認定こども園、保育所、幼稚園を通じた共通給付にかかる負担金の実績見込みに伴う減等により、

7 億 9, 8 1 4 万 7 千円

を減額いたしております。

障害福祉費につきましては、平成30年度の発達障害者支援事業の実績に基づく国への返還金に要する経費として、

1 5 0 万 9 千円

を増額いたしております。

公衆衛生費につきましては、小児慢性特定疾病医療費助成の実績見込みに伴う増等により、

4, 1 4 3 万 8 千円

を増額いたしております。

教育総務費につきましては、幼稚園の人材確保支援事業の実績見込みに伴う減により、

142万 8千円

を減額いたしております。

私立学校振興費につきましては、幼稚園耐震化促進事業の実績見込みに伴う減等により、

2億 1,440万 7千円

を減額いたしております。

最後に、令和元年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和元年度予算につきましては、今議会において補正をお願いいたしておりますが、歳入におきまして国庫補助金等に未確定のものがあり、また、歳出におきましても、年間の執行額の確定に伴い整理を要するものがあります。

従いまして、これらの調整、整理を行うため、3月末をもって、令和元年度予算の補正を知事専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和２年２月定例県議会

文教厚生委員会関係議案説明資料

こども政策局

予算議案の部分を除くこども政策局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第36号議案「長崎県子育て条例の一部を改正する条例」

第37号議案「長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営
の基準に関する条例の一部を改正する条例」

第75号議案「長崎県子育て条例行動計画について」
の3件であります。

議案の内容についてご説明いたします。

第36号議案「長崎県子育て条例の一部を改正する条例」につきましては、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、現在の社会情勢に合ったものとなるよう、所要の改正をしようとするものであります。

第37号議案「長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令の公布に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第75号議案「長崎県子育て条例行動計画について」につきましては、「長崎県子育て条例」がめざす、県民総ぐるみで、長崎県の次代を担う子どもが夢と希望を持って成長できる環境を整備し、安心して子どもを生み育てることのできる社会の実現のため、平成27年度に策定した「長崎県子育て条例行動計画（平成27年度～平成31年度）」の後継計画として策定しようとするものであります。

議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

(長崎県社会的養育推進計画について)

長崎県社会的養育推進計画については、昨年11月に定例県議会文教厚生委員会において、素案に対するご意見をいただいた後、パブリックコメントを実施するとともに、去る1月29日に開催した長崎県社会的養育推進計画策定委員会において、ご意見を頂き、最終案をとりまとめたところです。

今後、県議会でのご意見を踏まえ、3月までに計画を策定し、公表するとともに、その実現に向け、各種取組を着実に進めてまいります。

(長崎県子どもの貧困対策推進計画の策定について)

長崎県の子どもの貧困対策を総合的に進めるために、平成28年3月に策定した「長崎県子どもの貧困対策推進方針」については、本年度、計画期間の終期を迎えるため、令和2年度から6年度までを計画期間とする新たな計画を策定することとしております。

策定にあたっては、昨年11月29日に閣議決定がなされた国の「子供の貧困対策に関する大綱」の内容や、昨年4月に公表した「長崎県子どもの生活に関する実態調査」の分析結果等を踏まえ、長崎県子育て条例推進協議会等において、ご意見を伺いながら作業を進めていくこととしております。

今後、6月頃を目処に素案を作成し、県議会のご意見を伺いながら、パブリックコメント等を実施し、令和2年10月の策定を目指してまいります。

(結婚支援事業の推進について)

婚活サポートセンターを核に実施している結婚支援については、今年度は100組の成婚報告を目指し、市町・団体と連携して取り組んでいるところであり、1月末

時点で85組の報告をいただいております。

主な取組である「お見合いデータマッチングシステム」については、今年度から、県が設置しているセンター本所の開所時間を拡大するとともに、会員登録やお相手探しができる市町窓口の増加を図るなど、市町とも連携を深めながら、会員の皆様の利便性向上に努めております。

今後とも、独身の方が望む出会いを提供できる環境づくりに努め、1人でも多くの方が結婚を迎えられるようサポートしてまいります。

(児童福祉施設等から就職・進学する児童の集いについて)

この春から、就職や進学により、県内の児童養護施設や里親等のもとから社会へ巣立っていく約60名の子ども達に対して、自立の一助となるように「児童福祉施設等就職・進学児童の集い」を3月7日、長崎市において開催することとしております。

当日は、社会生活に必要な金銭管理に関する講義やマナー講座のほか、施設を退所した先輩からの体験談など、子ども達の今後の生活に役立つような内容としており、子ども達が、これまでの成長を見守っていただいた施設職員や里親等の方々への感謝を忘れず、社会の中で力強く成長していくことを祈念しております。

(地方創生の推進について)

地方創生の推進に向けて策定を進めております第2期総合戦略については、去る11月定例会において素案をお示しし、ご議論いただいたところであります。

県においては、素案に対する県議会でのご議論や有識者による懇話会等からのご意見に加え、12月からパブリックコメントを実施するなど、広く県民のご意見をお伺いした上で、市町と緊密な連携を図りながら、最終案をとりまとめ、今定例会にお示ししております。

なお、施策体系のうちこども政策局分では、「地域で活躍する人材を育て、未来を

令和 2 年 2 月定例県議会

文教厚生委員会関係議案説明資料
(追加 1)

こども政策局

【文教厚生委員会関係議案説明資料 こども政策局 3 頁 8 行目から 1 5 行目を削除し、次のとおり挿入する。】

(児童福祉施設等から就職・進学する児童の集いについて)

この春から、就職や進学により、県内の児童養護施設や里親等のもとから社会へ巣立っていく約 6 0 名の子ども達に対して、自立の一助となるように「児童福祉施設等就職・進学児童の集い」を 3 月 7 日、長崎市において開催することとしておりましたが、国から、去る 2 月 2 6 日に今後 2 週間は、多数の方が集まるような行事等の中止、延期等の対応の要請がなされたことや、同月 2 7 日には春休みに入るまで全国の小中学校、高校や特別支援学校を臨時休校にする要請がなされたことなどを踏まえ、一堂に会しての集いから、各施設等において記念品等を授与していただく方法に見直すことといたしました。

子ども達が、これまでの成長を見守っていただいた施設職員や里親等の方々への感謝を忘れず、社会の中で力強く成長していくことを祈念しております。